第23回教育委員会定例会　案件表

○ 日　時

令和5年12月8日(金)　　午前10時00分から

○ 議　題

１　議　案

(1) 議案第46号　　令和５年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について（資料1）

２　陳　情

(1) 令和4年陳情第1号　　ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第3号　　区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

３　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和５年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕（資料2-1、2-2）

４　報　告

(1) 教育長報告

① 令和５年第四回練馬区議会定例会提出議案について（資料3）

② 第３次みどりの風吹くまちビジョン（素案）について（参考資料1～4）

③ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）について（参考資料5～7）

④ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）について（資料4-1～4-3）

⑤ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）について（資料5-1～5-3）

⑥ 教職員による児童生徒への性暴力等の防止に向けた取組について（資料6）

⑦ その他

資　料　1	

議案第４６号

令和５年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

上記の議案を提出する。

令和５年１２月８日

提出者　教育長　　堀　　和　夫

令和５年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和５年12月８日
教育振興部教育総務課

令和５年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

令和５年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の実施に当たり、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」に基づき、下記の候補者３名を「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」という。）」として決定する。

記

１　「点検・評価に関する有識者」候補者氏名等（五十音順・敬称略）

氏　　名	現　　職
漆澤　その子	武蔵大学人文学部　教授
小櫃　智子	東京家政大学子ども支援学部　教授
冨士田　浩之	練馬区立中学校ＰＴＡ連合協議会　顧問

２　委嘱期間

委嘱の日から令和６年３月末日まで

３　委嘱内容

練馬区教育委員会の点検・評価における評価方法や評価案等に関して意見および助言を求める。

資　料　2	1

令 和 5 年 12 月 8 日
教育振興部教育総務課

令和５年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の重点施策の評価（案）について

3：施策が、とても良好に進んでいる。
2：施策が、良好に進んでいる。
1：施策が、良好に進んでいない。

○教育分野

1　教育の質の向上

重点施策　1-①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○ 障害児の受け入れのみならず、障害特性の理解などの職員への研修を実施してほしい。 ○ 幼保小連携の必要性は保護者からの要望が高いと受け止めている。管理職や教員・保育士だけの連携ではなく、子どもや保護者も交えた連携の在り方を工夫して、子どもたちが新しい環境に慣れ、生活できる体制を作ってほしい。一方で、一つの小学校に関係する幼稚園・保育園数は20～30園あると聞くので、工夫しながら進めてほしい。 ○ 小中一貫教育の取組として、児童生徒会の交流としてのあいさつ運動、部活動体験の実施を継続してほしい。 ○ 子どもの性被害、盗撮などの事案が発生した。児童生徒への人権教育だけではなく、教員が子どもの人権を守ることをもっと強調し続けることが大切だと考えられる。 ○ 小学校の４技能検定の実施により、英語教育が中学校で楽しく学べるきっかけとなることを期待する。 ○ 地場産物の食材を使用した給食を着実に継続していることは、食育の充実として評価できる。さらに効果を上げるために、生産者の話が聞ける機会を作ってほしい。 ○ 練馬の畑が多い地域の特性を活かして、実際に収穫体験や見学をして、教科書では学べない授業展開を増やしてほしい。 ○ 一人一人の効率的な学びと教員負担の軽減のために、AIドリルの活用を検討してほしい。 ○ タブレット端末や電子黒板の普及と共に授業の質もかなり改善されてきたと思う。児童が日常的に使っている様子や、タブレット端末で調べ学習をして、それを基にグループで話し合ってる様子が授業で見られるようになった。今後も課題を乗り越えながら、活用の促進に期待する。一方で、間違った情報に触れる機会も多くなる。情報の扱い方や自身を守る方法もしっかり教えていくことが重要であると考えられる。 ○ 「調べ学習」・「探究的な学習」での学習図書利用推進と言語能力の育成および環境教育をかねて、環境作文コンクールの復活を、教員の負担がなるべくかからない形式で、検討してもらいたい。
	2		
	2		
	2		

重点施策　1-②　教員の資質・能力の向上			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 管理職が生徒への性的暴行容疑で逮捕されるという事件は、身を粉にして働いている学校管理職にも大きなダメージを与えた。まずは、再発防止策が重要であり、防止策等を検討すべきだと考える。一方で、一生懸命子どものために働いている教員に対し学校訪問等で励ましてほしい。 ○ 勤務中に個人のスマートフォンを携帯して、不用意な写真撮影等を未然に防ぐためにも私物の学校内での使用、持ち歩きは厳禁としてほしい。 ○ 教員がいつでも不安や悩みを相談できるオンライン相談室の設置を検討してもらいたい。また、若手教員が相談しやすいように教育アドバイザーを増やしてほしい。 ○ タブレットの活用時間と授業の質が一致しないのは当然のことと思うが、ICT教育の推進の本質は先生方の授業力向上にあると考える。ICT機器を活用した質の高い授業ができるかどうかは、機器の活用能力だけではなく本来の授業力が基盤にあると思う。これからも授業力の向上に努めてほしい。 ○ 教員の業務負担軽減につながる様々な取組は評価できる。教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための工夫を今後も続けてほしい。 ○ スクールサポートスタッフが全校区立小中学校に配置されたことを評価する。一方で、まだまだ働き方改革について様々な観点から検討してほしい。また、研修などやるべきことはしっかりやるという姿勢も大切にしていかなければと思う。担任の先生が気持ちにゆとりをもつことで、子どもたちの悩みを見過ごさないことを期待する。
	2		
	2		
	2		

重点施策　1-③　学校の教育環境の整備			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいることは評価できる。 ○ 近年は異常な暑さであることから、早急に体育館の空調設備を設置してほしい。 ○ 子どもたちの感性を育むために、建物や設備だけでなく、自然の良さを感じる校内環境の整備にも注力してほしい。 ○ 学校施設の有効活用も推進してほしい。 ○ 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられる。これは区内だけではなく、区外の学校も同様で、防犯意識が次第に低下してきているのかと気になる。学校によっては門の施錠と玄関扉の施錠の二個所を通過して校内に入れる学校もある。防犯意識とともに学校の安全にも継続して努めてほしい。 ○ 旭丘・小竹地域の小中一貫教育校が共生型の練馬区を代表する施設となることを期待する。
	2		
	2		
	3		

2　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策　2-①　家庭教育への支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	※	○ 不登校・子育て支援に関する講演会が数多く開催されていることは評価できる。一方、LINEやタブレットなどを使った開催周知の強化にも注力してほしい。 ○ 子育て世代が孤立しないようオンライン講習を受ける取組は、小さい子どもを連れて行く負担も軽減されるため、継続してほしい。 ○ 安心して子どもを育てることができるよう学習や話し合いの場の機会を充実させてほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーは他機関と連携をするための重要な役割を果たしている。子どもだけでなく教員の悩みも相談できるよう更なる増員に努めてほしい。 ○ 今後、児童館と学校の連携も含め、横のつながりを今まで以上に望む。その情報が共有されるともっと効果的な支援に結び付くと思う。
	2		
	3		
	3		

重点施策　2-②　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○ 警察官OBによる安全講習会は学校単位でこそできる大切な取組だと考える。不審者対策の訓練で「ひまわり１１０番」などの地域と連携して行える体制を作ってほしい。 ○ 通学路等安全点検は全小学校を３年で一巡しているが、登下校の様子なども確認するなど更に定期的、継続的に実施してほしい。 ○ 安全講習会の開催、防犯カメラの設置、通学路安全点検の実施、さらに地域未来塾の実施が着実に進んでいることは評価できる。地域未来塾に関しては、できる限り開催日を増やしてほしい。 ○ 東京都の地域未来塾に関するホームページを見ると、練馬区の学習支援員の人数が他区市に比べて突出して多く、積極的に取り組んでいると評価する。また、この学習機会に参加できる子どもだけではなく、参加できない子どもがいることも踏まえ、多種多様な学習等の機会を提供してほしい。
	2		
	2		
	3		

3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策　3-①　いじめ・不登校などへの対応			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○ いじめや不登校は学校で起こることを前提として、その対応策を検討する必要があるのではないか。子ども同士、教師と子ども、保護者と子どもなど、個人や集団内の人間関係に疲れている子どもが多くなってきており、いじめや不登校の背景になっているように思う。とりわけ不登校対策では、多様な学習の機会や居場所を設けてほしい。 ○ いじめ問題は、初期対応の仕方により解決を困難にしてしまうこともあるので、いじめのケースごとの対応マニュアルを作成し、迅速・適切に対応できるようにしてほしい。 ○ スクールカウンセラー等、子どもからの気軽な相談に応じる体制を更に充実してほしい。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会確保のための様々な施策を実施していることは高く評価できる。それらの施策に加え、不登校の子どもを持つ保護者が交流できる場の提供と経済的支援も検討してもらいたい。 ○ 令和３年度の不登校生徒数は707名、その内、トライに来た生徒は278名であった。残り半数の生徒への対応も必要かと思うが、学校でもこのような生徒の指導に苦慮していると思う。ぜひ学校等と連携しトライなどに来られない生徒への対応も工夫してほしい。 ○ 適応指導教室の登録者、特に小学生の多さが気になる。一人一人に寄り添った取組を進めてほしい。 ○ 不登校に関する実態調査、調査報告書の作成を高く評価する。この貴重な資料が今後の支援に活かせることを期待する。
	2		
	2		
	2		

重点施策　3-②　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	※	○ 学習支援・生活支援は、大変重要で評価できる。支援を必要とする子どもたちや家庭に支援が確実に届くように、周知の強化にも努めてほしい。 ○ 外国人児童生徒を対象とした日本語指導は大事な支援なので、成果を検証し、効果を上げてほしい。 ○ 「中３勉強会」の学習支援、就学援助制度、外国人児童、生徒への支援が福祉や保健等の関係機関と連携していることを評価する。今後も子どもたちの学びが平等に支援できるよう努めてほしい。 ○ 「中３勉強会」は、全員の進路決定など大きな成果を上げており、参加している生徒からも高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ、他学年にも学習支援を検討してほしい。 ○ 日本語等の講師派遣など対応を評価する。その一方で、中学校３年生の子どもをもつ保護者の日常的な不安解消にまでは効果が及んでいないことが見受けられる。例えば、入学試験制度に対する質問や高校の学校説明会への対応など不十分な面もある。スクールソーシャルワーカーや主任児童委員など情報連携をさらに進めてほしい。 ○ ヤングケアラーなど、本人の自覚が薄い場合が多い。家庭の状況により、福祉部署との連携が必要であると考える。
	2		
	3		
	3		

重点施策　3-③　障害のある子どもたちなどへの支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	3	2	○ 障害のある子どもたちに対する全教員の理解を深める取組を強化してもらいたい。障害理解への取組の中にピアサポートを取り入れることを検討してほしい。 ○ 副籍交流は障害について知ることや地域での友達、顔見知りを作る大切な機会だと考える。オンライン交流と併用しながら行事やイベントを利用して子どもたちだけでなく、教員や保護者に伝えていく場面も作ってほしい。また、迎え入れる教員の障害理解、専門性の向上をしてほしい。 ○ 教育と医療との連携を進め、教員が医学的な視点、特別支援教育的な視点をもち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。 ○ 医療的ケア児の支援を着実に充実させていることは高く評価できる。さらに推進してもらいたい。
	2		
	2		
	2		

○子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策　1-①　相談支援体制の充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○ 外遊びの場「おひさまぴよぴよ」、子育てのひろば「にこにこ」は、子どもを遊ばせながら気軽に会話をして子育ての悩みなどが相談できる。着実に実施されていることは評価できる。一方で、相談員の配置場所をさらに増やしてほしい。 ○ 孤独な子育てをすることなく、育児の不安や悩みを気軽に相談できる場は貴重である。親同士の友達が欲しいという声もある。何気ないおしゃべりができる場でもあるようにしてほしい。 ○ コロナ禍の対応として実施されたオンラインによる相談や保護者同士の交流の場の提供は、今後も推進してほしい。また、対面での相談が必要な方も考慮して、多様な相談体制を構築してほしい。
	2		
	3		
	2		

重点施策　1-②　新しい児童相談体制の充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3	3	○ （仮称）東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されることに大きな期待を寄せている。相談者の観点に立てば、最初から児童相談所へ行くにはハードルが高いこともあり、まずは身近な区の方へ相談に行くと思う。その方向に進んでいることを評価する。 ○ 「虐待防止研修」を福祉施設、学校を対象に実施してほしい。現場での発見、通告が早期発見につながると考える。今後も他機関との連携による早期発見に期待する。 ○ 東京都と共同して子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置、スーパーバイザーの活用や専門職員の増員、虐待通告初期対応の振り分けやその担当決め、毎年新しい取組をしていることを高く評価する。 ○ 新しい支援体制の強化が進んでいることは高く評価できる。また、大変難しい問題に取り組んでいる職員の方々に敬意を表する。再発防止の取組を強化していくことを継続してほしい。
	3		
	3		
	2		

重点施策　1-③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 支援の取組が進んでいることは評価できる。支援を必要としている家庭が確実に支援につながるように、周知の強化にも努めてほしい。 ○ 障害の克服や将来計画について専門的アドバイスが受けられる機会を提供してほしい。 ○ 障害の種類は多様なため、研修だけで理解することは難しい。巡回指導回数が着実に増えてきている点を評価する。障害児を受け入れた園の見学や実践報告を通して、教員がさらに進んだ研修ができるよう努めてほしい。 ○ ひとり親家庭の保護者が夜遅くまで仕事をしている場合、親や子どもの精神的な負担はかなり大きい。主任児童委員などの力を借りながら子育てをしている家庭もあるようだが、手当の支給以外に何か支援方法がないかと考える。ぜひ福祉部との連携を進めて対応してほしい。
	2		
	2		
	2		

2　子どもの教育・保育の充実

重点施策　2-①　家庭での子育て支援サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 大人はオンラインで相談や交流ができるが、子どもがオンラインで交流できるのはゲームくらいである。砂遊びや鬼ごっこ等の外遊びの体験を多くすることが就学してからの運動不足の改善につながると考える。保護者もまた、練馬こどもカフェ、おひさまぴよぴよを利用した対面の交流も必要である。子育ての悩みや相談ができる開設場所が増えていることを評価する。 ○ 全体としてこれらの取組を高く評価したい。練馬こどもカフェや子育てのひろばの増設は積極的に進めてほしい。また、公園等を活用した外遊びについては、練馬区の自然環境を生かして外遊びができる「子どもの森」のような場所をもう少し増やすよう取り組んでほしい。 ○ 子どもが自然の中で過ごすことは感性を育むうえで大切なことなので、安全な外遊びの場を数多く提供してほしい。 ○ 様々な子育て支援サービスが充実している。参加者も多いので引き続き実施してほしい。
	2		
	2		
	3		

重点施策　2-②　練馬こども園の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	3	3	○ 練馬こども園の拡大を積極的に進めていることを評価する。今後も継続してこの充実に努めてほしい。 ○ 安全で質の高い保育が提供できるように、引き続き職員の資質・能力の向上に努めてほしい。また、利用者の要望を取り入れた改善も進めてほしい。 ○ 長時間預かり保育の充実により保護者が働ける環境が整ってきている。保育士同士の研修や交流の場面設定をしていることを評価する。保護者とのやりとり、虐待防止など課題が多い保育現場にも保育士アドバイザーのような人材も今後検討してほしい。
	2		
	3		
	3		

重点施策　2-③　保育サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	3	3	○ 待機児童ゼロの継続とICTの積極的活用、さらに職員研修の推進も評価できる。引き続き職員の資質・能力の向上にも努めてほしい。 ○ 保育所のオンライン申請、連絡帳機能のICTの導入で、保護者と保育士の双方が時間短縮できることで保育現場や家庭で子どもと向き合う時間が増える。全施設導入に向けての取組を引き続き努めてほしい。 ○ 若い親世代ではICTの活用は日常的なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることはとても評価できる。今後も充実させてほしい。
	3		
	3		
	2		

3　子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策　3-①　安全で充実した放課後の居場所づくり			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	3	※	○ 居場所づくりが充実していることを評価する。 ○ ねりっこクラブの全校実施が着実に進んでいること、またねりっこプラスによるフォロー体制も充実していることは高く評価できる。さらに、地域の人たちを含む関係者との意見交換会の開催も評価でき、継続して実施してほしい。 ○ ねりっこクラブに入れなかった児童へのねりっこプラスによる待機児童ゼロ対策や、小学校との連絡会議の実施により教員と職員が情報共有していることを評価する。就学後も保護者が安心して子どもを預けて働ける環境を提供できるよう引き続き努めてほしい。
	2		
	2		
	3		

重点施策　3-②　児童館機能の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 0歳から18歳までが対象となる施設であることから、相談内容もかなり質が異なると予想する。このような状況では、他機関等との横の連携が大切になるので、様々な機関との情報連携ができるようにしてほしい。 ○ 児童館は地域で子どもを育てる大切な場の一つなので、不登校の子どもたちや様々な障害を持つ子どもたちも居心地よく過ごせる場になるよう工夫してほしい。また、中高生も利用しやすいように、「児童館」の名称変更が可能ならば、検討してほしい。 ○ 保健相談所と児童館とが連携した出前児童館は、児童館を知り、利用するきっかけを作るいい試みだと考える。中高生事業の実施も強化し、公共の施設である児童館と敬老館、障害児施設等が一緒に交流できるイベントなども計画してほしい。 ○ 中高生の居場所づくりが全児童館で実施されていることを周知してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策　3-③　青少年の健全育成・若者の自立支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	2	○ 社会とのつながりを失っている方への支援を様々な面から行っていることは高く評価できる。今後このような支援が必要な方が増えると考えられるので、支援体制の強化をしてほしい。 ○ 不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちの成長のために、野外活動や地域交流活動に積極的に誘い入れる工夫を検討してほしい。 ○ 「ねりま若者サポートステーション」の相談・支援、「居場所」を開設したことで延べ利用者数が増加している。ひきこもり状態の方やニートを抱える家族の負担を減らすためにも、外出する機会が増やせる取組に努めてほしい。 ○ 居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能の充実や他地区への設置、対象年齢を中学１年生まで引き下げるなども検討し、不登校の児童生徒から大人でひきこもり状態になっている方たちの居場所の充実に努めてほしい。
	2		
	2		
	2		

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

重点施策			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
	2	※	○ 限られた財源と時間の中で、子どもたちの健康と教育のバランスを考慮した適切な対応が行われたと考える。 ○ 宿泊を伴う校外学習の出発前に抗原定性検査を必ず実施できるように援助してきたことで、安心して校外学習を楽しめていたと思う。新型コロナウイルス感染症が落ち着く様子が見られない中でも行事を中止することなく、実施できる方向で配慮していたことを評価する。 ○ 未知のウイルスとの戦いの中で、常に緊張状態を強いられながら様々な対応を行っていたと受け止めている。今後も何が起こるか分からない中、子どもたちの健康と安全を守るよう努めてほしい。 ○ 感染症への脅威にさらされて数年を過ごしてきた教育現場の緊張感は大きいものであったと思われるが、適宜の取組は適正であったと思う。ただ、家事支援用品の購入支援の効果については多少疑問が生じる。
	3		
	2		
	3		

資　料　2	2

令和５年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価表（項目別）

（案）

Ⅴ 事業成果

○教育分野

1　教育の質の向上

重点施策	1-①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育９年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

主な取組	項目1　小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業成果	国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。 〈実績〉 【令和２年度】区立幼稚園54人　私立幼稚園89人 【令和３年度】区立幼稚園66人　私立幼稚園101人 【令和４年度】区立幼稚園69人　私立幼稚園121人
	今後の取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
	所管課	学務課
	項目2　幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業成果	【令和２年度】 研修・交流会（管理職対象２回） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年２回 「もうすぐ１年生」　発行　16,000部 【令和３年度】 研修・交流会（管理職対象１回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年２回 「もうすぐ１年生」　発行　11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行　3,100部 【令和４年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　11,000部

主な取組

今後の取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充実のための取組を引き続き実施していく。
所管課	教育施策課
項目3　小中一貫教育の推進	
目標	義務教育９年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組んだ。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 【令和２年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行　53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和３年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行　53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和４年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行　53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践し、改善を図る。 令和６年２月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
所管課	教育指導課
項目4　人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間６回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。 (2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および２年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和３年度および４年度は、全校で道徳授業地区公開講座を実施した。また、「特別の教科　道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間２回行った。さらに、「特別の教科　道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。

今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。 また、「特別の教科　道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携および啓発を全小中学校が確実に行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5　英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度 【令和２年度】実施校33校　志願者数2,956人 【令和３年度】実施校33校　志願者数2,753人 【令和４年度】実施校33校　志願者数2,445人 (3) 英語４技能検定（小学校６年生、中学校２年生対象）の全校実施
今後の取組	令和４年度から、新たに小学校６年生を対象に英語４技能検定を実施した。小学校の意識調査では、英語が好きかの設問に対して、肯定的な回答が６割程度に留まっていることが分かり、特に小学校段階における英語教育の質の向上、中学校への円滑な接続が課題である。小学校・中学校それぞれの４技能検定結果説明会において好事例を共有するとともに、異校種間でも情報共有を行う機会を設けるなど、小中学校間の連携を図る。
所管課	教育指導課
項目6　子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校　【対象】小中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布 (2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 新体力テストのデータ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校（２校）でのＩＣＴを活用した体育授業の研究

主な取組

今後の取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
所管課	教育指導課
項目7　子どもたちの食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和２年度】全校　【令和３年度】全校　【令和４年度】全校 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【令和２年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和３年度】小学校49.2日、中学校48.7日 【令和４年度】小学校54.4日、中学校55.8日
今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第４次食育推進計画（令和４年度～８年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課
項目8　ICTを活用した教育活動の推進	
目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和２年度】 小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。 【令和３年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。（年１回） 【令和４年度】 授業を受け持つ常勤教員に、タブレット端末を配備した。
今後の取組	児童生徒のタブレット端末を活用した、CBT（Computer Based Testing）による全国学力・学習状況調査および学習者用デジタル教科書の使用に向けて、通信環境の最適化を進める。
所管課	教育施策課、教育指導課

主な取組

項目9　学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
事業成果	各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施） 【平成30年度】 95校（小64校、中31校） 【令和２年度】 89校（小63校、中26校） 平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配等など学校図書館の運営を支援している。令和４年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。 学校図書館への人的配置校数 【令和２年度】　【令和３年度】　【令和４年度】 学校図書館管理員　小34校、中19校　小39校、中21校　小65校、中33校 学校図書館支援員　小31校、中14校　小26校、中12校　―――――――― 学校図書館蔵書管理システム（令和２年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。
今後の取組	全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。 「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週１回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。 学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。また、学校現場の状況に鑑み、現状の一律時間数の配置のみでなく、大規模校に対しては、時間数を加算するなど、実質的な支援の均一化に向けた検討を進める。
所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。 ○ 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。 ○ 人権教育・道徳教育の推進について、児童・生徒の教育内容の充実だけでなく、教員へ研修等を活用し引き続き理解啓発に努めてほしい。 ○ 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしながら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共通時間割などの工夫を検討してほしい。 ○ イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。 ○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほしい。 ○ ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。 一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。 ○ デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 今後も成果と課題を整理しながら、学校や子供たちの実態に合った環境整備および授業内容の充実に努めていく。 ○ 園庭開放は実施しているが、引き続き乳幼児が外遊びをできる環境を作れるよう検討していく。 ○ 障害児の受け入れについて、引き続き推進していく。外国籍児童・保護者向けガイドブックについて、引き続き周知を行う。 ○ 引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。同研修会においては、令和４年度から練馬区における同和問題に係る研修を行い、実際にフィールドワークを行いながら区の歴史を学ぶなど、研修内容の充実を図っている。 ○ 全小中一貫教育グループにて、「目指す15歳の姿」を設定し、その実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」を作成し、例えば「学力向上」や「体力向上」を柱とした９年間を通した系統的な教育活動の推進を図っていく。また、各グループでは児童生徒会の交流や部活動体験等の連携した取組を実践しており、引き続き充実させていく。 ○ 行動制限の解除に伴い、児童生徒の運動意欲を高め、日常的に運動に親しむ機会の創出を図っているところである。具体的には、体力向上検討委員会において、豊かなスポーツライフの実現に向けて、運動意欲の向上を目的とした、休み時間等を活用した遊びを自然とやりたくなる簡単な仕掛けの実践や、誰もが楽しめる保健体育授業のウォーミングアップの提案を行った。今後も児童生徒の運動意欲の向上に向けた取組を実践していく。 ○ 学習における児童生徒のタブレット端末の使用頻度は、昨年度と比べて増加している。一方で、不適切なタブレット端末の利用も確認された。タブレット端末の活用を促進するとともに、情報モラル教育の充実を図っていく。 ○ 学校図書館蔵書管理システムを用いて、委託事業者の月次報告において、学校別の図書利用件数の報告を受け、推移を把握している。引き続き、適切な蔵書管理を行い、図書利用件数の推移にも着目しながら学校図書館の利活用を推進していく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

主な取組	項目1　教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業成果	職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。 【令和４年度】 ①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、 主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 ②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、２年次研修、 ３年次研修 ③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、 進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、 食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、 小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語４技能検定活用研修 ④教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、 特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、 幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、 ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業
	今後の取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員の服務の徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2　教員のICT活用能力の向上	
	目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。

	事業成果	区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。 【令和２年度】 ICT支援員の配置 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（２回） 【令和３年度】 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の増員配置（令和２年度：14人 → 令和３年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和４年３月完成） 【令和４年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置
	今後の取組	ICT活用推進リーダー育成研修会では、ICT教育を推進している学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行うことで、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による校内研修の実施を行い、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。
	所管課	教育施策課、教育指導課

主な取組	項目3　子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
	目標	小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
	事業成果	(1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年３月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。 ※印は、１校につき１人配置 【令和２年度】 学校経営補佐※：中学校１校 副校長補佐※：小学校18校、中学校６校 スクール・サポート・スタッフ※：小学校28校、中学校14校 部活動指導員※：中学校３校 【令和３年度】 学校経営補佐※：中学校１校 副校長補佐※：小学校19校、中学校11校 スクール・サポート・スタッフ※：小学校65校、中学校33校 部活動指導員※：中学校３校 【令和４年度】 学校経営補佐※：中学校１校 副校長補佐※：小学校38校、中学校20校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(73人)、中学校33校(37人) 部活動指導員：中学校７校（８人） (2) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始 【令和２年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築 【令和３年度】 ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和３年９月から運用開始
	今後の取組	副校長補佐の全校配置、部活動指導員の配置拡大を行う。また、副校長補佐には学校配置後に即戦力として働けるよう、システム研修の実施を検討する。 引き続き、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。 中学校の部活動の地域移行について、検討準備委員会を立ち上げ、部活動顧問の負担軽減を検討する。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。 ○ ICT支援員が１年で２倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。 ○ 教育のICTスキルの格差を解消するため、初期研修の場へ参加しやすい環境作りを設けてほしい。 ○ 副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。 ○ 理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。 ○ ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 教員が研修に参加する際の負担軽減のために、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を取り入れた。また、一年次（初任者）研修実施協議会等の場において、学校管理職から研修の内容や取組についての意見を聴取し、教員研修の充実に努めている。 ○ 現在、各校の実態に合わせた校内研修について、ICT支援員がICT活用推進リーダーと連携しながら、基礎から応用まで段階的に分けた研修を実施している。 ○ 教職員出退勤管理システムにより、時間外在校時間を集計できるようになったため、引き続き事業効果を検証していく。副校長補佐については令和５年度に全校配置する。部活動顧問の負担軽減のため部活動指導員の配置を拡大し、外部指導員についても引き続き事業を継続する。これらの取組や現場の声を聴きながら、教員の負担軽減を図っていく。 ○ 地域連携事業を活用し、希望する学校は理科の授業に対し有償ボランティアを配置し、理科教育の充実を図っている。また、働き方改革と理科教育の充実を目指し、小学校教科担任制の部分的導入を推進していく。 引き続き、学校現場の状況把握に努め、効果的な事業を実施していく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	○ 学校の建物や設備の改築・改修を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

主な取組	項目1　学校施設の整備（改築・改修）	
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
	事業成果	築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。 令和４年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の実施設計を進めるとともに、向山小学校と田柄中学校の基本設計に着手した。 【令和２年度】 工事４校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計２校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 【令和３年度】 工事５校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計２校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 【令和４年度】 工事２校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計３校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）
	今後の取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2　区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。

	事業成果	令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和元年度】 推進委員会　４回 地域説明会　１回 【令和２年度】 推進委員会　２回 地域説明会　練馬区公式ホームページで報告資料を掲載 【令和３年度】 推進委員会　２回 地域説明会　１回 【令和４年度】 推進委員会　４回 地域説明会　１回
	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
主な取組	項目3　学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和３年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和７年度に小学６年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和５年度は小学４年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
	所管課	学務課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。 ○ 校舎等の耐震化や改築・改修の実績については、区の財政状況が大変厳しい中で計画的に進めたことを評価する。 ○ 様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。 ○ 施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。 ○ 他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、校舎を築80年まで使用するため、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持していく。 ○ 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和７年度までに全区立小中学校の体育館に空調設備を設置する。

点検・評価欄	評価	特記事項

2　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2-①　家庭教育への支援	
	概要	○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

主な取組	項目1　家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業成果	多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。家庭教育支援に関するホームページを作成し、情報発信を行った。また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。 子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和４年度　テーマ・開催日・参加人数】 (1) 子育て講習会（４回制オンライン開催） 令和４年５月７日、21日、６月４日、18日　延36名 (2)不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 ～学校生活が苦手な生徒の高校進学とその後を考える～ 令和４年６月25日　37名 (3) 子育て講習会（４回制オンライン開催） 令和４年９月３日、10月１日、11月５日、12月３日　延43名 (4) 悩まないで､子どもの『不登校』（オンライン開催） 令和４年９月10日　15名 (5) 不登校経験のある子どもの進路選択～高校進学のそれから～ 令和４年10月22日　25名 (6) 発達に特性のある子の学習をどうサポートするか 令和４年11月26日　21名 (7) 子育て講習会（３回制オンライン開催） 令和５年１月28日、２月25日、３月25日　延39名 (8) 高校で不登校になったら 令和５年３月11日　24名 令和４年度　合計８講座　16回　延240名 （令和３年度　合計８講座　16回　延232名）
	今後の取組	LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う予定。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2　関係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。

	事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に出席し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。
	今後の取組	今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。 ○ 学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。 ○ 学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。 ○ 保護者や児童・生徒が関心を持てる様、タブレット端末を活用するなど周知するための更なる工夫をしてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 好評なテーマをはじめ、今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。 ○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒に寄り添った支援を継続するとともに、学校や関係機関との更なる連携を図っていく。 ○ 保護者が家庭教育支援に関する情報を得られるよう、区ホームページ内にサイトを作成し周知を行っている。また情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、タブレット等を用いて保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
	概要	○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

主な取組	項目1　学校安全対策の推進	
	目標	区内３警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む。さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努める。
	事業成果	子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。 さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。 民間警備員の派遣 【令和２年度】派遣日数　282日 派遣校数　49校 【令和３年度】派遣日数　275日 派遣校数　48校 【令和４年度】派遣日数　307日 派遣校数　52校 子どもの見守り・安全講習会の実施 【令和２年度】参加者　20名（１校） 【令和３年度】参加者　103名（６校） 【令和４年度】参加者　4457名（25校） 通学区域防犯カメラの設置 【平成26年度】 65台 【平成27年度】128台　累計　193台 【平成28年度】132台　累計　325台 【令和元年度】 66台　累計　391台 通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を３年間で一巡。学校が希望すれば２年連続実施も可) 【令和２年度】実施校　22校 【令和３年度】実施校　24校　(21校＋希望校３校) 【令和４年度】実施校　23校　(22校＋希望校１校)
	今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織として的確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導させられる方法を学べるメニューを検討、実施する。
	所管課	教育総務課

項目2　地域を活用した教育活動の推進	
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。 また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。 さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。 【令和２年度】 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　75校） 学校サポーター登録数　352名・10団体　（令和２年度末時点） 【令和３年度】 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　79校） 学校サポーター登録数　366名・15団体　（令和３年度末時点） 【令和４年度】 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　81校） 学校サポーター登録数　528名・15団体　（令和４年度末時点） ※　地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は２校としてカウントした。
今後の取組	引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。 また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。 ○ 学校のホームページを見たが、どの学校も新しい情報が更新されており、意識の高さを感じた。中には現在行われている授業や行事の様子をアップしている学校もあった。 ○ 通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険個所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。 ○ 「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。 ○ 地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。また、コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。 ○ コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 「地域未来塾」については、副校園長会等を通じて事業未実施校に対する周知を図るとともに、学校サポーターの活用促進を図り、実施済み校についても活動内容の充実に努める。 ○ 地域社会での体験学習については、例えば農業体験では都市農業課との連携や、コーディネーターの活用による機会創出を進めているところである。引き続き、内容の拡充を進める。コミュニティ・スクールについては、令和５年度に区立小中学校３校においてコミュニティ・スクールを導入した学校運営の研究・実証を行い、令和６年度以降、段階的な導入を進めていくことで、地域社会の環境を整備していく。

点検・評価欄	評価	特記事項

3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策	3-①　いじめ・不登校などへの対応	
	概要	○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

	項目1　いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
	目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。
	事業成果	(1) 教育相談の実施 教育相談室４室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和２年度】2,624件 【令和３年度】2,808件 【令和４年度】2,653件 (2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの個別支援対象者数 【令和２年度】小学生286人　中学生294人 【令和３年度】小学生267人　中学生269人 【令和４年度】小学生225人　中学生253人 (3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。

主な取組	今後の取組	引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。 スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。 「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、校内別室対応の強化を図る。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2　専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和３年６月からスクールロイヤー制度を導入した。 １　委託先 第二東京弁護士会 ２　令和３年度の実績 (1) 相談件数　38案件（延べ62件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（２回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（１回） ３　令和４年度の実績 (1) 相談件数　46案件（延べ113件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（３回）
	今後の取組	令和４年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課

主な取組	項目3　不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
	事業成果	１　適応指導教室 ⑴　適応指導教室（フリーマインド・トライ） 　不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド･中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。 　登録者数 【令和２年度】フリーマインド119人　トライ262人 【令和３年度】フリーマインド153人(うち上石神井31人) 　　トライ278人（うち上石神井48人） 【令和４年度】フリーマインド163人（うち上石神井41人） 　　トライ290人（うち上石神井71人） 　令和３年３月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。 ⑵　特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援 　平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。 　登録者数 【令和２年度】17人（小学生９人　中学生８人） 　　23人（15歳～18歳） 【令和３年度】23人（小学生12人　中学生11人） 　　18人（15歳～18歳） 【令和４年度】15人（小学生10人　中学生５人） 　　14人（15歳～18歳） ２　居場所支援事業 　平成27年度から、不登校の児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成し、自立した生活を送れるようにするため、居場所支援事業を実施している。 　登録者数 【令和２年度】20人（小学生９人　中学生11人） 【令和３年度】14人（小学生８人　中学生６人） 【令和４年度】17人（小学生10人　中学生７人） 　平成28年度より光が丘第二分室、令和３年３月より上石神井において、居場所事業を委託により開始した。 ３　ICTを活用した学習・相談支援 ⑴　オンライン相談支援 　令和３年度から、適応指導教室に登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。 【令和３年度】１人（小学生０人　中学生１人） 【令和４年度】３人（小学生０人　中学生３人） ⑵　オンライン個別学習支援 　令和４年度から、トライ登録生徒を対象に、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。 　利用者数 【令和４年度】３人

	今後の取組	令和３年３月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に（仮称）学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和６年４月に上石神井で実施している適応指導教室を移転する。 フリーマインド登録児童を対象に、オンライン個別学習支援を実施する。
	所管課	学校教育支援センター
	項目4　不登校実態調査の実施	
	目標	令和３年度および４年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
	事業成果	令和３年度実施 ・不登校生徒追跡調査（一次調査）の実施（アンケート調査） ・不登校生徒追跡調査（二次調査）の実施（追加アンケート調査およびインタビュー調査） 令和４年度実施 ・民間（フリースクール等）の不登校児童生徒支援事業の供給量調査の実施 ・令和３年度、４年度に実施した当該調査の分析 ・当該調査の報告書の作成
	今後の取組	不登校実態調査の結果を踏まえ、「練馬区教育委員会不登校対策方針」を改定する。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 不登校やいじめに対して、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置したことを評価する。 ○ 不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。 ○ 子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。 ○ スクールロイヤー制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤーだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。 ○ 民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。 ○ 不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 「いじめ防止対応研修」や生活指導担当者連絡会において、「生徒指導提要」の理解や活用を促進し、各学校において、児童生徒の自尊感情や人権感覚の向上を図る生活指導が行われるようにする。 ○ 不登校児童生徒に対しては、一人ひとりに寄り添った支援を実施する。児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援のあり方について検討する。児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討する。 ○ 適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、引き続きICTを活用した学習支援の方策について検討する。 ○ 児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習機会を充実するため、適応指導教室事業の充実やICTを活用した学習支援を検討するとともに、民間団体（NPOやフリースクール）との連携に向けた検討等に取り組む。 ○ 不登校実態調査の結果や社会状況の変化等を反映した「練馬区教育委員会不登校対策方針」とし、不登校児童・生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を推進していく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

主な取組	項目1　一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施	
	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中３勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和２年度】 実施会場７か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人 【令和３年度】 実施会場７か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和４年度】 実施会場７か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 (2)経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和２年度】 小学校　要保護者　379人（1.13%）　準要保護者　4,096人（12.24%） 中学校　要保護者　281人（2.13%）　準要保護者　2,398人（18.17%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　323人 【令和３年度】 小学校　要保護者　334人（0.99%）　準要保護者　3,862人（11.50%） 中学校　要保護者　257人（1.90%）　準要保護者　2,311人（17.06%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　324人 【令和４年度】 小学校　要保護者　287人（0.85%）　準要保護者　3,613人（10.73%） 中学校　要保護者　235人（1.75%）　準要保護者　2,099人（15.61%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　241人 ※（）内は全児童・生徒数に対する割合
	今後の取組	令和元年度から週２回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2　外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	(1)入学意思等の確認 新小学１年生と新中学１年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。また、各通知は多言語化し送付した。 【令和２年度】入学確認通知　新小学１年生124名　　新中学１年生67名 就学先確認通知　40名 【令和３年度】入学確認通知　新小学１年生138名　　新中学１年生105名 就学先確認通知　118名 【令和４年度】入学確認通知　新小学１年生161名　　新中学１年生117名 就学先確認通知　148名 (2) 日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。 【日本語指導を受けた児童・生徒】 令和２年度　小学校43校 95名　中学校18校 26名　計61校 121名 令和３年度　小学校38校 75名　中学校15校 21名　計53校 96名 令和４年度　小学校41校 83名　中学校20校 31名　計61校 114名 ※関連事業　こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）
今後の取組	令和４年度から通知の回数を増やし、外国人児童・生徒の就学先を確認した。引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 日本語指導終了後の支援について検討する。
所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 「中３勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中１、中２生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。 ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。 ○ 外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。 ○ 外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 「中３勉強会」利用者および保護者に実施したアンケートでは、「勉強する習慣が身についた」、「相談できる人や一緒に考えてくれる人がいた」、「自分の将来について考えるきっかけになった」などの感想、意見をいただいた。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、全員が目標とする進路に進めるよう、福祉部と連携しながら勉強会を実施する。 ○ ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子どもの変化に気づくことが重要である。社会的認知度をあげるために、教職員向けの研修や啓発のためのリーフレットを作成した。 ヤングケアラーチェックシートを活用し、福祉・教育・子育て等の関係機関と円滑に連携できるようにし、個々の状況に合わせたヤングケアラーの支援を進めていく。 ○ スクールソーシャルワーク事業においては、スクールソーシャルワーカーはもちろん、ネリマフレンドも活用しながら、様々な役割の大人が関わる体制を継続していく。 ○ 関連部署（学務課、地域振興課、教育指導課）による情報交換会を実施した。入学相談段階（学務課⇔教育指導課）や指導開始後（教育指導課⇔地域振興課）の各段階において該当児童・生徒に関する情報提供を密に行い、例えば、使用教材や進捗の連続性を持たせるなど、引き続き連携を図り支援の充実を目指す。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
	概要	○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

主な取組	項目1　障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	(1)副籍交流の実施 令和２年度から令和４年度にかけて、知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。 令和４年度の副籍交流においては、令和３年度から引き続きオンラインでの交流やお便り交換などの間接的な交流が行われた。また、年度後半にはコロナ禍で減少していた直接交流の再開が進み、レクリエーションや行事、授業への参加などが行われた。 (2) 研修会の実施 【令和２年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間１回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間２回の実施を予定していたが第１回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間１回実施。 【令和３年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間１回実施。 【令和４年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間１回実施。
	今後の取組	引き続き、直接的な交流およびICT機器を活用した交流を各校に働きかけるとともに、特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課
	項目2　ICTを活用した学習支援の推進	
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。

	事業成果	【令和２年度】 　区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 　区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。 【令和３年度】 　障害の特性に応じた学習支援を実施した。 　AIドリルを活用した学習を実施した。 【令和４年度】 　マルチメディアデイジー教科書を全校で使用できるようにした。
	今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を引き続き検討する。
	所管課	教育施策課、教育指導課
主な取組	項目3　医療的ケア児支援体制の充実	
	目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
	事業成果	平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。 　令和元年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。 　区立保育園で安全に医療的ケア児を支援するために、医療的ケアについて学ぶ保育士向けの座学研修と、実習モデル人形を用いた実習研修を行った。 【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和２年度 小中学校９校、学童クラブ４施設、保育園３園 合計12名 令和３年度 小中学校７校、学童クラブ５施設、幼稚園２園、保育園３園 合計13名 令和４年度 小中学校８校、学童クラブ６施設、幼稚園２園、保育園４園 合計16名
	今後の取組	令和３年６月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和５年度末に医療的ケア児への新たな支援方針を策定し、令和６年度からその方針に基づき支援を実施する。 　学校では、保護者が同行できない場合の宿泊を伴う校外学習での看護師派遣や、処置のための環境整備を行う。 　保育園では、指定園に限らず受入れが行えるよう簡易ベッド配備等環境の整備を行い、体制を整える。学童クラブでは、入会児童の医療の内容に応じて必要物品を配備するなど、体制を整える。 　また、外部および内部研修を充実させ職員の理解促進や技術の向上を図る。（たん吸引等の研修等）
	所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 小中学校・幼稚園等における施設のバリアフリー化や多機能トイレの拡充や施設面、また医療的ケア児支援体制の面で更なる充実をしてほしい。 ○ 障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中３で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。 ○ 副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。 ○ ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。 ○ 医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児が限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 障害のある子どもが自立する視点から、特別支援教育研修で都立特別支援学校の教員を講師として招聘し、進路の状況や卒業後の生活の理解を深める研修を計画していく。今後も、特別支援学校との研修や交流の在り方を考え、連携を深めていく。 ○ 各学校が充実した副籍交流を行えるよう、副籍交流の実績をまとめ、広く周知を図る。また、コロナ禍で増えてきたICT機器を活用したオンラインでの交流についても併せて周知していく。 ○ 医療的ケア児の受入れについては、安全で安心して学び、過ごせる環境を整備できるよう今後も取組んでいく。 ○ 学校では、校外学習での看護師派遣や、物品等の配備などに引き続き取り組む。 ○ 保育園では、（福）心身障害児総合医療療育センターの協力を仰ぎ、医療的ケア児の理解を深める等研修の充実を図る。令和５年度は３講座実施した。 ○ 訪問看護ステーションと連携し、土曜日の保育・ケアの実施を行い、保護者のニーズに応えた。 ○ 学童クラブでは、看護師による研修を実施し、医療的ケアの具体例や保育上の注意点などを学んだ。 ○ 保育園および学童クラブにおいて、受入れ園の拡充や新たな医療的ケア児受入れのため、物品等を配備し環境整備を行う。

点検・評価欄	評価	特記事項

○子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-①　相談支援体制の充実	
	概要	○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な取組	項目1　乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績　　相談員配置か所 【令和２年度】　延べ21,670人　　７か所 【令和３年度】　延べ23,592人　　７か所 【令和４年度】　延べ22,096人　　７か所 ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和２年度】２か所配置 【令和３年度】２か所配置（新規配置なし） 【令和４年度】４か所配置（新規２か所配置）
	今後の取組	令和５年度におひさまぴよぴよを１か所新規開設し、相談員を配置する。引き続き、「おひさまぴよぴよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	項目2　オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業成果	○ 令和２年５月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和２年度】109回実施　　親子延べ1,096人参加 【令和３年度】191回実施　　親子延べ2,284人参加 【令和４年度】128回実施　　親子延べ　884人参加 ○ 令和２年９月から、web会議システムを活用した練馬こどもカフェのオンライン開催を開始した。 【令和２年度】全８回開催　　親子延べ20組参加 【令和３年度】全８回開催　　親子延べ29組参加 【令和４年度】全１回開催　　親子延べ４組参加

	今後の取組	引き続き、オンラインひろばおよび練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。
	所管課	こども施策企画課、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思う。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。 ○ 子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。 ○ オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。 ○ 対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思うので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 乳幼児親子の身近な居場所であり、気軽に相談できる子育てのひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。 ○ 要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。 ○ 遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。 ○ 対面やオンラインなど多様な手法で子育て支援講習や交流会等を実施し、相談や保護者同士が交流できる場を提供していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

主な取組	項目1 都との連携強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和２年度】232件 【令和３年度】341件 【令和４年度】451件 ○ 令和２年７月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげている。 ○ 令和３年８月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。 【令和３年度】43件（令和３年８月から令和４年３月まで） 【令和４年度】45件
	今後の取組	東京都が、令和６年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的確な対応を図っていく。
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実	
	目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。
	事業成果	○ 前年度に引き続き、令和４年度も職員を４名増員し、体制強化を図った。 児童相談件数　職員数（うち専門員） 【令和２年度】 7,518件　61人（45人） 【令和３年度】 9,532件　65人（50人） 【令和４年度】 10,798件　68人（53人） ○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施している。 ○ 令和３年度から、初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致等への初期対応を担当する係を設置した。

	今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。
	所管課	子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所(仮称)を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談に来ない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。 ○ 児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。 ○ 令和５年度から、区の心理職が都児童相談センター心理職と連携して保護者支援の手法のひとつである「ＣＡＲＥプログラム」を活用し、児童虐待の再発防止等の取組を強化している。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	1-③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内５か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 ○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1　発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	○ 平成30年４月から５か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和２年度】４施設月２回実施、１施設月１～２回実施 【令和３年度】４施設月２回実施、１施設月１～２回実施 【令和４年度】５施設月２回実施 ○ 令和２年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。 【令和２年度】利用児童数　延べ　873人 【令和３年度】利用児童数　延べ1,095人 【令和４年度】利用児童数　延べ1,242人
	今後の取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、５施設全てで月２回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2　障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	○ 認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。 なお、私立保育所への巡回指導は令和３年度から開始している。 【令和２年度】区立保育所巡回指導回数　118回（コロナ禍のため縮小） 【令和３年度】区立保育所巡回指導回数　171回 私立保育所巡回指導回数　179回 【令和４年度】区立保育所巡回指導回数　179回 私立保育所巡回指導回数　194回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和２年度】３件　　受講者数　191名 【令和３年度】７件　　受講者数　588名 【令和４年度】７件　　受講者数　620名
	今後の取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 私立保育所等（地域型保育事業含む）に対して巡回指導および施設訪問を行い、障害児の受入れに関する相談の場を設け、受入れ拡大に繋げる。
	所管課	保育課

主な取組	項目3　ひとり親家庭等への支援	
	目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
	事業成果	【令和２年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　5,055人 児童育成手当　7,275人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　3,087世帯　4,408人 【令和３年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,720人 児童育成手当　7,019人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,911世帯　4,111人 【令和４年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,503人 児童育成手当　6,846人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,785世帯　3,946人
	今後の取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保により、虐待の防止につながると考えられる。 ○ ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価できる。当事者が困難なことと受け止めずに家族間で努力していることもみえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべきであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。 ○ 障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始したことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作るよう努めてほしい。 ○ ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ こども発達支援センターでは、令和４年11月から障害児および発達に心配のある児童をもつ保護者の育児の不安や負担を軽減するため、障害児一時預かり事業を実施している。引き続き、のびのびひろばや障害児一時預かり事業など、発達に不安のある親子支援に取り組んでいく。 ○ 学習の遅れが見える児童生徒に対しては、休み時間や放課後等を利用した補習を行っており、進路相談についても個別に対応している。 また、専任の支援者配置については、現在、ヤングケアラーの相談に対応している関係各課で協議し、設置の必要性も含め、検討していく。 ○ 保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児のさらなる受入れ拡大を図っていく。 ○ 児童扶養手当の支給等、経済的な支援を実施しつつ、生活福祉課ひとり親支援係と連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

2　子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-①　家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

主な取組	項目1　練馬こどもカフェの拡充	
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。
	事業成果	令和元年度に事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。 【令和２年度】５か所　　全33回開催　　親子延べ113組参加 【令和３年度】６か所　　全68回開催　　親子延べ217組参加 【令和４年度】７か所　　全81回開催　　親子延べ229組参加 ※令和２年度から開始したオンライン開催を含む。
	今後の取組	令和５年度は新たに１か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェを本格実施する。
	所管課	こども施策企画課
	項目2　子育てのひろばの増設	
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。
	事業成果	０～３歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまぴよぴよ」を整備している。 子育てのひろばおよび「おひさまぴよぴよ」の設置状況（各年度末時点） 子育てのひろば　　おひさまぴよぴよ 【令和２年度】公設　11か所　　民設　16か所　　７か所 【令和３年度】公設　11か所　　民設　15か所　　７か所 【令和４年度】公設　11か所　　民設　15か所　　７か所
	今後の取組	民設子育てのひろばは、新たに１か所開設したが、１か所閉室したため、令和４年度末時点の施設数は15か所となった。おひさまぴよぴよについても令和５年度に新たに１か所開設する。引き続き、親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。
	所管課	子ども家庭支援センター

主な取組	項目3　公園等を活用した外遊びの取組	
	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和２年度】参加者数　延べ12,895人 【令和３年度】参加者数　延べ14,602人 【令和４年度】参加者数　延べ11,818人
	今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育て支援にとても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。 ○ 未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。 ○ 練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育て講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月１回のペースでなく、週１回の開催となるよう進めてほしい。 ○ 外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 区内商店会の協力を仰ぐなど、幅広く店舗の情報を収集し、練馬こどもカフェの拡大を図る。また、参加者アンケートなどを踏まえ、開催方法の多様化について検討する。 ○ 令和５年度におひさまぴよぴよを１か所新規開設するなど、身近な場所で相談できる事業を充実する。遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるオンラインひろばや練馬こどもカフェについても引き続き実施していく。 ○ 引き続き、子どもたちが外遊び体験に参加しやすい環境作りに取り組んでいく。なお、大きな公園等を移動しながら実施する移動型の外遊びについては、対象となる未就学児の安全確保のため保護者とともに参加することとしているが、定例的に公園で実施する拠点型等については、子どもだけで参加できることとしている。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で９時間から11時間の預かり保育や０～２歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（９時間以上）および低年齢型（０～２歳）を創設した。 【令和２年度】認定園数 22園（定員1,569名） 新規認定 ２園（標準型１園、短時間型１園） 【令和３年度】認定園数 25園（定員1,689名） 新規認定 ３園（短時間型２園、低年齢型１園（標準型として既に認定している園と重複）） 【令和４年度】認定園数 26園（定員1,869名） 新規認定 １園（短時間型１園）
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。また、２歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 認定園と定員の拡充が進んでいることは評価できる。それに伴い保育士が増加する中で、保護者や子どもたちに寄り添えるよう、保育の質の向上にさらに力を注ぐとともに、安全対策の強化にも努めてほしい。 ○ 働く保護者たちのニーズにあわせて、長時間の預かり保育が可能となる練馬こども園をさらに充実させることが望まれる。 ○ 男女平等に働くことが求められている中で、練馬こども園の充実は今後ますます必要になると思う。練馬区の保護者や子どもたちのためにもぜひ事業の充実を目指してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や、保育園の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めている。 ○ 引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	2-③　保育サービスの充実	
	概要	○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。

主な取組	項目1　保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所206所（定員17,341名）
	事業成果	保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、３年連続で待機児童ゼロを達成した。 【令和３年４月１日現在】 認可保育所　190所（定員16,218名）　　待機児童数　0名 【令和４年４月１日現在】 認可保育所　197所（定員16,780名）　　待機児童数　0名 【令和５年４月１日現在】 認可保育所　206所（定員17,447名）　　待機児童数　0名
	今後の取組	待機児童数ゼロが継続できるよう、保育需要の状況に対応した整備を図る。
	所管課	保育課、保育計画調整課
	項目2　窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 保育所におけるICTの導入推進
	事業成果	○ 令和２年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和３年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 ○ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約９割の保育施設で導入が完了した。
	今後の取組	令和５年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。 区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。 私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

主な取組	項目3　保育サービス水準の向上	
	目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
	事業成果	○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。 【令和２年度】区立保育園　20件　　私立保育所等　48件 【令和３年度】区立保育園　22件　　私立保育所等　50件 【令和４年度】区立保育園　23件　　私立保育所等　48件 ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 【令和２年度】私立保育所等　272施設　　272回 区立委託園等　　24園　　536回 【令和３年度】私立保育所等　284施設　　327回 区立委託園等　　26園　　549回 【令和４年度】私立保育所等　282施設　　282回 区立委託園等　　28園　　622回 ○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和３年度】36回　　受講者数　2,590名 【令和４年度】38回　　受講者数　2,815名 ○ 東京都指定キャリアアップ研修を実施した。 【令和４年度】３回　　受講者数　166名
	今後の取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 待機児童数ゼロが続いていることは大変評価できる。一方で、入園希望者が減少に転じた時の対応も検討しておいてほしい。 ○ 今後は保育環境、多様な子どもたちの受け入れ、充実が期待される。空き教室があれば、地域のために活用してほしい。 ○ 「保育指数シミュレーション」機能の追加は、子育て世代の保護者にとって、手続きの不便さを解消したよい取り組みである。 ○ ICTの導入により保育士の事務作業が減ったことで、子どもと向き合える時間のさらなる確保が可能となり、保育の質の向上が期待される。 ○ 保活の入り口から入園後までの全ての手続きを、区役所に行かずに行える仕組みづくりを進めるなど、意欲的な取り組みを評価する。一方で、実際に保育園に見学に行ったり説明を直接聞きたい保護者もいるので、引き続き対面での相談もできるよう配慮してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 現時点で入園希望者数は減少に転じてはいないが、保育需要に応じて適切な定員管理を行い、空き定員の減少に努めていく。 ○ 引き続き、ICT未導入委託園に対し導入の働きかけを実施し、保育の質の向上に努める。また、新設する私立認可保育所に導入費用の補助制度を活用することでICT導入を推進し、保育士の業務負担軽減を図る。 ○ 保育園検索、保育指数シミュレーション、オンライン入園申請など、来庁せずに手続きが行える利便性を向上する。対面を希望する保護者へのご案内も継続して行う。

点検・評価欄	評価	特記事項

3　子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	3-①　安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1　ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	＜ねりっこクラブ＞ 【令和３年４月１日現在】 実施校数　37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小） 【令和４年４月１日現在】 実施校数　45校（新規実施８校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小） 【令和５年４月１日現在】 実施校数　52校（新規実施７校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小） ＜ねりっこプラス＞ ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目で見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。 ○ ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。 ○ 「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的に開催し、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。 ○ 各学校の応援団やねりっこクラブ事業者等においては、近隣町会や地域等からの幅広い募集の働きかけをしてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 令和６年４月に向けて、新たに７校（豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ○ 各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人ひとりの児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。 また、学校応援団やＰＴＡ、主任児童委員や青少年委員等地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。 ○ ねりっこクラブや学校応援団ひろば事業・各開放事業では、地域内の児童と住民の方々とのつながりを大切にしている。事業実施にあたっては、多くの地域住民の方に向けてスタッフの募集を行うように、事業者や学校応援団に対し、区から働きかけを行っている。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 ○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置し、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和２年度】相談員２か所配置 【令和３年度】相談員２か所配置（新規配置なし） 【令和４年度】相談員４か所配置（新規２か所配置） ○ 児童館の出前事業の実施 【令和２年度】保健相談所と児童館とでペアをつくり連携を開始 【令和３年度】４か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館や各子ども家庭支援センター、各保健相談所等で配布 【令和４年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをＰＲしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館で交流や音楽活動を実施している。 【令和２年度】６館で実施 飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小 【令和３年度】全17館で実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施 【令和４年度】全17館で実施 「中高生カフェ」を含め、各館でスポーツ、クッキングなどの内容も含めた中高生事業を週に２回程度実施
	今後の取組	中高生対象の出前事業も積極的に行っていく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 ○ 子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけでもオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。 ○ 児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やしてほしい。 ○ ネット環境が充実している中で、対面で他人と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。 ○ 職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。 ○ 中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 令和５年度から、中高生タイムの日数・曜日を中高生が参加しやすい時間帯・曜日に変更できるよう、運営を見直した。 ○ 「にこにこ」は、乳幼児親子が足を運べる身近な居場所を提供するため、児童館に加え、小学校別棟のねりっこ学童クラブ等も含め、学童クラブ室に児童がいない午前中を活用した事業である。「にこにこ」は学校の長期休業中や、放課後の時間帯には実施していないことから、仕事等で時間が取れない保護者のオンライン相談については、現在も子育て支援課の相談員である「すくすくアドバイザー」がメールで受け付けており、今後も運用を継続する。 ○ 0歳から18歳までの利用対象の施設であることから、児童館が異年齢の交流の場となるよう多様なイベントを計画している。 ○ 区内の中高生に対し、ホームページ、リーフレット配布、ポスター掲示や校内放送の活用で中高生事業のＰＲを行っている。 ○ 相談支援研修やヤングケアラー研修等を実施し、様々な児童や中高生に対応できるよう、引き続き職員のスキルアップを図っていく。 ○ 小学生、中高生の意見を取り入れたイベントを行う他、中高生カフェにも中高生自身の声を反映させるなど、子どもたちが主体的に活動できる場の提供に積極的に取り組んでいく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3-③　青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

主な取組	項目1　青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 【令和２年度】実施事業数　59事業　　参加人数　延べ 4,121人 【令和３年度】実施事業数　121事業　　参加人数　延べ23,010人 【令和４年度】実施事業数　218事業　　参加人数　延べ30,296人
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2　青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	○ 小学５年生から中学３年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和２年度】初級受講生　162人　　中級受講生　88人 【令和３年度】初級受講生　153人　　中級受講生　90人 【令和４年度】初級受講生　194人　　中級受講生　92人 ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【令和２年度】中止　（登録者：84人） 【令和３年度】計３回（登録者：86人） 【令和４年度】計３回（登録者：69人） ○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和２年度】４講座　　参加人数　延べ134人 【令和３年度】２講座　　参加人数　延べ151人 【令和４年度】４講座　　参加人数　延べ 64人
	今後の取組	青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業の試行に取り組む。
	所管課	青少年課

主な取組	項目3　若者の自立に向けた相談・支援	
	目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
	事業成果	○ ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れた相談やオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。 就労や短期アルバイトの受入先企業の拡充も引き続き行った。 ※令和元年度から対象年齢の上限を39歳から49歳に変更。 【令和２年度】 相談・支援　延べ3,578人　　進路決定者数　35人 【令和３年度】 相談・支援　延べ3,552人　　進路決定者数　62人 【令和４年度】 相談・支援　延べ3,355人　　進路決定者数　64人 ○ 居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方（15歳～49歳）を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。 利用者が参加しやすいプログラム(少人数制)を取り入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。(令和２年６月開設) 【令和２年度】 開所日　193日　　利用者数　延べ1,428人　(実人数123人) 【令和３年度】 開所日　244日　　利用者数　延べ1,573人　(実人数149人) 【令和４年度】 開所日　243日　　利用者数　延べ2,155人　(実人数115人)
	今後の取組	相談員（支援スタッフ）を増員し、就労支援等の自立支援の充実に取り組む。 区内経済団体と連携して、利用者の就職先の選択肢を増やす。 ねりま若者サポートステーションと居場所のさらなる周知を図るため、区内の学校や事業所など周知先の拡大に取り組む。
	所管課	青少年課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	○ 地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。 ○ 17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。 ○ 就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないよう、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。 ○ 若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	○ 練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が地域での活躍の場を広げる取組を強化している。今後は青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、企画段階から携わる事業の試行に取り組んでいく。 ○ 相談者の状況に応じた講座の実施や、メンタルヘルス相談等のオンライン活用は引き続き取り組んでいく。今後は相談員（支援スタッフ）を増員し就労支援等の自立支援の充実にも取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。
教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和４年４月
・宿泊を伴う校外学習（小学校移動教室）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（４～７月）
・宿泊を伴う校外学習（中学校修学旅行）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（４～10月）

令和４年５月
・区内保育施設へ二酸化炭素濃度測定器を配付
・区内幼稚園へ二酸化炭素濃度測定器を配付

令和４年６月
・宿泊を伴う校外学習（中学校特別支援学級宿泊学習）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施
・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策（受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定）をおこなった上で実施（一部）（６～７月）
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給しました（子供１人につき５万円）。

令和４年７月
・宿泊を伴う校外学習（中学校イングリッシュキャンプ）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（７～８月）
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給しました（子供１人につき５万円）。

令和４年９月
・宿泊を伴う校外学習（小学校移動教室）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（９～12月）
・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策（受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定）をおこなった上で実施（一部）
・教員用タブレットを配備（常勤教員１人につき１台）
・学校ネットワーク通信環境の整備（全校でのオンライン授業配信に対応）

令和４年10月
・宿泊を伴う校外学習（小学校特別支援学級宿泊学習）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施
・区内保育施設に対する感染症対策工事支援および感染症対策物品の購入支援

令和４年12月
・家事支援用品の購入支援を実施
　→コロナ禍における育児負担軽減対策として、東京都補助事業を活用し、保育サービスを利用していない、１歳または２歳の在宅子育て家庭を対象に、令和４年度限定で、食洗器やロボット掃除機等の家事支援用品の購入支援を実施。
　（子供１人につき、５万円相当のポイント）
・区立幼稚園へ感染症対策物品の購入

令和５年１月
・区内子育てのひろばへ除菌シート等を配付
・宿泊を伴う校外学習（中学校スキー移動教室）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（１～３月）

令和５年２月
・区内児童館、学童クラブ、子育てのひろばへ消毒用アルコール等を配付

令和５年３月
・区立直営保育園へ、熱湯洗浄やアルコール等による消毒が可能な昼寝用マットレスを配付
・区内私立幼稚園へ感染症対策工事支援および感染症対策物品購入への補助金支給

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組　点検・評価表

特　記　事　項

評価	

資　料　3	

令和５年12月８日
教育委員会事務局

令和５年第四回練馬区議会定例会提出議案について

令和５年11月29日第11回教育委員会臨時会で議決した令和５年第四回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙１のとおり	公布の日。ただし、一部の規定については、令和６年４月１日

写

別　紙 1

議案第１３７号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年１１月３０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年３月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第27条第２項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第３項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第２項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第３項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第１をつぎのように改める。

第２条　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第27条第２項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第３項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第２項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第３項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第27条第２項ただし書および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（第４項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（第27条第２項ただし書および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和５年12月１日から適用する。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600
	33	241,500	333,000	379,300	410,900
	34	243,200	334,800	381,100	412,100
	35	244,900	336,700	382,700	413,300
	36	246,800	338,700	384,100	414,500
	37	248,600	340,100	385,500	415,600
	38	250,300	341,800	386,800	416,600
	39	251,900	343,600	388,100	417,600
	40	253,900	345,300	389,300	418,600
	41	255,900	346,600	390,400	419,500
	42	257,400	348,200	391,600	420,400
	43	259,300	349,800	392,800	421,300
	44	261,300	351,200	393,800	422,100

45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800
69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500
83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400
85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400
90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800

96	351,300	396,500	424,800	448,200
97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	
105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		
129	369,200	410,800		
130	369,400			
131	369,800			
132	370,200			
133	370,600			
134	370,900			
135	371,300			
136	371,700			
137	372,100			
138	372,500			
139	372,900			
140	373,300			
141	373,600			
142	374,000			
143	374,400			
144	374,700			
145	375,100			
146	375,500			

	147	375,900			
	148	376,300			
	149	376,700			
	150	377,100			
	151	377,500			
	152	377,900			
	153	378,200			
	154	378,600			
	155	379,000			
	156	379,400			
	157	379,800			
	158	380,200			
	159	380,600			
	160	381,000			
	161	381,400			
	162	381,800			
	163	382,200			
	164	382,600			
	165	382,900			
	166	383,300			
	167	383,600			
	168	384,000			
	169	384,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 230,600	基準給料月額 円 269,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 331,700

参考資料

令和５年12月６日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第１３５号　練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第１３６号　練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第１３７号　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

⑴　特別区人事委員会勧告（令和５年10月11日）等に基づき、一般職の職員に対する給与の改定を行う。

⑵　地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたことに伴い、所要の改正を行う。

⑶　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、条例で同法を引用している規定について、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

⑵　期末手当および勤勉手当の改定（特別給全体の支給月数は別表のとおり）

ア　令和５年度以降の期末手当（一般職員は除き、会計年度任用職員は令和５年度に限る。）および勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

令和５年度分

職員の区分		手当	６月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
		勤勉手当	1.075月	1.175月	2.250月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.675月	0.675月	1.350月
		勤勉手当	0.525月	0.575月	1.100月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.000月	1.050月	2.050月
		勤勉手当	1.275月	1.325月	2.600月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.575月	0.600月	1.175月
		勤勉手当	0.625月	0.650月	1.275月
会計年度任用職員		期末手当	1.200月	1.300月	2.500月

イ　令和６年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するほか、期末手当および勤勉手当の支給月数を６月期および12月期が均等となるように配分する。

令和６年度以降分

職員の区分		手当	６月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
		勤勉手当	1.125月	1.125月	2.250月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.675月	0.675月	1.350月
		勤勉手当	0.550月	0.550月	1.100月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.025月	1.025月	2.050月
		勤勉手当	1.300月	1.300月	2.600月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.5875月	0.5875月	1.175月
		勤勉手当	0.6375月	0.6375月	1.275月
会計年度任用職員		期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
		勤勉手当	1.125月	1.125月	2.250月

⑶　給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限を給料表の改定に準じて引き上げる。

⑷　地方自治法の一部改正により、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

⑸　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条例で引用する同法の規定を「第44条」から「第26条の８」に改める。

※　⑶は、練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のみ

※　⑷および⑸は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

3　施行期日等

⑴　給料表および給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限の改定

公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

⑵　期末手当および勤勉手当の改定

ア　令和５年度分

公布の日から施行し、令和５年12月１日から適用する。

イ　令和６年度以降分

令和６年４月１日から施行する。

⑶　地方自治法および新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う改正

公布の日から施行する。

4　新旧対照表

別紙のとおり

別表

期末・勤勉手当　改正の概要

1　現行

	期末手当				勤勉手当				合計月数（③）
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		
⑴ 一般職員	1.20月 (0.675月)	1.20月 (0.675月)	**2.40月 (1.35月)**	＋	1.075月 (0.525月)	1.075月 (0.525月)	**2.15月 (1.05月)**	＝	**4.55月 (2.40月)**
⑵ 管理職員	1.00月 (0.575月)	1.00月 (0.575月)	**2.00月 (1.15月)**		1.275月 (0.625月)	1.275月 (0.625月)	**2.55月 (1.25月)**		**4.55月 (2.40月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.20月	1.20月	**2.40月**		――				**2.40月**

2　令和５年度分（改正後）

	期末手当				勤勉手当				合計月数（③）
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		
⑴ 一般職員	1.20月 (0.675月)	1.20月 (0.675月)	**2.40月 (1.35月)**	＋	1.075月 (0.525月)	1.175月 (0.575月)	**2.25月 (1.10月)**	＝	**4.65月 (2.45月)**
⑵ 管理職員	1.00月 (0.575月)	1.05月 (0.60月)	**2.05月 (1.175月)**		1.275月 (0.625月)	1.325月 (0.65月)	**2.60月 (1.275月)**		**4.65月 (2.45月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.20月	1.30月	**2.50月**		――				**2.50月**

3　令和６年度以降分（改正後）

	期末手当				勤勉手当				合計月数（③）
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		
⑴ 一般職員	1.20月 (0.675月)	1.20月 (0.675月)	**2.40月 (1.35月)**	＋	1.125月 (0.55月)	1.125月 (0.55月)	**2.25月 (1.10月)**	＝	**4.65月 (2.45月)**
⑵ 管理職員	1.025月 (0.5875月)	1.025月 (0.5875月)	**2.05月 (1.175月)**		1.30月 (0.6375月)	1.30月 (0.6375月)	**2.60月 (1.275月)**		**4.65月 (2.45月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.20月	1.20月	**2.40月**		1.125月	1.125月	**2.25月**		**4.65月**

※　支給月数の（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の支給月数

※　下線は改正部分

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条改正関係）

現　行	改正案
（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の105を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 ４～６　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。 ４～６　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］

	付　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行する。 （後略） ２　第１条の規定（第27条第２項ただし書および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（第４項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。 ３　第１条の規定（第27条第２項ただし書および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和５年12月１日から適用する。 （給与の内払） ４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （委任） ５　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
別表第１　［略］	別表第１　［略］

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条改正関係）

現　行	改正案
（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の105を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。 ４～６　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４～６　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］

	付　則 **（施行期日等）** **１　（前略）ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。** **２～５**　［略］

参考資料 1

令和５年 12 月６日
企 画 部 企 画 課

第３次みどりの風吹くまちビジョン（素案）について

グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けて、令和６年度から 10 年度の政策展開を明らかにする「第３次みどりの風吹くまちビジョン（素案）」を下記の通り策定する。

記

１ 「基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕（素案）」および「アクションプラン〔年度別取組計画〕（素案）」
別添のとおり

２ 区民意見反映制度に基づく意見の募集

（１）周知方法

ア ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、企画課での閲覧

エ YouTube 練馬区公式チャンネルでの概要説明

オ 区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

（２）意見の募集期間

令和５年 12 月 11 日（月）から令和６年１月 15 日（月）まで

（３）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

３ オープンハウスの開催

令和５年	12 月 17 日（日）	14:30～16:30	北町第二地区区民館
	12 月 18 日（月）	18:00～20:00	光が丘区民センター
	12 月 23 日（土）	14:30～16:30	勤労福祉会館
	12 月 26 日（火）	18:00～20:00	区民・産業プラザ
令和６年	１月 ９日（火）	18:00～20:00	関区民センター
	１月 10 日（水）	18:00～20:00	石神井庁舎

４　今後のスケジュール

令和６年３月　「基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕（案）」および
「アクションプラン〔年度別取組計画〕（案）」を報告

３月末　策定

第３次みどりの風吹くまちビジョン（素案）の概要

参考資料 2

第３次ビジョン　基本計画

これからも人口増加が続く

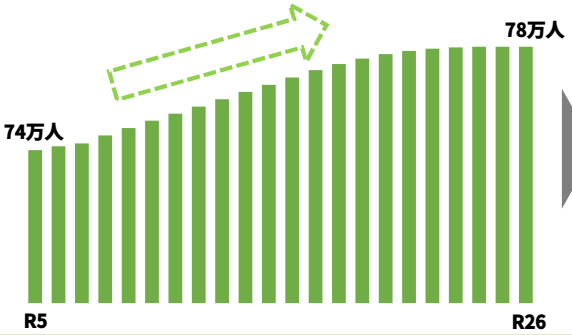

まだまだ、まちは大きく発展！

大江戸線延伸、西武新宿線連続立体交差化などまちづくりが進み、まちはさらに変化し、発展！

第１章　策定の目的

〇グランドデザイン構想（H30年6月）の実現に向け、令和６～10年度の政策展開を明らかにする。
〇これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、 文化、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく。

第２章　改革ねりま　これまでの取組（分かりやすいグラフなどで表示）

保育所待機児童ゼロを達成

保育定員数と待機児童数の推移

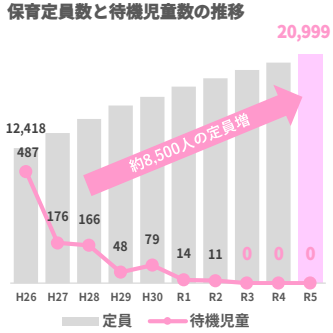

都内トップの施設数を実現

介護保険施設等の推移

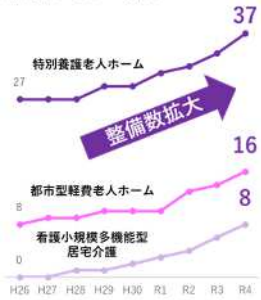

新病院建設などで病床を確保

一般・療養病床数の推移

大江戸線延伸に向け着実に前進

令和５年３月 東京都庁内検討組織設立

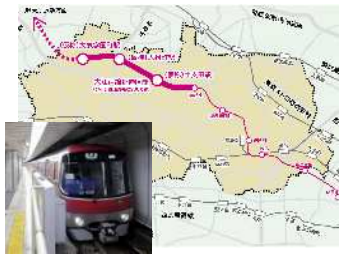

美術館のリニューアルに着手

美術館再整備基本構想に掲げるコンセプトの実現に向け、設計に着手

区財政の基盤を強化

区政改革計画の目標額達成

第３章　区を取り巻く状況

世界	・中国の台頭による世界構造の転換、自国第一主義の広がり ・ウクライナ侵攻を契機とする安全保障の枠組みの変化、世界経済の低迷
日本	・国難ともいえる少子化問題に直面、債務残高はGDPの２倍超、国際的地位の低下 ・経済が低迷する中での物価の高騰、平均賃金はOECD平均を下回る
区	・今なお東京の活力を削ぐ財源の収奪が続く、都全体で１兆4,000億円 ・社会保障経費の増加、老朽施設の維持更新、インフラ整備など膨大な財政需要への対応

これまでの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえた検討が必要

第４章　施策の体系

グランドデザイン構想

第３次ビジョン

基本計画（計画期間５年）
６つの施策の柱

アクションプラン
２３の戦略計画（計画期間５年）
年度別取組計画（計画期間３年）
財政フレーム

取組体制強化プラン（令和５年３月策定）

第５章　施策の柱

- 柱１　子どもたちの笑顔輝くまち
- 柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
- 柱３　安心を支える福祉と医療のまち
- 柱４　安全・快適、みどりあふれるまち
- 柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 柱６　区民とともに区政を進める

これまでの施策を着実に継続・発展

社会情勢の変化への対応（人口減少・デジタルなど）

アクションプラン　戦略計画

〇23の戦略計画ごとに、令和10年度末の目標、現状と課題、５年間の取組を記載
＜主な変更箇所＞

施策の柱３	戦略計画９	誰もが安心して生活できる地域福祉の推進【新設】 ★
施策の柱４	戦略計画１４	人々の移動を支える交通体系の構築【新設】 ★
施策の柱６	戦略計画２３	窓口から区役所を変える DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 → DXで区民と区政を直につなぐ【統合】

アクションプラン　年度別取組計画（令和６～８年度）

〇３か年の具体的な取組を戦略計画ごとに記載する年度別取組計画（素案）を策定
〇取組ごとに、概要、令和８年度の目標、令和５年度末の現況、令和６～８年度の取組を記載

第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン（素案）の主な取組

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現
- ・保育所待機児童ゼロを継続、練馬こども園の拡充 充実
- ★・ベビーシッター利用料助成制度を導入 新規

戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- ★・（仮称）東京都練馬児童相談所設置に伴う児童相談体制「練馬区モデル」の強化 充実
- ・親子入所型ショートステイの開始 新規

戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実
- ・「ねりっこクラブ」の全区立小学校での実施 充実
- ・児童館の開館時間等の拡大、中高生向け事業の充実 充実

戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成
- ・通信環境の強化、ICTを活用した教育内容の充実 充実
- ・改築計画と整合した区立学校の適正配置 充実

★支援が必要な子どもたちへの取組の充実
- ・特別支援教育に関する新たな方針を策定 新規
- ・不登校対策の充実 充実
- ・ヤングケアラーへの支援の充実 充実

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進
- ★・日常生活圏域を４地区から27地区に拡大。「生活支援コーディネーター」を地域包括支援センターに１名ずつ配置 充実
- ・民間特養の大規模改修等の支援を実施 新規
- ★・練馬光が丘病院跡施設に、区内初の介護医療院を整備 新規
- ・練馬光が丘病院跡施設に、介護福祉士養成施設を整備。卒業生が区内事業所に就職し、定着する仕組みを整備 新規

戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進
- ・スマホ教室を短期集中的に実施。デジタル格差を早期解消 充実
- ・はつらつセンターにスマホ相談窓口を設置 充実
- ★・高齢者みんな健康プロジェクトの拡充 新規 充実

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- ★・医療的ケアが必要な方を支援する多機能型施設の誘致 充実
- ・福祉園等の利用時間の延長、移動支援の充実 充実

戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- ★・ひとり親家庭への転宅費用助成の開始など支援の充実 充実
- ・生活サポートセンターの増設、オンライン相談の開始 新規

戦略計画９　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進
- ・地域福祉コーディネーターの増員等、重層的支援体制の充実 充実
- ・終活相談窓口の設置など権利擁護支援事業の充実 新規 充実

戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備
- ・練馬光が丘病院跡施設に医療・介護の複合施設を整備
- ★・順天堂練馬病院の新病棟整備を支援 充実

戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援
- ・健診データを活用した個別受診勧奨の拡充 充実
- ・こころの健康問題を抱える方等への支援を充実 新規 充実

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
- ★・密集住宅市街地整備促進事業等の推進 充実
- ・密集事業実施地区等の木造住宅に感震ブレーカーの無償貸与開始 新規

戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
- ★・大江戸線延伸早期着工に向け都との協議の推進 充実
- ・西武新宿線連続立体交差事業の促進

戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築
- ・2040年代を見据えた新たな地域公共交通計画の策定 新規

戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進
- ・大江戸線新駅予定地周辺のまちづくりの推進 充実
- ・石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進 充実

戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ
- ★・「稲荷山公園」、「大泉井頭公園」の整備に向けた検討の推進 充実
- ・公園等改修計画の策定、トイレのリニューアルの推進 新規

戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開
- ・製品プラスチックの回収・資源化の開始 新規

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり
- ・新商品開発など積極的に取り組む事業者への補助の開始 新規
- ★・「商店会や個店の意欲に応える３つのサポート」の実施 充実

戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬
- ・野菜の収穫体験等を行える「ベジかるファーム」を拡充 充実
- ・JAあおばと連携し各農家の状況を把握。相談支援を実施 新規

戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
- ★・美術館・貫井図書館の全面リニューアルの推進 充実
- ・新たな能楽公演の開催などの文化芸術イベントを充実 充実
- ・「これからの図書館構想」に基づく電子図書館の実現 新規

戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち
- ★・石神井松の風文化公園の拡張にあわせ、フットサル・テニス兼用コートなどスポーツ施設を整備 充実

施策の柱６　区民とともに区政を進める

戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進
- ★・町会・自治会の相談体制の強化(コンサルタントを派遣など) 新規
- ★・町会・自治会、NPO等がコラボして取り組むプロジェクト等を支援する「ねりま協働ラボ」の実施 新規
- ・今後の外国人施策に関する基本的な方針を策定 新規

戦略計画23　DXで区民と区政を直につなぐ
- ★・手続き・相談のオンライン化の推進 新規 充実
- ・使いやすい新たな区立施設予約システムを構築 新規
- ・施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を導入 新規
- ・デジタルツールの活用による業務DX 新規 充実
- ・DXを進める職員の確保・育成 充実

※　新規：新規事業、充実：充実事業、★：リーディングプロジェクト

参考資料 3

第３次
みどりの風吹くまちビジョン

基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕【素案】

まだまだ
大きく発展！

R５

みどりや農に囲まれた都心に近くすみやすいまち練馬

農

みどり

文化

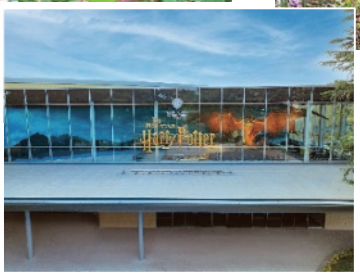

'Wizarding World' and all related names, characters and indicia are trademarks of and © Warner Bros. Entertainment Inc. – Wizarding World publishing rights © J.K. Rowling.

１０～２０年後のまちの姿

文化では…

美術館のリニューアルを機に年齢や障害にかかわらず**誰もが優れた文化芸術を楽しめるまちに**

まちなかでアートを楽しむ

美術館やホールなど、文化芸術活動のための舞台が整い、区民は、伝統芸能や絵画、音楽、映像など、プロフェッショナルな活動と自らが参加する活用を楽しんでいます。

練馬は全国でも稀な人口増加が続くまち

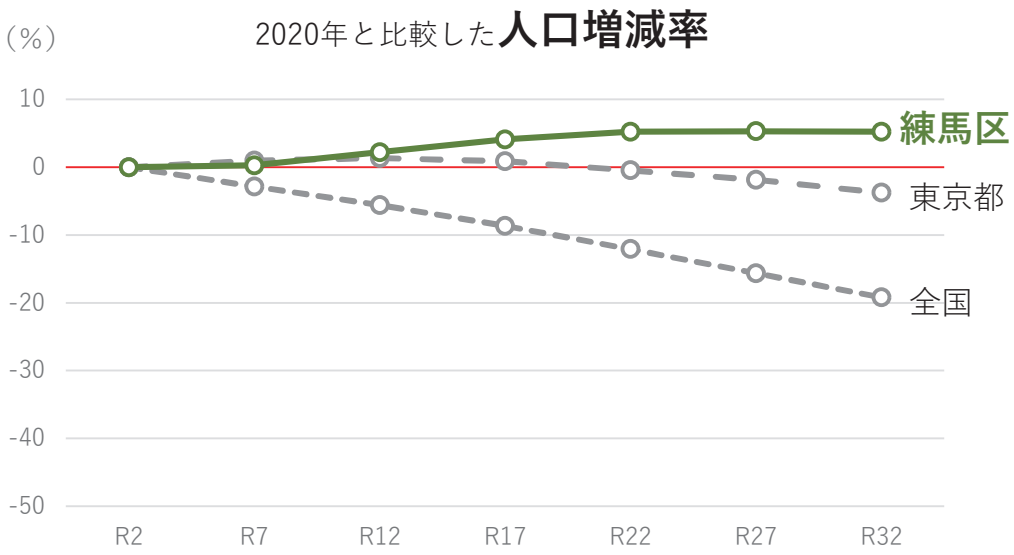

（出典）「「未来の東京」戦略 附属資料 東京の将来人口（令和５年１月東京都）」より作成

大江戸線延伸、西武新宿線連続立体交差化などまちづくりが進み、まちはさらに**変化**し、**発展！**

～　子どもから高齢者まで誰もが心豊かに暮らせるまち　～

交通インフラでは…

大江戸線の延伸、西武新宿線の連続立体交差化とあわせたまちづくりが進み、**誰もが快適に過ごせるまちに**

みどりでは…

稲荷山公園をはじめとした大規模なみどりの整備が進み、**誰もが豊かなみどりに囲まれ暮らせるまちに**

目　次

基本計画

第１章　策定の目的…… 6

第２章　改革ねりま　これまでの取組…… 9

第３章　区を取り巻く状況……24

第４章　施策の体系……32

第５章　施策の柱……36

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち……37
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち……39
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち……41
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち……43
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち……45
施策の柱６　区民とともに区政を進める……47

アクションプラン〔戦略計画〕

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち
　戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現……53
　戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実……55
　戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実……57
　戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成……59

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
　戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進……61
　戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進……63

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備……65
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援……67
戦略計画９　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進……69
戦略計画 10　安心して医療が受けられる体制の整備……71
戦略計画 11　身体とこころの健康づくりを応援……73

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち
戦略計画 12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」……75
戦略計画 13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備……77
戦略計画 14　人々の移動を支える交通体系の構築……79
戦略計画 15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進……81
戦略計画 16　練馬のみどりを未来へつなぐ……83
戦略計画 17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開……85

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち
戦略計画 18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり……87
戦略計画 19　生きた農と共存するまち練馬……89
戦略計画 20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち……91
戦略計画 21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち……93

施策の柱６　区民とともに区政を進める
戦略計画 22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進……95
戦略計画 23　DX で区民と区政を直につなぐ……97

巻末資料
練馬区の人口動向分析……102
財政状況……115

参考
施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図……121
第３次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ……124

第３次みどりの風吹くまちビジョン

基本計画

第　1　章

策定の目的

この章では、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」策定の経緯と目的について記載しています。

策定の目的

グランドデザイン構想の実現

区は、平成27年３月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。平成30年6月には、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の３つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。

グランドデザイン構想の実現を目指し、平成31年3月には、新たな総合計画として「第２次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。令和４年３月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会情勢の変化に対応するため、令和４年度から５年度の２か年の取組を定める「第２次みどりの風吹くまちビジョン　改定アクションプラン」を策定しました。さらに、令和５年３月には、政策を実現する具体的な取組と体制を強化する「取組体制強化プラン」を策定しています。

グランドデザイン構想の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活を豊かにする施策に更に力を入れていく必要があります。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略※）として、「第３次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第３次ビジョン」という。）」を策定します。

※　まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと。都道府県および区市町村は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し策定が求められている。

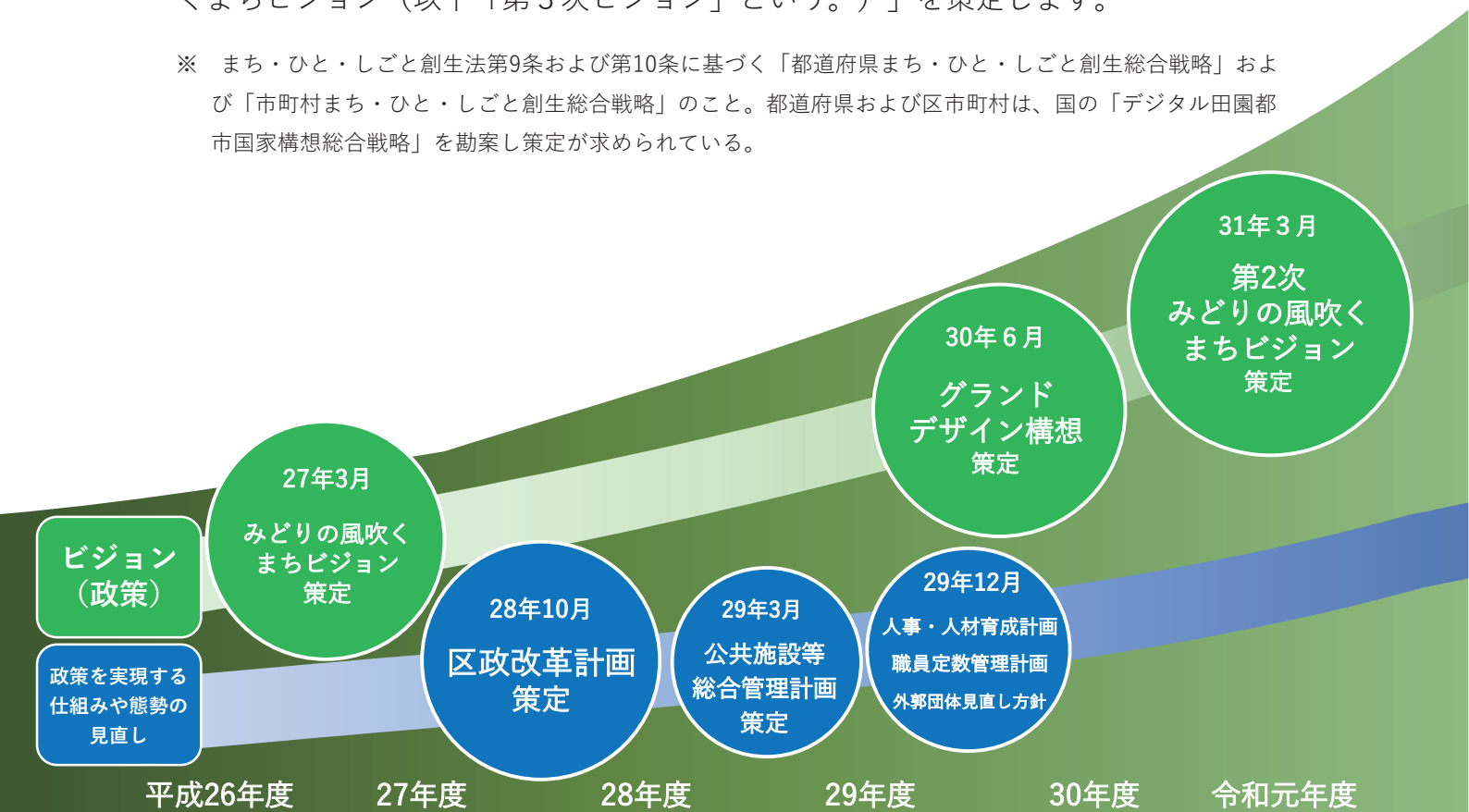

グランドデザイン構想の実現

第　2　章

改革ねりま　これまでの取組

この章では、区がこれまで進めてきた「改革ねりま」について記載しています。

全国の自治体を先導する「練馬区モデル」の展開

我が国は、少子高齢化・人口減少により経済活力が弱まり、国際競争力が低下するなかで、赤字国債の発行を重ねた結果、債務残高はGDPの２倍を超え、世界に類を見ない危機的な状況となっています。将来を見通すことが難しいモデルなき未知の時代に直面している今こそ、現実を直視し、リアルな打開策を打ち出していく必要があります。

従来の施策を漫然と繰り返し、他自治体と横並びの施策を実施しているだけでは、こうした変化の激しい時代に対応することはできません。未来を切り開くため、区はこれまでの施策を抜本的に変革し、全国自治体を先導する「練馬区モデル」を様々な分野で展開してきました。

例えば「３歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに対応するため、全国初となる区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を創設しました。子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がり、共働き家庭などからも利用されています。

コロナ禍においても、希望する区民が身近な場所で速やかに安心してワクチン接種を受けられる体制を一刻も早く整備するため、国と綿密に協議し、練馬区医師会の協力を得て、かかりつけ医による個別接種をメインに集団接種会場でカバーする「練馬区モデル」を構築しました。国が先進事例として紹介し、全国自治体の標準モデルとなりました。

今後もこうした取組を継続し、発展させていきます。

〈 練馬区モデルの例 〉

区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設

保護者の就労形態やニーズの多様化に応える区独自の幼保一元化施設

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築

診療所での個別接種と集団接種を組み合わせたベストミックス方式

練馬区モデル Ⅰ

子どもたちの笑顔輝くまち

必要な子育てサービスを選べる社会に

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開しています。

保育所待機児童ゼロを達成

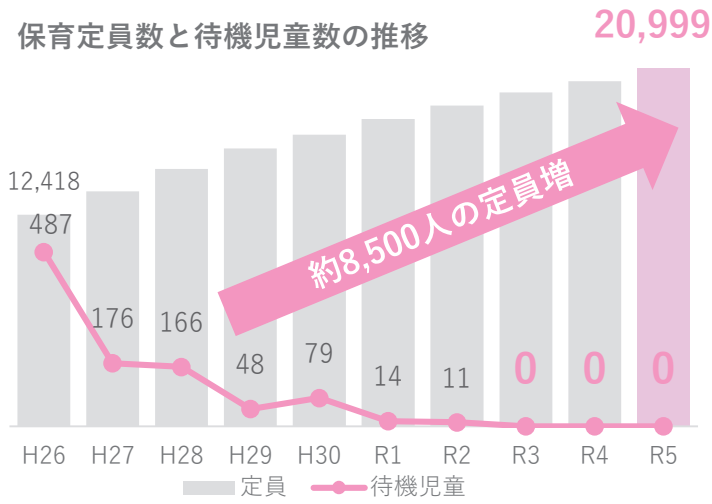

待機児童ゼロ作戦を展開し、平成26年度からの９年間で全国トップレベルの約8,500人の定員拡大を実現しました。

令和３年度から待機児童ゼロを継続しています。

練馬こども園を創設

24園で実施 定員**1,869**人

（令和５年４月１日時点）

区独自の幼保一元化施設である練馬こども園を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。

ねりっこクラブの拡大

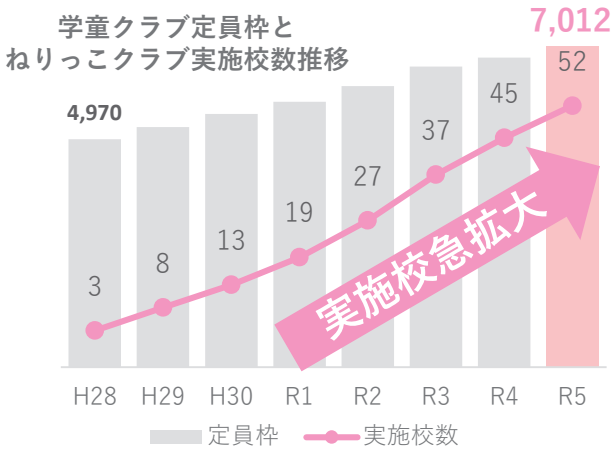

小学校内で、学童クラブとひろば事業の運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を全65校中52校で実施し、小学生の居場所を整備しました。

支援を必要とする子どもたちのそばに

区では、子どもを虐待から守るために、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的支援の更なる連携強化に取り組んでいます。また、誰もが等しく公平に必要な教育が受けられるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を進めます。

(仮称)東京都練馬児童相談所の設置

都内で初めて都区共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置しました。虐待対応拠点は他区にも拡がっています。

「練馬区モデル」は
他区にも拡大中

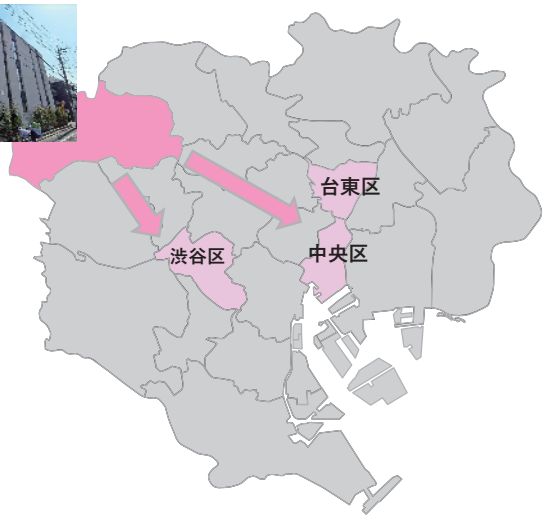

子ども家庭支援センターの体制強化

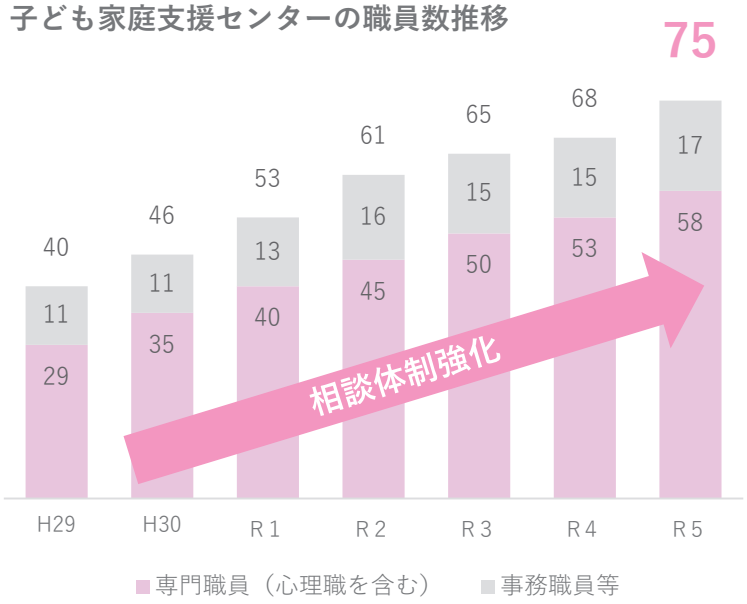

令和６年度の（仮称）東京都練馬児童相談所の設置に向けて、区子ども家庭支援センターの専門職員（福祉職等）を増員し、相談体制を更に強化します。

支援が必要な子どもたちへの取組の充実

● 不登校児童生徒

不登校経験者やその保護者等を対象に、令和３年度から４年度にかけて、不登校に関する実態調査を実施しました。令和５年８月には、調査結果等を踏まえて「練馬区教育委員会不登校対策方針」を改定し、児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を進めています。

● ヤングケアラー

実態調査の結果、ヤングケアラーが一定数存在することが明らかになりました。学校等で早期に発見し、関係機関が連携して支援できる体制を整備しました。

● 医療的ケア児

「医療的ケア児支援法」の成立に先駆けて、平成27年度に区立の小学校および学童クラブで医療的ケア児の受入れを開始し、その後、区立保育園および幼稚園での実施や受入れ人数を拡大してきました。

高齢者地域包括ケアシステムの確立

令和７年に、団塊世代の全ての方が75 歳以上の後期高齢者となります。

区では、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムの確立を着実に進めています。

街かどケアカフェを区内各地へ

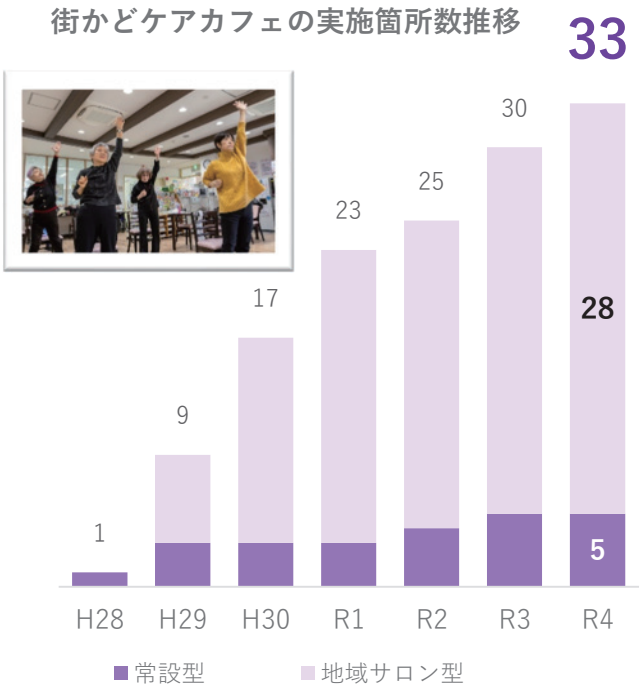

高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談したりできる「街かどケアカフェ」を地域の拠点として拡充しています。

令和５年４月に、６か所目の常設型として、「街かどケアカフェかしわ」を開設しました。

地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターと区民ボランティアによる訪問支援、町会・自治会、民生委員、事業者など地域と連携した見守り活動等を通して高齢者の見守りに取り組んできました。

これらの取組の中核機関である地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にするため、令和５年４月に２か所増設し、27か所体制に強化しました。

地域包括支援センターを

27か所体制に**強化**

高齢者の生活を支えるサービス提供体制の充実

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯が増加しています。ひとり暮らし高齢者等への個別訪問に取り組むとともに、施設の整備目標を定め整備を進めるなど、高齢者の生活を支えるサービスの提供体制の充実に取り組んでいます。

高齢者みんな健康プロジェクトの展開

高齢者の健康を支援するため、令和３年度から「高齢者みんな健康プロジェクト」を開始しています。区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、リスクの高い後期高齢者を抽出のうえ、栄養士などの専門員が個別訪問し、糖尿病重症化予防等に取り組んでいます。

▲「高齢者みんな健康プロジェクト」専門員による個別訪問

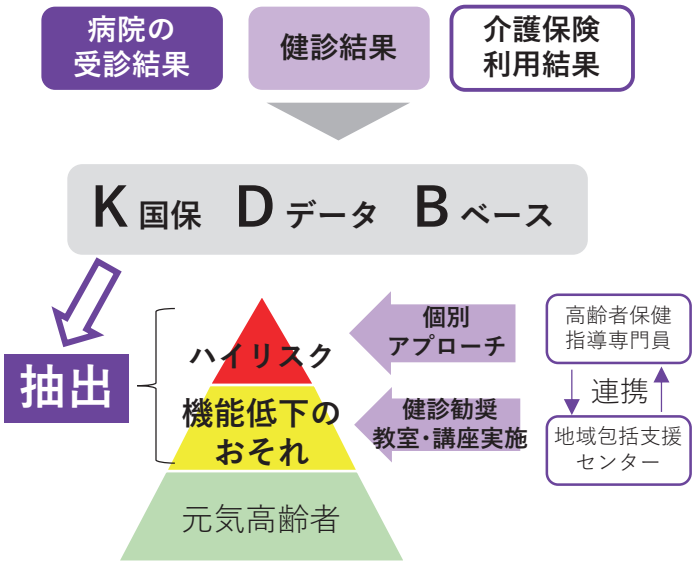

都内トップの施設数を実現

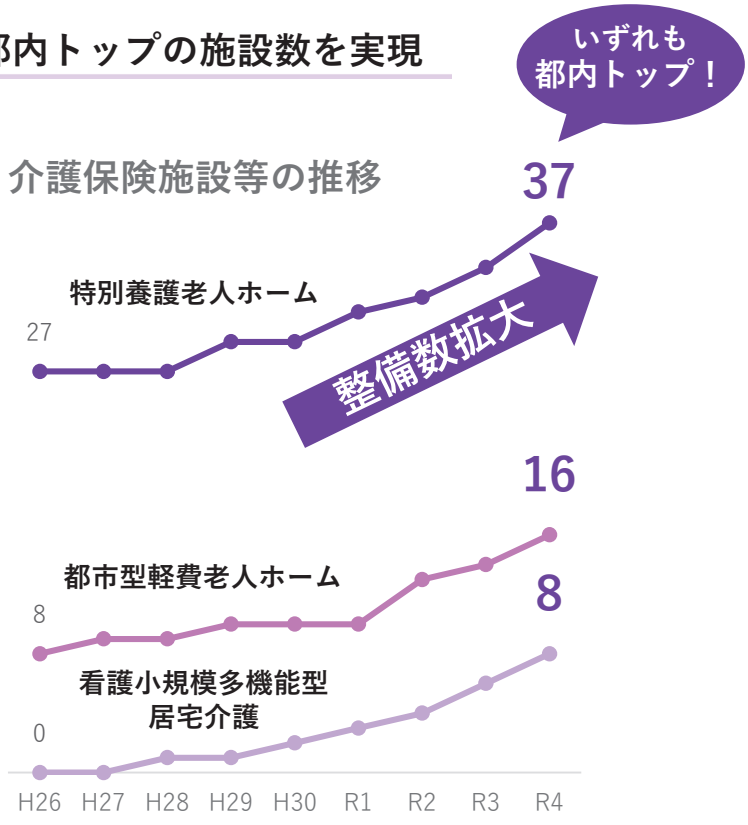

▲特別養護老人ホーム　おおいずみの里

▲看護小規模多機能型居宅介護
エクセレント練馬

特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホームおよび看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に取り組んでいます。これらの施設数は、全て都内最多となっています。

安心を支える福祉と医療のまち

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

コロナ禍や物価上昇の影響で、生活困窮に関する相談や生活保護受給世帯が増加しています。なかでも相対的に貧困率の高いひとり親家庭は大きく影響を受けています。区は、生活にお困りの方の自立に向け、一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援に取り組んでいます。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開

＼ 23区トップの26事業を展開 ／

ひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての３つの支援を組み合わせて提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成29年度から開始し、23区で最多の事業を実施しています。令和４年に実施したニーズ調査結果を踏まえ、自立に向けた支援策を更に充実しています。

ひとり親家庭自立応援プロジェクト

総合相談窓口
※オンライン相談可
- 総合相談（平日夜間・土曜対応）
- 出張相談
- 法律相談（土曜対応）
- 家計相談

各種支援

生活を応援
- ＡＤＲ費用助成
- 公正証書等の作成費用助成
- 養育費パンフレット
- セミナー

就労を応援
- 資格取得支援（給付金増額）
- セミナー
- ハローワーク連携支援
- ホームヘルプ
- 自立支援プログラム策定

子育てを応援
- 訪問型学習支援
- 親子交流・ひとり親家庭間交流支援

障害者が地域で暮らし続けられる基盤を整備

練馬区は、住み慣れた地域で、障害の特性に応じた就労支援や暮らしの支援を受けられる、誰もがいきがいを持ち、自分らしい生き方ができるまちの実現を目指しています。そのため、一人ひとりのライフステージに応じた支援や障害者の意思疎通の支援を充実させています。

重度障害者グループホームの整備拡大

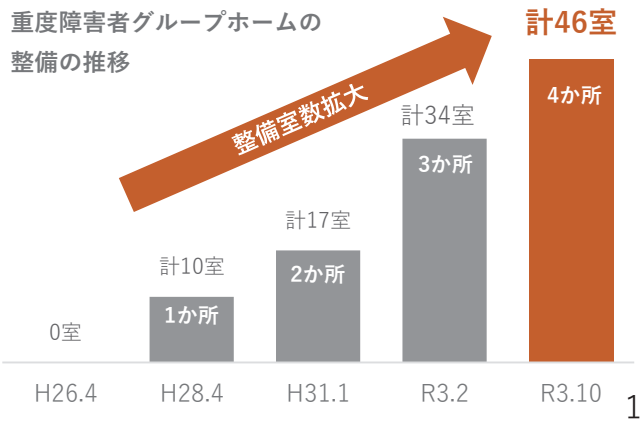

意思疎通に関する条例を制定・支援を充実

令和４年６月、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定しました。23区初の障害者ＩＣＴ相談窓口の開設等、支援の充実を図っています。

◀ 情報機器の例
トーキングエイド
言葉が出にくい方の会話を絵文字やイラストで補助する

新病院建設などで医療環境を充実

区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区で最も少ない状況です。今後の高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、必要な機能を備えた病床の確保を進めるなど、医療環境の充実に取り組んでいます。

順天堂練馬病院の三次救急の指定

順天堂練馬病院が令和５年３月に三次救急医療機関に指定されました。脳卒中や急性心筋梗塞等の生命の危機が切迫している患者に、一刻も早く医療を提供できるようになりました。

新病院建設などで病床を確保

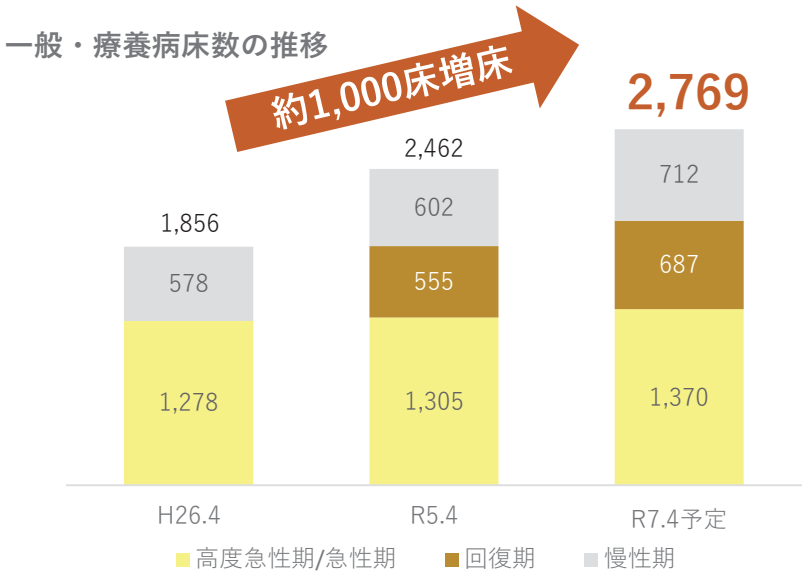

平成26年度には約1,800床だった病床が、練馬光が丘病院の跡施設を活用し、医療・介護の複合施設として開設する令和７年度には約2,800床となり、約1,000床の増床となります。

練馬光が丘病院の移転・改築

光が丘第四中学校跡地に令和４年10月に開院しました。光が丘地域で初となる回復期リハビリテーション病棟を含む457床を整備しています。

慈誠会・練馬高野台病院を開院

旧高野台運動場用地を活用し、令和４年８月に開院しました。石神井地域で初となる回復期・慢性期機能を有する218床を整備しています。

練馬のみどりを未来へつなぐ

みどりは、練馬区の大きな魅力であり、快適な都市生活を支えている大切な都市基盤です。練馬のみどりを守り、未来へつなぐため、特色ある公園の整備などを行うことで、みどりのネットワークの形成を進めるとともに、区民と協働し、みどりを育むムーブメントの輪を広げています。

みどりのネットワークの形成

区立公園等の面積

99ha ▶ 108ha

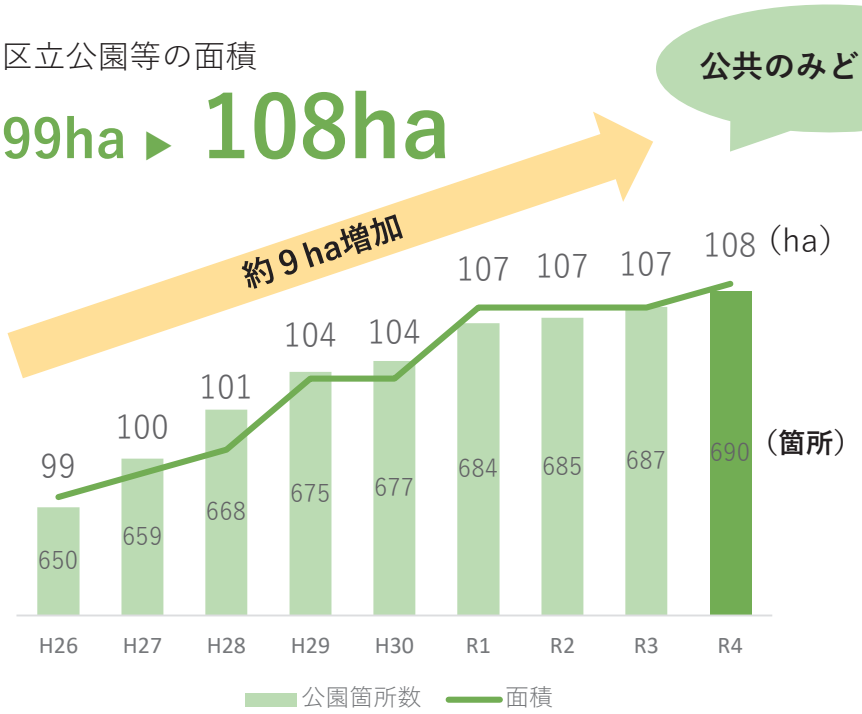

四季の香ローズガーデンの拡充、大泉学園町希望が丘公園の全面開園など、みどりの拠点となる公園づくりなどを進めた結果、公共のみどりは大幅に増加しました。

公園の整備や幹線道路の整備等にあわせたみどりのネットワークの形成を進めています。

みどりを育むムーブメントを展開

練馬の特色であるみどりを地域の財産として育むため、区民がみどりに関わりやすい仕組みづくりを進めています。

公園や花壇、憩いの森での区民管理の拡充をはじめ、民有樹林地では区民ボランティアによる落ち葉清掃を開始するなど、みどりを育む区民活動が広がり始めています。

▼区民による落ち葉清掃

▼憩いの森の区民管理

▲区民協働花壇

交通インフラの整備を着実に推進

練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。快適で暮らしやすいまちの実現に向け、災害に強く、安全・安心な暮らしを支える交通インフラの整備を着実に進めています。

大江戸線延伸に向け着実に前進

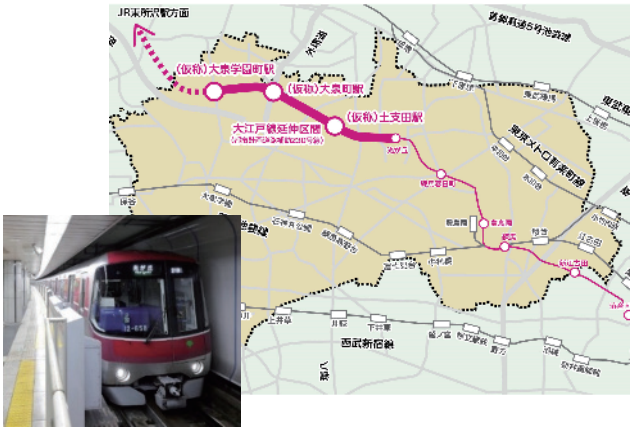

大江戸線の延伸に向けて、区民や各種団体と一体となった促進活動の展開、沿線のまちづくりを推進するとともに、東京都との実務的な協議を進めてきました。

その結果、東京都が副知事をトップとする庁内検討組織を立ち上げるなど、大江戸線延伸着工に向け、着実に前進しています。

都市計画道路の着実な整備

第四次事業化計画における優先整備路線の事業着手に積極的に取り組み、みどり豊かで快適な空間を創出する都市計画道路の着実な整備を進めています。

西武新宿線の連続立体交差化、いよいよ始動

西武新宿線の連続立体交差化計画は、都市計画決定により、大きく前進しました。東京都、鉄道事業者、沿線区市とともに、事業認可取得に向けて準備を進めています。

攻めの防災まちづくりを展開

地域ごとに異なる災害リスクに応じたまちづくりとして、「攻めの防災」を展開してきました。

老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域では、道路拡幅や危険なブロック塀等の撤去等を進めています。

特定緊急輸送道路の沿道等で、旧耐震建築物の耐震化を着実に進めています。

生きた農と共存するまち

練馬区は東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれている稀な都市です。

区では、農業者とともに、練馬でしか体験できない都市農業の魅力発信や、農地の保全などに取り組んでいます。

世界都市農業サミットを開催

令和元年度に都市農業の魅力と可能性を世界に発信するため、「世界都市農業サミット」を開催しました。海外５都市から招いた農業者や研究者と都市農業の意義を共有し、サミット宣言を発表しました。

都市農地の保全を推進

2022年問題解決！

対象の**95**%超の農地が今後も営農

農地制度や税制度の改善を国に要望してきました。特定生産緑地制度の創設は、こうした活動が実った一つです。対象の95%を超える農地を特定生産緑地に指定しています。

区民が農に親しむ取組を充実

農業を体験できる施設

15か所増加

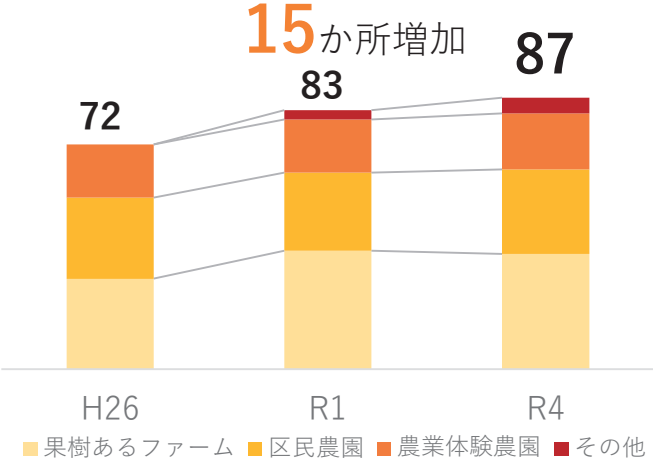

令和５年３月に種まきから収穫まで農業体験ができる「高松みらいのはたけ」を開設しました。その他、様々な果実を味わえる「果樹あるファーム」など区民が農に親しめる施設・機会を拡充しています。

優れた文化芸術に触れられるまち

練馬区は、みどり豊かな住宅都市だからこそ、豊かな文化芸術が花開く可能性があります。
都心に行かずとも、みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちの実現を目指し、独創的で発信力のある新たな企画や、文化芸術と一体となったまちづくりを進めています。

美術館のリニューアルに着手

美術館は「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのリニューアルコンセプトの実現を目指し、全面改築します。令和５年１月に設計に着手しています。

練馬の魅力を効果的に発信

'Wizarding World' and all related names, characters and indicia are trademarks of and © Warner Bros. Entertainment Inc. – Wizarding World publishing rights © J.K. Rowling.

令和５年６月、としまえん跡地に、映画「ハリー・ポッター」の制作の舞台裏を体験できるスタジオツアー東京がオープンしました。区の新たな映像文化の拠点となる施設には、多くの来場者が想定されており、この施設を拠点に区の魅力発信に取り組んでいます。

優れた文化芸術に触れられる機会の創出

人間国宝である狂言師の野村万作さんによる「みどりの風　練馬薪能」や、世界的なヴァイオリニストの大谷康子さんによる「真夏の音楽会」など、優れた文化芸術イベントを毎年実施してきました。参加した区民の皆さんからは、毎回好評をいただいています。

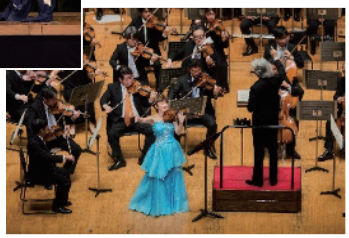

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

スポーツ施設を積極的に整備し、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう体験会や教室の実施に取り組んでいます。

ユニバーサルスポーツフェスティバルを展開

障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、ユニバーサルスポーツフェスティバルを各地域で開催し、ボッチャ体験会やパラスポーツ教室などを実施しています。

「参加と協働」から「参加から協働」へ

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに地域課題は多様化・複雑化しており、様々なニーズが生まれています。新たなニーズに対応し、きめ細やかなサービスを展開するためには、地域で活動する方々の力が欠かせません。区は、区民とともに協働の取組を進めています。

地域おこしプロジェクトの展開

これまでに
計**10**プロジェクトを支援

練馬の新しい魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具体化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施しています。

町会・自治会の基盤強化

区内**全域**で
加入促進活動を展開

転入者に町会・自治会への加入案内リーフレットを配付するほか、集合住宅における加入促進ハンドブックを作成し、町会・自治会の加入促進を強化してきました。

区政改革を徹底

窓口サービス向上の取組に加えて、公共施設のマネジメント、人材育成、職員定数の管理、外郭団体の見直し、DXの推進、持続可能な財政運営など、あらゆる面で区政改革の取組を着実に進めています。

窓口から区役所を変える

▼リニューアルした練馬区民事務所

令和２年９月に練馬区民事務所のレイアウトを改善するとともにゲートサインを設置し、来所者に分かりやすくリニューアルしました。

ＤＸで区民サービスを向上

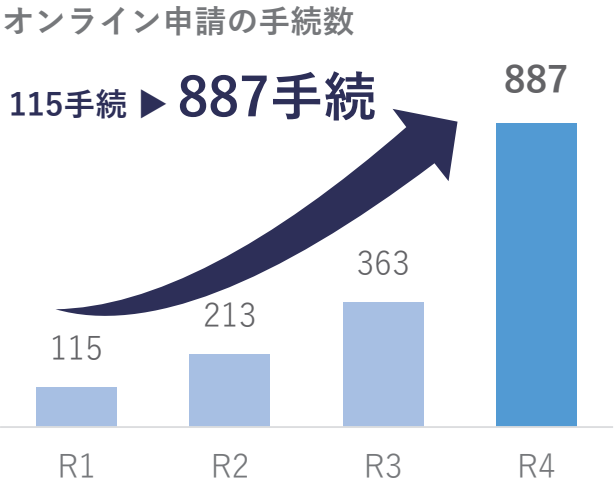

オンライン化の妨げとなる押印の見直しに取り組み、92％の手続きで押印を不要にするとともに、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるよう、オンライン申請を推進しました。

区財政の基盤を強化

財政調整基金 **400億** 円達成

施設整備基金**280億**円達成

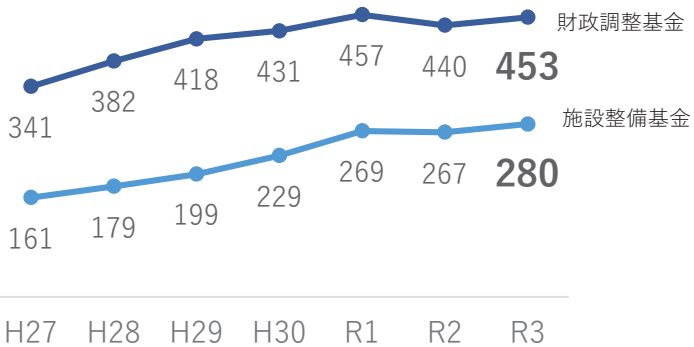

区政改革計画に基づき、基金の積立目標額を定め、残高の確保に努めてきました。財政調整基金、施設整備基金の目標額を達成するなど、財政基盤は強化されています。

施設の統合・再編、複合化を推進

▲北町はるのひ児童館

公共施設等総合管理計画に基づき、施設配置の最適化を進めています。令和３年３月には、保健相談所や街かどケアカフェ、児童館などが一体となった複合施設「北町はるのひ児童館」を開設しました。

第　3　章

区を取り巻く状況

この章では、世界経済や日本社会の情勢など、区を取り巻く状況を分析したうえで、今後解決すべき課題を提起します。

1　世界の状況

⑴　世界構造の転換

・第二次世界大戦以降、世界経済は欧州や日米が中心となり牽引してきましたが、1980 年代以降に急成長を遂げた中国の台頭により、世界経済の主軸は大きくシフトしました。

・人口動態にも大きな変化が表れており、先進国では既に少子高齢化が大きな社会問題となっています。日本を追い抜き急速に経済発展した中国においても、2022 年、61 年ぶりに人口減に転じました。

・人口減少に伴い、これまでのような大きな経済成長が見込めないなか、今後は、今なお大幅な人口増加が続く南アジアやアフリカ諸国が主軸となる可能性が指摘されています。

・世界の分断が進むなか、米国や英国、中国など、自国の利益を追求する「自国第一主義」が広がり始めています。

・一方、グローバル化した世界経済のもとでは、国際的な協調なしには発展は望めず、新型コロナを始めとするパンデミック対策や気候変動対策など、世界が足並みを揃えなければ対応できない課題にも直面しています。

・世界は今、大きな転換期を迎えています。

⑵　世界政治の動向

・2022 年 2 月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始し、世界は大きな混乱に陥りました。今なお終結は全く見通せず、被害が拡大し続けています。

・侵攻を契機に、スウェーデン、フィンランドがこれまでの中立政策を転換し NATO 加盟に踏み切るなど、第二次世界大戦以後続いてきた欧州における安全保障の枠組みは大きな転期を迎えています。

・米中の覇権争いやウクライナ侵攻などを背景に多くの国が軍拡の方向へ進んでいます。パレスチナ地区での紛争の更なる激化や拡大が懸念されるほか、アジア地域でも台湾有事が懸念されるなど、かつてない緊張の高まりを見せています。

・エネルギーや経済を特定の国に依存するリスクが顕在化し、輸出入の制限を通じ他国に圧力をかける経済的威圧が広がるなど、経済の安全保障への関心が飛躍的に高まっています。各国は重要な産業部品の内製化や貿易ルートの分散化を図るなど、サプライチェーンの強靭化に取り組んでいます。

⑶　世界経済の動向

・ロシアのウクライナ侵攻を背景に、原油や天然ガス、穀物などの流通が滞り、世界各国で資源・エネルギー価格が高騰しています。途上国等への食糧の安定供給にも大きな影響が生じています。

・米国では物価が 40 年ぶりの高い水準にまで上昇しました。物価の抑制に向け大幅な利上げを繰り返すものの、依然としてインフレ状態は続いています。

・政策金利の引き上げが国債金利の引き上げや投資環境の悪化を招き、銀行３行が相次いで破綻に追い込まれました。大規模な銀行破綻による金融不安が世界へ波及することが懸念されています。

・そうしたなかでも、米国の経済は堅調に回復しており、ダウ平均株価は 2023 年７月には１年３か月ぶりに３万 5,000 ドルにまで回復し、一時 14.7％まで悪化していた失業率は３％台まで改善しています。

・一方、世界経済を牽引してきた中国経済は鈍化しつつあり、かつて日本で起きた不動産バブルの崩壊も不安視されています。

・OECD による 2023 年の世界経済の成長率見通しは、2022 年の 3.5％を下回る 3.0％と見込まれています。2024 年は 2.7％と更に鈍化する予測が立てられており、世界経済の先行きは不安定な状況です。

2　日本の状況

⑴　日本経済の低迷と国際的地位の低下

・我が国は現在、歴史上経験したことのない、国難ともいえる少子化問題に直面しています。

・人口減少に伴う市場規模の縮小、労働力の不足に加え、技術革新の遅れなどもあり、経済は永く低迷しています。そうしたなか、新型コロナとロシアによるウクライナ侵攻の直撃を受け、状況は更に悪化しています。

・国債に永く依存する財政運営を続けた結果、国の債務残高は既に GDP の 2 倍を超え、政策選択の幅は狭められ、有効な手立てが見いだせない状況です。

・GDP は 2010 年に中国に抜かれて以降、世界 3 位を維持していましたが、2023 年には、人口が 3 分の 2 程度のドイツに抜かれて世界 4 位に転落する見通しであり、１人当たりの労働生産性の低さも課題となっています。

・米国企業 GAFAM を核とした IT 戦略、中国の「一帯一路」など、各国は生き残りをかけて各分野で長期的展望を持った国際戦略を進めています。

・日本は発展に向けた具体的戦略も不透明であり、経済力の低下とともに国際的な地位が低下し続けています。

⑵　少子化・人口減少問題

・2022 年の合計特殊出生率は 1.26。出生者数は 7 年連続減少となる約 77 万人となり、1899 年の統計開始以降、最小となりました。

・人口減少が進む自治体では、税収減による行政サービスの廃止や有料化、小売や飲食、娯楽などの生活関連サービスの縮小、鉄道や路線バスなど公共交通の撤退や縮小など様々な課題に直面しています。

・こうした状況にかかわらず、国の問題意識は薄く、少子化の根本的な分析がされないまま、対策が進められています。

・政府は 2023 年 4 月に「こども家庭庁」を創設し、6 月、新たな少子化対策「こども未来戦略方針」をとりまとめましたが、安定財源の確保、政策効果の検証など、整理すべき課題が多く残されています。

⑶　新型コロナウイルス感染症

・2023 年 5 月に感染症法上の分類が 5 類に移行したことに伴い、社会経済活動が本格的に再開しました。2023 年 4 月から 6 月の GDP 増加率は新型コロナ前をも上回り、過去最高となりました。

・入国規制も撤廃され、円安の影響もあり、訪日外国人旅行者数はコロナ禍前の水準を取り戻しつつあります。

・新型コロナを契機に、社会全体のデジタル化が急速に進展しました。ビジネスや教育分野など、従来デジタル化が進んでいなかった分野にも広がり、生活様式は大きく変化しました。

⑷　経済が低迷するなかでのインフレの進行

・日本は石油や石炭、天然ガスなどの資源の多くを海外に依存しています。資源価格の高騰、円安の進行なども相まって物価は上昇し、経済低迷が続く中でインフレが進行しています。

・世界主要国では、これまでの大規模な金融緩和を転換して金利を引き上げ、インフレを抑える試みを続けていますが、日本では積極的な金融政策が打てず、世界との金利差がさらに拡大しています。

・2022 年 1 月には 1 ドル 110 円台だった円相場は、急落した後、上下を繰り返し現在は 150 円台間近で推移しています。円相場は不安定な状況で、国際社会での円の価値は凋落傾向にあります。

・諸外国に比べて、日本の賃金水準は上がっておらず、気付けば日本の賃金は OECD 平均を下回り、GDP では日本より下位である韓国やスペインなどを下回っています。

・円安と相まって、このままでは外国人労働者から選ばれない国になる恐れもあります。

3　区を取りまく情勢

⑴　日本における首都東京の立ち位置

・首都東京は、日本の政治・経済・文化の発展を牽引する重要な役割を果たしてきました。その中心となってきたのが特別区です。

・新型コロナの影響により、都の 2021 年の人口は転出超過となりましたが、2022 年は一転して転入超過となりました。

・首都圏全体では人口は一貫して増え続けており、コロナ禍を経ても、東京の持つ力や担う役割は全く変わっていません。

・国はこうした東京の努力や役割を全く評価せず、今なお東京の活力を削ぐ財源の収奪を続けています。法人税の国税化やふるさと納税等により、令和 5 年度は約 1 兆 4,000 億円の税収が失われる見込みです。

・東京が衰退すれば日本全体の衰退に更に拍車をかけることになります。日本の発展を続けるためにも、都と特別区は力を合わせて国と対峙していくことが求められています。

⑵　区における課題

①　区を取り巻く状況

・こうした世界、日本における社会・経済情勢の変動は区民生活にも大きな影響を与えています。

・コロナ禍を受け、区の人口は、令和３年度はマイナスとなったものの、４年度は一転してプラスに転じました。しかし、日本全体の人口減少が進むなか、区の人口もいずれ減少局面に入ることは避けられません。

・歳出面では、保育関係費を中心に社会保障関係費がこの 10 年で約 500 億円から約 1,000 億円に倍増し、義務的経費が予算の５割以上を占めています。老朽施設の維持更新、都市インフラの整備など区特有の財政需要に加え、社会状況の変化に応じた新たな課題にも対応していく必要があります。

・税収は回復しているものの、歳出の伸びに追いついておらず、一般財源の不足を基金、起債で穴埋めする構造は変わっていません。この状況が続けばいずれ基金は底を打ち、起債残高が大幅に増加する懸念があります。

・今後、少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足も懸念されています。限られた財源、人材で効果的、効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

②　都区の役割分担、特別区制度の課題

・特別区では、都民は区の領域を超えて生活しており、生活圏と行政区域が一致していません。都の広域的・専門的行政と、住民に寄り添って生活を支える身近な行政との境界が曖昧で、行政権限が混乱しています。

・例えば、医療政策は都が担い、公衆衛生（感染症等）は区保健所が担うという役割分担は、平時には機能していますが、今回のパンデミック時には、入院調整や PCR 検査等の役割分担について、混乱が生じました。

・都区の役割分担が必要不可欠な児童相談行政においても、根本的な議論がされないまま区による児童相談所の設置が進められています。

・また、特別区では、人事・財政制度面で権限に制約が設けられており、一般の基礎的自治体よりも裁量の余地が狭められています。

・東京の持つ力を最大限発揮するため、課題が顕在化した今こそ、改めて大都市行政を根本的に見直すことが必要となっています。

第　4　章

施策の体系

この章では、第３次ビジョンの体系・計画期間、施策体系について記載しています。

1 ｜体系・計画期間

第３次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、具体的な実行計画であるアクションプランの２部構成とします。基本計画では「６つの施策の柱」をお示しし、アクションプランでは、「23の戦略計画」、「年度別取組計画」と「財政フレーム」を明らかにします。

計画期間は、基本計画、アクションプランの「戦略計画」が５年間（令和６～10年度）とします。「年度別取組計画」は３年間（令和６～８年度）とし、令和８年度に後半の計画を策定します。

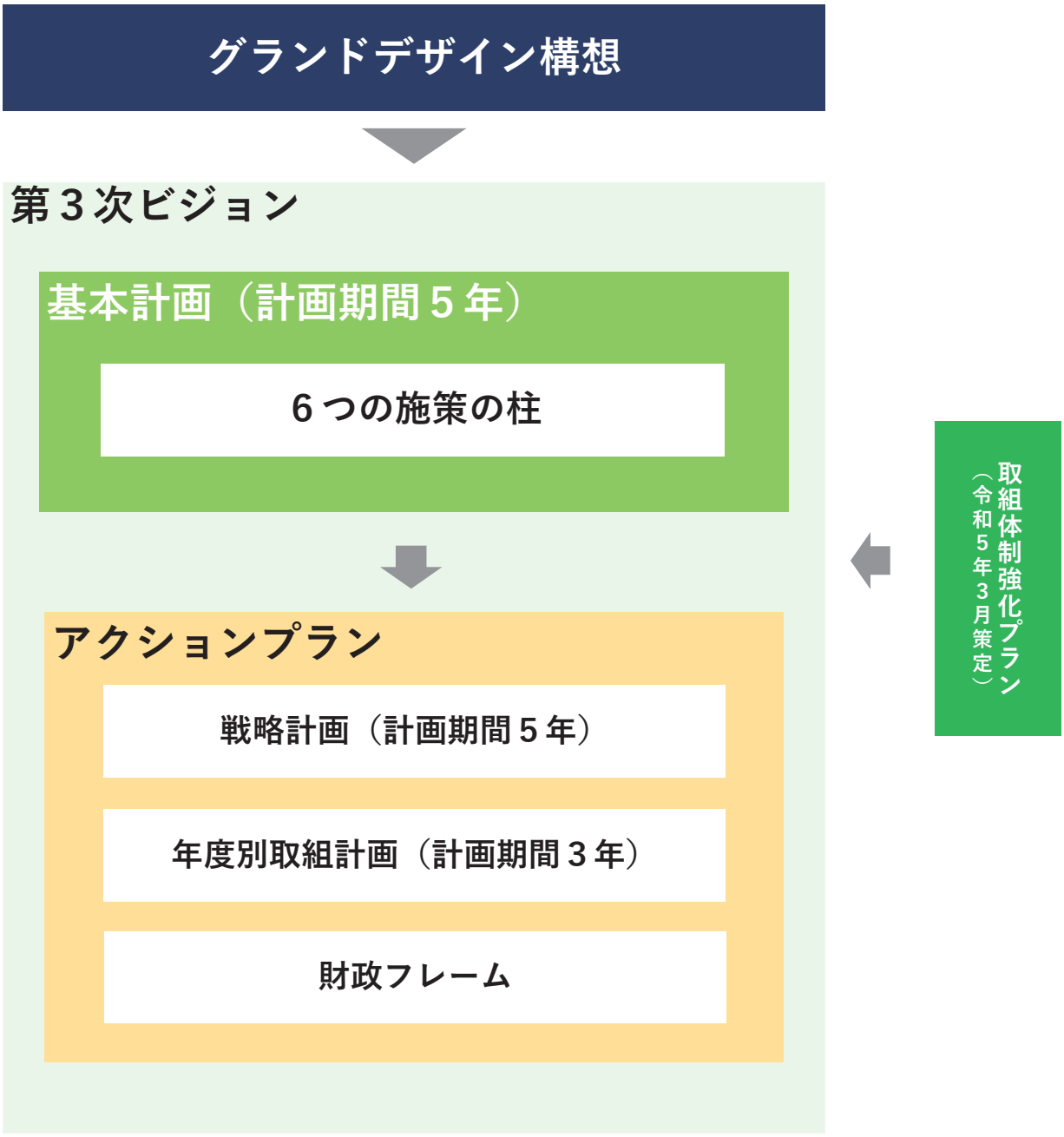

2 ｜施策体系

第３次ビジョンでは、区民生活全般を充実させる施策を６つの施策に分け、柱ごとに今後の取組を明らかにします。

これまで、子ども、高齢者、福祉、医療、まちづくり、みどり、農業、文化など、区民生活全般にわたって様々な施策を実現

これまでの施策を着実に継続・発展

社会情勢の変化への対応

（少子高齢化・人口減少・デジタルなど）

第　5　章

施策の柱

この章では、６つの施策の柱ごとに「区の基本姿勢」や「施策の方向性」とともに、施策をけん引する「リーディングプロジェクト」を示します。

６つの施策の柱

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち
施策の柱６　区民とともに区政を進める

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

区の基本姿勢

日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いています。一方、共働き家庭の増加等に伴い、保育ニーズは依然として増加し、多様化しています。引き続き、保育所待機児童ゼロを維持しながら保育サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

核家族化が進み、地域のつながりの希薄化など、社会的に孤立し、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えています。安心して出産・子育てできる環境を整備し、支援を充実することが求められています。

令和２年度に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが区の責務です。教育環境の変化を捉えた施策を実施する必要があります。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

施策の方向性

・保育所での障害児の受入れ拡大など、保育サービスを更に充実する。
・すべての妊婦・子育て家庭が安心して身近な場所で気軽に相談、交流できる環境を整備する。
・都と区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を充実・強化する。
・ねりっこクラブを拡充し、待機児童解消を目指す。
・学齢期の子どもや若者の居場所を充実する。
・児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。
・教員の負担を軽減し、やりがいを持って職務に従事できる環境を整備する。

リーディングプロジェクト

子どもの一時的な預け先の選択肢の拡大

地域子ども家庭支援センター関で乳幼児一時預かり事業を拡充します。石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

▲都区合同会議の様子

都児相設置にあわせた児童相談体制の強化

都は令和６年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同じ施設内に設置します。

広域的・専門的機能を担う都と、地域に根差したきめ細かい支援を担う区の連携を更に深め、児童相談体制「練馬区モデル」を強化していきます。

障害児など支援が必要な子どもたちへの取組の充実

保育園、幼稚園、学童クラブ、学校において障害児や医療的ケア児の受入れ体制を拡充します。表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげる取組を進めます。増加傾向にある不登校児童生徒の支援体制を強化します。

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

区の基本姿勢

令和10年に、団塊の世代の大半が80代となります。令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口は約20万人に上ります。将来を見据え、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが不可欠です。

高齢者の３人に１人はひとり暮らし、認知症高齢者は約３万人いるとされ、更に増加が見込まれます。よりきめ細やかに一人ひとりの高齢者を支える体制を拡充する必要があります。

高齢者の約８割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」です。地域の担い手として活躍できるよう、様々な場を提供し、健康づくりを支援することが必要です。

高齢者一人ひとりが希望するサービスを選択できるよう、施設サービスと在宅サービスをバランスよく整備してきました。引き続き、医療と介護サービスの基盤整備に取り組み、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

施策の方向性

・高齢者を地域でよりきめ細かく支えられるよう、地域包括支援センターや「高齢者みんな健康プロジェクト」の体制を強化する。
・認知症高齢者が安心して暮らせるよう、地域における支援体制を充実する。
・介護保険施設等の整備は、既存資源の転換等により行うとともに、在宅サービス基盤を充実する。
・シルバー人材センターと連携し、元気高齢者の活躍の場を拡大する。
・デジタルを活用した新たなフレイル予防とデジタル格差対策を推進する。

リーディングプロジェクト

高齢者の生活を支えるコーディネート力の強化

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和６年度から、日常生活圏域を４地区から地域包括支援センターに合わせて27地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを各地区へ１名ずつ配置し、体制を強化します。

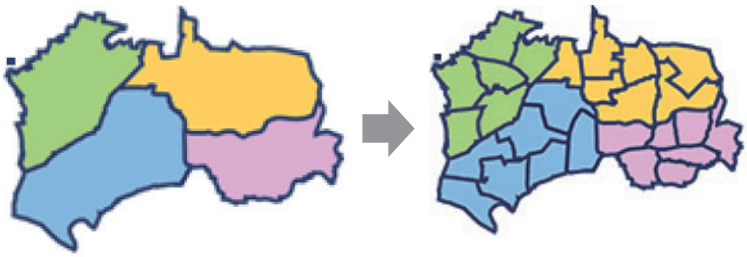

【４地区】
（福祉事務所単位）

【27地区】
（地域包括支援センター単位）

▲旧練馬光が丘病院（外観）

区内初となる介護医療院の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和７年度の開設を目指します。

医療ニーズが高く、特別養護老人ホームでの受け入れが困難な方に対して、医療、介護、看取り、ターミナルケアなどを行う区内初の介護医療院を開院します。

高齢者みんな健康プロジェクトの拡充

糖尿病やフレイルなど、健康上の課題をかかえる高齢者を総合的に支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」を拡充します。

保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

区の基本姿勢

障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進んでいます。法定雇用率の上昇、就労する家族の増加等、取り巻く環境も変化しています。障害者が住み慣れた地域の中で、自立して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じたサービスを充実する必要があります。

増加傾向にある生活保護受給世帯や相対的貧困率の高いひとり親家庭など、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな自立支援の強化が求められています。

様々な生きづらさを抱える方が、孤独・孤立に至らないよう、地域で課題解決に取り組む必要があります。

順天堂練馬病院の三次救急医療機関指定などにより、区の医療提供体制は大きく進展しました。更なる病床整備や在宅医療の充実とともに、大規模災害等に備えた医療機能の整備を進める必要があります。

区民のさらなる健康増進を図るため、受診環境の整備など受診率を向上させる取組を進めることが重要です。

誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。

施策の方向性

・重度障害者の地域生活を支えるため住まいや通いの場、家族支援等を充実する。
・障害者の就労定着支援・再就職支援を強化する。
・ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。
・ひきこもりや8050問題など、複合的な課題を抱える世帯等への支援を進める。
・災害時や、感染症拡大時に備えた医療提供体制を構築する。
・医師会等、各関係機関と連携し、在宅医療の充実・周知啓発を図る。
・区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援する。
・がん対策・がん患者等の支援の充実を図る。

リーディングプロジェクト

医療的ケアが必要な方を支援する多機能型施設の誘致

令和５年度に取得した三原台二丁目用地に、通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型施設を誘致するなど、医療的ケアが必要な方への支援を充実します。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化

令和４年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、自立に向けた支援策を更に充実します。ひとり親家庭が、希望する地域で仕事と育児を両立できるよう、住まい確保支援やホームヘルプサービスの充実などに取り組みます。

順天堂練馬病院における新病棟整備の支援

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

▲順天堂練馬病院

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

区の基本姿勢

練馬区は都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。都市計画道路の整備等は、完了まで年月を要する事業であり、計画的に進める必要があります。残されている鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために大江戸線の延伸は欠かせない事業です。実現に向け、早期の工事着手を促進する必要があります。

首都直下地震の発生が懸念されるとともに、局地的な集中豪雨など災害が激甚化しています。地震・火災や風水害による被害を最小限に抑えるため、地域ごとのリスクに応じた防災力を強化させる取組が求められています。

練馬区の魅力は、都心の近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園整備やみどり豊かな軸となる道路の整備、重要な樹林地の確保等を進めるとともに、民有地のみどりを地域全体で支える仕組みを強化する必要があります。

温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現には、区民・事業者との協働を更に推進し、2030年度までに区内のCO_2排出量を2013年度比46％削減することが必要です。

安全で快適な、みどりあふれるまちの実現を目指し、区民と手を携えながら積極的に取り組んでいきます。

施策の方向性

・都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化を着実に進める。
・大江戸線延伸の早期実現に向けて取組を進める。
・新たな地域公共交通計画を策定し、計画の実現に向けた取組を始める。
・建築物の耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅等とともに、避難行動要支援者の対策、出火防止への取組、初期消火力の強化等、災害に強いまちづくりを進める。
・流域対策を進めるとともに、河川や下水道の早期整備を東京都に要請する。
・公園や都市計画道路の整備により、みどりのネットワークを形成する。
・区民とともにみどりを守り育むムーブメントの輪を広げる。
・区民・事業者と協働して家庭部門におけるCO_2削減の取組を加速する。

リーディングプロジェクト

大江戸線の延伸の実現へ

都では、副知事をトップとする庁内検討プロジェクトチームによりスピード感を持って検討が進められています。区は、旅客需要の増加につながる沿線まちづくりの推進や基金の効果的な活用方法の検討を進め、早期事業着手に向け、都とともに取り組みます。

地震・火災に対する防災まちづくりの推進

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、地域住民への丁寧な周知啓発に取り組むとともに、道路拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

桜台東部地区は、地区計画の策定等に向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

▲密集事業により整備した道路
（江古田北部地区）

稲荷山公園・大泉井頭公園の整備

みどりのネットワークの拠点となる公園づくりを進めるため、稲荷山公園は事業区域を分けて段階的な整備の検討を進め、第一期事業認可の取得を目指します。大泉井頭公園では基本計画策定に向けた検討を進めます。

▲清水山の森のカタクリ群生地

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

区の基本姿勢

練馬区はみどり豊かな住宅都市です。誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実とあわせ、文化芸術やスポーツ振興も一体的に進めることが不可欠です。この２つはどちらか一方を選ぶというものではありません。引き続き、子どもから高齢者まで、年齢や障害にかかわりなく、誰もが文化芸術やスポーツを楽しめるまちの実現に取り組む必要があります。

東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれています。一方で、相続に伴う農地の減少や農業者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。貴重な練馬の都市農業を守り、次世代に継承していくための取組が求められています。

人口74万人の住宅都市としての特性を活かし、区内経済の発展に向け、事業拡大等に積極的に取り組む企業や商店会を後押しする必要があります。

文化芸術・スポーツ振興、都市農業振興、中小企業支援、商店街振興など、区民が暮らしに潤いや幸せを感じる、魅力あふれるまちを目指して取組を進めます。

施策の方向性

・みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館を創造する。
・優れた文化芸術を楽しめる魅力的なイベントを展開する。
・練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくりに取り組む。
・「これからの図書館構想」に基づき、より多くの人が気軽に、簡単に情報を得られる環境を整備する。
・スポーツ施設の整備を進め、多くの人がスポーツに参加できる機会を充実する。
・スタジオツアー東京の開設を契機として、練馬の魅力を効果的に発信する。
・農地の保全や区民が農に親しむ取組を充実する。
・持続可能な都市農業の実現に向けて、農業振興を強化する。
・区内事業者の積極的な企業活動を支援・商店街の賑わい創出に取り組む。

リーディングプロジェクト

美術館・貫井図書館の全面リニューアル

「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」という新しい発想により、「現代の富士塚」をイメージした新しい美術館・図書館をオープンします。令和９年度に開館予定です。

石神井松の風文化公園の拡張整備

石神井松の風文化公園の約0.6haの拡張部分にフットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場を整備します。令和８年度の開設を目指します。

商店会や個店の意欲に応える３つのサポート

個々の商店街活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業などの多様な主体と連携した取組を支援するとともに、個性溢れる意欲的な個店同士が取り組むイベント事業等に対する補助制度を充実するなど、魅力ある商店街を増やしていきます。

施策の柱６　区民とともに区政を進める

区の基本姿勢

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに地域課題は多様化・複雑化しています。新たなニーズに対応し、きめ細やかなサービスを展開するためには、行政だけではなく、町会・自治会をはじめとした地域で活動する方々の力が欠かせません。区と区民が適切に役割分担し、取組を進めていくことが重要です。

区は、「区民参加と協働のグランドデザイン」を策定し、区民とともに協働の取組を進めてきました。地域の現場では、町会・自治会をはじめ、地域で活動するNPO、ボランティア団体などが地域の課題を我が事として考え、自発的に活動する動きが広がっています。区民協働の区政を深化させるため、試行錯誤しながら協働の取組を展開していく必要があります。

コロナ禍において、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。限られた財源、職員で多様化する区民ニーズに応えるためには、デジタルやデータを活用し、サービスや業務を抜本的に変革するDXを推進する必要があります。

施策の方向性

・町会・自治会の自発的な活動を促進する。
・区民や団体と区が一体となった協働の取組を促進する。
・来庁しなくても手続きができるサービスを拡大する。
・区への支払いにおけるキャッシュレス決済を拡大する。
・業務のDXを推進する。

リーディングプロジェクト

町会・自治会の相談体制の強化

課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うために相談体制の強化に取り組みます。

▲町会・自治会向け講習会の様子

▲森林浴体験を通して区内のみどりの魅力を発信
（ねりまのみどりってこんなに素敵！プロジェクト）

ねりま協働ラボの実施

区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や、NPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。来庁された場合でも、デジタルを活用して書かない窓口を実現します。利用者からの問い合わせに、AIが対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

第３次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン 戦略計画

第３次みどりの風吹くまちビジョンにおける
施策の柱と戦略計画

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画　1　　子育てのかたちを選択できる社会の実現

戦略計画　2　　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

戦略計画　3　　学齢期の子どもや若者の居場所の充実

戦略計画　4　　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画　5　　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

戦略計画　6　　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画　7　　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

戦略計画　8　　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

戦略計画　9　　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進

戦略計画　10　　安心して医療が受けられる体制の整備

戦略計画　11　　身体とこころの健康づくりを応援

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画　12　　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
戦略計画　13　　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
戦略計画　14　　人々の移動を支える交通体系の構築
戦略計画　15　　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進
戦略計画　16　　練馬のみどりを未来へつなぐ
戦略計画　17　　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画　18　　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり
戦略計画　19　　生きた農と共存するまち練馬
戦略計画　20　　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
戦略計画　21　　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

施策の柱６　区民とともに区政を進める

戦略計画　22　　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進
戦略計画　23　　DXで区民と区政を直につなぐ※

※官民データ活用推進基本法第９条第３項において策定が求められている、「市町村官民データ活用推進計画」の性格を併せ持つものです。

戦略計画１

子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和10年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

現状と課題

子育てしながら働く女性が増加し、共働き家庭が増えています。増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、平成26年度からの9年間で全国トップクラスとなる 8,500 人以上の保育定員増を実現し、令和3年4月から3年連続で待機児童ゼロを達成しました。

引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。また、増加する障害児の更なる受入れや医療的ケア児への対応の強化が求められています。

区独自の幼保一元化施設として、年間を通して預かり保育や 3 歳未満児の保育を実施している私立幼稚園を練馬こども園として認定してきました。引き続き「3歳からは幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに対応していく必要があります。

子育ての孤立感などによる不安や悩みに対応できるよう、区独自の取組である「練馬こどもカフェ」など、保護者同士が交流できる場の整備を着実に進めてきました。引き続き拡大に取り組むとともに、より利用しやすい環境を整えていくことが必要です。また、急な残業や土日勤務が発生したときや、家庭で子育てをしている際に急な事態が発生したときなどに、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要となっています。

5 年間の取組

1　保育サービスの充実【充実】

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

国基準以上の職員配置を継続するとともに、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図ります。

障害児の受入れ枠を拡大するとともに、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児の受入れ環境を充実します。

2　練馬こども園の充実【充実】

保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図ります。また、小規模保育事業など 2 歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2 歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

3　子育て支援サービスの拡充【充実】

親子で遊んだり保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習などを実施します。また、練馬こどもカフェを拡大します。

地域子ども家庭支援センター関の分室を開設します。子育てのひろばぴよぴよを分室に移転し、充実します。地域子ども家庭支援センター関では、乳幼児一時預かり事業を拡充します。石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

戦略計画２

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和10年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

現状と課題

核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が多様化する中で、特に心身の負担の大きい妊娠・出産・子育て期は不安感や孤立感を抱えやすい傾向があります。妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境のさらなる充実と、よりきめ細やかな寄り添ったサポートが求められています。

依然として児童虐待等の通告件数は増加し続けています。児童虐待対応は、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援と、東京都の児童相談所による広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。令和２年７月に区子ども家庭支援センターに都区合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の実態に即した連携が強化され、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるなど大きな成果を上げてきました。

都は令和６年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。子どもを虐待から守るため、都区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を強化する必要があります。

また、児童虐待対応件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する支援を行うための体制強化等が求められています。

＜妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート＞

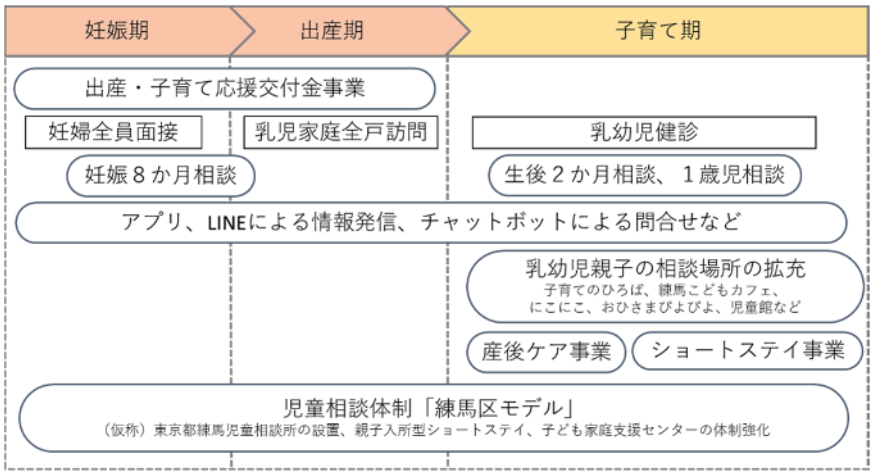

5 年間の取組

1　妊娠から子育てまでの切れ目のない支援【新規・充実】

（１）不安感や孤立感の解消に向けた相談支援の実施

子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンラインやチャットボットによる案内を実施します。よりきめ細かな支援を行うため、出産や育児に不安感や孤立感を抱えやすい妊娠８か月の時期の相談に加え、新たに、生後２か月を迎える時期にグループ相談や個別相談を実施するとともに、１歳を迎える時期の相談体制を強化します。

（２）産後ケア事業の充実

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業はニーズが高まっており、利用者数も年々増加しています。産後ケア実施施設数の拡充および利用者負担額の軽減を行います。

2　児童相談体制「練馬区モデル」の強化【充実】

（１）迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化

（仮称）東京都練馬児童相談所設置後は、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となります。広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行えます。都区の緊密な連携をさらに深めていきます。

（２）子ども家庭支援センターの体制強化

子どもの特性にあった関わり方を助言し、虐待の未然防止、再発防止を図るため、都児相職員と連携し、区心理職による保護者支援を拡充します。

また、都区が連携して対応した困難事例や、都の一時保護解除後の地域生活を見据えた支援事例を題材とした演習など、新たな研修を実施し、人材育成を図ります。

（３）ショートステイ事業の充実

保護者の疾病・出産・就労や育児不安などにより、家庭で養育することが一時的に困難な時に子どもを宿泊で預かる子どもショートステイを充実します。

また、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施します。

戦略計画３

学齢期の子どもや若者の居場所の充実

令和10年度末の目標

1　地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境を整備

2　家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援を強化

現状と課題

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。これまで、学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」の実施により、学童クラブの校内化と定員拡大を実現してきました。引き続き、全区立小学校でのねりっこクラブ実施に向けた取組などを進め、学童クラブの待機児童の解消を目指します。

すべての小学生を対象とする「ひろば事業」を充実し、放課後等の居場所への多様なニーズに対応する必要があります。

障害の顕在化等に伴い、特別な配慮が必要な児童が増えているため、学童クラブの障害児受入れ枠の拡大が必要となっています。また、保護者からの要望等を踏まえ、学童クラブの利便性向上に向けた取組が必要となっています。

児童福祉法が改正され、学齢期の子どもたちに学校や家庭以外の安全・安心な居場所を提供し、支援していくことが求められています。

ひきこもり状態等にある方を対象に、居場所を提供するとともに相談や自立への支援を春日町青少年館で行っています。就労の意欲が高まった方には、就労支援へつなげるとともに、定着に向けて支援を行っていく必要があります。

5 年間の取組

1　ねりっこクラブの全区立小学校での実施【充実】

ねりっこクラブを全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。

2　ひろば事業の充実【充実】

ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、１年生の利用開始時期の前倒しや冬期の終了時刻の延長を実施します。

3　障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実【新規・充実】

近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級（固定級）のある小学校内のねりっこ学童クラブで、障害児受入れ枠を拡大します。

医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを引き続き実施します。

4　学童クラブの ICT 化【新規】

これまで連絡帳や「おたより」で行っていた保護者と学童クラブとの連絡を、スマートフォン等で行えるようにします。また、保護者が、場所や時間を選ばず、スマートフォン等から入会申請手続きを行えるようにします。

5　学齢期の子どもたちの居場所の支援　【充実】

学校や家庭以外の居場所を確保するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。

児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

6　若者自立支援事業の充実【充実】

若者自立支援事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

戦略計画４

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和10年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

現状と課題

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

全児童生徒へのタブレットパソコンの配備が完了し、ICT 機器を活用した授業は着実に定着しています。デジタル教科書の導入等を見据え、より効果的な授業が行えるよう、教育内容、通信環境を強化充実していく必要があります。

各学校へのサポート人材の配置、学校徴収金管理システムや出退勤システム導入、部活動指導員の配置拡充などにより、教員の働き方改革に努め、一定の成果は上げてきましたが、依然として教員の負担は重く、なり手不足も大きな課題となっています。引き続き勤務状況の改善に取り組む必要があります。

学校現場では、これまでも地域の多様な人材との連携により教育活動を展開してきました。学校を拠点として、防災や青少年育成など、様々な地域活動が行われていますが、活動の担い手が重複している、担い手が不足しているといった課題を抱えており、見直しが必要となっています。

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。障害の重複や医療的行為など必要な支援も複雑化・多様化しており、取組を強化していく必要があります。また、不登校児童生徒やヤングケアラーなど、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

現在、児童生徒数はピーク時の約６割まで減少しており、今後も長期的に減少していく見込みです。過小規模校では交友関係が固定しやすく多様なものの見方・考え方に触れる機会が少なくなる、過大規模校では教室や部活動の活動場所に余裕がなくなるなど様々な課題があります。また、築 60 年を迎え、長寿命化改修か改築が必要となる学校が多数あります。将来を見据え、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要となります。

5 年間の取組

1　ICT を活用した教育内容の充実・校務のデジタル化【充実】

通信環境を強化し ICT を活用した教育効果の高い授業を実施します。また、ICT 支援員を活用し、実践的な授業支援や校内研修、各校における ICT 活用推進リーダーの育成を行い、教員全体の ICT 活用能力を高めます。

デジタル採点システムや保護者との連絡ツール活用、教員用端末の校務環境最適化、会議等のオンライン活用、指導要録等の電子化を実施します。

2　教員の働き方改革【充実】

引き続き、副校長補佐等のサポート人材の配置拡充を進め、サポート人材を対象とした研修会の実施等により、各校でより効果的な活用が図れるようにします。また、中学校部活動の地域移行に係る検討会議を立ち上げ、国や都の動向を踏まえ、部活動のあり方の見直しを図ります。

3　学校を拠点とした新たな地域連携の仕組みづくり【充実】

小学校 2 校、中学校 1 校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行いました。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入します。

4　支援が必要な子どもたちへの取組の充実【新規・充実】

（1）特別支援教育、医療的ケア児への支援の充実

区の特別支援教育にかかる新たな方針を策定し、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。また、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。

（2）不登校対策の充実

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制を強化するほか、ICT を活用した学習支援の推進など、多様な支援を実施します。

（3）ヤングケアラーへの支援の充実

区立学校での実態把握を行い、ヤングケアラーの発見、啓発を引き続き行います。また、スクールソーシャルワーカーの学校訪問を増やし、学校との連携を密にします。今後も相談支援体制の充実を検討し、個々の状況に合わせ、福祉・教育・子育て等の関係者が連携して支援を進めていきます。

5　改築計画と整合した区立学校の適正配置【新規】

今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、今年度策定予定の「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」に基づき、教育環境の整備に取り組みます。

戦略計画５

高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

令和10年度末の目標

介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進

現状と課題

団塊世代の全ての方が後期高齢者になる令和７年に向けて、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの増設・移転を進め、27 か所体制を整備しました。今後も、団塊ジュニア世代の方が高齢者となる令和 22 年を見据え、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮し、増設・移転を検討していく必要があります。

令和 22 年には、ひとり暮らし高齢者は約９万人、高齢者の２人に１人がひとり暮らし高齢者となり、認知症高齢者も増加する見込みです。介護サービス事業者に加え、NPO 等の地域活動団体との協働を更に推進し、ひとり暮らし高齢者等を支えていくことが必要です。

介護施設の整備を着実に進めてきた結果、特別養護老人ホームは都内最多の施設数となっており、入所待機の状況は大きく改善されています。一方、施設老朽化への対応が新たな課題となっています。住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する方を支えるため、医療と介護の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

介護分野では求人倍率・離職率が他産業と比較して高く、慢性的に人材が不足しています。質の高い介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保・育成・定着支援を強化していく必要があります。

高齢者福祉の日常生活圏域の見直し

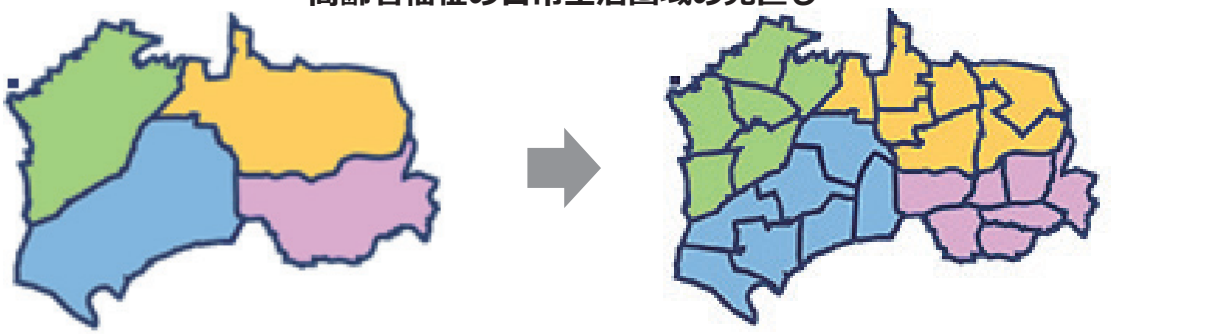

【4 地区（福祉事務所単位）】　　**【27 地区（地域包括支援センター単位）】**

5 年間の取組

1　高齢者の生活を支えるコーディネート力の強化【充実】

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和 6 年度から、日常生活圏域を 4 地区から地域包括支援センターに合わせて 27 地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを、各地域包括支援センターに 1 名ずつ配置し体制を強化します。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転を進めます。

2　認知症高齢者や家族介護者への更なる地域支援の充実【新規・充実】

地域包括支援センターに加え、認知症高齢者グループホーム等においても本人や家族への相談を行うなど、介護サービス事業者と連携し、支援体制を強化します。認知症高齢者等を介護する家族の身体的負担を軽減するため、三療師会との連携により、家族介護者への支援を拡充します。

3　介護保険施設等の整備【新規・充実】

特別養護老人ホームは、ショートステイなど既存資源の転換等により定員数の確保を図ります。また、老朽化に伴う大規模改修等に対する支援策を検討します。

練馬光が丘病院跡施設において、令和 7 年度の開設を目指し、区内初となる介護医療院の整備を進めています。特別養護老人ホームで受入れ困難な方が円滑に入所できる仕組みづくりを進めます。

都市型軽費老人ホームは、利用状況や待機者数、ひとり暮らし高齢者数等の推計を踏まえ、整備を進めます。

4　在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備【充実】

地域密着型サービスは、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、適切なサービス供給量の確保に向けて整備を行います。また、介護サービス事業者連絡協議会との協働等により、更なる普及啓発に取り組み、利用の促進を図ります。

5　介護人材の確保・育成・定着【新規】

練馬光が丘病院跡施設において、令和 7 年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業生が区内介護サービス事業所に就職し、定着することを誘導する仕組みを検討します。

戦略計画６

元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

令和10年度末の目標

多くの高齢者が就労・地域活動等で活躍できる場の提供と、一人ひとりのライフスタイルに合った健康づくり・フレイル※予防に取り組める環境の整備

現状と課題

区内の高齢者の約８割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」であり、地域の担い手として様々な場面での活躍が期待されています。意欲のある高齢者が働き続けられる場や地域活動に参加できる場の提供をさらに進める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、孤立せずに暮らし続けるためには、人と人とのつながりが重要です。特に、高齢の男性は孤立しやすい傾向にあります。身近な地域で交流や相談等ができる通いの場の充実が必要となっています。

一方、近年スマートフォンを活用し、インターネットでの情報収集やSNSで友人・家族との交流を楽しむ高齢者が増えています。デジタル技術を活用した健康づくりやフレイル予防等の新たな取組を進めていく必要があります。

また、民間通話会社による３Ｇ サービスが令和８年に全て終了する予定であり、いわゆる「ガラケー」の大部分が利用できなくなるため、スマートフォンへの移行を支援する取組が必要です。

健康に課題を抱える高齢者を医療・健診・介護等のデータから把握し、個別訪問などにより支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」などの取組を進めてきました。重症化予防に向け、今後も生活習慣の改善をきめ細かく支援していくことが必要です。

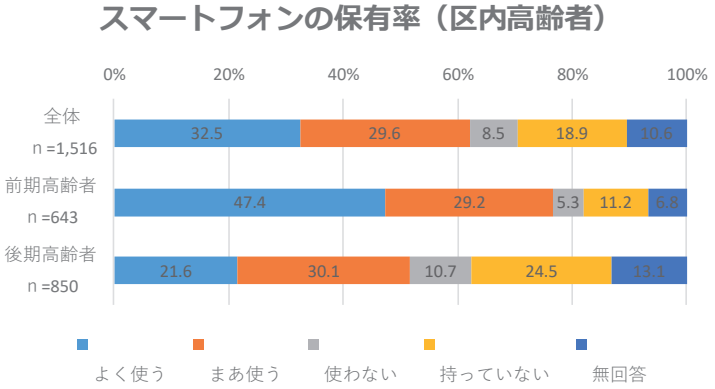

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

※フレイル　…老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

5 年間の取組

1　元気高齢者の活躍の場を拡大【充実】

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして、様々な場面で活躍できるよう、就職先や地域活動などを紹介し、希望に沿った社会参加に繋げます。

元気高齢者が特別養護老人ホームなどで清掃や洗濯等の補助業務を行い、介護職員の負担軽減を図っています。今後、デイサービスセンターなどの小規模事業所が利用しやすい仕組みづくりを進め、就労の場を拡大します。

シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

2　街かどケアカフェの充実【充実】

交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を多様な地域団体との協働や区立施設の機能転換等により増設します。

3　スマホアプリ「フィット&ゴー」を活用したフレイル予防の充実【充実】

60 歳から自らフレイル予防に取り組めるアプリ「フィット&ゴー」を充実します。フレイル推定 AI を搭載し、一人ひとりの興味関心に合ったイベントや介護予防事業の情報を発信し、社会参加や健康づくりの後押し、孤独になりがちな高齢者の外出・交流のきっかけとします。

4　デジタル格差解消を目指した取組の推進【充実】

スマホ教室を短期集中的に実施し、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指します。高齢者がスマートフォンの基本操作等を気軽に相談できるよう、はつらつセンターにスマホ相談窓口を設けます。

5　高齢者みんな健康プロジェクトの拡充【新規・充実】

保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

戦略計画７

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和10年度末の目標

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・就労・意思疎通の支援や障害福祉サービス等、障害者のライフステージに合ったサービスを充実

現状と課題

障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害の特性に応じた就労の支援や通いの場の整備、重度障害者のグループホームの増設や医療的ケアに対応したショートステイの整備、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」の制定などに取り組んできました。

一方、障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進んでいます。医療の進歩により、医療的ケアが必要な方も増加しており、住まいや通いの場、ショートステイなどが不足しています。令和３年６月に成立した医療的ケア児支援法の理念を踏まえ、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケアが必要な方への支援の充実が必要です。

障害者の法定雇用率の上昇に伴い、就労する障害者が増加する一方、就労の定着が大きな課題となっています。離職を防止するため、本人や雇用する企業に対する支援を充実することが必要です。

障害者を支える家族から、介護負担の軽減を望む声や、発達障害児の子育てに関する悩みなどが多く寄せられています。就労をしながら障害者を支える家庭も増加しており、家族支援の充実が必要です。

精神的な障害に加え、ひきこもりや8050問題など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。事態が深刻化する前に早期に発見し、地域で支えていくための仕組みづくりが必要です。

〈重度障害者グループホームの整備の推移〉

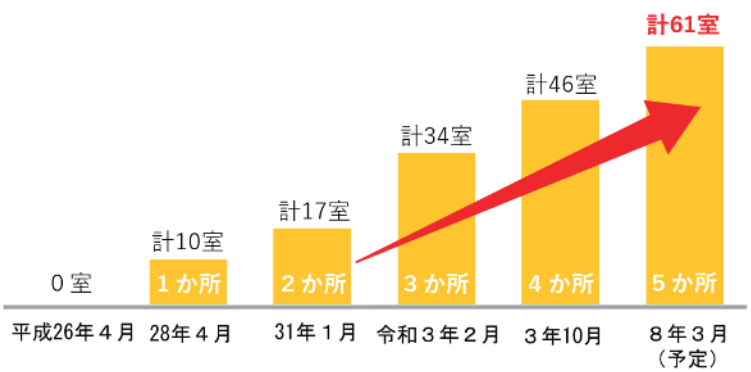

5 年間の取組

1　重度障害者への支援の充実【充実】

介護者の急病等の緊急時にも 24 時間対応できる相談体制とショートステイを備えた多機能型地域生活支援拠点として、旧石神井町福祉園用地に重度障害者に対応したグループホームを誘致します。

2　医療的ケアが必要な方への支援の充実【充実】

医療的ケアが必要な障害者やその家族の地域生活を支えるため、新たに取得した三原台二丁目用地に、通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を拡充します。

3　重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実【充実】

障害者の重度化･高齢化に対応するため、区立福祉作業所を民営化する際に、生活介護事業を開始します。また、就労している家族や介護家族を支援するため、福祉園等の利用時間の延長や移動支援の充実に取り組みます。

4　就労支援の充実【新規・充実】

障害者就労支援センター（レインボーワーク）の体制を強化し、障害者の就労定着を支援します。障害が重度であっても就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。

障害者施設の自主生産品の販路の拡大に向けて、電子決済の導入など ICT 化の支援を行い、工賃向上を図ります。農業者との連携により、農作業の作業種目の拡大について検討し、農福連携の取組を推進します。

5　障害特性に応じたきめ細やかな対応【新規・充実】

買物などの日常生活場面において積極的に声をかけることができるコミュニケーションサポーター養成研修を拡大して実施します。また、手話を紹介する動画を作成するなど、手話言語の普及に取り組みます。

ペアレントトレーニングを開始するなど、発達障害児やその家族への支援を強化します。また、障害児の兄弟姉妹がいる子どもたち同士の交流の場を創設し、不安解消や障害への理解に取り組みます。

ひきこもり、8050 問題など支援につながりにくい世帯に対する訪問支援体制を強化するとともに、当事者の立場から相談に応じるピアサポーターを養成し、精神に課題を抱える方の地域生活を支援します。

戦略計画８

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和10年度末の目標

誰もが、誇りを持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた、きめ細かな支援を充実

現状と課題

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての３つの支援を組み合わせて提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成29年度から開始し、23区で最も多くの事業を実施しています。非正規就労の割合の高いひとり親家庭は、物価上昇などの影響を大きく受けており、更なる支援の充実が必要です。

コロナ禍において区は、生活相談コールセンターの設置、ひとり親家庭臨時特別給付金の支給、生活サポートセンターの相談支援員の増員など、生活保護に至る前の支援を機動的に実施してきました。新型コロナによる休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金特例貸付の償還が始まること等に伴い、生活困窮者の増加が見込まれます。特例貸付利用者の８割が20代から50代です。円滑に生活サポートセンターなどの支援につなぐため、相談支援体制の強化が必要です。

増加する生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を着実に増員してきました。早期の自立に向けてケースワーカーと就労サポーター等が連携した就労支援体制の充実が必要となっています。

生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻などの課題を抱える若年女性に対し、都女性相談センターなどと連携した支援を行っています。令和６年４月に予定されている困難女性支援法の施行を見据え、民間団体と連携した若年女性支援の強化が求められています。

令和４年度ひとり親家庭ニーズ調査

- **39%**が**貯金50万未満**
- **38%**が**家事の負担**で悩み（平成28年度調査より16%増）
- ひとり親家庭の**総合相談窓口の認知度**は**54%**

5 年間の取組

1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化【新規・充実】

令和 4 年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。養育費確保に向けた更なる支援として、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実します。

2　生活困窮者への支援体制の強化【新規・充実】

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、石神井再開発ビル内に生活サポートセンターを新たに設置します。円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関する AI チャットボットを実施します。

3　生活保護受給世帯に対する自立支援の充実【充実】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を 4 つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

4　若年女性への支援の強化【新規・充実】

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

戦略計画９

誰もが安心して生活できる地域福祉の推進

令和10年度末の目標

子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉の各分野を超えた支援体制を構築

現状と課題

子育て、高齢者介護、生活困窮などの悩みには複合的なものが多く、誰にも相談できずに困っている方々がいます。地域でのつながりが希薄化するなか、コロナ禍での外出抑制などの影響が重なり、社会的な孤立が顕在化し、事態は深刻化しています。

「子ども」「障害者」「高齢者」「生活困窮者」など、施策の対象ごとに構築してきたこれまでの福祉制度と、複雑化する支援ニーズとの間にギャップが生じています。複合的な課題を抱える世帯の孤独・孤立を防止するためには、区民や地域団体、民間事業者、NPO法人等との協働により支援する必要があります。

増加する認知症高齢者や、障害者等が尊厳ある生活を継続できるようにするため、成年後見制度や権利擁護事業を更に利用し易くする必要があります。

全国の検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇傾向にあります。出所者等の中には、様々な生きづらさを抱え立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで再犯を防止していく必要があります。

（参考）複合的な課題を抱えながら相談につながっていない世帯への支援

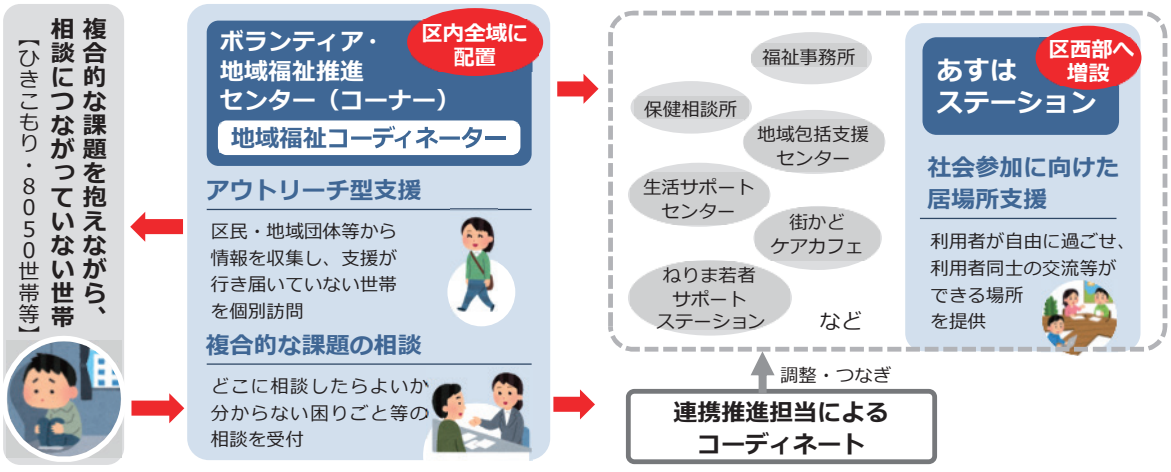

5 年間の取組

1　地域活動の推進【充実】

地域で活動してみたいと考える区民を幅広い分野の活動へとつなぎ、地域を支える担い手を広げていきます。

また、生活支援コーディネーターを 27 か所の地域包括支援センターに 1 名ずつ配置し、地域で活動する団体等へ元気な高齢者等をつなげる体制を強化します。

2　重層的な支援体制の充実【充実】

複合的な課題に対する支援ニーズへの対応を強化するため、令和 5 年度から開始したアウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援などの重層的な支援を、区内全域で展開します。

（1）アウトリーチ型支援等の充実

地域福祉コーディネーターを増員し、区内 4 か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

（2）社会参加に向けた居場所支援の充実

長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。

3　権利擁護支援事業の充実【新規・充実】

権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、把握したニーズや課題の分析を行い、身寄りのない高齢者等へのサービスの充実に取り組みます。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

4　再犯防止を推進するための取組【充実】

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。

戦略計画 10

安心して医療が受けられる体制の整備

令和 10 年度末の目標

今後の更なる高齢化の進展を見据え、入院から在宅に至るまで、切れ目なく本人の状態に応じた医療が受けられる体制を整備

現状と課題

区民の命と健康を守るため、病床整備に積極的に取り組んできました。令和 4 年度には、順天堂練馬病院が、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に指定されたほか、練馬光が丘病院は、移転・改築により大幅な増床とともに、医療機能を拡充しました。増加する高齢者を支える回復期病床や慢性期病床の整備も進んでいます。

今後、更なる高齢化に対応するため、練馬光が丘病院跡施設を活用した医療・介護の複合施設の整備を着実に進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、医療提供体制が逼迫するなど様々な課題が顕在化しました。今後想定される大規模災害や感染症の拡大等に備えて、更なる医療提供体制の強化と医療施設の充実を図る必要があります。

脳卒中の後遺症などで長期療養が必要になった場合、高齢者の約 5 割は在宅療養を希望しており、今後、訪問診療や在宅看取りの需要は更に高まると見込まれます。住み慣れた自宅で安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療の提供体制を充実していくことが求められています。

区民自身が望む医療や介護を選択できるよう、医療や介護を含めた療養生活について早い段階から考え、家族や関係者と共有する取組を普及啓発していくことが重要です。

5 年間の取組

1　練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和 7 年度の開設を目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する 157 床の病院を整備します。

2　災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備【充実】

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

3　新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4　在宅医療提供体制の充実【充実】

練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討を行います。

また、福祉関係機関と連携して相談支援時に ACP（人生会議）※や在宅療養の仕組みについて周知を進めます。医師会、薬剤師会や消防署等の関係機関とも連携し、ACP の普及啓発に取り組みます。

※　ACP…Advance Care Planning（人生会議）の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

戦略計画 11

身体とこころの健康づくりを応援

令和 10 年度末の目標

区民一人ひとりが健康的に仕事や子育て、趣味などに取り組んでいけるよう身体とこころの健康づくりを応援する取組を充実

現状と課題

運動不足、栄養の偏りや不規則な食事による肥満などが原因と考えられる生活習慣病が増加しています。

これまで、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の開発・提供や小・中学校への健康教育に関する出張講座など、区民の健康づくりに向けた取組を進めてきました。引き続き健康に関心が薄い方など幅広い層に対し、生活習慣を改めることができるよう、本人が無理なく健康な行動を取れるような環境づくりが必要です。

健康であり続けるためには、病気の予防や早期発見、早期治療が重要ですが健康診査、がん検診の受診率は、目標の 50％を下回っている状況です。これまで、様々なツールを用いた健診（検診）受診勧奨や、自分が対象の健診（検診）が一目でわかる受診券のチケット化などの取組を進めてきました。引き続き、受診率向上に向けた取組を強化していくことが必要です。

日本人の 2 人に 1 人は生涯でがんに罹患しています。がん患者の多くの方が治療と仕事や子育てなどを両立して日常生活を過ごしています。がん患者とその家族の生活の質が向上する支援に取り組みます。

区の自殺者は年々減少傾向にありましたが、コロナ禍において一時的に増加しました。自殺防止に向けて、こころの健康問題を抱える方等の支援体制を強化する必要があります。

5 年間の取組

1　区の特色を生かした健康づくり【充実】

区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコースを拡充します。

また、ねりまならではの新鮮な農産物を活用して、食について学び・体験する機会を設けるとともに、食育応援店や大学などとの協働による食育を推進します。

2　健診等の受診促進【充実】

健診（検診）を受ける行動を後押しするナッジ理論を用いた案内を実施します。高血圧など重大な疾病につながる危険性の高い方で医療機関未受診の方に対して、健診のデータを活用し、医療機関を速やかに受診するよう個別勧奨を実施します。

3　がん対策の推進【新規・充実】

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を拡充します。

がん患者等ニーズ調査の結果やがん患者等支援連絡会の意見を踏まえて、がんに関する相談先や支援策等の周知・啓発を図るとともに、要望の多いウイッグ等購入費用の助成を開始します。

4　こころの健康問題を抱える方等への支援【新規・充実】

NPO 法人と連携した相談支援や、LINE やアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や、高校生を対象とした若年ゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）の養成講座を実施します。

三次救急に指定された順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

戦略計画 12

地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和 10 年度末の目標

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震・火災や風水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進

現状と課題

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。これまで、こうした地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業や区独自の防災まちづくり推進地区の指定などに取り組んできました。引き続き、地域特性に応じて、建築物の耐震化・不燃化、避難や消火・救助活動に必要な道路の整備などの取組を積極的に進めていく必要があります。

令和 4 年 5 月に東京都が 10 年ぶりに更新した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、区内の建物倒壊等の想定棟数は減少した一方、消火困難な火災が 28 件発生し、約 11,000 棟が焼失する想定が示されました。被害を防止するためには、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域における出火防止対策を推進するとともに、初期消火力を強化していく必要があります。

区内の中高層住宅の居住者の割合は 45％（令和 2 年）で、増加傾向にあり、中高層住宅特有の防災課題への対策を進めていく必要があります。

「練馬区総合治水計画」に基づき、公園など公共施設への雨水貯留浸透施設の設置や、民間施設への設置助成などの流域対策の強化に取り組んできました。一方、全国的に記録的な豪雨が毎年のように発生しています。気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる治水対策を進めていく必要があります。

要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の行動変容につながる周知・啓発に取り組む必要があります。

5 年間の取組

1　地震・火災に対する防災まちづくりの推進【充実】

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、地域住民への丁寧な周知啓発に取り組み、引き続き、道路拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

これまで耐震化を進めてきた特定・一般緊急輸送道路沿道建築物に加え、地域輸送道路※1沿道建築物の耐震化について検討していきます。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる 2000 年基準※2を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

2　出火防止対策および初期消火力の強化【新規】

地震発生時に延焼の危険性が高い地域の木造戸建て住宅を対象に、感震ブレーカーを無償で貸与します。また、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。令和 5 年度に購入した防災訓練車を活用し、地域で積極的に初期消火訓練を展開していきます。

3　中高層マンション防災対策の推進【新規】

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

4　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。

都は、気候変動の影響を踏まえた新たな豪雨対策について検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

5　避難行動要支援者対策の推進【新規・充実】

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

6　区民の行動変容につながる周知・啓発【充実】

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

※1　地域輸送道路…緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路
※2　2000 年基準…建築基準法の改正により平成 12 年（2000 年）6 月 1 日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成 28 年熊本地震では、新耐震基準であっても 2000 年基準を満たさない木造住宅で被害が発生した。

戦略計画 13

みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和 10 年度末の目標

1　質の高い都市空間の創出や交通の円滑化等に資する都市計画道路の整備
2　鉄道空白地域を改善し、区を更に発展させる大江戸線延伸の工事着手
3　交通の円滑化、市街地の一体化により安全で快適なまちづくりに繋げる西武新宿線の立体化の整備促進
4　区民の安全・安心な暮らしや都市活動を支える道路・橋梁の機能保全

現状と課題

都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区内の整備率は、約 5 割と 23 区平均の約 66％を下回っており、整備が遅れています。区は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、18.5km を優先整備路線※に位置付け、23 区内で最長規模となる約 4.1km（令和 4 年度末）に事業着手しました。引き続き、着実に整備を進めていくことが必要です。

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために欠かせない事業です。様々な機会を通じて都への早期事業化の要請や実務的な協議を行うとともに、延伸地域のまちづくりや新駅周辺での拠点整備の検討を行ってきました。大江戸線延伸推進基金は 50 億円まで積み立てています。都は、令和 5 年 3 月に庁内検討プロジェクトチームを設置し、スピード感をもって検討を進めています。延伸実現に向け、まちづくりを更に推進するとともに、事業全体における経費負担のあり方について検討するなど区の役割を明確化し、早期の工事着手を促進していくことが必要です。

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）には区内 13 か所の踏切があり、交通渋滞や踏切事故の危険性等の解消には連続立体交差化が有効です。区民、区議会、区が一体となり、立体化の実現に取り組んできた結果、都市計画決定されました。今後、早期整備を促進していくことが必要です。

道路等の施設機能を確実に発揮するため、「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕や耐震補強を実施しています。今後、架設から概ね 50 年を超える橋梁が増えることから計画的な更新が必要です。

※優先整備路線・・・都市計画道路のうち、令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線

5 年間の取組

1　都市計画道路の整備【継続・充実】

事業中路線の着実な整備や未整備路線の早期事業化に向けた取組を推進するとともに、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針の検討を進めます。また、都市計画道路等の整備に合わせて無電柱化を推進していきます。

2　大江戸線の延伸【充実】

延伸の早期着工に向け、引き続き都との協議を進めるとともに、公共施設の集約・新設の可能性やバス路線の再編検討など、旅客需要の増加に繋がる沿線のまちづくりを更に推進します。また、大江戸線延伸推進基金の効果的な活用方法を検討し、必要に応じて基金の積み増しも実施します。

3　西武新宿線の連続立体交差化

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業および側道整備事業について、都市計画事業認可を取得し、工事着手に向け、東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組みます。また、連続立体交差事業に合わせて、鉄道と交差する都市計画道路等の整備を進めます。

4　道路・橋梁の機能保全

令和４年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。

戦略計画 14

人々の移動を支える交通体系の構築

令和 10 年度末の目標

1　社会経済の変化に対応した持続可能な地域公共交通計画を策定し、利便性を高める新たな交通手段等を導入

2　誰もが安心して快適に移動できる環境の整備に向け、鉄道駅や駅周辺の更なるバリアフリー化を促進

現状と課題

区内には、鉄道の駅から遠い地域や、道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない公共交通空白地域※が存在します。都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に基づき交通施策を推進し、みどりバス保谷ルートの再編などに取り組んでいますが、解消には至っていません。

バス利用者の減少、人件費や燃料費の高騰およびバス運転士の不足により、バス交通のサービス低下が危惧されます。各地で新たなコミュニティ交通の取組が進んでおり、地域特性に合った新たな交通手段の可能性の検討が必要です。また、区内外への相互乗入れが可能なシェアサイクル社会実験を実施しています。民設民営による本格実施への取組が必要です。

区内全駅には、高齢者・障害者などが円滑に移動できるバリアフリー化された経路が１ルート整備されていますが、１ルートだけでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要です。また、駅ホームの安全性向上のため、未整備駅へのホームドア整備が必要です。

駅周辺と公共施設までの経路を「アクセスルート」と定め、点字ブロック等のバリアフリー整備を進めています。今後は、歩道が狭く点字ブロックが設置困難なルートでのバリアフリー整備が必要です。

図表：新たな交通手段の事例（出典：国土交通省）

※公共交通空白地域…駅から 800ｍ以上かつ 30 分に１便以上のバス停から 300ｍ以上の地域

5 年間の取組

1　新たな地域公共交通計画の策定【新規】

鉄道やバスなどの交通環境、交通分野の ICT や新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040 年代を見据えた交通体系のあり方を検討します。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来策定した都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定し、計画の実現に向けた取組を進めます。

2　みどりバスの再編と新たな交通手段の実証実験【新規】

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便などに取り組みます。また、公共交通空白地域の改善に向け、デマンド交通等の新たな交通手段の実証実験などに取り組みます。

3　鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化【充実】

鉄道駅における 2 ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅では令和 6 年度の完成を目指してエレベーター設置工事を着実に進め、小竹向原駅では早期着手に向けて取り組むよう鉄道事業者へ働きかけていきます。区内各駅におけるホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携していきます。

まちづくりの進捗に合わせたアクセスルートの指定・整備を進めるほか、歩道のない道路における視覚障害者等の新たな誘導方法を検討し、試行整備するなど、駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。

戦略計画 15

快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

令和 10 年度末の目標

1　大江戸線延伸の早期実現に向けて新駅予定地周辺などのまちづくりを推進
2　連続立体交差事業や都市計画道路の整備などに合わせて、多くの人々でにぎわう駅前空間や、みどり豊かで快適な都市空間を創出
3　住宅の適正管理と有効活用を促進し、安全で快適な住環境を実現

現状と課題

大江戸線延伸地域では、導入空間となる補助 230 号線の沿道すべての地区で地区計画を決定しました。延伸実現に向け、新駅予定地周辺において、鉄道旅客需要の増加につながる、多くの人々が集まる拠点機能を備えたまちづくりを更に推進する必要があります。

西武新宿線沿線地域では、連続立体交差事業等の進捗に合わせてまちづくりを進めてきました。上石神井駅周辺地区では、地区計画の都市計画決定に向けた手続きを進めています。引き続き、各駅周辺の地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

現在事業中の放射 35 号線・36 号線、外環の 2、補助 156 号線などの道路整備に合わせて沿道にふさわしい土地利用等に向けた検討を進めています。引き続き、道路整備の進捗を見据えながら、地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

石神井公園駅周辺では、令和 4 年 10 月に再開発組合が設立され、駅南口西地区の市街地再開発事業に着手しました。再開発事業に合わせて、安全で魅力あるまちづくりを推進しています。引き続き、にぎわいの創出・利便性の向上、防災力の強化を図るため、地域の拠点となる駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

建物の老朽化や所有者の高齢化による管理の担い手不足等のために、今後、管理不全な分譲マンションの急増や、近隣に悪影響を及ぼす戸建て住宅の空き家等の増加が見込まれます。現状を把握し、管理不全に陥らないよう、適正管理の促進に向けた対応が急務です。

5 年間の取組

1　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり【充実】

(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、市街地再開発事業や駅前広場の整備計画および公共施設の集約・新設等の検討を進めます。(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討します。

補助 230 号線・233 号線沿道では、地区計画を活用し、地域にふさわしいまちづくりを進めます。

2　西武新宿線沿線のまちづくり【充実】

西武新宿線の連続立体交差化、交差する都市計画道路の整備を推進します。上石神井駅・武蔵関駅周辺では交通広場の整備を進めるとともに、建築物の共同化を促進し、地区計画を活用したまちづくりに取り組みます。上石神井駅に隣接する車両留置施設については、再編後の跡地活用を鉄道事業者と協議します。上井草駅周辺では、近接区と連携したまちづくりを進めます。

3　都市計画道路沿道のまちづくり【充実】

放射 36 号線、外環の 2、補助 156 号線沿道地区では、都市計画道路の整備に合わせて、地区計画を活用し、沿道の利便性と周辺環境が調和したまちづくりを進めます。今後、整備が計画されている都市計画道路沿道についても、周辺のまちづくりを検討します。

4　地域の拠点となる駅周辺のまちづくり【充実】

石神井公園駅周辺では、現在進めている再開発事業の円滑な実施を支援するとともに、南口商店街では地域の皆様と街並み整備を進めます。

中村橋駅周辺では、美術館再整備に合わせた街並み整備を進めます。富士見台駅および桜台駅周辺では、災害に強いまちづくりを推進します。

5　住宅の適正管理と活用の促進【新規】

区内の分譲マンションの管理状況に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定するとともに、管理組合への助言・指導を行います。

空き家の老朽度等の実態調査を実施し、空家特措法や民法等の改正を踏まえ、空き家等対策計画を改定します。管理が不全状態の空き家に対する指導を強化し、周囲に著しい悪影響を及ぼす状態とならないよう適正管理と有効活用を促します。

戦略計画 16

練馬のみどりを未来へつなぐ

令和10年度末の目標

練馬のみどりに満足している区民の割合80％を目指し、みどりのネットワークの形成と区民とともにみどりを守り育てる取組を推進

現状と課題

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、屋敷林や農地、公園などの豊かなみどりに恵まれているところです。公園や街路樹の整備、樹林地の保全を進めてきた結果、公共のみどりは増加しています。一方、区のみどりの約４分の３を占める民有地のみどりは、税負担や相続などにより一貫して減少を続けています。

公共のみどりについては、引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園の整備やみどり豊かな軸となる幹線道路の整備、重要な樹林地の確保を進めていく必要があります。また、約半数の公園が開園から 30 年以上経過していることから、計画的な改修を行う必要があります。民有地のみどりについては、樹林地や大木の所有者の維持管理に係る負担軽減や、地域全体で支える仕組みの強化が求められています。

公共施設の整備や民間の開発事業の際には、一定面積の緑化を義務付け、みどりの創出を図ってきました。一方、屋上への緑化など区民の目に触れにくいケースや、維持管理が十分にできていないケースなどが見受けられます。区民が見ることのできる沿道緑化を推進し、みどり豊かな街並みを形成するため、制度を見直し、支援のあり方を検討する必要があります。

公園や花壇、憩いの森の区民管理、ボランティアによる落ち葉清掃など、みどりの活動に関わる区民は増えています。「みどりのムーブメント」につなげていくためには、さらに多くの区民が関わり、地域に根差した活動へと発展させる必要があります。

5 年間の取組

1　みどりの拠点となる大規模な公園づくり【充実】

拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は、事業区域を分けて段階的な整備の検討を進め、第一期事業認可の取得を目指します。大泉井頭公園では基本計画策定に向けた検討を進めます。

2　既存公園の改修・公園トイレのリニューアル【新規】

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進めます。また、公園のトイレが清潔・快適であることは、公園のみならず練馬区のイメージアップにつながることから、リニューアルに取り組みます。

3　重要な樹林地などの保全【充実】

みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林など希少な樹林地は、都市計画緑地の指定を進めます。また、保護樹木などの所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、補助を拡充します。

4　地域ぐるみでの沿道緑化の推進【充実】

道路から見えるみどりを増やすため、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。また、みどりの協定制度の見直しなどを行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討します。

5　みどりを育むムーブメントの輪を広げる【充実】

区民が気軽に参加できる活動として、引き続きボランティアによる落ち葉清掃を行います。ボランティアの中から、活動を支えるサポーターを育成します。

公園や憩いの森の区民管理の拡充に向け、地域の団体へ働きかけます。また、区民管理している憩いの森が、地域住民から親しまれる森となるよう、地域住民との交流を促進します。

みどりを守り育てる区民活動や区の取組などを総合的に紹介する「(仮称)ねりまみどりフェスタ」などを開催し、練馬のみどりの魅力を伝える情報発信を強化します。

戦略計画 17

脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

令和10年度末の目標

住宅等の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の促進、脱炭素型ライフスタイルや３Ｒの推進により、区民・事業者と協働して家庭部門のCO_2排出削減の取組を加速

現状と課題

記録的な集中豪雨による自然災害の頻発、台風の大型化による風水害の激甚化など、気候変動の影響は、身近な生活領域を脅かすものとなっています。

区民の生命・財産を将来にわたって守るとともに、社会経済活動の持続可能な発展を支えていくため、脱炭素社会を目指して温室効果ガス削減に取り組むことが必要です。

練馬区では、CO_2排出量の５割以上が家庭部門に由来し、全国と比べて高い割合になっているため、住宅部門を中心とした取組が必要です。「練馬区環境基本計画 2023」に掲げた「2030 年度までに、区内 CO_2 排出量を 2013 年度比 46％削減」する目標達成に向け、住宅等の消費エネルギー削減や環境に配慮したライフスタイルを推進する取組の更なる充実が必要です。また、区立施設等の省エネ化・再エネ導入など、区の率先した取組の強化も求められています。

大量生産・大量消費による社会経済活動は、大量廃棄、CO_2の排出などにつながり、環境への影響が懸念されています。引き続き、区民・事業者と協力して、ごみの発生抑制・適正排出に取り組んでいく必要があります。

海洋プラスチック問題やプラスチックの製造・処分に起因する CO_2の排出、諸外国における廃棄物輸入の規制強化などを背景に、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進することが求められています。令和４年４月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、全てのプラスチックがリサイクルの対象となりました。プラスチックの削減に向けた普及啓発を図るとともに、区がすでに行っている容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックの回収・資源化に取り組む必要があります。

5 年間の取組

1　住宅等の消費エネルギー削減【充実】

新築住宅は、建築物省エネ法による省エネ基準への適合義務や東京都環境確保条例による太陽光発電設備の設置義務等により、環境性能向上が見込まれるため、国や都と連携し、周知啓発を行います。既存住宅に対しては、補助制度を充実するなど、省エネ化と再エネ導入の促進に重点的に取り組みます。

2　環境に配慮したライフスタイルの推進【新規・充実】

事業者や環境団体等が実施する環境学習プログラムを積極的に活用して、環境について学び・体験する機会の拡充を図ります。

リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、展示やイベントなどを通じて、脱炭素の必要性や対策等に係る情報を発信し、区民・事業者の自主的な行動の支援に取り組みます。

CO_2 吸収量の分かる樹木プレートを活用した環境学習、エコライフチェックのデジタル化、ねりま環境まなびフェスタの本格実施など、子ども向けの環境学習を充実します。

3　区の率先行動【新規・充実】

区立施設等の新築・改築時は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量の 30～50％以上の削減を目指します。また、照明の LED 化、高効率設備の導入等による省エネ化、太陽光発電設備等の再エネ導入を推進するとともに、低炭素電力や再エネ電力の導入割合を高めます。

第三者所有による太陽光発電設備導入（PPA[※1]）はモデル事業を検証した後、本格導入を目指します。公用車は電動車[※2]への置き換えを進めます。

4　ごみの減量・資源化の推進【新規・充実】

「練馬区資源・ごみ分別アプリ」等によるプッシュ型広報や AI チャットボットの導入など、デジタルツールを活用した普及啓発に取り組み、ごみの発生抑制・適正排出を推進します。

資源の有効利用と CO_2 排出量の削減のため、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を、事業者と連携して進めます。

プラスチックに係る環境負荷やプラスチックの資源循環に向けた先進的な取組事例などを講座やイベント等で周知し、区民と協働してプラスチックの削減に取り組みます。

容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収・資源化を実施します。

※１　PPA…発電事業者が電気利用者の建物や敷地などに無償で太陽光発電設備を設置し、電気利用者は発電された電気を使い、電気料金を発電事業者に支払う電力契約のこと。

※２　電動車…電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）

戦略計画 18

意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

令和10年度末の目標

74万人の人口を擁する住宅都市としての特性を活かした、中小企業の事業活動の活性化と商店街の魅力づくり

現状と課題

区内には、２万を超える事業所が存在し、多様な企業活動を行っています。

産業別の構成では、卸売業・小売業、医療・福祉業、飲食サービス業等の、区民の日常生活に密着・関連した産業が約 75％を占めています。

令和４年度に実施した「事業所実態調査」では、様々な業種で、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受けながらも、新たな商品開発を始めとした事業拡大等を進めている実態が明らかとなりました。区内経済の発展には、こうした意欲ある事業者の更なる事業展開を支援する取組が必要です。

また、調査では、多くの区内事業者が、自社の商品・サービスの情報発信、デジタル化の取組、人材確保に課題を抱えていることも明らかとなりました。こうした個別の経営課題の解決に向けた支援の充実も求められています。

商店会数は、店舗経営者の高齢化や後継者不在により年々減少し、商店会の組織力が低下しています。一方、商店街の賑わいを創出したい・活性化させたいと考えている意欲的な商店会や個店が存在しています。意欲ある商店会や個店の取組への支援を通じて、商店街の更なる活性化につなげていく必要があります。

商店街においても、キャッシュレス決済への対応など、デジタル化の推進が求められていますが、専門的なデジタル知識を持った人材や環境整備に係る資金が不足しています。商店街のデジタル化推進に向け、令和４年度から展開している「スマート商店街プロジェクト」を練馬区商店街連合会等と連携しながら、更に充実していく必要があります。

5 年間の取組

1　積極的な事業展開に取り組む事業者への支援【新規】

新商品・新サービスの開発、新市場への参入等の積極的な事業展開に取り組む事業者に対して、必要な費用の一部を補助するとともに、中小企業診断士等で構成する専門家チームが、事業計画の策定・実行を伴走支援します。

また、区内大学等と連携して、商品・サービス等の魅力を発信する企業活動を支援します。

2　企業活動のデジタル化への支援【継続・新規】

練馬ビジネスサポートセンターでの専門相談、デジタル化等支援融資等を引き続き実施します。また、企業活動のデジタル化を試行できるよう、会計ソフト等の業務効率化に資するソフトを設定したタブレット等の無料貸出事業を新たに開始します。

3　人材確保に向けた場を提供【新規】

区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同説明会を実施するとともに、職場見学ができる機会を設ける等、区内事業者の人材確保を支援します。

4　商店会や個店の意欲に応える３つのサポート【充実】

個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント事業等に対する補助制度を充実し、魅力ある商店街を増やしていきます。

個々の商店街活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業など多様な主体が連携して商店街のにぎわいの創出に取り組めるよう、補助制度を充実します。

空き店舗を活用した、お客が集まる魅力的な店舗の誘致活動に対する支援を通じて、商店街の魅力向上や活性化につなげます。

5　スマート商店街プロジェクトの更なる展開【充実】

SNS 等を活用した魅力発信など「商店街を“知ってもらう”・“来てもらう”」取組に対する既存の補助制度を充実します。SNS 等を活用したクーポンを配信するなど「商店街に“また来てもらう”」ための取組を支援し、商店街のデジタル化を更に推進します。

戦略計画 19

生きた農と共存するまち練馬

令和 10 年度末の目標

練馬の魅力である都市農業を振興し、多面的な機能を持つ都市農地を保全

現状と課題

東京という大都市の都心近くに立地しながら、練馬区では生活と融合した生きた農業が営まれています。

これまで、認定農業者や都市型認定農業者制度の適用、農業体験農園や果樹あるファームの経営支援、マルシェの開催や生産緑地の貸借による営農拡大促進など、農業経営に積極的な農業者へ様々な支援を実施してきました。こうした取組を今後も継続していく必要があります。

一方、農業者の中には支援が届いていない方も多くいます。持続可能な都市農業の実現には、より幅広い層への経営支援が必要です。個々の農業者の状況を把握し、それぞれに応じた丁寧な支援が求められています。

生産緑地の貸借は、農地保全や担い手不足の解消に効果的であり、一層の拡充が望まれます。今後は、新規の就農者や参入事業者向けに支援を検討する必要があります。また、農業者の中には、農地を貸すことに対する不安感を持つ方も多く、制度の更なる理解促進が必要です。

高松一・二・三丁目地区と南大泉三・四丁目地区の 2 地区を「農の風景育成地区」に指定し、地域の PR 活動や収穫体験などを支援してきました。高松地区では「高松みらいのはたけ」を開設しました。今後の地区の保全・育成について、地域の皆様とともに検討していく必要があります。

令和元年に開催した世界都市農業サミットや令和 5 年 11 月に開催した全国都市農業フェスティバルの成功により得られた農業者の意欲の高まりや参加都市との繋がりを維持していくため、参加都市による連携を始め、農業者の機運向上に繋がる取組を充実させていく必要があります。

5 年間の取組

1　区民が農に親しむ取組の充実【充実】

農業者と区民が触れ合う「ねりマルシェ」の開催や気軽に摘み取りが楽しめる「果樹あるファーム」の PR 支援等を引き続き積極的に推進します。また、野菜の収穫体験等を行える「ベジかるファーム」の拡充など、区民が農に親しめる取組を充実していきます。

2　個々の営農状況に応じた支援【新規】

ＪＡ東京あおばが計画している全戸訪問や農業委員会の農地調査を活用しながら、営農継続に必要な労働力の有無、家族状況、抱えている技術的不安などの情報をヒアリングします。個々の状況を把握したうえで、必要に応じて相談支援を行っていきます。

3　農地の借り手となる担い手確保の強化【充実・新規】

農業者個々の意向や状況に応じた働きかけを強化し、生産緑地の貸借制度活用を推進します。

東京都農業改良普及センターと連携し、営農アドバイスやセミナーを開催するなど、多様な担い手の確保に努めます。また、新規参入を希望する個人・法人等向けに、都事業を活用した農業機械・農地整備に要する経費の支援などを開始します。

4　農の風景育成地区における取組の推進

農の風景育成地区に指定されている高松地区および南大泉地区において、農業者や地域住民等の活動を引き続き支援し、農地保全に取り組みます。

5　農業者と区民の機運の醸成【充実】

世界都市農業サミットおよび全国都市農業フェスティバルの成果をふまえ、農業者の意欲向上や区民の理解促進に繋がるイベントの開催について検討します。また、全国都市農業フェスティバルの参加都市との意見交換を継続し、連携を深めます。

戦略計画 20

みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

令和 10 年度末の目標

文化芸術活動とまちづくりが一体となって展開されることで、日々の暮らしの中で文化芸術が根付いている

現状と課題

これまで、都心に行かずとも、みどりの中で誰もが優れた文化芸術を楽しめるまちの実現に取り組んできました。こうした取組が評価され、「みどりの風　練馬薪能」や「真夏の音楽会」は、練馬を代表するイベントとして定着してきました。

区には、昭和初期から数々の映像作品が生まれてきた歴史があるほか、令和 5 年 4 月に石神井公園ふるさと文化館長に就任した村上もとかさんをはじめ、多くの漫画家が居住するなど、映像に関する資源が数多くあります。作品、人、場所が揃った練馬ならではの取組が期待されています。

令和 5 年 6 月にオープンした「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリー・ポッター」には、国内外から年間 300 万人もの来場が想定されています。さらに、区立美術館は約 7,600 点の収蔵品の活用や大規模企画展が開催できるよう、美術館再整備基本構想に基づき、令和 9 年度に美術館および併設する貫井図書館の全面リニューアルを予定しています。中村橋駅周辺を「美術館のあるまち」として、まちの魅力をさらに高め、誰もが文化芸術を楽しめる拠点となるような取組が必要です。

こういったチャンスを、区の文化芸術の魅力を高める絶好の機会ととらえ、魅力的な事業展開を行い、効果的に発信することで普段の暮らしの中に文化芸術を楽しめる機会を充実させていく必要があります。

「これからの図書館構想」に基づき、区民の身近にある図書館は、知的探求心を深める情報の充実や多様な学びの機会の提供を図るため、環境を整備する必要があります。

5 年間の取組

1　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進【充実】

美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトの実現に向け、練馬独自の新しい美術館・図書館を創造します。

美術館・図書館のリニューアルにあわせて、美術のまち構想に基づき、中村橋駅周辺の街並み整備等に取り組みます。ハード・ソフト両面から「アートを感じられるまち」として、魅力を高めていきます。

美術館リニューアルに向け、「もっともっとアートプロジェクト」を旗印に、新しい発想によるイベントの開催や、区の文化芸術の魅力を総合的に発信する広報に取り組みます。

2　文化芸術イベントの充実【充実】

「真夏の音楽会」や「みどりの風　練馬薪能」を引き続き実施します。大谷康子さんプロデュースによる、野外の開放的な雰囲気の中で音楽を親しむ「ねりまの森の音楽祭」をはじめ、名誉区民であり、人間国宝である野村万作さんらの協力により、能楽公演を新たに開催します。また、区ゆかりの芸術家の方々と連携し、更なる文化芸術の取組につなげます。

3　練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり【充実】

東映やワーナー ブラザースと連携した映画上映会の実施や区ゆかりの漫画家と連携したイベントの開催など、区の映像文化資源を活かした、誰もが気軽に楽しめるイベントを実施します。

映画、アニメ、漫画のコンテンツの活用や、スタジオツアー東京などとの連携により、子どもの頃から映像文化に触れ、興味を持つきっかけとなる体験授業の充実を図ります。

4　電子図書館の実現に向けた取組の推進【新規】

区立図書館の利便性を高めるため、利用登録手続きのオンライン申請、利用カードのデジタル化や電子書籍貸出しサービスを導入します。全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進するほか、文字拡大や音声読み上げ機能などにより障害者や高齢者の読書活動を支援します。

また、地域資料のデジタルアーカイブ※1化に取り組みます。

5　練馬の魅力を効果的に発信【充実】

令和５年度から実施している「区内周遊ツアー」のメニューを充実するとともに、年間催行本数を増加し、区内の魅力発信につなげます。

区の魅力発信等を行う拠点である観光案内所の在り方についても、産業振興公社と連携して検討します。

※１　デジタルアーカイブ…有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

戦略計画 21

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

令和 10 年度末の目標

様々なスポーツを楽しめる施設を整備し、みどりの中で誰もがスポーツの楽しさを実感できる機会を充実

現状と課題

健康志向の高まりなどを背景に、スポーツに対するニーズが益々大きくなっています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、アーバンスポーツやパラスポーツへの注目が更に高まっています。

スポーツ施設の利便性向上に向け、人工芝化や夜間照明の設置などのリニューアルを行ってきたほか、車椅子テニスに対応した庭球場の新設、車椅子バスケなどに対応した体育館の床の改修など、パラスポーツに対応した施設の整備も行ってきました。

平成 28 年度に初めてユニバーサルスポーツフェスティバルを開催して以来、内容を充実して地域に展開し、車椅子ラグビー体験会など、多くの人が参加できるイベントを開催しています。

今後も、様々なスポーツに対応した施設の整備やイベントの開催など、身近な場所でスポーツを楽しめる機会、環境の充実に取り組む必要があります。

総合体育館は、昭和 47 年に練馬区内で最初の区立体育館として開設しました。老朽化やバリアフリーなど設備環境の改善、競技種目が多様化する中で現状の施設機能ではニーズに対応できていないといった課題があります。

令和 4 年度にはコロナ禍で中止となっていた練馬こぶしハーフマラソンを 4 年ぶりに再会しました。回を重ねるごとに定着し、今では 3,000 人を超える区民と、日本全国のランナーが 2,000 人も集う屈指の人気を誇る大会へと成長しました。引き続き工夫を重ね、魅力あるイベントにしていく必要があります。

令和 7 年に東京での開催を予定している世界陸上競技選手権大会と聴覚障害を持つアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会であるデフリンピックは、更なるスポーツ振興の機会となります。主催団体と連携して大会の周知を行うなど、機運を醸成する必要があります。

5 年間の取組

1　誰もがスポーツを楽しめる環境の充実【充実】

石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボード等ができる広場を整備します。令和 8 年度の開設を目指します。

総合体育館は、改築に向けて、新しい総合体育館に求められるニーズを把握するとともに、施設の機能・規模や整備・管理運営に関する事業方式について調査します。

2　ユニバーサルスポーツの機会の充実【充実】

障害のある方もない方もスポーツを楽しめるよう、パラリンピック種目として注目されているボッチャの交流大会を充実し、ユニバーサルスポーツフェスティバルを地域に展開します。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツを支える指導員の育成に取り組むとともに、活用を図ります。

3　練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上【充実】

練馬こぶしハーフマラソンは、令和 5 年 5 月に新たに開園した練馬城址公園を取り込んだコースを設定するなど、ランナーや沿道で応援する方に更に楽しんでいただけるよう工夫を重ね、魅力ある大会を開催していきます。

4　世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組【新規】

令和 7 年に、世界陸上競技選手権大会およびデフリンピックが東京で開催されます。大会の広報に協力するなど、主催団体と連携して大会の機運を醸成していきます。

戦略計画 22

地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

令和 10 年度末の目標

区内の至るところで広がっている区民の自発的な活動が、更に活発に行われるよう協働の取組を深化

現状と課題

区政最大のパートナーである町会・自治会は、防犯・防災活動や掲示板による情報提供など様々な活動により地域の暮らしを支えています。一方で、加入率の減少、役員のなり手不足、高齢化による後継者不足等、様々な課題に直面しています。

コロナ禍により縮小傾向にあった町会・自治会活動は徐々に再開しつつあります。今後も円滑に活動できるよう負担軽減を図るとともに、相談支援体制を更に充実していく必要があります。

これまで、区民等の自由な発想から生まれた協働のアイデアを具体化するため、「協働事業提案制度」や「地域おこしプロジェクト」などの事業を展開してきました。区内各所では、「街かどケアカフェ」や「みどりを育むムーブメント」など、様々な分野で区民と区が協働した取組が広がっています。こうした協働の取組をより広範に、深化させるための支援の強化が必要となっています。

外国人区民は令和 5 年 1 月 1 日時点で 2 万 813 人となっています。コロナ禍などにより一時減少に転じましたが、令和 4 年 3 月の入国規制緩和後、再び増加傾向にあります。外国語に対応した相談窓口の設置、SNS をはじめとした多言語での情報発信、日本語教室の主催、日本人との交流イベントなど、外国人の暮らしを支えるための取組を進めてきました。外国人に選ばれる国になれるかどうかは我が国の未来を左右する重要な課題です。基礎的自治体として受入れ環境を整え、開かれた地域づくりを進めていく必要があります。

5 年間の取組

1　町会・自治会の相談体制の強化【新規】

課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細かな支援を行うための相談体制の強化に取り組みます。

2　町会・自治会のデジタル技術活用支援

町会・自治会によるデジタル技術を活用した負担軽減や加入促進の取組を支援するため、SNS を活用した情報共有や魅力発信に関する講習会の開催や専門知識を持つアドバイザーの派遣等を実施していきます。

3　地域で活動する団体等への支援

町会・自治会、NPO・ボランティア団体等の地域活動団体が安定的に事業継続できるよう、区民協働交流センター等において、地域で活動したい区民に様々な団体の活動を紹介するなど、団体とのつながりづくりをサポートします。また、地域活動に関する相談や、資金調達、広報、企画など地域活動に必要なスキルを学べる講座などを開催していきます。

4　地域活動に参加する区民等への支援

地域活動に役立つ知識やスキルを学ぶ「つながるカレッジねりま」のプログラムの充実を図り、より多くの人材を地域で活動する団体につなげていきます。

また、地域で活動する団体を区民が知り、団体同士がつながるきっかけとなる「練馬つながるフェスタ」を、区内 6 か所の地域で開催していきます。

5　「ねりま協働ラボ」の実施【新規】

区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や、NPO・ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

6　外国人に開かれた地域づくり【新規・充実】

国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた新たな方針を策定します。

日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。

戦略計画 23

DXで区民と区政を直につなぐ

令和10年度末の目標

DX推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現

現状と課題

コロナ禍において、オンラインサービスやテレワークが普及する一方、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足も懸念されています。限られた財源、職員で多様化する区民ニーズに応えるためには、デジタルやデータを活用し、サービスや業務を抜本的に変革する DX を推進する必要があります。

令和５年３月に、区民の更なる利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、「DX 推進方針」を策定しました。方針に基づき、“行かない・書かない”デジタル区役所を実現するため、オンラインによる手続きや相談、キャッシュレス決済の拡大などに取り組んでいます。

デジタル化を進める上では、高齢者や障害者など、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが重要です。また、区内事業者や商店街、町会・自治会など、地域社会のデジタル化に向けた支援が求められています。

区においても、アナログな業務から脱却するため、AI や RPA※1、ノーコードツール※2などの活用を全庁に拡げ、業務 DX を加速しています。モバイルワークやペーパーレス会議など、場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方ができる環境を整備する必要があります。DX を進めるためには、専門人材の確保や、デジタルを活用した業務改革を実践できる職員を育成することが重要です。

※１　RPA…Robotic Process Automation の略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み。
※２　ノーコードツール…プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリや Web サービスが開発できるツール。

5 年間の取組

1　“行かない・書かない”デジタル区役所の実現【新規・充実】

（1）手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。来庁された場合でも、デジタルを活用して書かない窓口を実現し、手続きの負担を軽減します。

利用者からの問い合わせに、AI が対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

（2）施設利用の利便性向上

施設利用に係る運用を見直し、利用登録がオンラインでできるなど、使いやすい新たな予約システムを構築します。施設使用料のあり方についても検討を進めます。

窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を順次導入し、利便性を高めます。

（3）電子図書館の実現に向けた取組の推進

利用登録のオンライン化や利用カードのデジタル化など、新たな図書館情報システムを構築します。オンラインで閲覧できる電子書籍サービスを導入し、区民の利用を促進するとともに、文字拡大や音声読み上げなどの機能により、障害者や高齢者の読書活動を支援します。

また、地域資料のデジタルアーカイブ化に取り組みます。

（4）情報発信手段の充実

SNS やアプリを活用し、一人ひとりのニーズに合わせた情報をプッシュ型で発信します。防災分野では、区民の具体的な行動変容につながるよう、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂やオンデマンド防災学習コンテンツの作成・配信に取り組みます。

（5）高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

高齢者等が身近な場所で繰り返しスマホの操作を学べる機会や、一人ひとりのニーズに対応する個別相談会を充実します。障害者の情報取得や意思疎通を助けるツールの相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行います。

障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、電子決済の導入やホームページの作成などを支援します。

（6）マイナンバー制度の活用

区民の事務手続きの負担軽減と利便性向上のため、今後もマイナンバーを積極的に活用します。

マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認を活用した申請・手続きを拡大します。

健康保険証機能の登録など、引き続き窓口で適切な支援を実施するとともに、国の施策と連動しながら、カードの普及促進、利便性向上に取り組みます。

（7）データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

歩数や睡眠時間などのデータから AI がフレイルリスクを点数化し、健康行動等を促すアドバイスを表示するアプリの配信を行います。区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して、健康上に不安を抱える方の支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」に引き続き取り組みます。

（8）オープンデータの充実

オープンデータ※3を機械判読可能な形式に統一するなど、より使いやすく整備するとともに、データセット（情報量）を拡大し、区民や事業者等の活用促進につなげます。区の保有するデータを視覚的に分かりやすい形で公開するデータダッシュボード※4の取組を進めます。

（9）地域社会のデジタル化支援

企業活動のデジタル化への支援やスマート商店街プロジェクトの更なる展開、町会・自治会のデジタル活用支援に取り組みます。

2　アナログからデジタルへの業務改革【新規・充実】

（1）デジタルツールの活用による業務 DX

AI や RPA、ノーコードツールを活用するとともに、業務フローを可視化した事務処理手順を基に、業務プロセスを見直し、生産性向上と業務効率化を進めます。

施設整備などの業務においても、図面や設計図のペーパーレス化・データ共有に取り組みます。

生成 AI※5やメタバースなど、新たなデジタル技術の活用に向けて検討を進めます。

※3　オープンデータ…区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータのこと。
※4　ダッシュボード…オープンデータを活用し、グラフなど直感的で分かりやすい形に可視化した資料。
※5　生成 AI…画像、文章、プログラムコードなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能。大量のデータを学習した学習モデルが、人間が作成するような絵や文章を生成することができる。

（2）データ利活用の環境整備

根拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM※6）を推進するため、必要なデータを収集・加工・分析できる環境整備についての検討を進めます。

（3）標準システムによる利便性向上と業務効率化

住民基本台帳や住民税など 20 業務について、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行するとともに、業務プロセスの見直しを行い、区民サービスの向上と業務効率化に取り組みます。練馬区共通基盤（データセンター）からガバメントクラウドへの移行など、クラウド活用のあり方を検討します。

（4）多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

事務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直し、フリーアドレスやペーパーレス会議、モバイルワークに取り組みます。場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方を実現します。

モバイルワークや Web 会議など、働き方の変化に伴い、新たなセキュリティリスクが発生していることから、セキュリティポリシーを改定するなど、高度なセキュリティ対策を講じていきます。

（5）DX を進める職員の確保・育成

都が令和 5 年 7 月に設立した外部団体「GovTech 東京」の人材シェアリングを活用した外部人材の確保や、今後開始される常勤の ICT 職の採用に向けた検討を進め、DX を推進する体制の強化を図ります。

業務知識とデジタルスキルを兼ね揃え、DX を推進する中心的役割を担う職員を育成するため、業務にデジタルを取り入れるスキルや、データを活用するスキル等の習得に必要な研修を実施していきます。

※6　EBPM…Evidence Based Policy Making の略。根拠に基づく政策立案。

巻末資料

1　練馬区の人口動向分析

1　練馬区の人口動向

（1）　人口の推移

①区の総人口の推移

総人口は増加傾向にありましたが、令和３年はコロナ禍の影響もあり、減少に転じています。令和４年は再び人口増加に転じています。

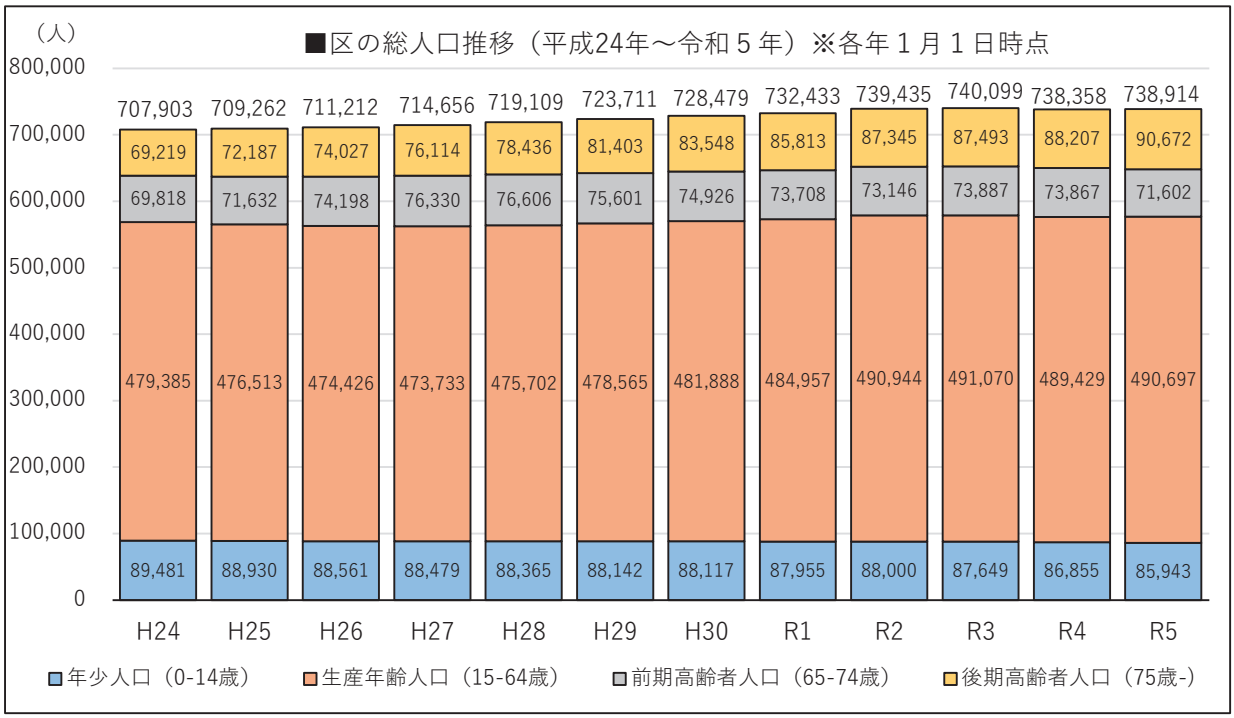

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

②年齢構成で見てみると・・・・・

総人口を 4 つの年齢区分別の構成比で見てみると、後期高齢者人口比率が上昇している一方、年少人口比率は一貫して低下しています。少子高齢化が確実に進んでいます。

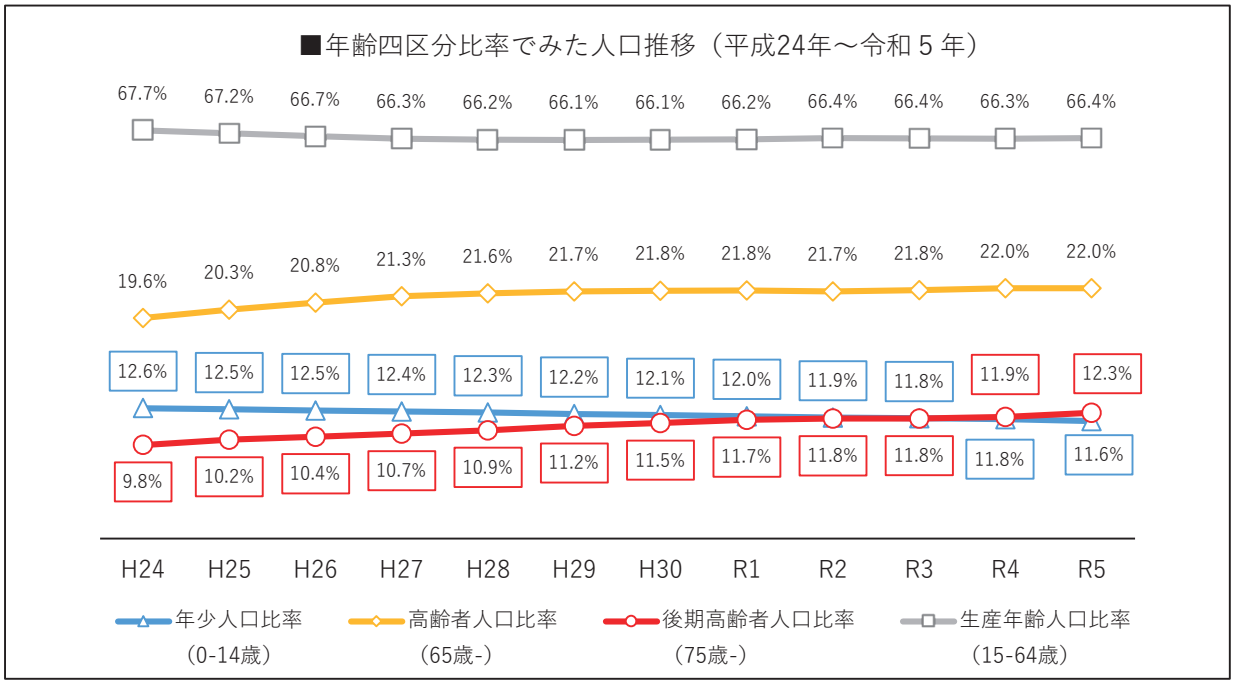

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

③日本人、外国人別で見てみると・・・・・

外国人人口は、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成 27 年以降は 1,000 人を超える増加が続きました。令和 2・3 年はコロナ禍の影響を受け、減少に転じました。令和 4 年は再び増加に転じています。

また、日本人人口は令和 3 年以降減少に転じています。

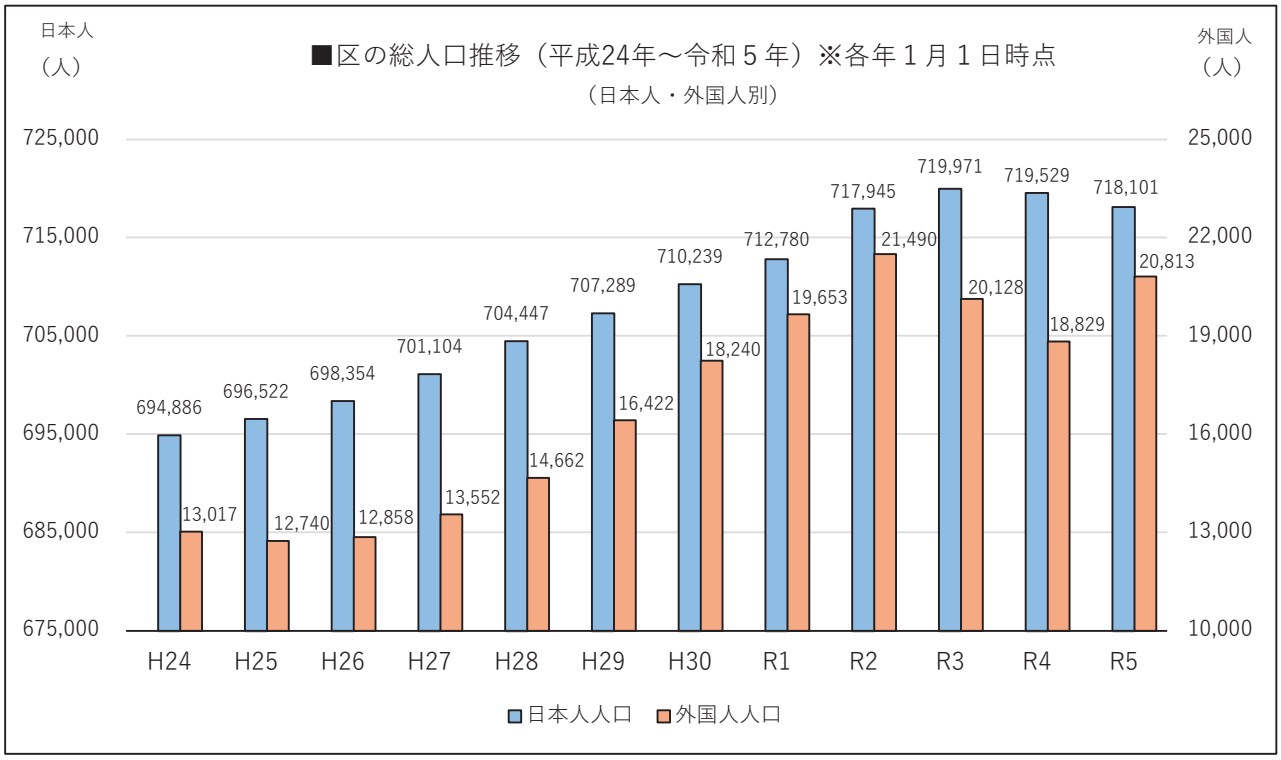

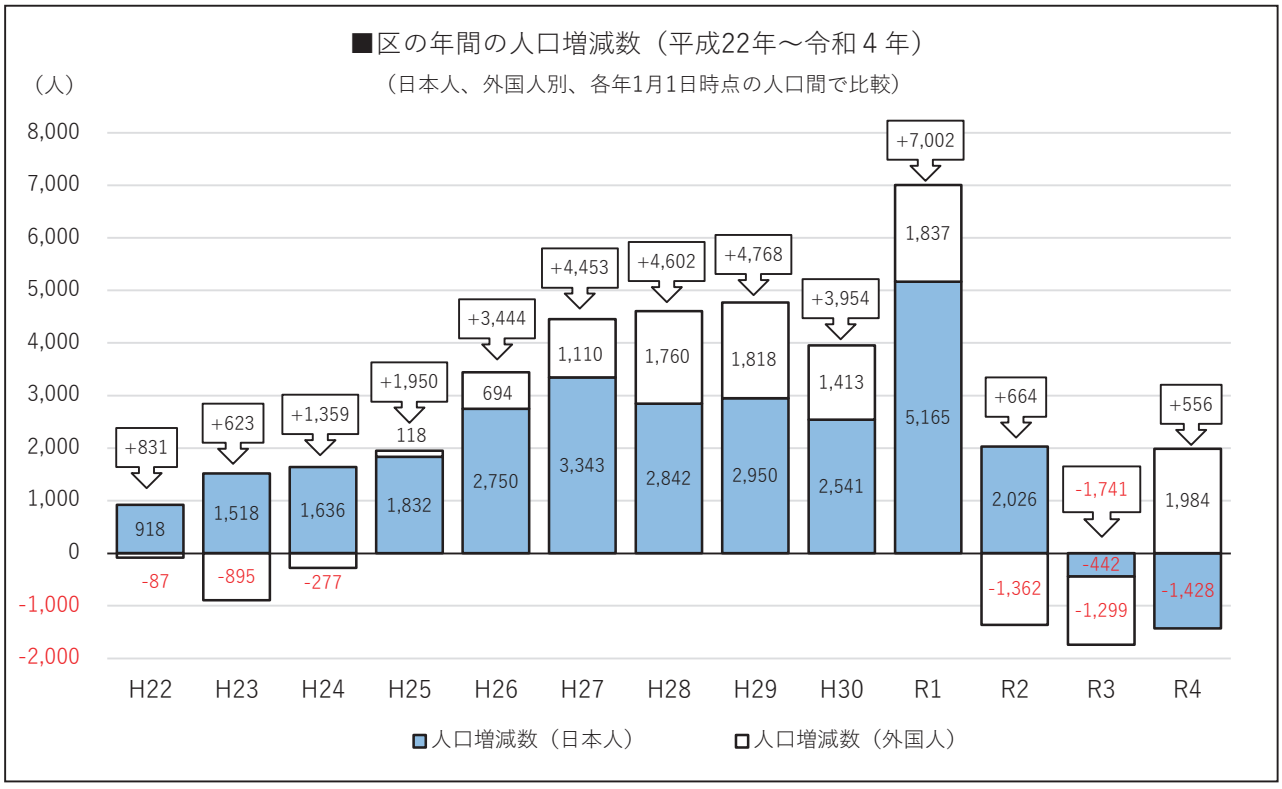

いずれも（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

（2） 人口増加の要因

人口が増減する要因には、「①自然動態（出生・死亡）によるもの」と「②社会動態（転入・転出）によるもの」の２つがあります。

① 自然動態の状況

出生数は 6,000 人前後で推移してきましたが、平成 28 年頃から減少傾向にあります。一方、死亡数は年々増加しています。平成 29 年に初めて自然減に転じ、その後減少幅が拡大しています。

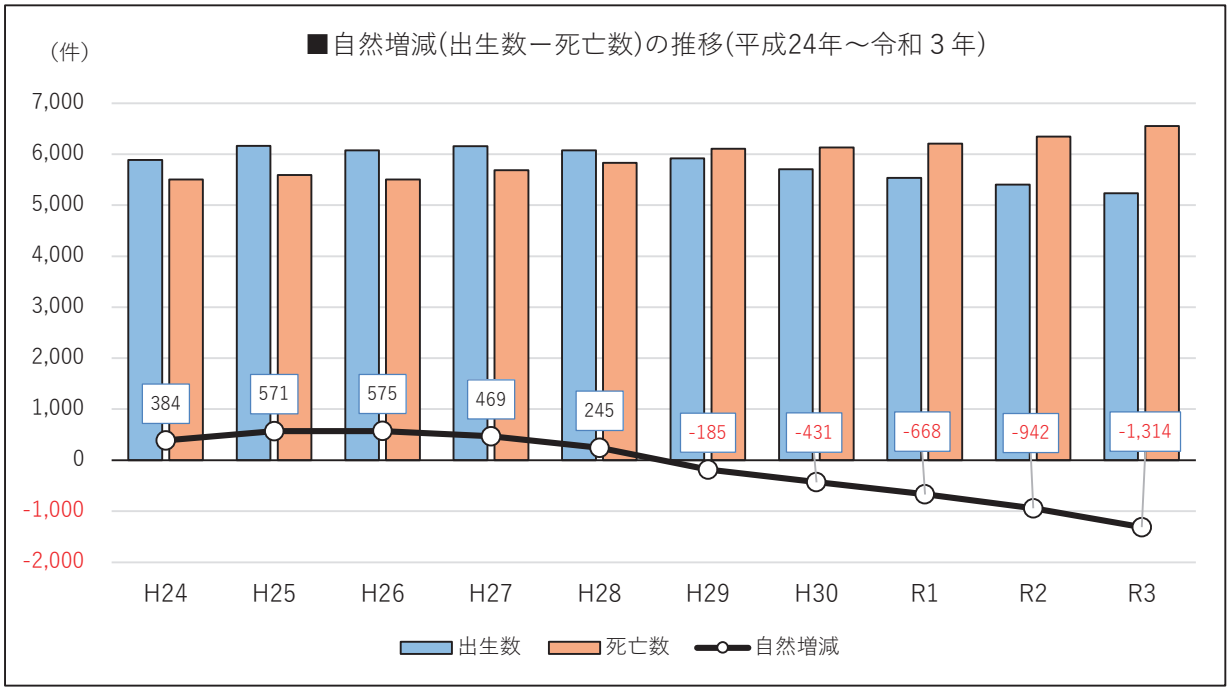

（出典）東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

区の合計特殊出生率※は、平成 28 年に都を下回り、その後下落傾向が続いています。

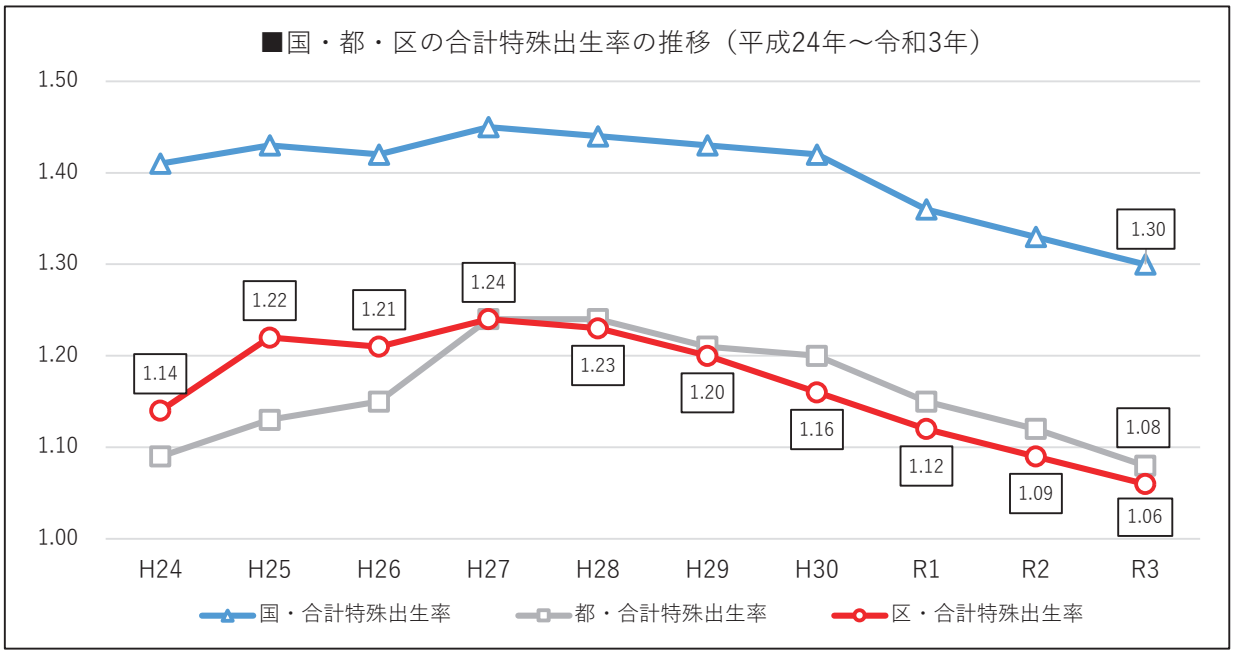

（出典）「ねりまの保健衛生」より作成

※合計特殊出生率…15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

②社会動態の状況

平成 24 年以降転入超過が続いていますが、コロナ禍の影響を受け、令和 2 年以降、転入者数が減少しています。

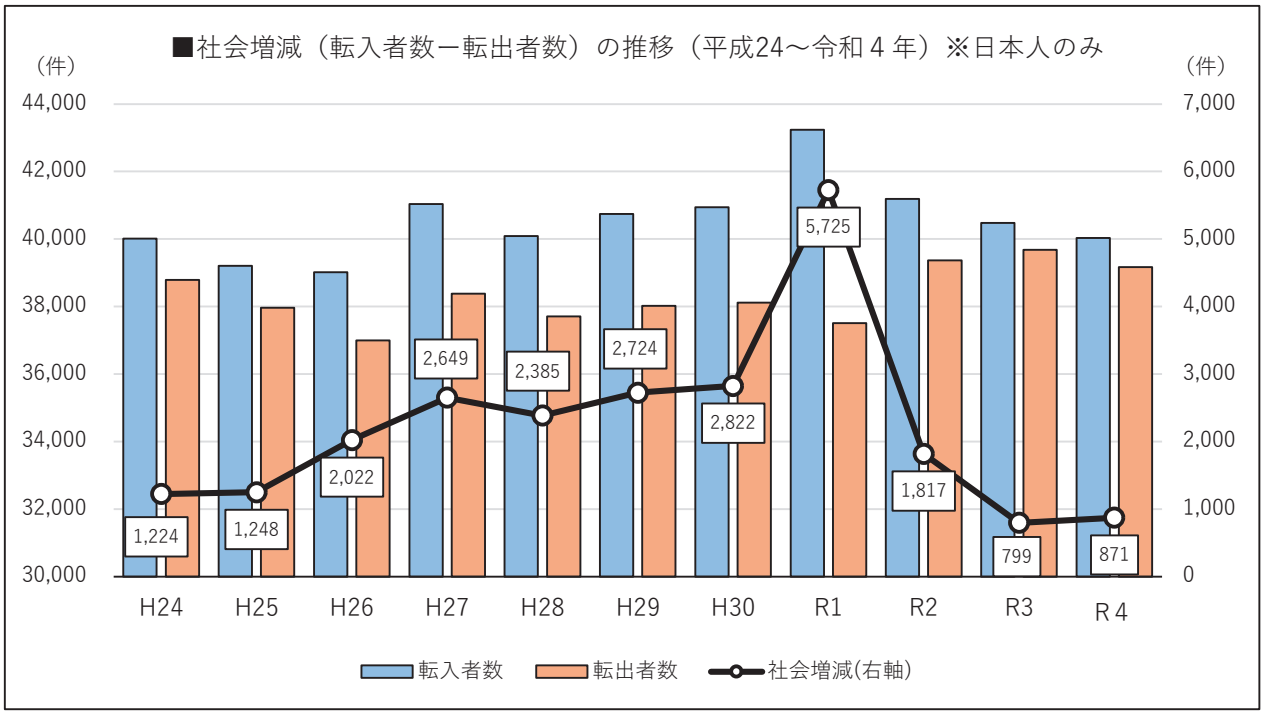

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

2　練馬区の人口の特徴

（1）　周辺自治体との比較　～年齢構成比で見てみると～

練馬区と周辺自治体の人口を年齢三区分別の構成比率で比較しています。区部平均と比較すると、年少人口比率が高い一方で、高齢者人口比率は若干高くなっています。

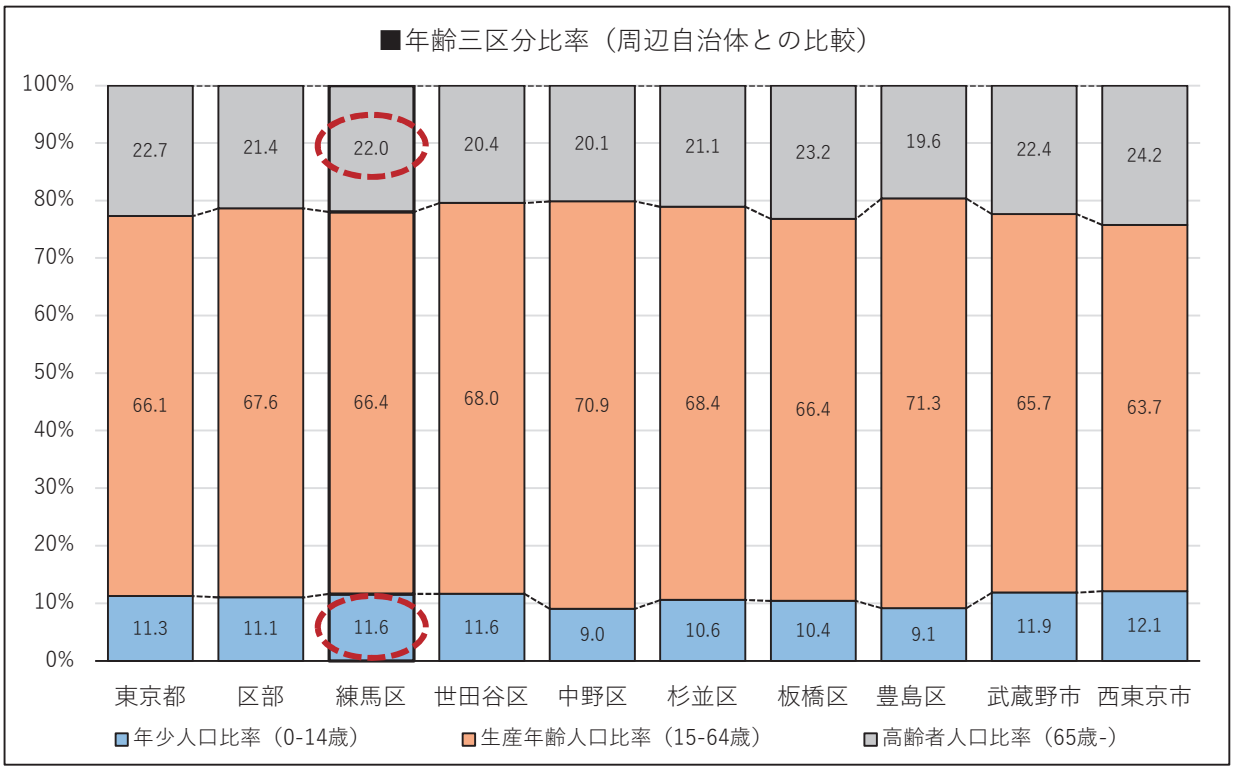

（出典）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和５年１月）」より作成

（2）　周辺自治体との比較　～「子育て世帯」が多い～

総世帯に占める「15 歳未満世帯員のいる世帯」の比率でみると、14.8%と比較的高い値となっています。練馬区は子育て世帯の多い自治体と言えます。

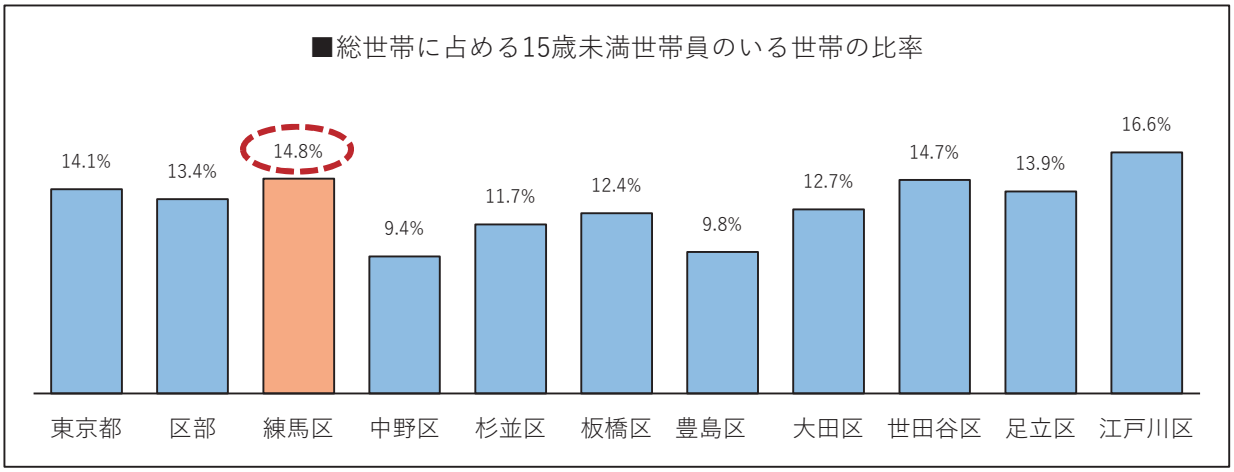

（出典）総務省「令和２年国勢調査」より作成

3　直近の人口動向

区の人口は、例年３・４ 月に進学・就職に伴う転入により人口が大きく増加する傾向にあります。令和３年はコロナ禍の影響を受け、３・４月のほか６月を除き人口減となりました。令和４・５年は令和３年と比較すると、回復の傾向が見られます。

※令和５年は１月から 10 月までの推移

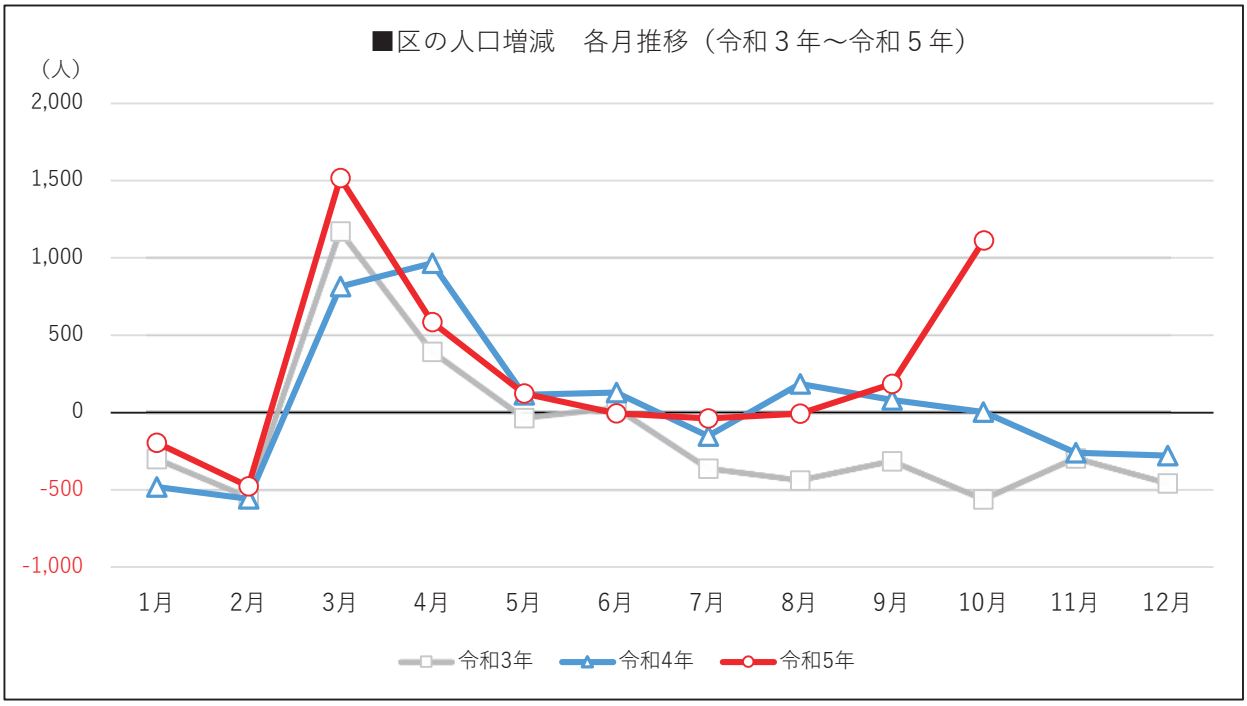

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

コロナ禍の影響により、区の人口増を支えてきた区外からの転入超過数と外国人人口のいずれもが減少しました。

外国人人口が再び増加に転じていますが、令和３年以降、日本人人口の減少が続いているなど人口動向は変化しつつあります。

今後の人口動向を引き続き、注視していく必要があります。

4 練馬区の将来人口推計

今後の区の施策を考えるにあたって、人口の現状分析と合わせて重要となるのが、将来人口の推移です。区では、令和５年１月の住民基本台帳人口を基準人口とし、人口推計を行いました。

（１） 近年の傾向を踏まえた人口推計

①総人口の推移

総人口は、約 20 年後の令和 23 年に約 75 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。

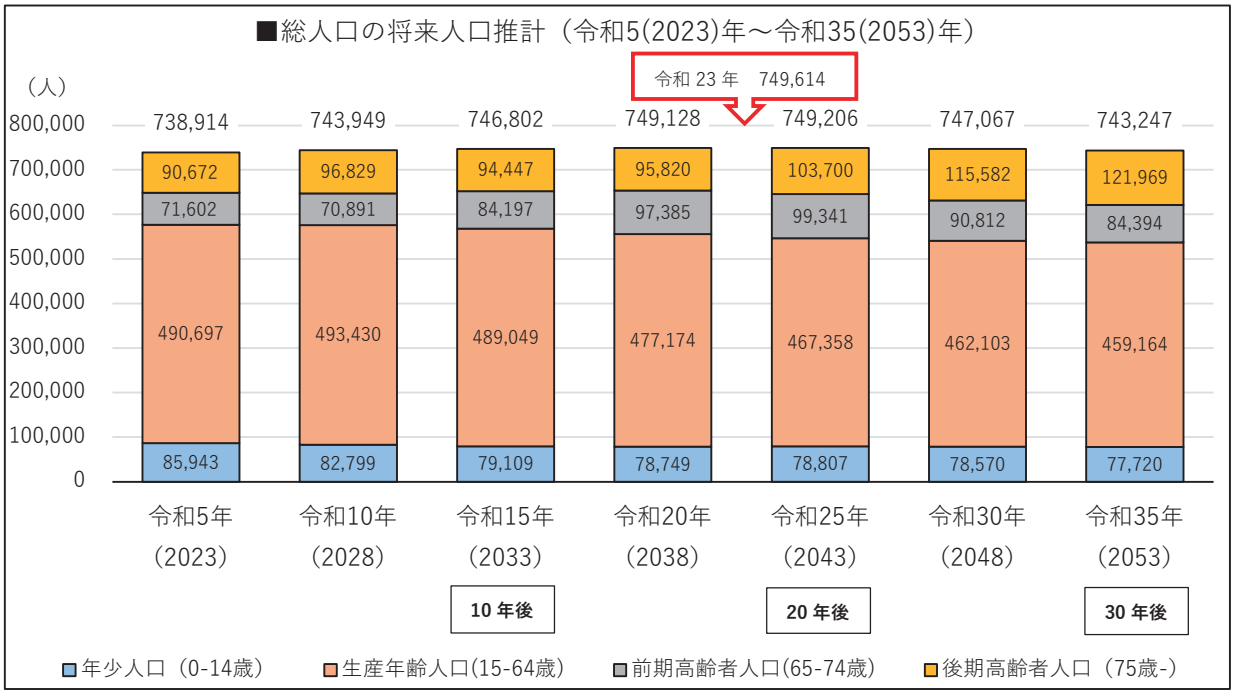

②総人口の年齢構成比の推移

人口推計を４つの年齢区分別の構成比で見てみると、年少人口比率、生産年齢人口比率が低下し、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率が上昇していることが分かります。

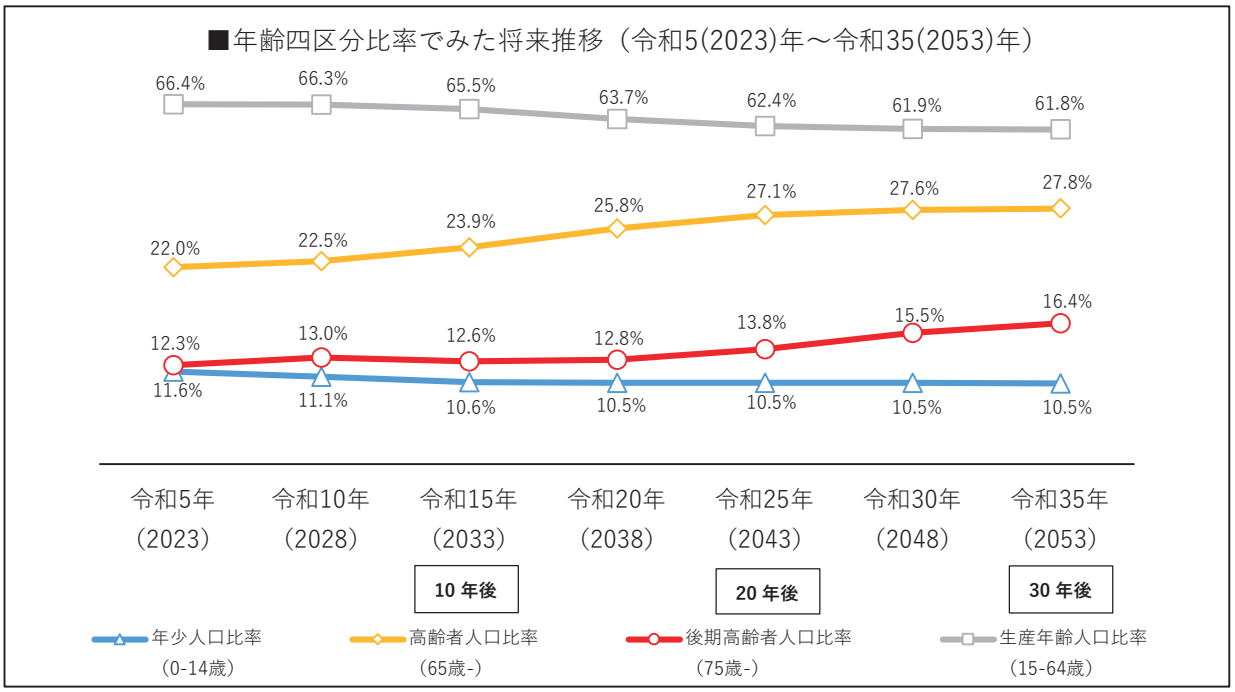

③総人口の推移（日本人・外国人別）

日本人の人口は、5 年後の令和 10 年をピークに約 72.1 万人に達し、その後、減少に転じます。外国人の人口は、30 年後の令和 35 年に約 4.6 万人に達し、その後も増加していくことが予測されます。総人口は、令和 10 年から減少が見込まれる日本人人口を、外国人人口が補う形で令和 23 年まで増加を続け、その後は緩やかに減少していくことが予測されます。ただし、外国人の移動は、国の施策、社会情勢、景気動向、自然災害等により大きく変動するため推計値が上下にぶれる可能性があります。

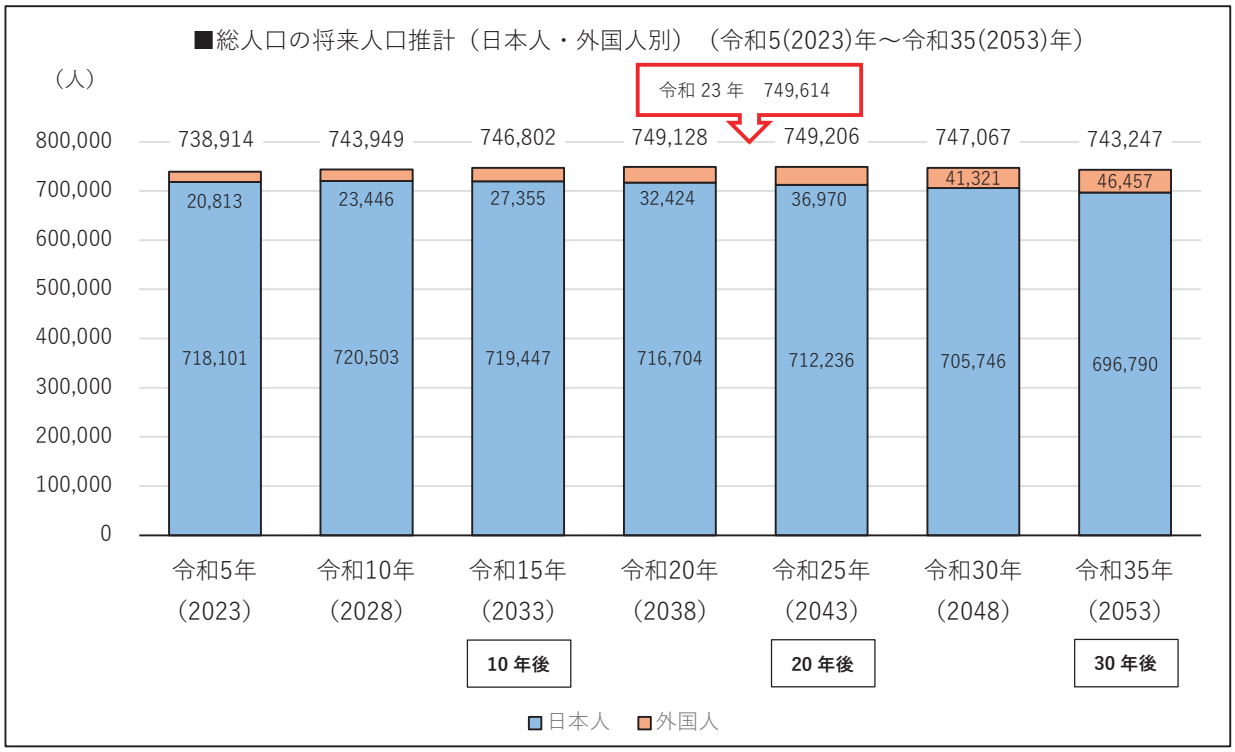

≪推計手法≫

人口推計については、コーホート要因法により行いました。コーホート要因法とは、出生・死亡・社会移動について、将来の仮定値を設定し、基準時点の人口から将来人口推計を行うことです。区では仮定値について下記の通り設定しました。

設定項目	設定内容
コーホートの単位	性・1 歳階級別人口
基準人口	令和 5 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口
生残率	令和 2 年都道府県生命表（東京都分）
社会移動率	平成 30 年～令和 4 年と令和元年～令和 5 年の 平均値（日本人・外国人別）
女性こども比 （出生）	平成 30 年～令和 5 年の 15～49 歳までの 女性人口に対する 0 歳人口比率（日本人・外国人別）
0 歳児性比	平成 30 年～令和 5 年の 0 歳児人口の 男女比率（日本人・外国人別）

（２）大江戸線延伸を考慮した人口推計

①延伸地域における人口増加の試算

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために欠かせない事業です。延伸地域は、区内の他の地域と比べると建物の利用容積率などが低く、空地等も多い状況です。

こうした地域が、大江戸線の延伸によって、類似する区内の地域と同水準の土地利用が図られることにより、人口の増加が見込まれます。

事業予定者である東京都は、令和５年３月に庁内検討プロジェクトチームを設置し、検討を進めています。今後の区の施策の検討にあたっては、大江戸線の延伸によって見込まれる中長期的な人口増加の影響を考慮する必要があります。区において、下記方法により延伸地域における人口増加の試算を行った結果、延伸地域では、約２.1 万人増加する試算結果が出ました。

≪試算方法の概要≫

① 大江戸線延伸地域を「終着駅周辺地域」、「中間駅周辺地域」、「その他延伸地域」の３つの地域に区分する。これらの地域が、区内の他の駅周辺地域等（モデル地域）と同水準の土地利用が図られると想定する。

地域区分とモデル地域

地域区分	町丁目	モデル地域
終着駅周辺地域 (仮称)大泉学園町駅	大泉学園町４～７丁目	大泉学園駅および石神井公園駅周辺
中間駅周辺地域 (仮称)大泉町駅 (仮称)土支田駅	大泉町３丁目、高松６丁目、土支田１・２丁目	区内の 11 駅周辺地域（練馬高野台駅など）
その他延伸地域	大泉町１・２、４～６丁目、大泉学園町１～３、８・９丁目、西大泉 4 丁目、土支田３・４丁目、三原台２丁目、谷原３・４・６丁目	上記および練馬駅等周辺を除く地域

大江戸線延伸地域（今回の試算対象区域）とモデル地域

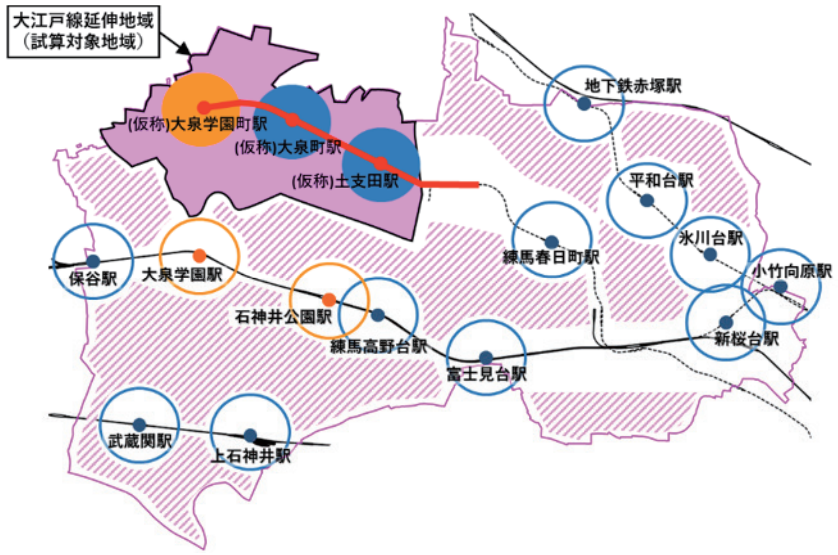

② 以下の 3 ケースを考慮し、延伸地域の増加人数を用途地域※別に算出する。
（「練馬区の土地利用（平成 31 年 3 月）」のデータを活用）

- 延伸地域のまちづくりによる人口増
  延伸地域における用途地域の変更と道路整備に伴う宅地面積の変化分を考慮し、モデル地域の利用容積率と延床当たり人口密度を用いて、増加人口を算出。
- 土地利用の高度化による人口増
  モデル地域の利用容積率と延床当たり人口密度を用いて、増加人口を算出。
- 農地・空地から宅地への土地利用転換による人口増
  延伸地域の農地・空地率がモデル地域の農地・空地率が低い場合、その差分が宅地へ転換すると仮定し、増加人口を算出。

③ 試算の結果、「終着駅隣接地域」は約 0.2 万人、「中間駅隣接地域」は約 0.5 万人、「その他の延伸地域」は 1.4 万人増加し、合計約 2.1 万人増加する可能性があると推計した。

※用途地域…都市計画法の地域地区のひとつで、建築物の用途の無秩序な混在を防ぎ、合理的な都市機能の維持・増進を図ることを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類があり、区では、9 種類を指定している。

②大江戸線延伸を考慮した人口推計の試算方法

①の延伸地域における人口増加の試算結果を踏まえ、区において下記のように前提条件を設定し、大江戸線延伸を考慮した人口推計を行いました。

≪試算方法≫

年次	前提条件
令和 8 ～17 年の推計	・P111 の延伸地域における人口増加の試算結果、約 2.1 万人を使用。 ・令和 7 年度から大江戸線延伸の事業化に向けた手続き※が進められるとして、令和 8 年～令和 17 年の 10 年間で約 2.1 万人が増加すると仮定。 ・約 2.1 万人を 10 年間で等分し、近年の傾向を踏まえた人口推計の値に加算して算出。 ・10 年間の増加人口については、自然動態（出生・死亡）の影響は考慮し、社会移動（転出）はないものと仮定。 ・増加人口の年齢、男女比、日本人・外国人比については、近年の練馬区への転入者の傾向を踏まえて仮定。 ※開業時期は鉄道事業者が決定します。事業予定者の東京都は事業化の課題と解決策を検討しています。現時点で開業時期は示されていません。
令和 18～22 年の推計	・令和 8 年～令和 17 年の人口増加がその後の社会移動や自然動態（出生）に影響を与えると想定。令和 12 年～令和 17 年の社会移動率・女性こども比（出生率）が、令和 18 年～令和 22 年の 5 年かけて、P109 の近年の傾向を踏まえた人口推計の設定値に戻ると仮定し推計。
令和 23 年以降の推計	・P109 の近年の傾向を踏まえた人口推計と同様の設定値（社会移動率・女性こども比（出生率）等）で推計。

③総人口の推移

大江戸線延伸を考慮した人口推計では、総人口が、約 20 年後の令和 26 年に約 77.9 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。

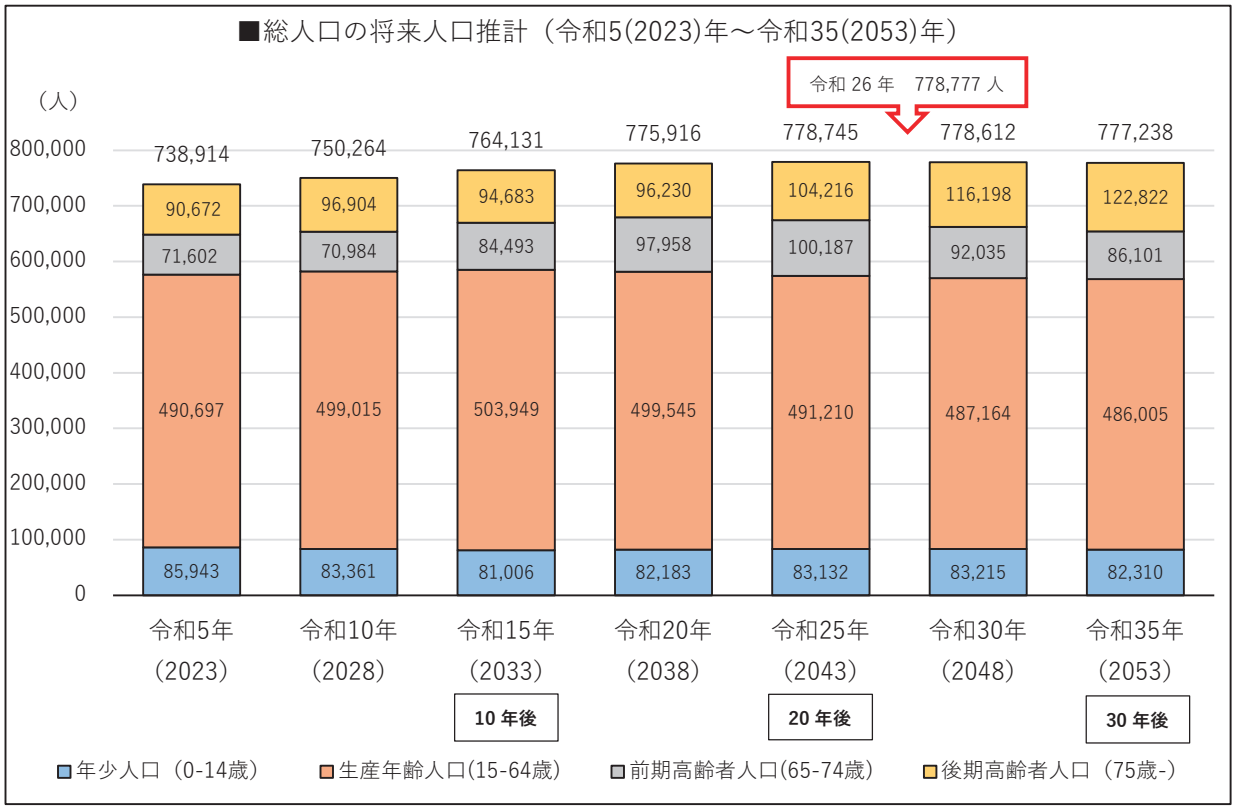

④総人口の年齢構成比の推移

大江戸線延伸を考慮した人口推計を、4 つの年齢区分別の構成比で見てみると、年少人口比率、生産年齢人口比率が低下し、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率が上昇していることが分かります。

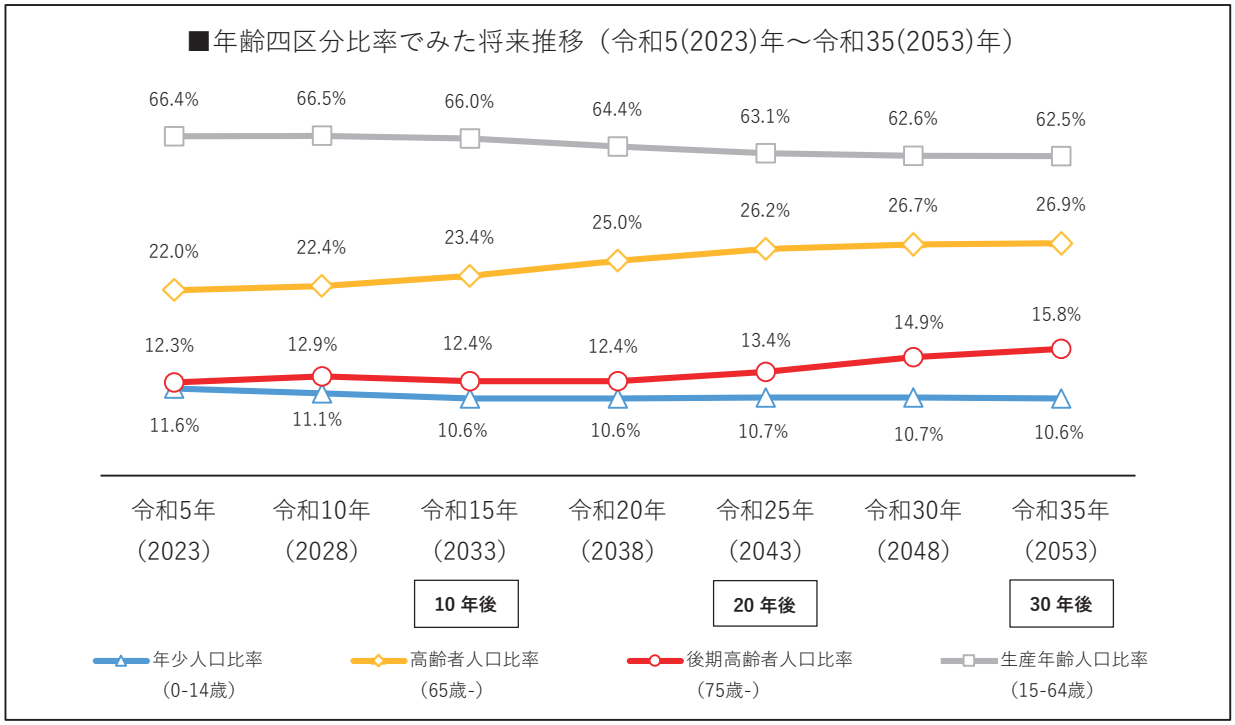

⑤総人口の推移（日本人・外国人別）

大江戸線延伸を考慮した人口推計では、日本人の人口が、15 年後の令和 20 年頃をピークに約 74 万人に達し、その後、減少に転じます。外国人の人口が、30 年後の令和 35 年に約 5.2 万人に達し、その後も増加していくことが予測されます。

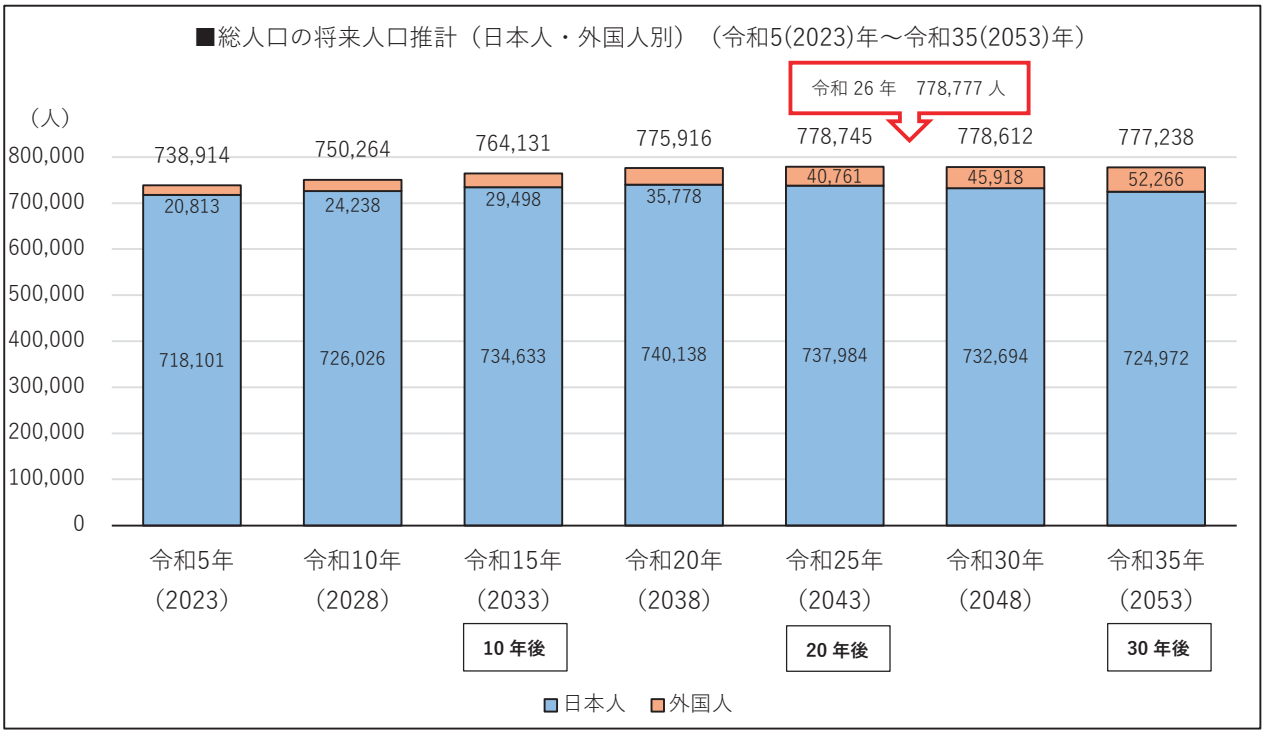

⑥近年の傾向を踏まえた人口推計と大江戸線延伸を考慮した人口推計の比較

近年の傾向を踏まえた人口推計では、令和 23 年をピークに約 75 万人に達すると予測されます。一方、大江戸線延伸を考慮した人口推計では、令和 26 年をピークに約 77.9 万人に達すると、予測され、その差は約 2.9 万人となっています。

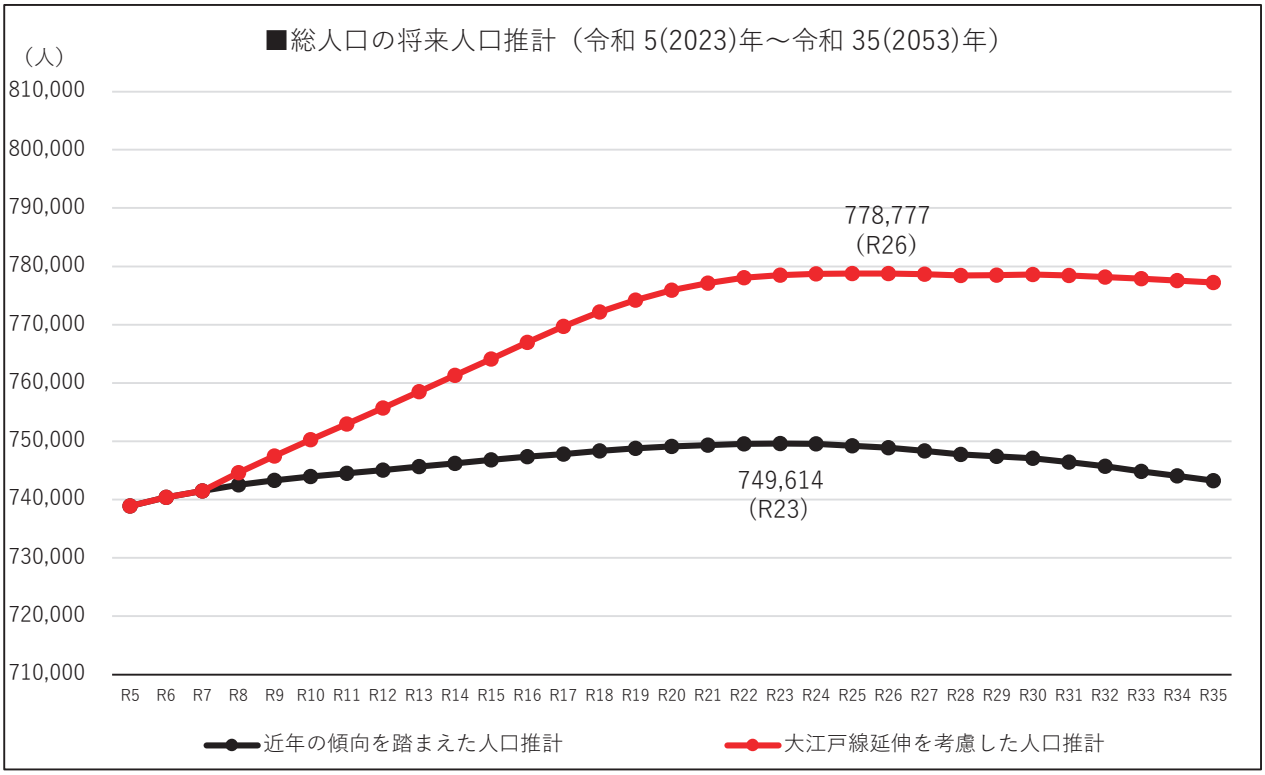

2　財政状況

1　日本経済の情勢

（1）　経済

新型コロナの急速な感染拡大により、令和２年度の国内総生産（GDP）の対前年度成長率は、マイナス 4.1%と落ち込みました。令和３年度以降、景気は持ち直しの動きが続き、令和５年度は 1.3%が見込まれますが、物価上昇が続き、経済の先行きは不透明感が増しています。

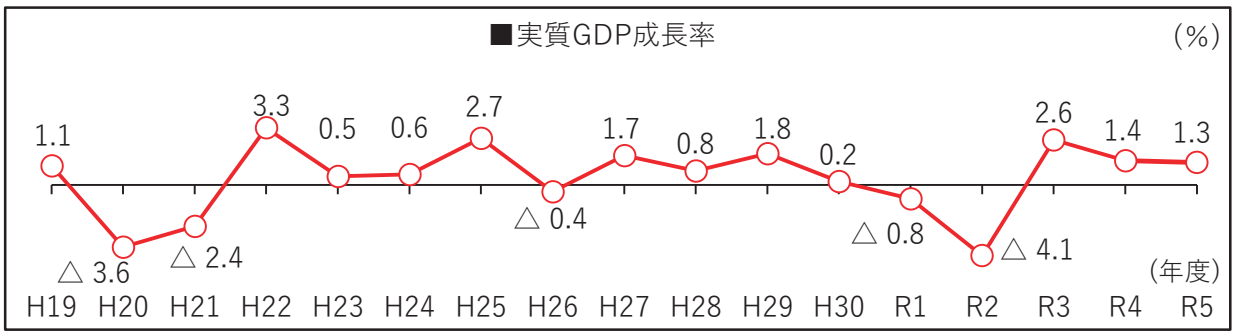

（出典）令和４年度まで「内閣府国民経済計算」
令和５年度は「内閣府中長期の経済財政に関する試算（平成５年７月 25 日公表）」

（2）　国の財政状況

国の普通国債残高は累増し、債務残高の対 GDP 比は先進諸国で最悪の水準が見込まれます。

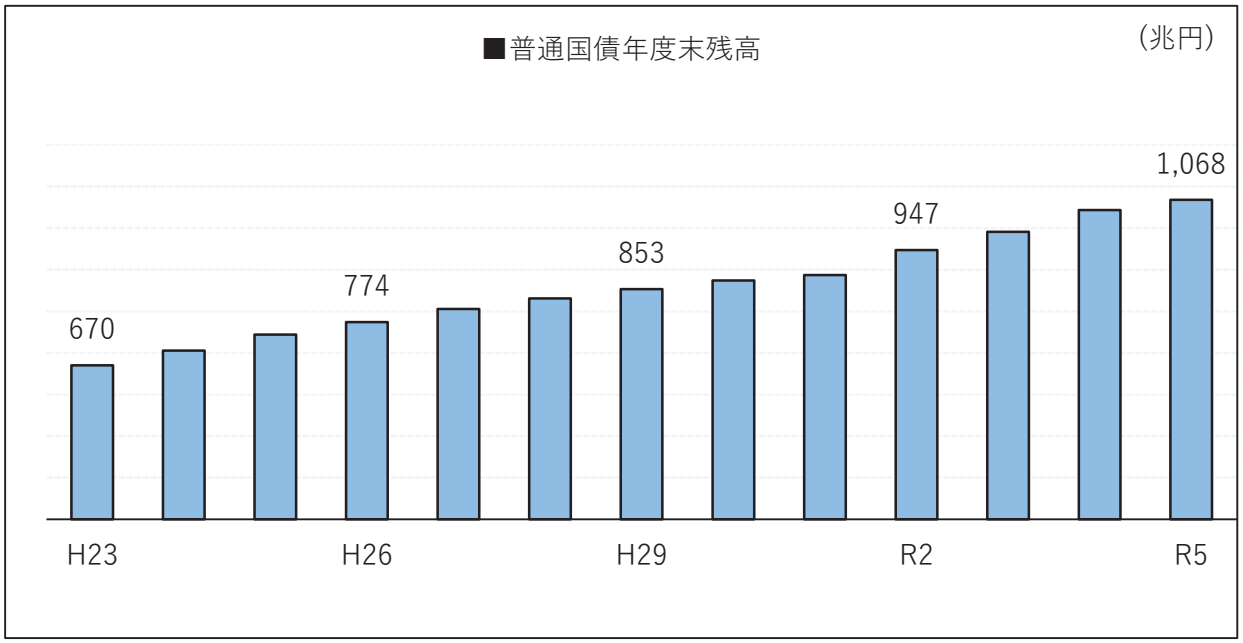

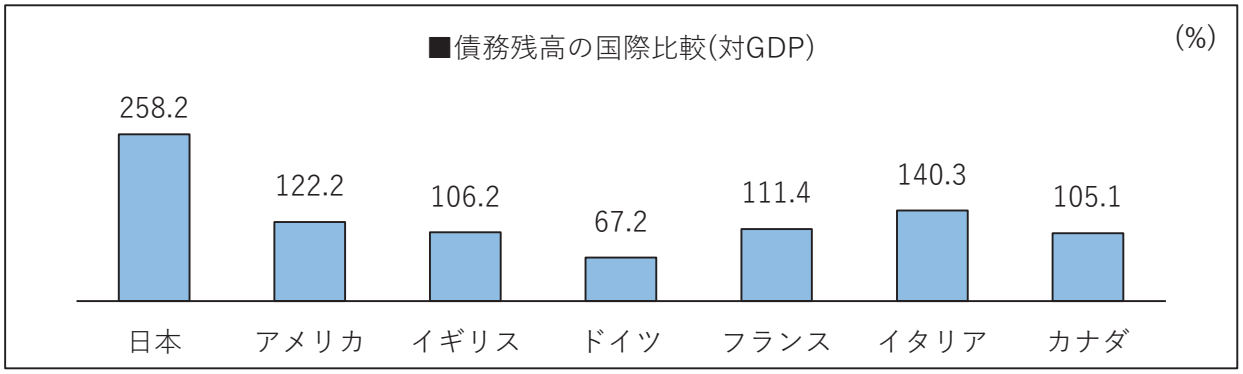

いずれも(出典)「日本の財政関係資料（令和５年４月財務省）」より作成

2　区財政の状況

（1）　歳入の状況

①　歳入構造

区の歳入の５割以上は、景気動向の影響を受けやすい特別区財政調整交付金と特別区税が占めています。

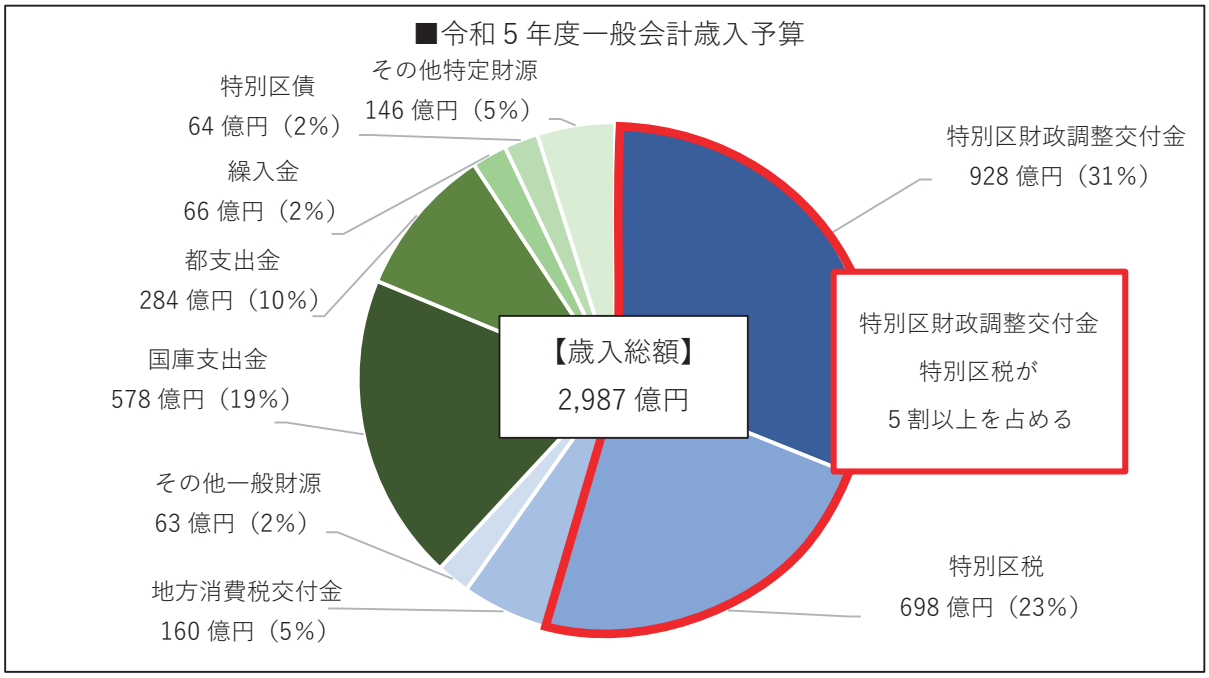

②　歳入一般財源の推移

区の歳入の５割以上は、景気動向の影響を受けやすい特別区財政調整交付金と特別区税が占めています。区の歳入一般財源は、令和２年度はコロナ禍の影響で減少したものの、令和３・４年度は増加傾向です。法人税収が堅調に推移したことなどによる、特別区財政調整交付金の増収が主な要因です（令和４年度は、対前年度 81 億円増）。

経済の先行きは不透明さを増しています。交付金は景気動向の影響を受けやすく、今後も同様の傾向が続くかは不明です。

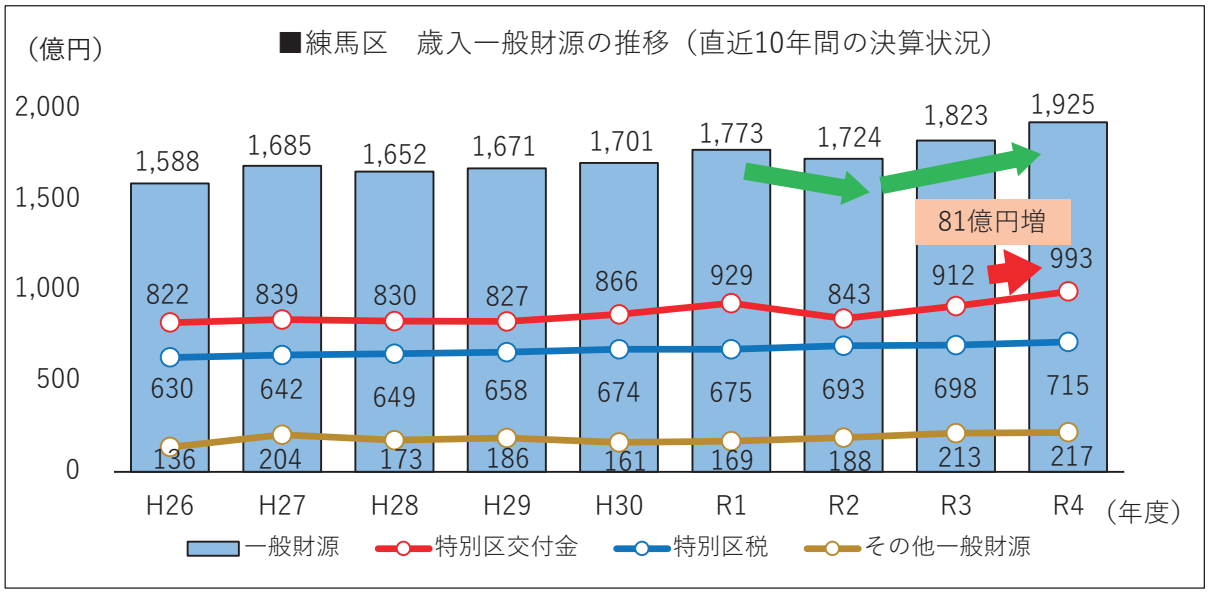

③ 不合理な税制改正の影響

国は税収偏在を名目に、特別区からの財源の収奪を繰り返しています。練馬区は、特別区長会や東京都と力を合わせ、率先して、国に制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めています。

不合理な税制改正の影響より、法人住民税の一部国税化に伴う特別区財政調整交付金の減収が見込まれています。また、ふるさと納税制度の影響により、特別区民税の減収が年々拡大しています。令和５年度は 44.5 億円の減収が見込まれています。

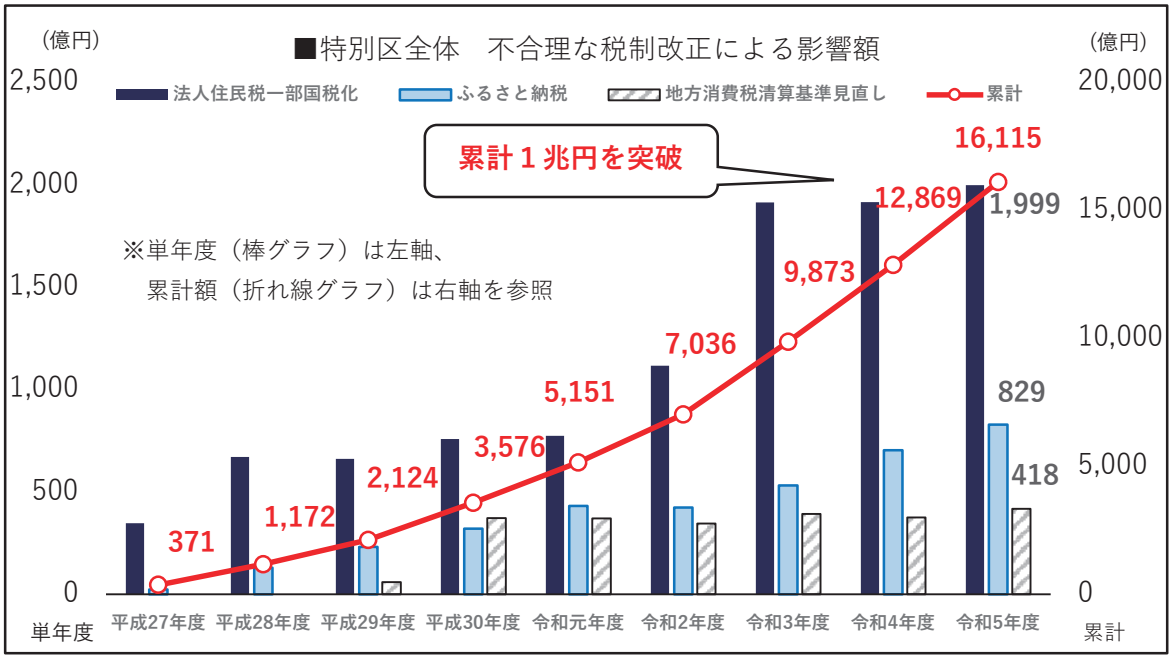

（出典)「不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和５年度版）（令和５年 10 月特別区長会）」

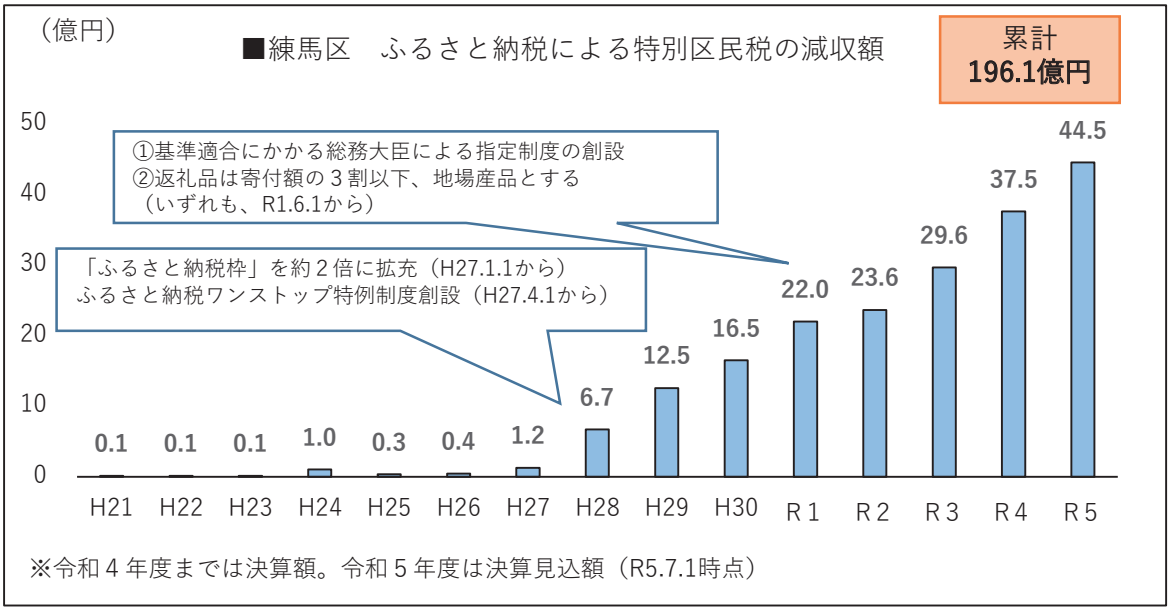

※令和４年度までは決算額。令和５年度は決算見込額（R5.7.1時点）

（２） 歳出の状況

① 歳出構造

区の裁量で削減が困難な義務的経費が約５割であり、このうち大半を扶助費が占めています。

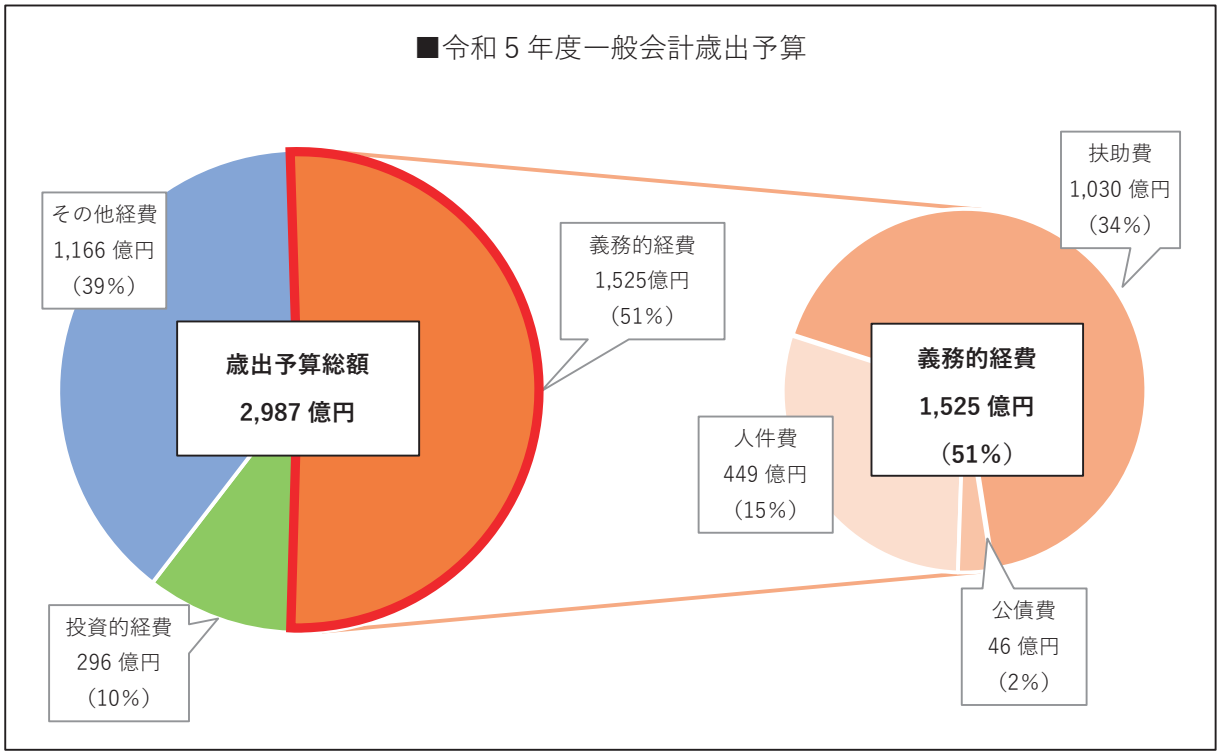

② 社会保障関係費の増加

保育関係費を中心とする、主な社会保障関係費は、10 年間余で倍増しています。

今後も、少子化対策や高齢化の進行などによる増加が見込まれます。

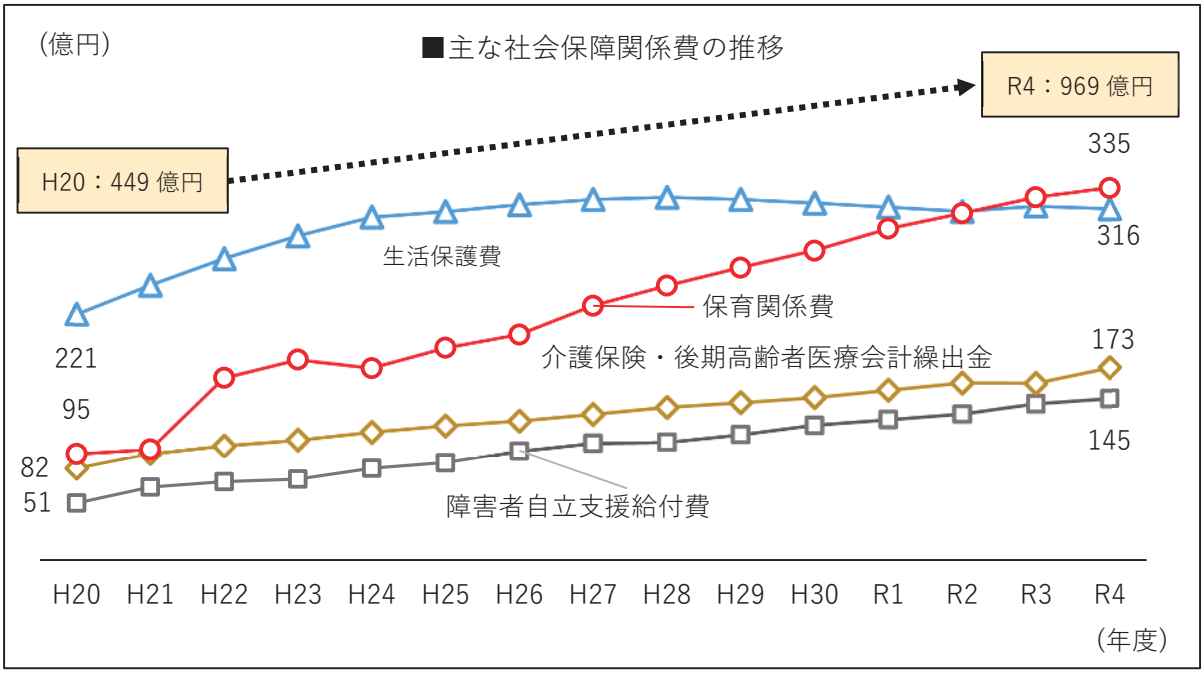

③ 老朽化が進む公共施設への対応経費の増加

老朽化した区立施設が一斉に更新時期を迎えており、改修・改築経費の更なる増加が見込まれます。さらに、建築コストの上昇による経費の増加も見込まれます。

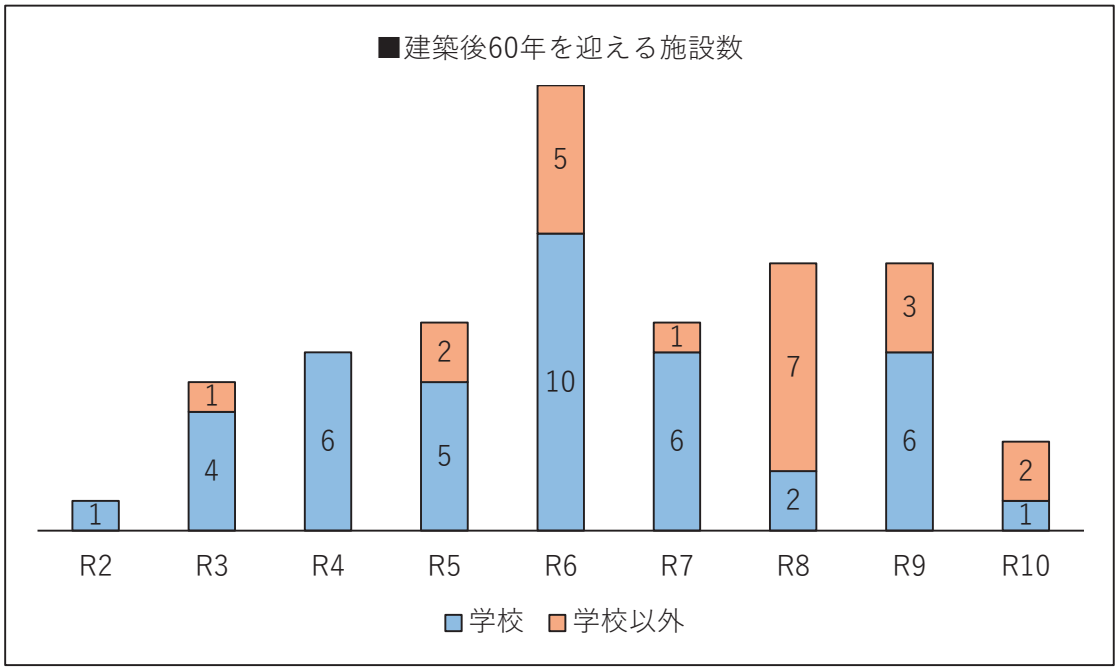

参　考

施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図

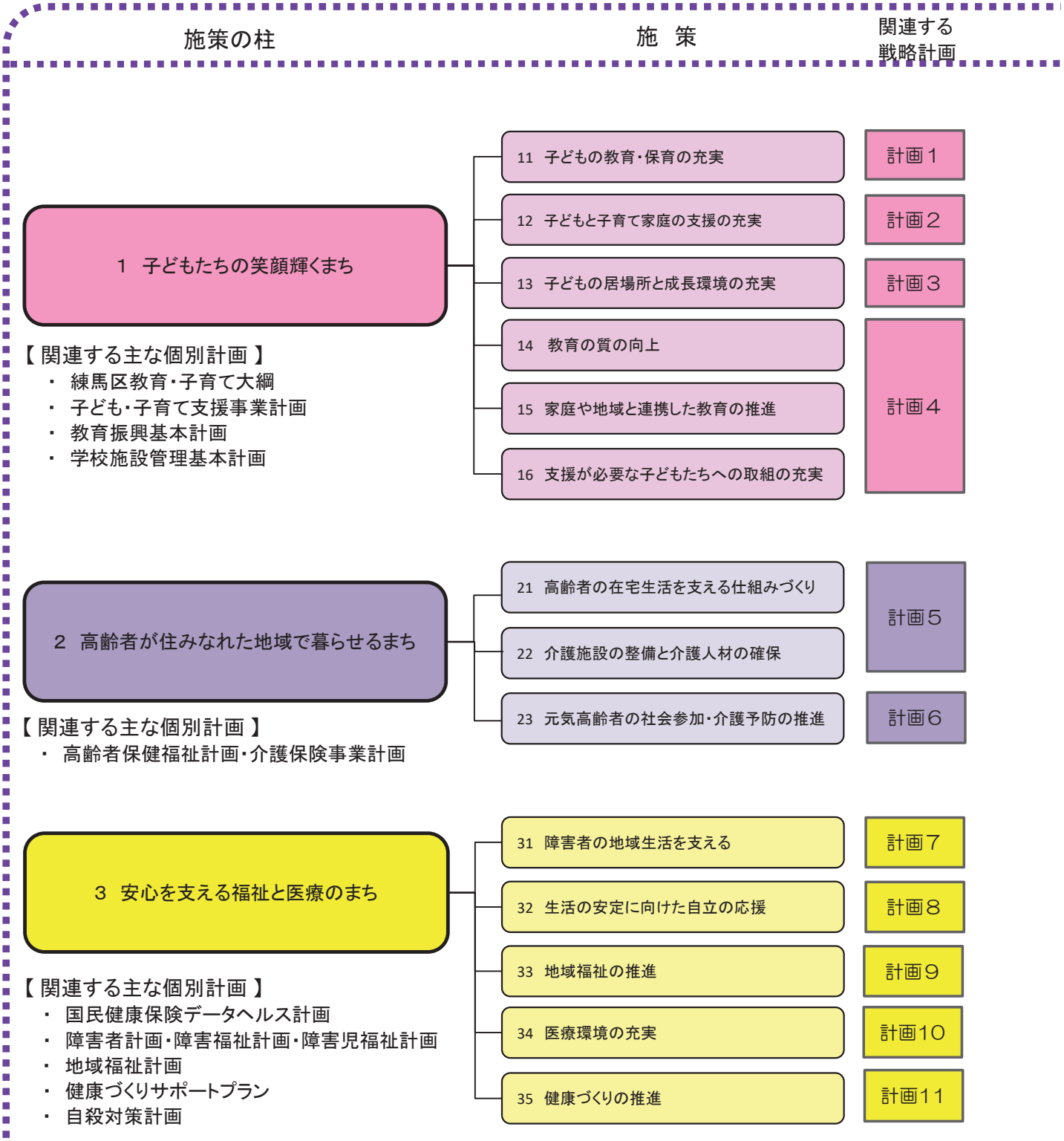

※　複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
　　戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。

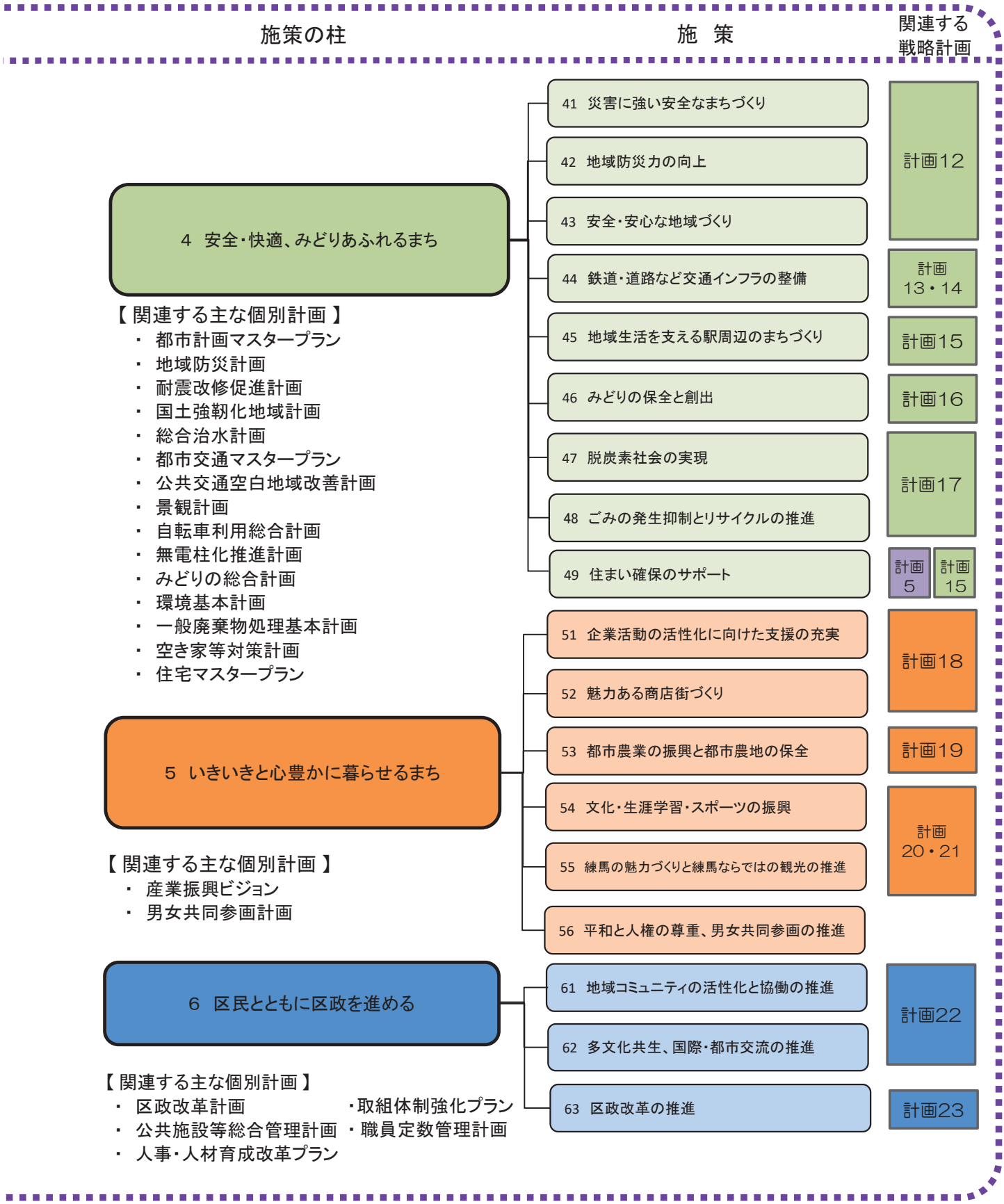
施策の柱
施　策
関連する戦略計画
4　安全・快適、みどりあふれるまち
41　災害に強い安全なまちづくり
42　地域防災力の向上
43　安全・安心な地域づくり
44　鉄道・道路など交通インフラの整備
45　地域生活を支える駅周辺のまちづくり
46　みどりの保全と創出
47　脱炭素社会の実現
48　ごみの発生抑制とリサイクルの推進
49　住まい確保のサポート
計画12
計画13・14
計画15
計画16
計画17
計画5
計画15
【関連する主な個別計画】
・都市計画マスタープラン
・地域防災計画
・耐震改修促進計画
・国土強靭化地域計画
・総合治水計画
・都市交通マスタープラン
・公共交通空白地域改善計画
・景観計画
・自転車利用総合計画
・無電柱化推進計画
・みどりの総合計画
・環境基本計画
・一般廃棄物処理基本計画
・空き家等対策計画
・住宅マスタープラン
5　いきいきと心豊かに暮らせるまち
51　企業活動の活性化に向けた支援の充実
52　魅力ある商店街づくり
53　都市農業の振興と都市農地の保全
54　文化・生涯学習・スポーツの振興
55　練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進
56　平和と人権の尊重、男女共同参画の推進
計画18
計画19
計画20・21
【関連する主な個別計画】
・産業振興ビジョン
・男女共同参画計画
6　区民とともに区政を進める
61　地域コミュニティの活性化と協働の推進
62　多文化共生、国際・都市交流の推進
63　区政改革の推進
計画22
計画23
【関連する主な個別計画】
・区政改革計画
・公共施設等総合管理計画
・人事・人材育成改革プラン
・取組体制強化プラン
・職員定数管理計画

参　考

第３次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、平成27年（2015年）９月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。ＳＤＧｓは、持続可能な世界を実現するための17 のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第３次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。

ＳＤＧｓに掲げる１７のゴール

１　貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

２　飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

３　すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

４　質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

５　ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

６　安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

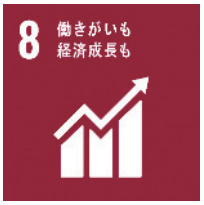

８　働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

９　産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10　人や国の不平等をなくそう
　各国内及び各国間の不平等を是正する。

11　住み続けられるまちづくりを
　包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12　つくる責任つかう責任
　持続可能な生産消費形態を確保する。

13　気候変動に具体的な対策を
　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14　海の豊かさを守ろう
　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15　陸の豊かさも守ろう
　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16　平和と公正をすべての人に
　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17　パートナーシップで目標を達成しよう
　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプランにおける戦略計画とＳＤＧｓのゴール

施策の柱および戦略計画	特に関連するＳＤＧｓのゴール
施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち	
戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現	3,4,5
戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	1,3,5
戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実	1,3,5
戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	1,3,4
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	
戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	3
戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	3,8
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち	
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	3,8
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	1,3,4,5
戦略計画９　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進	3
戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備	3
戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援	3
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち	
戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	9,11,13
戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	9,11
戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築	11
戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	9,11
戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ	11,13,15
戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	7,9,12,13,14,15
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち	
戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	8,9
戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬	11,13,15
戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	4
戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	3
施策の柱６　区民とともに区政を進める	
戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	17
戦略計画23　ＤＸで区民と区政を直につなぐ	9,17

第３次みどりの風吹くまちビジョン

-基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕-

【素案】

令和５年（2023 年）12 月

発行　練馬区　企画部　企画課

所在地 〒176-8501　東京都練馬区豊玉北 6-12-1　練馬区役所　本庁舎６階

電話　03-3993-1111（代表）

FAX　03-3993-1195

練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/

参考資料 4

第３次
みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン〔年度別取組計画〕【素案】

令和６年度（2024年度）～令和８年度（2026年度）

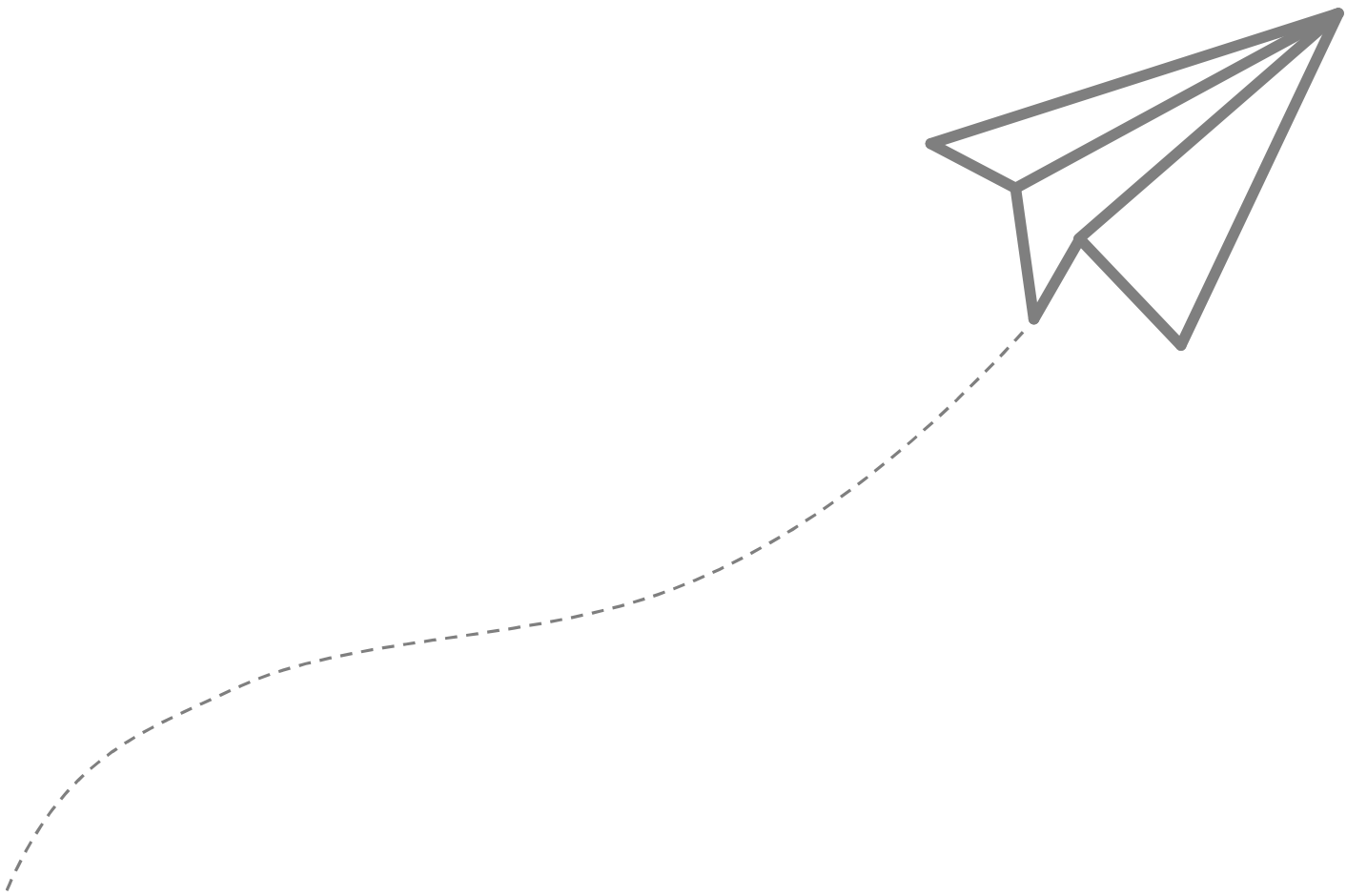

〈目次〉

年度別取組計画の見方 ・・・・・ 2

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画　1　子育てのかたちを選択できる社会の実現 ・・・・・ 4
戦略計画　2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 ・・・・・ 10
戦略計画　3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実 ・・・・・ 12
戦略計画　4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 ・・・・・ 15

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画　5　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進 ・・・・・ 28
戦略計画　6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進 ・・・・・ 35

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画　7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 ・・・・・ 42
戦略計画　8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 ・・・・・ 51
戦略計画　9　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進 ・・・・・ 56
戦略計画　10　安心して医療が受けられる体制の整備 ・・・・・ 59
戦略計画　11　身体とこころの健康づくりを応援 ・・・・・ 62

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画　12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 ・・・・・ 68
戦略計画　13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 ・・・・・ 82
戦略計画　14　人々の移動を支える交通体系の構築 ・・・・・ 93
戦略計画　15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進 ・・・・・ 97
戦略計画　16　練馬のみどりを未来へつなぐ ・・・・・ 109
戦略計画　17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 ・・・・・ 116

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画　18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり ・・・・・ 122
戦略計画　19　生きた農と共存するまち練馬 ・・・・・ 125
戦略計画　20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち ・・・・・ 129
戦略計画　21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち ・・・・・ 134

施策の柱６　区民とともに区政を進める

戦略計画　22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 ・・・・・ 138
戦略計画　23　DXで区民と区政を直につなぐ ・・・・・ 141

■ 年度別取組計画の見方

【見本】

取組の概要を
紹介しています。

1 ねりっこクラブの全区立小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。全区立小学校での実施を目指します。
ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、保護者のニーズに応えるため1年生の利用開始時期を早めるとともに、冬期の終了時刻を延長し通年で午後5時までとします。

No. 3 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①ねりっこクラブの拡大	計52校	7校 開始	拡大	拡大	拡大
②ねりっこひろばの充実					
ねりっこひろば 1年生利用開始時期の前倒し	検討・準備	試行	実施	実施	実施
ねりっこひろば 冬期終了時刻の延長	―	検討	試行	実施	実施

令和５年12月末時点で見込まれる
数値・状況を記載しています。

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課

令和５年12月時点の組織名を記載しています。

✓ 新たに追加した取組には「★」マークを付けました。

例1： 事業自体を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

(3) 医療的ケア児とその家族の相談支援の充実 ★

こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談の他、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。あわせて、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。
また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。

例2： 事業の一部を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

No. 1 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 乳幼児一時預かり事業					
★ 地域子ども家庭支援センター関での受入れ枠拡大	―	調整	拡大	実施	拡大

施策の柱１

子どもたちの笑顔輝くまち

令和６年度～令和８年度の取組

1 保育サービスの充実

(1) 保育所待機児童ゼロの継続

令和5年度実施のニーズ調査の結果等を踏まえながら、待機児童ゼロを継続できるよう引き続き取り組みます。

区立保育所の委託の拡大により延長保育事業を充実し、多様な保育ニーズに対応します。また、区立保育所の改築に合わせ、定員の拡大を図ります。

No. 1 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①認可保育所の整備	認可保育所 計207所 （定員17,767人）※1	検討※2	検討※2	検討※2	検討※2
②延長保育 計185所	計178所	3所開始	2所開始	2所開始	7所開始
③上石神井第三保育園の改築による定員増	工事(一部)	工事	工事(完了)	定員増	定員増

※１･･･ 翌年度4月1日時点の数値

※２･･･ 令和６年度以降の取組計画は、ニーズ調査の結果等を踏まえ検討します。

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実

私立保育所での障害児保育巡回指導や地域型保育施設への区独自の障害児受入れ加算により、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。また、区立保育所でも障害児の受入れ数を拡大します。

医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、支援が必要な子どもたちへの支援を実施します。医療的ケア児の受入体制を充実するため、保育士向けの医療的ケア研修を実施します。また、訪問看護事業所と協力し、区立保育所において、児童が健康かつ安定的に園生活を送れるように支援します。

No. 1 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
私立保育所等における障害児受入数の拡大	拡大 （88園210人）	拡大	拡大	拡大	拡大
★ 区立保育所における障害児受入数の拡大	―	拡大	拡大	拡大	拡大
医療的ケア児への新支援方針に基づく支援の実施【再掲】※1	新支援方針の策定	実施	実施	実施	実施
医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実	実施 （8園8名）	充実	充実	充実	充実

※1･･･　計画４　事業No.4－13の再掲

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　学務課
こども家庭部　子育て支援課、保育課

(3) 保育水準の維持向上 ★

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

区内全保育施設を対象に、新任園長や新任保育士への研修を新設するなど、研修の内容を充実します。また、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図ります。

No. 1 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 保育人材の確保事業の推進					
相談会等の充実	実施	充実	充実	充実	充実
区独自の処遇改善、配置基準	実施	継続	継続	継続	継続
②区内全ての保育施設を対象にした研修の充実	実施	充実	充実	充実	充実
③区内全ての保育施設を対象とした巡回支援の充実	―	充実	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 保育課

2「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や0歳から2歳児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬ならではの幼保一元化を目指します。

また、小規模保育事業など2歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

No. 1 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こども園 計31園	計28園※1	1園認定	1園認定	1園認定	3園認定
★ 練馬こども園と小規模保育施設等との連携充実	実施	充実	実施	実施	充実

※1・・・ 標準型と低年齢型の重複認定が２園あるため、実園数は26園です。

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 こども施策企画課

3 区立幼稚園の今後のあり方の検討 ★

区立幼稚園は園児数の減少、障害児受入数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方を検討し、検討結果に基づいた実施計画を策定します。

No. 1 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	学校適正配置基本方針の策定	検討委員会の設置検討	検討	実施計画の策定	実施計画の策定

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課

4 子育て支援サービスの拡充

(1) 子育てのひろばの拡充

親子で遊んだり保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習などを実施します。
地域子ども家庭支援センター関の分室を開設し、子育てのひろば「ぴよぴよ」を充実します。

No. 1 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①子育てのひろば「ぴよぴよ」での休日講習等の充実	実施	充実	実施	実施	充実
②地域子ども家庭支援センター関分室の開設、子育てのひろば「ぴよぴよ」の充実	工事（一部）	工事	工事（完了） 開設 充実	実施	開設 充実

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課、子ども家庭支援センター

(2) 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進します。

No. 1 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こどもカフェ 11か所	計8か所	1か所開始	1か所開始	1か所開始	3か所開始

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 こども施策企画課

(3) 一時預かり事業の拡充

地域子ども家庭支援センター関で乳幼児一時預かり事業を拡充します。また、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

	No. 1 － 8		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① 乳幼児一時預かり事業					
★	地域子ども家庭支援センター関での受入れ枠拡大	―	調整	拡大	実施	拡大
	石神井公園駅南口西地区再開発ビルでの開設調整	調整	調整	調整	調整	調整
★	②ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施	検討	検討・開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター

戦略計画 2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和６年度～令和８年度の取組

1　妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

妊娠や子育ての不安感や孤立感を軽減するために妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。
①妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援を引き続き実施します。子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンラインやチャットボットによる案内を実施します。また、母子の体調や育児方法などを助産師に相談できる「産後ケア事業」を利用しやすくするために実施施設を拡充するとともに、利用者負担額を軽減します。
②生後2か月～4か月児健診前の乳児の保護者を対象に、保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに、保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談や個別相談を実施します。また、令和5年度から開始している「バースデーサポート事業」の相談の受け皿とするため、現在実施している「1歳児子育て相談」に計測の機会を加え相談体制を強化します。

	No. 2 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	産後ケア事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★	2か月児相談の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	1歳児子育て相談の充実	実施	充実	実施	実施	充実

事 業 実 施 課 ：　健康部　健康推進課、保健相談所

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

東京都が令和6年度に設置する（仮称）東京都練馬児童相談所との連携を更に深め、子どもを虐待から守り、子育て家庭を支援するための児童相談体制の充実を図ります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、子ども家庭支援センターに専門職員の増員を行い、地域におけるきめ細かく継続的な支援を強化します。

また、都児相職員と連携し、区心理職によるCAREプログラム※1を実施するなど、保護者支援を拡充します。

さらに、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施します。

	No. 2 － 2		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
	都区の連携強化充実	調整	充実	実施	実施	充実
	② 子ども家庭支援センターの体制強化					
	専門職員等の増員	心理9人、福祉33人、保健師8人、会計年度任用職員相談員8人	増員	増員	増員	増員
	③ 保護者支援の拡充					
★	支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
	④ ショートステイ事業の充実					
★	親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	実施	実施	実施
	子どもショートステイの充実（4か所）	実施（3か所）	充実（1か所開始）	実施	実施	充実（1か所）

※1･･･ C(Child子どもと) A(Adult大人の) R(Relationship関係を) E(Enhancement強化する）。
子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラム

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター

＜都による児童相談所の設置＞

令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
（仮称）東京都練馬児童相談所の設置	工事（完了）	設置	－	－	設置

戦略計画 3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実

令和６年度～令和８年度の取組

１　ねりっこクラブの全区立小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。全区立小学校での実施を目指します。

ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、保護者のニーズに応えるため1年生の利用開始時期を早めるとともに、冬期の終了時刻を延長し通年で午後5時までとします。

	No. 3 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①ねりっこクラブの拡大	計52校	7校 開始	拡大	拡大	拡大
	②ねりっこひろばの充実					
★	ねりっこひろば 1年生利用開始時期の前倒し	検討・準備	試行	実施	実施	実施
★	ねりっこひろば 冬期終了時刻の延長	－	検討	試行	実施	実施

事 業 実 施 課 ：　こども家庭部　子育て支援課

2 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実

近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級（固定級）のある小学校のねりっこ学童クラブで、障害児受入れ枠を拡大します。
医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを引き続き実施します。

No. 3 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 障害児等受入れ枠の拡大 11校	支援の単位※1につき2名の受入れ	支援の単位につき3名の受入れに拡大	継続	継続	拡大
医療的ケア児への新支援方針に基づく支援の実施【再掲】※2	新支援方針の策定	実施	実施	実施	実施

※1・・・　支援の単位とは、学童クラブで支援を行う上での児童の集団の規模。１つの支援の単位は児童45人以下。

※2・・・　計画４　事業No.4－13の再掲

事 業 実 施 課 ： 教育振興部　学務課
こども家庭部　子育て支援課、保育課

3 学童クラブのICT化 ★

学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳でのやりとりをスマートフォン等で行えるようICT化を図り、保護者の負担軽減を図ります。また、学童クラブへの入会申請のオンライン手続きを導入します。

No. 3 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
電子連絡帳の導入	準備	導入	実施	実施	実施
入会申請のオンライン手続きの導入	準備	導入	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： こども家庭部　子育て支援課

４ 学齢期の子どもたちの居場所の支援　★

乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所を提供するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。

中高生向け事業を充実するとともに、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

No. 3 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開館時間等の拡大 6館	4館	―	―	拡大 （2館）	2館
中高生向け事業の充実	検討	実施	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課

５ 若者自立支援事業の充実　★

若者自立支援事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

No. 3 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
職場への定着サポートの充実	充実	充実	実施	実施	充実

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 青少年課

令和６年度～令和８年度の取組

1 教育の質の向上

(1) ICTを活用した教育内容の充実

①ICT支援員による実践的な授業支援と「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力を高めます。
②教科書改訂にあわせて、指導者用のデジタル教科書を導入し、効果的な学習を行います。
③学習者用のデジタル教科書の導入等に備えて、学校内のネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化します。
④児童生徒用・教員用タブレットパソコンを更新します。

No. 4 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①教員全体のICT活用能力の向上	実施	実施	実施	実施	実施
★ ②指導者用デジタル教科書の導入	一部導入（全小中学校英語）	小学校へ一部導入（国語、社会、算数、理科）	中学校へ一部導入（国語、社会、数学、理科）	検討	一部導入
★ ③教育ネットワーク回線のWi-Fi化	検討	中学校実施	小学校実施	―	実施
★ ④児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新	―	検討	実施	―	実施

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課、教育指導課

(2) 学校司書の全校配置 ★

区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた対応の充実を図るため、司書資格等を有する派遣職員を学校司書として全校に配置します。

No. 4 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
学校司書の全校配置	学校図書館管理員の全校配置	検討	全校配置	―	全校配置

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(3) 小中学校の改築等の推進

築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要です。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目途に改築します。

旭丘小学校・旭丘中学校を施設一体型小中一貫教育校として改築します。引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

No. 4 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 上石神井北小学校 工事（完了）	工事	工事	—	—	工事（完了）
② 旭丘小学校 旭丘中学校※1 工事（完了）	工事	工事	工事	工事	工事（完了）
③ 向山小学校 工事（一部）	実施設計	実施設計	工事	工事	工事（一部）
④ 田柄中学校 工事（一部）	実施設計	実施設計 工事	工事	工事	工事（一部）
⑤ 練馬東小学校 工事（一部）	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事（一部）
⑥ 豊溪小学校 工事（一部）	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事（一部）
⑦ 石神井南中学校 長寿命化改修 工事（完了）	基本設計	実施設計	工事	工事	工事（完了）
★ ⑧ 立野小学校 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事（一部）
★ ⑨ 上石神井小学校 上石神井中学校 実施設計	—	基本設計	実施設計	実施設計	実施設計
★ ⑩ 開進第一小学校 長寿命化改修 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	工事	工事（一部）
★ ⑪ 開進第二小学校 長寿命化改修 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	工事	工事（一部）
★ ⑫ 大泉学園中学校 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計

★	⑬ 中村西小学校 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計
★	⑭ 豊玉中学校 長寿命化改修 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計
★	⑮ 練馬小学校 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★	⑯ 大泉第二小学校 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★	⑰ 大泉第三小学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★	⑱ 石神井西中学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計

※１･･･　旭丘小学校･旭丘中学校は、施設一体型小中一貫教育校として設置

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　教育施策課、学校施設課

(4) 小中学校体育館等の空調設備の整備

既存の小中学校体育館に空調設備を整備します。あわせて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備し、令和7年度までに全小中学校体育館への設置を完了します。今後は、老朽化の進む普通教室の空調設備の更新や中学校武道場への空調設備の整備に取り組みます。

No. 4 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
設置完了　計98校	計75校	18校	5校	ー	23校
普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置	検討	検討	調査	実施	実施（一部）

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　学校施設課

(5) 小中学校トイレの改修

小中学校のトイレは、平成29年度までに1系統目の改修を終了しました。未改修の2系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めていきます。

No. 4 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
工事完了　計47校	計29校	6校	6校	6校	18校

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　学校施設課

(6) 区立学校の適正配置

今後の児童生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針に基づき、教育環境を整備します。

No. 4 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
適正配置の実施に向けた調整	新たな基本方針の策定	実施計画の策定	調整	調整	調整

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課

(7) 若手教員の育成の強化

ベテラン教員の大量退職や35人学級編制の実施、小学校教科担任制の導入等に伴い、若手教員の大量採用が見込まれます。若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、研修内容を充実します。また、教育アドバイザー（元校長）の配置を拡大し、若手教員の訪問型研修の回数を増やすなど、サポート体制を強化します。

No. 4 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
若手教員研修の充実	実施	実施・充実	充実	充実	充実
教育アドバイザーの配置拡大	拡大（12名）	拡大	拡大	拡大	拡大

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(8) 教員の働き方改革

「練馬区立学校(園)の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフや部活動指導員等のサポート人材を配置し、教員の負担軽減に取り組んでいます。教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、ICTを活用した業務改善を進めます。
①副校長補佐、スクールサポートスタッフおよび学校生活支援員の配置を拡大します。
②部活動顧問の負担軽減のため、部活動指導員の配置を拡大します。
③学校内ネットワークをWi-Fi化し、校務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直します。また、これまで所定の用紙で保存していた指導要録・保健帳票などの諸表簿を電子化するなど、成績管理や教材準備等における学校業務の効率化を進めます。

	No. 4 － 8		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① サポート人材等の配置拡大	拡大（副校長補佐93名、SSS125名、支援員247名）	拡大	拡大	拡大	拡大
	② 部活動指導員の配置拡大	拡大（13名）	拡大	拡大	拡大	拡大
	③ ICTを活用した校務改善					
★	校務用パソコンの利用環境整備	検討	準備	実施	―	実施
★	諸表簿の電子化	検討	準備	実施	―	実施
★	クラウド型校務支援システム※1への移行検討	検討	検討	検討	検討	検討

※1･･･ 校務支援システムをインターネット回線を活用したクラウド型に移行することで、校内に限らず、テレワークや校外において接続が可能になります。また、他のクラウドツールとの連携により、作業が効率化します。

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課、教育指導課

(9) 部活動の地域移行 ★

国は令和5年度から7年度までの3年間を休日部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けました。休日部活動の地域移行を検討するため、関係部署を交えた検討会議を設置します。

No. 4 － 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
部活動の地域移行	検討	検討	検討	休日の地域移行実施 平日のあり方検討	休日の地域移行実施 平日のあり方検討

事業実施課：教育振興部　教育指導課
地域文化部　文化・生涯学習課、スポーツ振興課

2 家庭や地域と連携した教育の推進

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

区立小学校2校、中学校1校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行いました。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を本格的に導入します。また、新たな実証校を選定します。

	No. 4 － 10		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	地域と協働した学校運営					
★	学校運営協議会制度の導入・拡大	検証	3校導入	実施	拡大	導入、拡大
★	新たな実証校の選定	検討	検討	選定	選定	選定

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(2) 学校安全対策の充実

学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、各校の主たる門扉に電気錠を設置します。また、万が一侵入された場合でも被害を出さないよう、教育委員会配置の学校防犯指導員による、教職員向けの不審者対応訓練を引き続き実施します。さらに、警察と連携し、実際に110番に電話をかける訓練や非常通報装置(学校110番)を使用した訓練を新たに実施します。登下校時の安全確保のため、通学区域防犯カメラの維持管理に努め、安全対策の充実を図ります。

	No. 4 － 11		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	門扉への電気錠の設置 95校	41校	50校	3校	1校	54校
	学校、保護者、地域との連携を強化した対策の充実	実施	充実	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育総務課、学校施設課

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1) 特別支援教育に係る新たな方針の策定 ★

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、多様化・複雑化しています。障害児等を支援するため、新たな方針を策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

No. 4 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	―	方針の策定	実施	実施	方針の策定 実施

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課

(2) 学校等における医療的ケア児の新支援方針の策定

医療的ケア児支援法の成立を受け、令和5年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、宿泊を伴う校外学習への看護師の派遣や学校内の受入れ環境を整備するなど、支援策を充実します。

No. 4 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
医療的ケア児への新支援方針に基づく支援の実施	新支援方針の策定	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課
こども家庭部 子育て支援課、保育課

(3) 不登校対策の充実

令和3年度から4年度にかけて不登校に関する実態調査を実施し、調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直しました。

適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒等への学びの機会を充実させるため、タブレットパソコン等を利用して、令和3年度から開始しているオンライン相談・学習を充実させます。

別室登校している児童生徒に、学習支援や見守りを行う校内別室指導支援員を配置します。

	No. 4 － 14		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	スクールソーシャルワーカーの支援体制の充実	―	充実	実施	実施	充実
	ICTを活用した相談・学習支援の充実	実施	支援環境の構築・試行	試行・検証	充実	支援環境の構築・試行・検証・充実
★	校内別室指導支援員の配置	試行	試行・検証	実施	実施	検証・実施

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター

(4) ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなど、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

	No. 4 － 15		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★	ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	継続	継続	配置
★	一人ひとりに応じた支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業実施課：教育振興部　教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部　子ども家庭支援センター
福祉部、高齢施策担当部、健康部、こども家庭部内の支援を実施する課

施策の柱２

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画 5　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　高齢者の生活を支えるコーディネート力の強化

(1) 生活支援体制整備事業の拡充　★

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせ27地区に変更します。

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。また、支援関係者間で情報共有するための仕組みを導入します。

No. 5 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 生活支援コーディネーター体制の拡充	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区
② 高齢者と地域団体とのコーディネート件数　年間300件	―	年間300件	年間300件	年間300件	年間300件
③ 地域資源情報の登録・共有（介護サービス事業所を除く）	―	540件	270件 （計810件）	270件 （計1,080件）	計1,080件

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢者支援課

(2) 地域包括支援センターの増設・移転・担当地域見直し

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転、担当地域の見直し等を進めます。

	No. 5 － 2		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	増設場所の決定	2か所増設 計27か所	検討	決定	―	決定
	5か所移転	1か所移転準備	1か所移転 3か所移転準備	3か所移転 1か所移転準備	1か所移転	5か所移転
	担当地域見直し （石神井地区）	―	担当地域見直し （石神井地区）	―	―	担当地域見直し （石神井地区）

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

(3) 高齢者見守りの推進

①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方のうち、慢性疾患の方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

令和6年度から高齢者の熱中症対策の一つとして、室温・湿度が基準を超えると高齢者本人へ音声により注意喚起する機能を備えた新たな緊急通報システムを導入します。また、温湿度センサーやドアの開閉センサー等を備え、離れて暮らす家族がスマートフォン等により高齢者を見守ることができるICT機器の導入費用助成を開始します。

②身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、権利擁護センターに終活相談窓口を設置します。

	No. 5 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① 高齢者在宅生活あんしん事業 年間2,700人	年間2,400人(見込)	年間2,500人	年間2,600人	年間2,700人	年間2,700人 （300人増）
★	② 終活支援窓口の設置【再掲】※1	検討	開始	実施	実施	実施

※1･･･ 計画９ 事業№９－３ の再掲

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課
福祉部 管理課

2 認知症高齢者やその家族への更なる地域支援の充実

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、区内医療機関で認知機能検査等を実施します。70歳および75歳の高齢者に加えて、70歳以上の希望者にも対象者を拡大し、検査結果に応じて地域包括支援センターが適切な支援につなぎます。

グループホーム等において、認知症に精通した職員が、自宅に近い環境の中で認知症の方やその家族の相談を継続的に受けられるよう、介護事業者と連携し相談窓口を設置します。

また、地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議等を通して、医療と介護の連携を推進します。

No. 5 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
もの忘れ検診の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ 介護事業所と連携した相談窓口	―	試行	実施	実施	実施
介護・医療事業者連携	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

3 介護保険施設等の整備

(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備

①常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、特別養護老人ホームの建設費用の一部補助を行い、整備を進めてきました。今後は、ショートステイ(短期入所生活介護)等既存資源の転換により定員数の確保を図ります。
②特別養護老人ホーム併設により整備を進めてきたショートステイについては、一時的に介護者に代わって介護するためだけではなく、介護者のレスパイトケアの場など一定の定員数を確保しつつ、特別養護老人ホームへの転換を認めるものとします。
③身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、都市型軽費老人ホームの整備費補助を行い、整備を促進します。

No. 5 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 特別養護老人ホーム 計38施設 (定員2,949人)	計37施設 (定員2,761人)	着工 1施設	1施設 (129人分) 1施設機能転換 (50人分)	既存資源の転換による増	2施設※1 (179人分) 既存資源の転換による増(9人分)
② ショートステイ (短期入所生活介護) 計43施設 (定員440人)	計42施設 (定員427人)	―	1施設 (13人分)	―	1施設 (13人分)
③ 都市型軽費老人ホーム 計20施設 (定員386人)	計16施設 (定員310人)	1施設 (20人分)	2施設 (36人分)	1施設 (20人分)	4施設 (76人分)

※1・・・ 1施設は既存施設の増床の計画

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 特別養護老人ホーム大規模改修費補助 ★

団塊の世代の方が全て後期高齢者になる令和7年に向けて、特別養護老人ホームの整備をこれまで進めてきました。一方で、開設から20年以上の施設が増え、老朽化による改修・改築に向けた支援策が必要となるため、大規模改修費の補助制度を構築します。

No. 5 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
大規模改修費補助					
大泉特養 改修費補助実施	補助要綱策定	実施	実施	―	実施
関町・富士見台特養 合築費補助実施	協議・調整	協議・調整	補助要綱策定	実施	実施
民設特養 補助要綱策定 2施設改修費補助実施	検討	検討	策定	2施設実施	2施設 改修費補助 実施

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備※1【再掲】

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。介護分野では、医療ニーズ（医療依存度）が高く、特別養護老人ホームでの受け入れが困難な方に対して、医療、看護、看取り、ターミナルケアなどを行う区内初の介護医療院および看護小規模多機能型居宅介護（共生型障害福祉サービス併設）を整備します。

No. 10 － 1の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開設【再掲】※1	工事（一部）※2	工事※2	開設	―	開設

※1・・・ 計画10 事業No.10－1の再掲

※2・・・ 工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(4) 住まい確保支援事業の実施

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

No. 5 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 建築・開発担当部 住宅課

4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備

地域密着型サービスは、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、適切なサービス供給量の確保に向けて整備を行います。また、介護サービス事業者連絡協議会との協働等により、更なる普及啓発に取り組み、利用の促進を図ります。

No. 5 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① グループホーム 計43か所 （定員743人）	計39か所 （定員680人）	1か所 （9人分）	1か所 （18人分）	2か所 （36人分）	4か所 （63人分）
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 17か所	15か所（見込み）	1か所	―	1か所	2か所 （サテライト型事業所含む）
③ 看護小規模多機能型居宅介護 計12か所 （定員344人）	計8か所 （定員228人）	1か所 （29人分）	2か所 （58人分）	1か所 （29人分）	4か所 （116人分）

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 介護保険課

５ 介護人材の確保・育成・定着

区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援を引き続き行います。また、介護従事者に加え、新たに介護支援専門員の資格取得費用助成を実施します。
練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業生が区内介護サービス事業所に就職し、定着することを支援します。

No.５－９		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
介護従事者養成研修の実施 修了者　年間150人	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）
資格取得費用助成の充実 利用者　年間355人	実施 （年間330人）	充実 （年間355人）	実施 （年間355人）	実施 （年間355人）	充実 （年間355人）
介護福祉士養成施設の開設 【再掲】※1	工事（一部）※2	工事※2・生徒募集	開設	―	開設
介護福祉士養成施設卒業生の定着支援	検討	開始	実施	実施	実施
元気高齢者介護施設業務補助事業の充実 【再掲】※3	実施	充実	充実	充実	充実

※1･･･　計画10　事業No.10－1の再掲

※2･･･　工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

※3･･･　計画６　事業No.6－１の再掲

事業実施課：　高齢施策担当部　高齢社会対策課、介護保険課
福祉部　障害者サービス調整担当課

戦略計画 6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

令和６年度～令和８年度の取組

１　元気高齢者の活躍の場を拡大

①元気高齢者が特別養護老人ホームなどで清掃や洗濯等の補助業務を行い、介護職員の負担軽減を図っています。今後、デイサービスセンターなどの小規模事業所が利用しやすい仕組みづくりを進め、就労の場を拡大します。
②シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

No. 6 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①元気高齢者介護施設業務補助事業の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★ ②スマホ相談員の養成・派遣の実施	養成・試行	養成・実施	実施	実施	養成・実施

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

２「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の充実

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして、様々な場面で活躍できるよう、就職先や地域活動などを紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加に繋げます。

No. 6 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
シニアセカンドキャリア応援事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

3 街かどケアカフェ※1の充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、区立施設の機能転換等により増設するとともに、地域団体が運営するサロンを活用した街かどケアカフェを展開します。また、地域団体が安定的に活動できるよう助成を開始します。27か所の地域包括支援センターが、地域集会所等で出張型の街かどケアカフェ事業を実施します。

No. 6 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 常設型 街かどケアカフェの実施　計9か所	計6か所	2か所開設準備	2か所開設 1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備	3か所開設 1か所開設準備
② 地域サロン型 計41か所	計32か所	3か所増 支援事業　開始	3か所増 実施	3か所増 実施	9か所増 実施
③ 出張型 街かどケアカフェ事業の充実	充実	充実	実施	実施	充実

※1・・・　高齢者をはじめとする地域の方がふらっと立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢者支援課

4 フレイル※1予防の充実 ★

区内の高齢者の約8割は要介護認定を受けていない「元気高齢者」です。多様化する高齢者のライフスタイルに合わせ、介護予防・フレイル予防事業を充実させていきます。

①フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実

フレイル推定AIを搭載したアプリで一人ひとりの健康状態や興味関心に合ったイベント等の情報を発信し、社会参加や健康づくりを推進します。

②公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」の充実

区内の公衆浴場の営業時間前に筋力トレーニング等の体操教室を実施し、フレイル予防と入浴による交流を促進します。

③はつらつシニアクラブの実施

フレイル予防に取り組むきっかけづくりとして測定会を実施するとともに、継続的にフレイル予防に取り組めるよう、地域活動への参加を促します。

No. 6 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実	構築、配信	充実	充実	運用	充実
②公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」の充実	開始	充実	実施	実施	充実
③はつらつシニアクラブの実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

5 デジタル格差解消を目指した取組の推進

①はつらつセンターや敬老館でスマートフォン教室（館独自および都「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」活用）を実施しています。区では、民間通話会社による3Gサービスが令和8年に全て終了する予定であり、いわゆる「ガラケー」の大部分が利用できなくなること等を見据え、スマホ教室を短期集中的に実施することにより、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指します。
②はつらつセンターにスマホ相談窓口を設置し、高齢者が気軽に相談できるようにします。
③シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

	No. 6 － 5		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①高齢者向けスマートフォン教室の充実	開始	充実	充実	実施	充実
★	②相談窓口の設置	―	開始	実施	実施	実施
★	③スマホ相談員の養成・派遣の実施【再掲】※1	養成・試行	養成・実施	実施	実施	養成・実施

※1・・・　計画６　事業No.６－１の再掲

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

6「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。
①企画・調整を担当する保健師、および地域を担当する高齢者保健指導専門員を増員し、実施体制を強化します。
②後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行います。また、糖尿病重症化予防を強化するため、個別訪問の対象者を拡大します。
③地域包括支援センターやリハビリテーション専門職と連携して、地域で開催する転倒予防に関する講座・健康相談会などの回数を増やして実施し、高齢者の健康の保持・増進につなげます。
④練馬区薬剤師会との連携により、「重複・頻回受診」「多剤服薬」の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

	No. 6 － 6		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	①実施体制の強化	調整	充実	実施	実施	充実
	②個別訪問事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
	③講座・教室事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★	④練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施	検討	開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

施策の柱３

安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画 7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和６年度～令和８年度の取組

1　重度障害者の支援の充実

(1) 住まいの確保

旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
旧石神井町福祉園用地での重度障害者グループホーム等の開設	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	工事 開設	－	開設

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。
①障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」
障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化します。
②重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」
旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 － 2			年度別の取組計画			
令和8年度目標		令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①	障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」の充実	充実	充実	充実	充実	充実
② 重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」						
	旧石神井町福祉園用地での開設【再掲】※1	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	工事 開設	－	開設

※1・・・ 計画７ 事業No.7－1の再掲

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(3) 共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、共生型サービス※1を活用したショートステイ(短期入所)を令和4年3月から開始しました。その運営状況を検証しながら、拡大します。

No. 7 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
実施施設の拡大	1事業所で実施	拡大に向けた調整	1事業所増	―	1事業所増

※1・・・　介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

2 医療的ケアが必要な方への支援の充実

(1) 医療的ケアが必要な方の通いの場の充実

新たに取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な方の通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。
関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。
また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な方の受入れを開始し、重症心身障害者の通所定員を拡大します。

No. 7 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 三原台二丁目用地での多機能型施設の誘致 関係機関調整・設計	三原台二丁目用地の取得	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計
★ 関町福祉園用地での生活介護事業所等の誘致 事業者選定 関係機関調整	―	―	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整	事業者選定 関係機関調整
重症心身障害者の通所定員の拡大 定員35名	定員30名	定員31名 （1か所拡大）	定員32名 （1か所拡大）	定員35名 （2か所拡大、 2か所調整）	定員35名

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。

No. 7 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
医療型ショートステイ※1の拡大	調整	調整	調整	拡大	拡大

※1・・・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児者などを対象として実施するショートステイ

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(3) 医療的ケア児とその家族の相談支援の充実 ★

こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談の他、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。あわせて、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。

また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。

No. 7 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①コーディネーターによる相談支援の充実	開始	充実	実施	実施	充実
②ペアピア相談員による相談支援の実施	開始	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者サービス調整担当課

3 重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実

(1) 福祉作業所における生活介護事業の開始

福祉作業所に通所する障害者の重度化・高齢化が進行していることから、通い慣れた施設への通所継続を図るため、民営化する際に生活介護事業を開始します。

No. 7 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
福祉作業所における生活介護事業の開始（3か所）	福祉作業所における生活介護事業の開始（1か所）	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所調整	2か所開始

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 日中活動後の支援の充実 ★

家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等（指定管理者施設）や民間事業所において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。

移動支援の利便性を向上させることにより、日中活動後の余暇活動等における活用を促進します。

No. 7 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
日中活動後の施設の活用	―	検討	1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整
移動支援の充実	実施	実施	充実	実施	充実

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

4 就労支援の充実

①障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方が出来るよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結び付けるとともに、特に離職率が高い就職後初期の支援を強化することにより、離職を防止します。
②重度障害等のある方が就労継続できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を実施します。
③障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、経営コンサルタントや商品デザイナーの活用を支援するとともに、電子決済の導入やホームページの作成など、ICT導入の支援を行い、工賃向上を図ります。
④農業者との連携により、農産物の加工・販売や農作業等を行う農福連携の取組を推進します。

	No. 7 － 9		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① 就労支援の充実					
	特別支援学校およびレインボーワークから一般就労した年間の障害者数 年間98人	年間85人（見込）	年間91人	年間91人	年間98人	年間98人
★	初期集中支援体制の強化	実施	実施	強化	実施	強化
★	②重度障害者等就労支援事業の実施	検討	開始	実施	実施	実施
	③ 就労支援の充実/福祉的就労への支援					
	経営コンサルタント等活用の支援 年間5施設	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）
★	ICTを活用した工賃向上支援の実施	―	検討	実施	実施	実施
	④農福連携の取組件数 計46件	計43件	1件	1件	1件	3件

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

5 障害特性に応じたきめ細やかな対応

(1) 障害者の意思疎通支援事業の充実

聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することにより、共生社会の実現を目指し、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を令和4年6月に制定しました。

ICTを活用した相談窓口の充実や遠隔手話通訳の設置場所の拡大、障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用したコミュニケーションサポーターの養成研修、手話言語の普及啓発のため条例の紹介動画の作成などの意思疎通支援事業により障害者の意思疎通支援を充実します。

	No. 7 － 10		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	ICT相談窓口の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★	遠隔手話通訳設置場所の拡大	検討	拡大	拡大	拡大	拡大
★	コミュニケーションサポーター養成研修の実施　年間40人	実施 （年間40人）	実施 （年間40人）	実施 （年間40人）	実施 （年間40人）	実施 （年間40人）
★	条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	検討	作成・実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

(2) 障害児一時預かり事業の実施

練馬区在住の障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、こども発達支援センターで一時預かり事業を実施し、児童とその保護者の健康、福祉の増進を図ります。

No. 7 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
障害児一時預かり事業の実施 利用者数延1,000人	実施 （利用者数延800人）	実施 （利用者数延900人）	実施 （利用者数延950人）	実施 （利用者数延1,000人）	実施 （利用者数延1,000人）

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者サービス調整担当課

(3) 介護人材の確保・育成・定着※1【再掲】

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合しました。統合後の研修センターにおいて、各分野の専門研修に加え、地域共生社会や介護者支援など、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題を学ぶ研修を充実し、職員の対応力の向上を支援していきます。

No. 5 － 9の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1･･･ 計画５ 事業No. ５ － ９の再掲

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

(4) ペアレントトレーニングの実施・障害児のきょうだい児支援　★

①発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座（ペアレントトレーニング）を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施します。
②障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施します。レクリエーション活動を通して児童の不安解消の促進と支援に取り組みます。

No. 7 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① ペアレントトレーニング等の実施	―	検討	実施	実施	実施
② 障害児のきょうだい児支援の実施	―	検討	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 福祉部　障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

(5) 精神障害者等への支援の充実

長期入院患者の地域移行・定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、更なる精神障害者への支援を検討し、実施します。

No. 7 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
長期入院患者の地域移行・定着の支援	実施	調査実施・分析	更なる支援策の検討	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 福祉部　障害者施策推進課
健康部　保健相談所

戦略計画 8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和６年度～令和８年度の取組

1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃等の固定費の負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。また、養育費確保に向けた更なる支援として、ADR※1利用支援事業を充実します。

	No. 8 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	転宅費用助成の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	実施	実施	充実	実施	充実
★	離婚前後親支援講座の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	ADR(裁判外紛争解決手続)※1 費用助成の充実	検討	充実	実施	実施	充実

※1･･･　裁判ではなく、法務省が認証した民間機関が調停を行い、話し合いで紛争を解決する方法

事 業 実 施 課 ：　福祉部　生活福祉課

2 生活困窮者への支援体制の強化

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関するAIチャットボットによる情報提供を開始します。石神井再開発ビル内への新たな生活サポートセンターの設置に向けて調整を進めるとともに、石神井庁舎などにおける定期的な相談や個別訪問などのアウトリーチ事業を実施します。

	No. 8 － 2		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	生活サポートセンターでオンライン相談を実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	AIチャットボットによる情報提供	検討	開始	実施	実施	実施
	石神井庁舎での相談・アウトリーチ相談の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	石神井公園駅南口西地区の再開発ビルへの生活サポートセンター設置に向けた準備	調整	調整	調整	準備	準備

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

No. 8 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
就労支援の推進	実施	充実	充実	実施	充実

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

4 若年女性への支援の強化 ★

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

No. 8 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
困難女性支援に関する基本計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
若年女性のための居場所事業の実施	検討	検討	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 総務部 人権・男女共同参画課
福祉部 生活福祉課

５ 児童相談体制「練馬区モデル」の強化※1【再掲】

東京都が令和6年度に設置する（仮称）東京都練馬児童相談所との連携を更に深め、子どもを虐待から守り、子育て家庭を支援するための児童相談体制の充実を図ります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、子ども家庭支援センターに専門職員の増員を行い、地域におけるきめ細かく継続的な支援を強化します。

また、都児相職員と連携し、区心理職によるCAREプログラム※2を実施するなど、保護者支援を拡充します。

さらに、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施します。

	No. 2 － 2の再掲		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化						
	都区の連携強化充実	調整	充実	実施	実施	充実
② 子ども家庭支援センターの体制強化						
	専門職員等の増員	心理9人、福祉33人、保健師8人、会計年度任用職員相談員8人	増員	増員	増員	増員
③ 保護者支援の拡充						
★	支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
④ ショートステイ事業の充実						
★	親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	実施	実施	実施
	子どもショートステイの充実（4か所）	実施（3か所）	充実（1か所開始）	実施	実施	充実（1か所）

※1･･･ 計画２ 事業No.２－２の再掲

※2･･･ C(Child子どもと) A(Adult大人の) R(Relationship関係を) E(Enhancement強化する）。
子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラム

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター

６ ヤングケアラーへの支援の充実※1 【再掲】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなど、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

No.４－15の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	継続	継続	配置
★ 一人ひとりに応じた支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1･･･ 計画４ 事業No.４－15の再掲

事業実施課：
教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部 子ども家庭支援センター
福祉部、高齢施策担当部、健康部、こども家庭部内の支援を実施する課

戦略計画 9　誰もが安心して生活できる地域福祉の推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　地域活動の推進　★

①地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、学びやスキルアップ、地域とのつながりができる場として「つながるカレッジねりま（福祉分野）」を引き続き開講します。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っていきます。
②高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせ27地区に変更します。
　生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。また、支援関係者間で情報共有するための仕組みを導入します。
③年齢、性別、障害の有無や国籍などの違いにかかわりなく、多様な人達が共に地域で活躍できるようにするため、多様な人が社会参加する上でのバリアを理解し、ユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ講座を新設します。また、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の実施数を増やすなど、ユニバーサル社会を実現するための取組を推進していきます。

No. 9 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①「つながるカレッジねりま（福祉分野）」の実施	実施	実施	実施	実施	実施
②生活支援コーディネーター体制の拡充【再掲】※1	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区
③ ユニバーサル社会づくりの推進					
講座の充実	実施	充実	充実	充実	充実
体験教室の充実	実施	充実	充実	充実	充実

※1･･･　計画５　事業No.5－1の再掲

事業実施課：　福祉部　管理課
　　高齢施策担当部　高齢者支援課

2　重層的な支援体制の強化 ★

①地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。
②長期間ひきこもり状態にある方等に対し、社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施します。居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部に増設します。

No. 9 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①アウトリーチ型の支援体制の強化	開始（2人体制）	充実（4人体制）	実施	実施	充実（4人体制）
②社会参加に向けた居場所支援の充実	開始	実施	実施	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

3 権利擁護支援事業の充実 ★

身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、権利擁護センターに終活相談窓口を設置します。権利擁護に関するニーズや課題を把握・分析し、成年後見制度の利用に至る前のサービスを充実します。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

No. 9 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
終活支援窓口の設置	検討	開始	実施	実施	実施
権利擁護事業の充実	検討	充実	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 福祉部 管理課

４ 再犯防止を推進するための取組 ★

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。また、（仮称）再犯防止支援会議を設置し、個別ケースごとに保護司等を交えて支援策の検討を行い、総合福祉事務所や生活サポートセンターなど必要な支援先につないでいきます。

No. 9 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
再犯防止推進計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
（仮称）再犯防止支援会議の設置、個別支援の実施	検討	検討	設置	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 福祉部 管理課

戦略計画 10　安心して医療が受けられる体制の整備

令和６年度～令和８年度の取組

1 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

No. 10 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開設	工事（一部）※1	工事※1	開設	―	開設
改修工事費負担金の支出（完了） 設備整備費補助（完了）	―	改修工事費負担金の支出 設備整備費補助	―	―	改修工事費負担金の支出（完了） 設備整備費補助（完了）

※1･･･　工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

事業実施課：　地域医療担当部　医療環境整備課
福祉部　障害者施策推進課
高齢施策担当部　高齢社会対策課、介護保険課

2 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

No. 10 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議

事業実施課：　地域医療担当部　医療環境整備課

3 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

No. 10 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議

事 業 実 施 課 ： 地域医療担当部 医療環境整備課

4 在宅医療提供体制の充実

在宅で医療と介護が必要となったときに誰もが安心して療養生活が送れるよう、練馬区医師会医療連携在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討をするなど、在宅医療提供体制のさらなる充実を図ります。

また、区民自身が望む医療や介護を自ら選択できるよう、ACP（人生会議）※1や在宅療養の普及啓発を強化します。

No. 10 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携した在宅医療提供体制の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ACP※1の普及啓発	―	開始	実施	実施	実施

※1・・・ Advance Care Planning（人生会議）とは、もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

事 業 実 施 課 ： 地域医療担当部 地域医療課

5 練馬区感染症ネットワークの推進

新型コロナウイルス感染症対応において、日頃から区医師会や医療機関との連携を図っていたことで、新型コロナワクチン接種体制「練馬区モデル」やPCR検査等の実施体制の構築、自宅療養者に対する医療的支援事業「三つの柱」等の対策を速やかに講じることができました。

令和5年3月には、医師会、病院、高齢者・児童施設や学校等の関係機関で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置し、感染拡大時に的確な対応が取れる体制を整備しています。

引き続き、平時から会議の開催や効果的な手法により感染症情報を共有するとともに、今後起こりうる新興・再興感染症発生時に迅速に実効性のある取り組みを実施できるよう関係機関との密接な連携を一層推進します。

No. 10 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区感染症ネットワーク会議の開催	開催	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 健康部 保健予防課

戦略計画 11　身体とこころの健康づくりを応援

令和６年度～令和８年度の取組

1　区の特色を生かした健康づくり

区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコンテンツを充実します。加えて、健康に関心を持ち継続して身体を動かすきっかけづくりのため、健康インセンティブ事業を実施します。

また、児童館等で食育体験を行い食育を推進する「ちゃんとごはん」プロジェクトを高松みらいのはたけで実施するなど対象施設を拡大するとともに、ねりまの食育応援店等との連携により、栄養バランスがとれた食事を体験し学べる機会を設けます。

	No. 11 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」					
	コンテンツの充実	充実	充実	充実	充実	充実
	健康インセンティブ事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	「ちゃんとごはん」プロジェクトの拡充					
★	対象施設の拡大	実施	拡大	実施	実施	拡大
★	食育応援店等との連携	―	開始	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ：　健康部　健康推進課、保健相談所

2 ナッジ理論や健診データを活用した受診勧奨

健診（検診）を「受けてみようかな」と思わせるよう案内を工夫し、受診率の向上につながるよう、健診（検診）を受ける行動を後押しするナッジ理論を用いた案内を実施します。

また、国保特定健診を受診した区民の中で、健診結果の血圧の値が受診勧奨値に該当するハイリスク者で医療機関未受診の方を対象に受診勧奨通知を発送し、正しい健康情報の提供と医療機関の受診を促します。

	No. 11 － 2		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	受診率向上に向けたがん検診等案内の工夫	検証	実施	実施	実施	実施
★	個別勧奨の実施	計画作成準備	計画作成・実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 区民部　国保年金課
健康部　健康推進課、保健相談所

3 がん対策の推進

(1) がん検診における同時受診の拡充

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、仕事や子育て等で忙しい方々が健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を充実します。

	No. 11 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	同時受診可能な医療機関の充実	現状把握と課題の整理	協議	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課

(2) がん患者および家族の支援

がん患者が住み慣れた地域で治療と仕事・子育てなどを両立できるように、ウイッグなどアピアランスケア用品の助成を行うとともに、東京都がん診療連携拠点病院である順天堂大学医学部附属練馬病院がん相談支援センターや患者団体、患者や家族を支える関係者と連携し、がん患者のQOL向上に向けた取組を行います。

	No. 11 － 4		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	①ウイッグ等購入費用の助成	準備	開始	実施	実施	実施
	②がん患者等支援連絡会の開催	実施	実施	実施	実施	実施
	③順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★	④がんに関する相談窓口等情報の周知、普及啓発（リーフレットの作成）	―	作成・実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課

４ こころの健康問題を抱える方等への支援

NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や若年者のゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）育成強化にむけて、高校生を対象とした養成講座を実施します。

三次救急に指定された順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

	No. 11 － 5		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	NPO法人と連携した悩み相談事業の実施	―	開始	実施	実施	実施
	LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	・LINE等を活用した相談窓口の周知 ・コラムの掲載	充実	充実	充実	充実
★	メンタルヘルスケア講座の実施　年間30人	―	開始 （年間30人）	実施 （年間30人）	実施 （年間30人）	実施 （年間30人）
	ゲートキーパー養成講座の実施　計21回実施、延1,050人	実施 （年7回、350人）	実施 （年7回、350人）	実施 （年7回、350人）	実施 （年7回、350人）	実施 （計21回、延1,050人）
★	自殺未遂者支援事業の実施	―	開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 健康部 保健予防課、保健相談所

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画 12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和６年度～令和８年度の取組

1　地震・火災に対する防災まちづくりの推進

(1) 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）※1区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進めます。

	No. 12 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①貫井・富士見台地区					
★	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	素案検討	素案作成	素案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※2	—	次期区域選定※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収 （一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収（一部） 関係機関調整
★	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	測量・設計 関係機関調整	事業決定	事業決定
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

No. 12 － 1 続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
②桜台東部地区 地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成	原案作成
★ 新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	―	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成	測量	測量	測量 用地買収	測量 用地買収（一部）
★ 密集事業実施地区における改善事業の実施	―	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

※1・・・　地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※2・・・　地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課、建築・開発担当部　建築課
危機管理室　危機管理課

(2) 防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去などを促進する改善事業を集中的に進めていきます。

地区の指定期間を令和2年4月から令和7年3月までの5年間としていましたが、コロナ禍により、地域住民に対する周知・啓発が十分に行えない時期があったことから、指定期間を3年間延長し、令和10年3月までとします。

No. 12 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地区における改善事業の実施	周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課、建築・開発担当部　建築課
危機管理室　危機管理課

(3) 建築物の耐震化

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

これまで耐震化を進めてきた特定・一般緊急輸送道路沿道建築物に加え、地域輸送道路※1沿道建築物の耐震化について検討していきます。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準※2を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

No. 12 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①特定緊急輸送道路沿道の耐震化 耐震改修※3 82件/101件	81件/101件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　1件）
②一般緊急輸送道路沿道の耐震助成 耐震改修　計52件	計　31件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　21件）
③旧耐震住宅の耐震助成 耐震改修　計894件	計755件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　139件）
★ ④新耐震木造住宅の耐震助成 耐震改修　計11件	―	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　11件）
★ ⑤地域輸送道路沿道建築物 検討	調査	調査・検討	調査・検討	検討	調査・検討

※1・・・　緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路

※2・・・　建築基準法の改正により平成12年（2000年）６月１日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生しました。

※3・・・　「耐震改修」には、耐震性ありと判明したものや建物を除却したものを含みます。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課

(4) 危険なブロック塀等の撤去促進

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区）については、特に撤去を促進するため、助成制度を拡充します。

No. 12 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
危険なブロック塀等撤去 周知・助成 （助成件数　計640件）	周知・助成 （助成件数 計250件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　390件）
★ 防災まちづくり事業実施地区における助成制度の拡充	―	制度拡充	―	―	制度拡充

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 危機管理課

(5) 都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路事業にあわせた沿道まちづくりにおいて防火地域の指定を行うことで、沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図ります。

No. 12 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防火地域の指定 （4地区）	指定 （補助230号線沿道、放射35号線沿道等）	―	指定（2地区）	指定（2地区）	指定（4地区）

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 都市計画課、東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、新宿線・外環沿線まちづくり課、大江戸線延伸推進課

2　出火防止対策および初期消火力の向上

(1) 出火防止対策の強化　★

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知啓発を行います。

さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施します。

No. 12 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防災まちづくり事業実施地区における感震ブレーカーの貸与 計480件 取付支援の実施	―	貸与　160件 実施	貸与　160件 実施	貸与　160件 実施	貸与　480件 実施
個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施 【再掲】※1	―	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　1,440件 実施

※1･･･ 計画12　事業No.12－10の再掲

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　防災計画課

(2) 地域の初期消火力の強化 ★

①地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。
②多くの区民が初期消火を体験できるよう、地域で初期消火訓練を展開します。
③区民防災組織へスタンドパイプを配備し、訓練を促進します。
④ねりま防災カレッジ事業において、初期消火に特化した講習会を開始します。

No. 12 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①消火用スタンドパイプの設置 計22基	―	12基	5基	5基	22基
②初期消火訓練 年間参加者数 15,000人	防災訓練車の購入	15,000人	15,000人	15,000人	年間15,000人
③区民防災組織へのスタンドパイプの配備 計280本	250本	10本	10本	10本	30本
④初期消火講習会の実施 【再掲】※1	―	開始	実施	実施	実施

※1・・・ 計画12　事業No.12－13の再掲

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災計画課、区民防災課

３　中高層マンション防災対策の推進　★

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

No. 12 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の改訂・発行【再掲】※1	―	改訂	発行	―	改訂・発行
応急給水栓やマンホールトイレの整備への補助 6組織	―	制度周知	補助 3組織	補助 3組織	補助 6組織

※1・・・ 計画12　事業No.12－11の再掲

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　防災計画課

４　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

①降雨による浸水被害を防止するため、東京都に対し、河川・下水道の早期整備を要請します。
②練馬区総合治水計画に基づき、令和19年度末の流域対策目標72.5万㎥の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めます。
③都が検討している気候変動を踏まえた新たな豪雨対策について、その検討結果を踏まえて練馬区総合治水計画の見直しを行います。

	No. 12 － 9		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	要請	要請	要請	要請	要請
★	②流域対策の推進 対策量 計 637,000㎥	計 610,000㎥	9,000㎥	9,000㎥	9,000㎥	27,000㎥
★	③総合治水計画の見直し	―	検討	検討	検討	検討

事 業 実 施 課 ：　土木部　計画課

5 避難行動要支援者対策の推進

①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成
　災害時に自力で避難することが困難な方（約32,000人）を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画を作成します。作成に当たっては、避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）から優先的に進めます。あわせて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。
②福祉避難所への直接避難の検討
　要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。
③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援
　避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行います。
　特に配慮が必要な個別避難計画を作成する避難行動要支援者を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

No. 12 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成					
避難行動要支援者名簿の随時更新	名簿の現況調査（全件調査）	更新	更新	更新	更新
個別避難計画の作成 計22,000人	作成 4,600人	作成 9,600人 新規登録者分	作成 7,800人 新規登録者分	作成 新規登録者分	作成 17,400人 新規登録者分
名簿・計画を活用した訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★ ②福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討	検討	検討・試行実施	試行実施 拡大検討	試行実施 拡大検討	試行実施 拡大検討
③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援					
★ 個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施	―	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　1,440件 実施
★ 個別避難計画作成対象者への家具転倒防止器具等の設置支援の実施	―	実施	実施	実施	実施

事業実施課：　危機管理室　防災計画課、区民防災課
　　福祉部　管理課

６ 地域の防災力の強化

(1) 区民の行動変容につながる周知・啓発 ★

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開します。事業展開にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用していきます。

主要な刊行物の改訂や、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂、訓練・講座等の積極的な動画配信を行います。「防災の手引」は改訂後、全戸配布します。

No. 12 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
刊行物の改訂・発行 ・防災の手引 ・中高層住宅の防災対策ガイドブック ・防犯・防火ハンドブック	―	刊行物の改訂	発行	―	刊行物の改訂・発行
区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂	―	検討	改訂	―	改訂
オンデマンド防災学習コンテンツの作成・配信【再掲】※1	―	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信 （マンション防災）	作成・配信 （介護・保育事業者の防災）	作成・配信

※1・・・ 計画12　事業No.12－13の再掲

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災計画課、区民防災課

(2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区（対象14地区）のうち、未作成の4地区について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

No. 12 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
計14地区作成 計16地区訓練実施 （うち2地区は2回目）	計10地区作成 計7地区訓練実施	3地区作成 3地区訓練実施	1地区作成 3地区訓練実施	3地区訓練実施 （うち2地区は2回目）	4地区作成 9地区訓練実施 （うち2地区は2回目）

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 区民防災課

(3) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、オンデマンドによる防災学習コンテンツを作成・配信します。

今後、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やします。

No. 12 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ねりま防災カレッジの年間受講者数 1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	年間1,100人
★ オンデマンド防災学習コンテンツの作成・配信	―	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信 （マンション防災）	作成・配信 （介護・保育事業者の防災）	作成・配信
★ 初期消火講習会の実施	―	開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 区民防災課

(4) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、地域の防災力を強化します。

No. 12 － 14		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防災訓練年間参加者数 74,000人	50,000人	74,000人	74,000人	74,000人	年間74,000人

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 区民防災課

(5) 備蓄物資等の充実および倉庫の整備

都が更新した新たな被害想定を踏まえ、食料等の備蓄物資や資機材を引き続き充実します。あわせて、携帯トイレの増量、アレルギー対応食の充実や、防災井戸用ろ過器の導入などを進めます。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

No. 12 － 15			年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	備蓄物資等の充実					
★	携帯トイレ 計435,240回分	計183,000回分	84,080回分	84,080回分	84,080回分	計252,240回分
★	アレルギー対応食 計57,710食	計33,320食	8,130食	8,130食	8,130食	計24,390食
★	防災井戸用ろ過器 計4台	―	4台	―	―	4台
	備蓄倉庫整備 計24か所	計22か所	1か所建築 1か所改修	検討	検討	2か所整備 検討

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災計画課

関連する事業

1　都市インフラの計画的更新

①令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。
②道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。
③省エネルギー化を推進するため、街路灯、公園灯のLED化を更に進めます。
④練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行います。

No. 12 － 16		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①橋梁 【再掲】※1 設計　計50橋 工事　計50橋	設計　計29橋 工事　計32橋	7橋 8橋	8橋 3橋	6橋 7橋	21橋 18橋
②道路陥没対策 【再掲】※1 桝取付管取替（道路工事） 延長61,600m	延長46,600m	延長5,000m	延長5,000m	延長5,000m	延長15,000m
③街路灯・公園灯の省エネ化 街路灯 LED化 計16,340基	計8,840基	2,500基	2,500基	2,500基	7,500基
公園灯 LED化 計538基	計178基	120基	120基	120基	360基
④公園遊具 更新　計269基	計239基 長寿命化計画改定	13基	10基	7基	30基

※1･･･　計画13　事業No.13－4の再掲

事 業 実 施 課 ：　土木部　計画課、道路公園課、維持保全担当課

2 地域の安全対策の推進

①地域防犯防火連携組織の充実
「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校の学区域を単位として、町会・自治会やPTAなどの各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自主的な活動を行うことができる組織づくりを支援します。
②防犯カメラ設置促進
自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会などの地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図ります。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援します。
③防犯・防火に係る周知・啓発の充実
「防犯・防火ハンドブック」の改訂、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂を行います。

No. 12 － 17		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①地域防犯防火連携組織 計51学区域	計42学区域	3学区域設立	3学区域設立	3学区域設立	9学区域設立
②防犯カメラ設置 新規60台 （計1,018台） 更新150台	計958台	新規20台 （計978台） 更新50台	新規20台 （計998台） 更新50台	新規20台 （計1,018台） 更新50台	新規60台 （計1,018台） 更新150台
③防犯・防火に係る周知・啓発の充実					
★ 「防犯・防火ハンドブック」の改訂・発行【再掲】※1	—	改訂	発行	—	改訂・発行
★ 区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂【再掲】※1	—	検討	改訂	—	改訂

※1・・・ 計画12 事業No.12－11の再掲

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 危機管理課、防災計画課

戦略計画 13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和６年度～令和８年度の取組

1　都市計画道路の整備

(1) 都市計画道路の整備（区施行）

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進めます。また、練馬区内における未着手の都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針の調査・検討を進めます。

No. 13 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
都市計画道路の整備 事業中　8区間					事業中　8区間
① 補助135号線および補助232号線（大泉学園駅南側地区）					
取組方針策定	取組方針案の検討	策定	―	―	策定
重点地区まちづくり計画案の検討	―	検討区域の指定	計画案の検討	計画案の検討	計画案の検討
合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動
測量	―	―	測量	測量	測量
生活再建支援事業実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 補助135号線（補助156号線交差部）					
用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計
③ 補助135号線（補助230号線交差部）					
用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収（一部） 設計 整備（一部）

No. 13 － 1続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
④ 補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収（一部）
⑤ 補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑥ 補助232号線 Ⅰ-2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
⑦ 区画街路1号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	整備	設計 整備（一部）
⑧ 外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑨ 区画街路8号線（武蔵関駅交通広場） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
第四次事業化計画に続く整備方針の調査・検討	都と調整中				

事 業 実 施 課 ： 土木部　計画課、特定道路課
都市整備部　交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課

【都市計画道路の整備実施路線箇所図】

（令和５年12月現在）

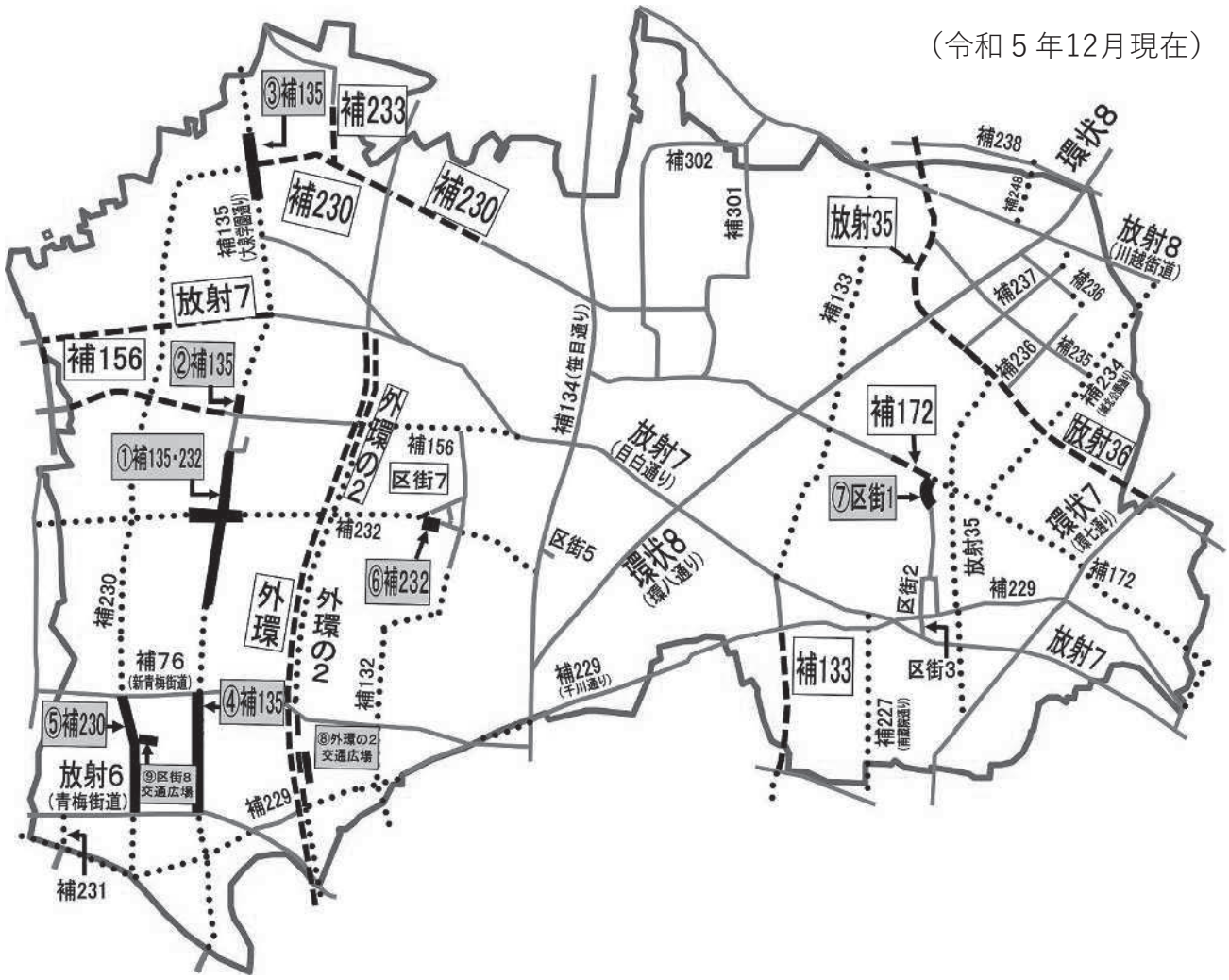

【凡例】

都市計画道路の整備実施路線箇所（区施行）	

都市計画道路	完成	
	事業中（区施行以外）	
	計画線	

路線図	○路線名	**都市計画道路**（整備実施路線 区施行）
	路線名	**都市計画道路**（事業中 区施行以外）
	路線名	主な都市計画道路

2　大江戸線の延伸

大江戸線延伸の工事着手に向けて、東京都と協議・調整を進めます。都の事業計画策定を促進し、早期の事業化とその後の鉄道事業許可取得を目指し、区民や各種団体と一体となった促進活動を引き続き展開します。また、基金の効果的な活用方法の検討を進め、必要に応じて積み増しを実施します。

No. 13 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
事業化に向けた手続の促進	促進	促進	促進	促進	促進
促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動
★ 基金の活用方法等の検討	活用方法検討	検討	検討	検討	検討

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 大江戸線延伸推進課

3　西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）約5.1kmの高架化により、19箇所の踏切を除却し、交通渋滞を解消するとともに踏切事故をなくし、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ります。
鉄道に沿った側道の整備により、住環境の保全や地域の利便性の向上を図ります。

No. 13 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
連続立体交差事業および側道整備事業※1 調整	調整 事業認可	調整	調整	調整	調整
側道整備事業※2 用地買収（一部）	設計 事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議

※1・・・ 東京都施行
※2・・・ 練馬区施行

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課
土木部 計画課

４ 橋梁等の機能保全

①令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。
②道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。

No. 13 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①橋梁 設計　計50橋 工事　計50橋	 設計　計29橋 工事　計32橋	 7橋 8橋	 8橋 3橋	 6橋 7橋	 21橋 18橋
②道路陥没対策 桝取付管取替 （道路工事） 延長61,600m	 延長46,600m	 延長5,000m	 延長5,000m	 延長5,000m	 延長15,000m

事 業 実 施 課 ： 土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

関連する事業

1 生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備します。

No. 13 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
生活幹線道路の整備 事業完了　1区間 事業中　　4区間					事業完了　1区間 事業中　　4区間
⑴ 練馬主要区道3号線 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部） 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収（一部） 設計 整備（一部）
⑵ 練馬一般区道22-101号線3工区および練馬主要区道39号線 用地買収 設計	用地買収（一部） 整備（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計
⑶ 練馬主要区道30号線 設計	関係機関調整	設計 関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	設計
⑷ 練馬主要区道32号線 整備（完了）	設計 整備（一部）	整備	整備	整備	整備（完了）
⑸ 練馬主要区道56号線 用地買収 整備（一部）	整備（一部）	用地買収	整備	整備	用地買収 整備（一部）

事 業 実 施 課 ：　土木部　計画課、特定道路課

【都市計画道路および生活幹線道路の整備実施路線箇所図】

（令和５年12月現在）

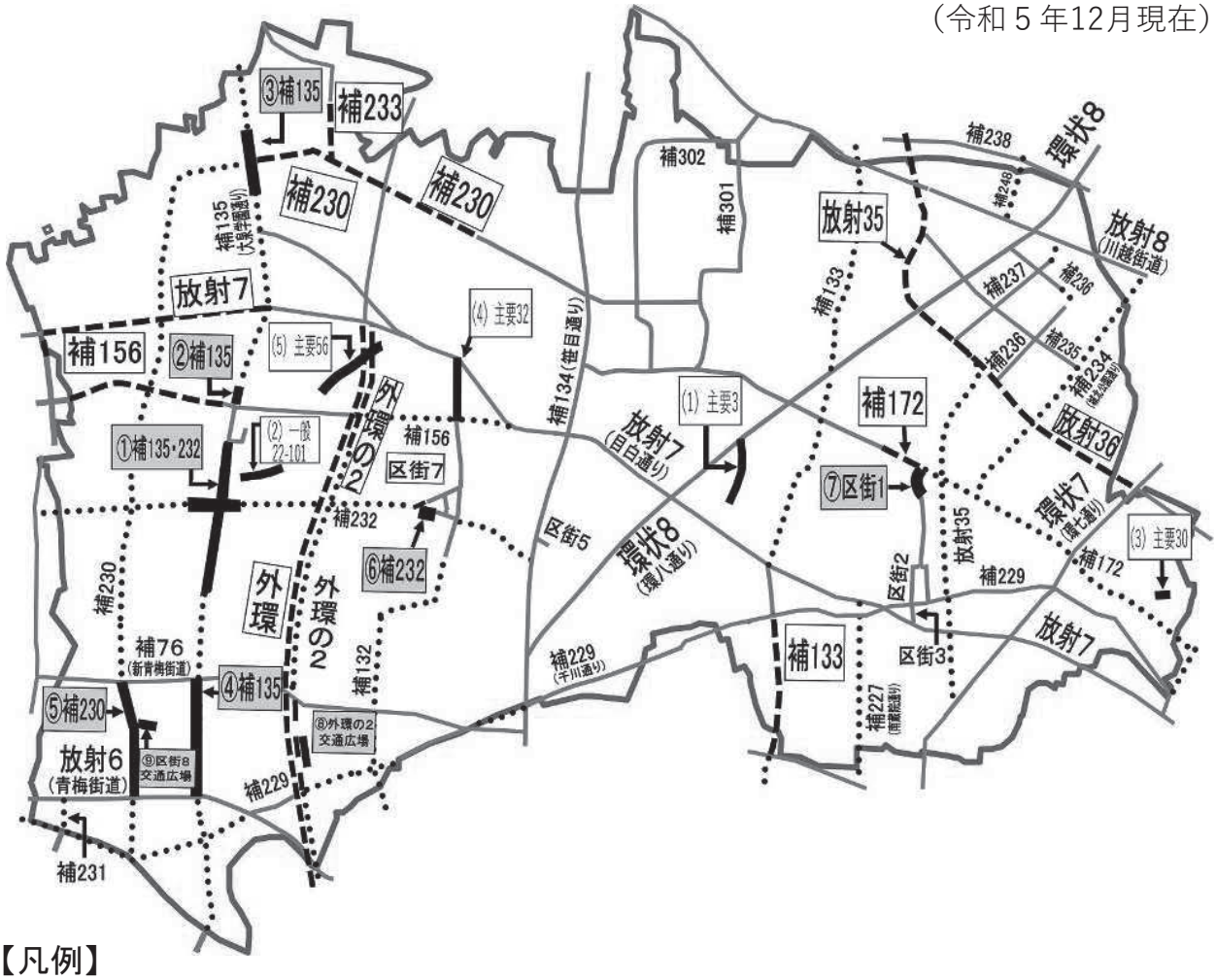

【凡例】

都市計画道路（区施行）および生活幹線道路の整備実施路線箇所	

都市計画道路	完成	
	事業中（区施行以外）	
	計画線	

路線図	○路線名	**都市計画道路**（整備実施路線 区施行）
	（）路線名	**生活幹線道路**（整備実施路線）
	路線名	**都市計画道路**（事業中 区施行以外）
	路線名	主な都市計画道路

2 自転車駐車場の整備

①区内各駅周辺の利用実態に応じて自転車駐車場の新設および拡張を進めます。また、都市計画道路の整備や鉄道の高架化に合わせ自転車駐車場の再配置を進めます。
②車種の多様化に対応するため、大型自転車等の優先・専用置場を拡充し、利便性向上を図ります。
③自転車駐車場定期利用のWeb申請や電子マネーによる支払いを拡大します。

	No. 13 － 6		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①自転車駐車場整備					
	平和台駅地上	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
	氷川台駅周辺	用地折衝 用地確保(3か所) 関係機関調整 整備(470台)	用地折衝 用地買収 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 用地買収 関係機関調整
	武蔵関駅周辺	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整
★	上石神井駅周辺	―	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整
★	②大型自転車等優先・専用置場の拡充	―	拡充	拡充	拡充	拡充
	③自転車駐車場の定期利用Web申請等の拡大	一部導入	拡大	拡大	拡大	拡大

事 業 実 施 課 ： 土木部 交通安全課

3 自転車レーン等の整備

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備等にあわせて、自転車レーン等を整備します。

No. 13 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整

事 業 実 施 課 ： 土木部 交通安全課、計画課

4 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進します。
練馬区無電柱化推進計画は、計画期間が令和7年度までのため、推進計画の改定を行います。

No. 13 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
無電柱化 【事業完了】13路線 〔延長3,729m〕	【事業完了】12路線 〔延長3,279m〕 【事業中】 14路線				【事業完了】1路線 〔延長450m〕 【事業中】 15路線
道路新設等に伴い無電柱化する路線					
①補助135号線（補助156号線交差部） 用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計
②補助135号線（補助230号線交差部） 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収（一部） 設計 整備（一部）
③補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収（一部）
④補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑤補助232号線 Ⅰ-2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
⑥区画街路1号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	整備	設計 整備（一部）
⑦外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）

No. 13 － 8続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
⑧練馬主要区道2号線 (貫井・富士見台地区A路線)【再掲】※1 用地買収(一部) 設計	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収(一部) 設計
⑨練馬主要区道3号線 用地買収(一部) 設計 整備(一部)	用地買収(一部) 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収(一部) 設計 整備(一部)
⑩練馬主要区道32号線 整備(完了)	設計 整備(一部)	整備	整備	整備	整備(完了)
⑪練馬主要区道56号線 用地買収 整備(一部)	整備(一部)	用地買収	整備	整備	用地買収 整備(一部)

	No. 13 － 8続き		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	既存道路を無電柱化する路線					
	⑫補助235号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	設計 整備	整備	整備	設計 整備（一部）
	⑬補助301号線（主要区道17号線） 設計 整備（一部）	設計 路線指定	整備	整備	設計 整備	設計 整備（一部）
	⑭補助301号線（主要区道88号線） 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備（一部）
	⑮区画街路1号線（一般区道12-423号線） 路線指定 設計 整備（一部）	設計	路線指定 関係機関調整	設計	整備	路線指定 設計 整備（一部）
	⑯練馬主要区道6号線 （Ⅰ期） 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	整備	整備（一部）
★	⑰練馬主要区道6号線 （Ⅱ期） 設計	―	―	―	設計	設計
	⑱石神井公園駅南口商店街通りの整備【再掲】※2 検討	検討	検討	検討	検討	検討
★	練馬区無電柱化推進計画改定	―	検討	改定	―	改定

※1・・・ 計画12　事業No.12－1の再掲

※2・・・ 計画15　事業No.15－8の再掲

事 業 実 施 課 ： 土木部　計画課
都市整備部　西部地域まちづくり課、防災まちづくり課

戦略計画 14　人々の移動を支える交通体系の構築

令和６年度～令和８年度の取組

1　新たな地域公共交通計画の策定　★

鉄道やバスなどの交通環境、ICT等を活用した新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040年代を見据えた交通体系のあり方を検討します。
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来策定した都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定します。

No. 14 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域公共交通計画の策定	―	検討	検討	策定	策定

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　交通企画課

2　みどりバスの再編と新たな交通手段の実証実験

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便などに取り組みます。また、公共交通空白地域の改善に向け、デマンド交通等の新たな交通手段の実証実験などに取り組みます。

No. 14 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
みどりバスの再編	検討	検討	検討	検討	検討
みどりバスの増便	増便要請	増便要請	増便要請	増便要請	増便要請
みどりバス停留所の新設	調整	新設	新設	新設	新設
既存路線バスの再編等に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討
★ 新たなデマンド交通等の導入	―	検討 実証実験	検討 実証実験	検討 導入（一部）	導入（一部）

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　交通企画課

3 鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

①鉄道駅における2ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅は令和6年度の完成を目指しエレベーター設置工事を着実に進めるとともに、小竹向原駅の早期着手に向けて鉄道事業者へ働きかけます。
②西武池袋線および西武有楽町線では、中村橋駅、富士見台駅、練馬高野台駅、石神井公園駅、新桜台駅でのホームドア整備が予定されています。区内各駅へのホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携して取り組みます。

No. 14 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①2ルート目のバリアフリー化					
光が丘駅 エレベーターの整備（完了）	エレベーター整備に向けた調整	整備（完了）	―	―	整備（完了）
小竹向原駅 エレベーター整備に向けた調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
②区内各駅へのホームドア整備 ★ ホームドア整備に向けた連携・補助	調整・連携	調整・連携	調整・連携	調整・連携	調整・連携

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 交通企画課

(2) 駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化

まちづくりの進捗に合わせて、駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）を指定し、経路上のバリアフリー整備を進めます。

歩道のない道路において、視覚障害者等の新たな誘導方法を検討し、試行するとともに、試行結果を踏まえた新たなアクセスルートの追加指定を検討します。

	No. 14 － 4		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	まちづくり等にあわせたアクセスルートの追加指定の検討	追加指定（3施設）	一部指定 検討	検討	検討	一部指定 検討
	アクセスルートを指定したルート上のバリアフリー整備の推進	推進	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請
★	新たな誘導方法等の整備・ルートの追加指定の検討	検討	試行整備	試行整備の検証	追加指定の検討	試行整備 追加指定の検討

事業実施課：　建築・開発担当部　建築課
土木部　計画課

関連する事業

1 シェアサイクルの利用拡大に向けた取組（社会実験の実施）

シェアサイクルの社会実験を通じて区民の移動利便性の向上を図るとともに、事業効果等の検証を行います。

実施にあたっては、区は事業者に対し、シェアサイクルの駐車用地として駅前等の公共用地（区立自転車駐車場等）を提供する等の支援を行い、シェアサイクルのポート増設を図ります。

また、蓄積したシェアサイクルの走行データを分析し、交通安全に寄与するよう、活用します。

ねりまタウンサイクルは、利用状況や自転車、施設の老朽化等を踏まえ、事業の見直しを検討します。

No. 14 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
社会実験実施 事業効果等検証	社会実験実施	実施	実施	実施 検証	実施 検証
公共用地提供による シェアサイクルのポート増設※1	増設	増設	増設	増設	増設
交通安全に寄与する 走行データの活用	検討	データの蓄積	データの分析	活用	活用

※1・・・　ポートの設置は事業者が実施

事 業 実 施 課 ：　土木部　交通安全課

戦略計画 15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線の延伸を見据え、旅客需要の増加につながるまちづくりを更に推進します。
①補助233号線沿道にふさわしい土地利用を促すため、地区計画を定めます。
②(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、市街地再開発事業や駅前広場計画、公共施設の集約・新設等の検討を進めます。
③(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討します。

No. 15 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①補助233号線沿道地区のまちづくり 地区計画決定	素案検討	素案検討 素案作成	原案作成 地区計画決定	―	地区計画決定
②(仮称)大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり 権利者組織の設立 駅前広場計画の検討 事業計画検討支援	事業手法決定 権利者による協議会の設立	事業計画検討 駅前広場計画の検討	権利者組織の設立 駅前広場計画の検討 事業計画検討支援	関係機関協議 駅前広場計画の検討 事業計画検討支援	権利者組織の設立 駅前広場計画の検討 事業計画検討支援
③(仮称)大泉町駅予定地周辺のまちづくり ★ 協議会設立 まちづくり手法の検討	課題等の整理	協議会設立準備	協議会設立	まちづくり手法の検討	協議会設立 まちづくり手法の検討
④補助135号線 (補助230号線交差部) 【再掲】※1 用地買収(一部) 設計 整備(一部)	用地買収(一部)	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収(一部) 設計 整備(一部)

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

事業実施課：　都市整備部　大江戸線延伸推進課
土木部　計画課、特定道路課

2　西武新宿線沿線のまちづくり

(1) 上石神井駅周辺地区のまちづくり

賑わいのあるまちの実現に向けて、市街地再開発事業等の検討を進め、権利者組織による事業計画の検討を支援します。

高架化した駅から外環の2を渡るための立体横断施設の整備に向けた検討を行います。

車両留置施設再編後の跡地の活用方法を鉄道事業者と協議し、拠点性を高める土地利用を誘導します。

	No. 15 － 2		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①駅周辺のまちづくり					
	建築物共同化 事業計画検討支援 権利者組織の設立	事業計画検討 設立準備	事業計画検討支援 設立	事業計画検討支援 ―	事業計画検討支援 ―	事業計画検討支援 設立
★	立体横断施設の整備 整備手法の決定	―	整備計画検討	整備計画検討	整備手法の決定	整備手法の決定
★	車両留置施設再編後の跡地利用 関係機関調整	―	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
	②外環の2(上石神井駅交通広場) 【再掲】※1 用地買収(一部)	用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
	③側道整備事業(練馬区施行) 【再掲】※2 用地買収(一部)	設計・事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

※2･･･　計画13　事業No.13－3の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課
土木部　計画課、特定道路課

(2) 武蔵関駅周辺地区のまちづくり

駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定めます。また、駅前では建築物の共同化について検討を進め、権利者組織の設立を支援します。

No. 15 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①駅周辺のまちづくり 地区計画決定	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	―	地区計画決定
建築物共同化 権利者組織設立支援	検討	事業手法検討	設立支援	設立支援	設立支援
②区画街路8号線 (武蔵関駅交通広場) 【再掲】※1 用地買収(一部)	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
③補助230号線(青梅街道～新青梅街道間) 【再掲】※1 用地買収(一部)	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
④補助135号線 (青梅街道～ 新青梅街道間) 【再掲】※1 用地買収(一部)	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収(一部)
⑤側道整備事業 (練馬区施行) 【再掲】※2 用地買収(一部)	設計 事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

※2･･･　計画13　事業No.13－3の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課
土木部　計画課、特定道路課

(3) 上井草駅周辺地区のまちづくり

良好な住環境の保全を目指し、地区計画を定めます。また、引き続き隣接する杉並区と連携して、まちづくりに取り組みます。

No. 15 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
下石神井四丁目地区のまちづくり					
地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	地区計画決定
杉並区との調整	調整	調整	調整	調整	調整

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

3　都市計画道路沿道のまちづくり

(1) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり

①放射35号線沿道では、平和台駅付近に環状8号線を地下で横断する通路を整備し、歩行者の利便性の向上を図ります。また、駅周辺に必要な交通施設の整備を東京都に働きかけます。
②放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。また、東京都や東京メトロと協議を行い、氷川台駅周辺交通施設の整備手法等の検討を進めます。

No. 15 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①放射35号線沿道					
＜仮称環状8号線横断地下通路＞ 整備（完了）	整備（一部）	整備	整備	―	整備（完了）
＜平和台駅周辺交通施設※1＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
②放射36号線沿道					
＜氷川台駅周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	地区計画決定
★＜(仮称)氷川台四丁目・平和台三丁目地区＞ 地区計画素案検討	―	調整・検討	素案検討	素案検討	素案検討
＜氷川台駅周辺交通施設＞ 整備手法の検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討

※1・・・　東京都施行

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　東部地域まちづくり課

(2) 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進

①外環道および外環の2の整備にあわせ、地区計画を策定するなど、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。
②南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかけます。

No. 15 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①沿道のまちづくり					
＜外環道大泉JCT周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	―	地区計画決定
＜外環の2沿道（富士街道～前原交差点間）＞ 重点地区まちづくり計画の決定 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	協議会の設立	計画案の検討 検討区域の指定	計画案の検討	計画の決定	計画の決定 検討区域の指定
＜外環の2沿道（新青梅街道～富士街道間）＞ 協議会の設立準備	―	―	―	協議会の設立準備	協議会の設立準備
＜外環道青梅街道IC周辺地区＞ まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	協議会設立準備	協議会の設立 検討区域の指定	計画案の検討	協議会の設立 計画案の検討
②外環の2整備促進					
＜千川通り～新青梅街道間※1＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
★ ＜富士街道～前原交差点間※1＞ 整備促進	事業認可取得※1	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
＜その他の区間＞ 事業化に向けた東京都への働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ

※1･･･　東京都施行

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課

(3) 補助156号線沿道のまちづくり

補助156号線沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

No. 15 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成 原案作成	地区計画決定	地区計画決定

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 西部地域まちづくり課

4 地域の拠点となる駅周辺のまちづくり

(1) 石神井公園駅周辺地区のまちづくり

駅前にふさわしい土地利用を促進するため、南口西地区市街地再開発事業の支援を行うとともに、補助232号線（南口交通広場～富士街道の区間）の整備を進めます。令和9年度の竣工を予定している再開発ビルの一部へ、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転します。

南口商店街では、無電柱化に向けた取組を進めるとともに、商店会による街並み整備のための計画を策定します。

No. 15 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①南口西地区市街地再開発事業 再開発事業施行支援	施行支援	施行支援	施行支援	施行支援	施行支援
②補助232号線 Ⅰ-2期【再掲】※1 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
③南口商店街通りの整備 街並み整備のための計画策定	検討	策定	―	―	策定
無電柱化の検討	検討	検討	検討	検討	検討

※1･･･ 計画13 事業No.13－1の再掲

事業実施課：都市整備部 西部地域まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

(2) 中村橋駅周辺地区の街並み整備※1 【再掲】

美術館・図書館のリニューアルにあわせて、美術のまち構想に基づき、中村橋駅周辺の街並み整備等に取り組みます。ハード・ソフト両面から「アートを感じられるまち」として、魅力を高めていきます。

	No.20－1の再掲		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計 工事	工事	工事
★	②中村橋駅周辺の街並み整備(一部)	「美術のまち構想」策定	美術のまち修景イメージ等の作成	調整	整備	整備(一部)

※1・・・ 計画20 事業No.20－1の再掲

事業実施課：地域文化部 美術館再整備担当課、美術館再整備まちづくり担当課
教育振興部 光が丘図書館

(3) 富士見台駅および桜台駅周辺地区のまちづくり【再掲】

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業(密集事業)等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制(新防火規制)※1区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進めます。

	No. 12 - 1の再掲		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①貫井・富士見台地区					
★	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	素案検討	素案作成	素案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※2	—	次期区域選定※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
	A路線 用地買収(一部) 設計	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収(一部) 設計
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収(一部)	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収(一部) 関係機関調整
★	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	測量・設計 関係機関調整	事業決定	事業決定
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

	No. 12 － 1の再掲 続き		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	②桜台東部地区					
	地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成	原案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	―	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
	防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成	測量	測量	測量 用地買収	測量 用地買収（一部）
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	―	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

※1・・・　地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※2・・・　地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課、建築・開発担当部　建築課
危機管理室　危機管理課

5 住宅の適正管理と活用の促進

(1) マンション管理の適正化 ★

①区内の分譲マンションの管理状況を把握するため、実態調査を実施します。
②実態調査の結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定します。
③管理が不適切なマンションの管理水準を引き上げるため、管理不全を防止する助言・指導等を実施します。

No. 15 － 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①マンション実態調査の実施	―	実施	―	―	実施
②マンション管理適正化推進計画の策定	―	検討	検討 策定	―	策定
③計画に基づく助言・指導等の実施	―	―	―	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 建築・開発担当部 住宅課

(2) 空き家等対策の推進 ★

空き家の老朽度等の実態調査を実施し、空家特措法や民法等の改正を踏まえ、空き家等対策計画を改定します。管理が不全状態の空き家に対する指導を強化し、周囲に著しい悪影響を及ぼす状態とならないよう適正管理と有効活用を促します。

No. 15 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
空き家等対策の推進 空き家等対策計画の改定 改定に基づく対策の実施	―	実態調査	計画改定	実施	計画改定 実施

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課

戦略計画 16　練馬のみどりを未来へつなぐ

令和６年度～令和８年度の取組

1　みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園と大泉井頭公園について、みどりのネットワークの拠点としての機能を充実させるため、都市計画公園区域に決定されている未開設部分の整備に向けた検討を進めます。
稲荷山公園は、「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」による検討を踏まえ、段階的な整備のロードマップを策定し、第一期実施計画の策定を目指します。
大泉井頭公園は、基本計画の策定に向けた検討を進めます。

No. 16 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
稲荷山公園					
合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動
専門家委員会による検討	設置 検討	検討	検討	検討	検討
整備に向けた計画検討・準備	検討	ロードマップ策定	第一期実施計画策定	測量	ロードマップ策定 第一期実施計画策定 測量
大泉井頭公園					
合意形成活動	―	―	―	合意形成活動	合意形成活動
関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
基本計画策定	基礎調査	基礎調査	基礎調査	策定	策定

事 業 実 施 課 ：　土木部　道路公園課

2　練馬城址公園をにぎわいの拠点に

練馬城址公園は、令和5年5月に一部開園し、6月にはスタジオツアー施設が開業しました。引き続き、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現や、公園外周道路の拡幅に向け、東京都や関係者と調整します。

No. 16 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
公園整備に向けた東京都との調整	調整 一部開園	調整	調整	調整	調整

事 業 実 施 課 ：　企画部　企画課
土木部　計画課

3 特色ある公園等の整備

スポーツができる公園や地域のみどりを活かした公園など、拠点となる大規模で特色ある公園の整備を進めます。あわせて、暮らしに潤いをもたらす身近な公園を整備します。

	No. 16 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	整備完了 10か所 新設 4か所 拡張 4か所 改修 2か所					整備完了 10か所 新設 4か所 拡張 4か所 改修 2か所
	新設 7か所					整備完了 4か所 設計 3か所
	① (仮称)石神井台六丁目緑地	用地買収 設計	整備	—	—	整備(完了)
	② (仮称)大泉学園町六丁目公園	事業認可 用地買収	設計	設計	整備	整備(完了)
	③ (仮称)北町六丁目公園	設計	整備	—	—	整備(完了)
	④ (仮称)西本村の森緑地	事業認可 用地買収	測量	設計	設計	設計(完了)
	⑤ (仮称)松山の森緑地	事業認可 用地買収	設計	整備	—	整備(完了)
★	⑥ (仮称)田柄二丁目公園	—	事業認可 用地買収	設計	設計	設計(完了)
★	⑦ (仮称)南田中の森緑地	—	事業認可 用地買収	測量	設計	設計(完了)
	拡張 7か所					整備完了 4か所 設計 2か所 用地買収 1か所
	⑧ 石神井松の風文化公園	設計(一部)	用地買収 設計	設計 整備	整備	整備(完了)
	⑨ どんぐり山の森緑地	設計	整備	—	—	整備(完了)
	⑩ やくも公園	測量	—	設計	設計	設計(完了)
	⑪ 中ノ宮竹林公園	用地買収	設計	整備	—	整備(完了)
★	⑫ 西大泉こさくっぱら緑地	—	事業認可 用地買収	設計	整備	整備(完了)
★	⑬ おくらやまの森緑地	—	—	—	事業認可 用地買収	用地買収
★	⑭ こどもの森緑地	—	事業認可	用地買収 設計	設計	設計(一部)

	No. 16 － 3 続き		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	改修　2か所					整備完了　2か所
★	⑮　平成つつじ公園	―	設計	整備	―	整備（完了）
★	⑯　たけした公園	設計	設計	整備	―	整備（完了）

事業実施課：　土木部　道路公園課、計画課
環境部　みどり推進課
地域文化部　スポーツ振興課

【公園整備箇所図】

4 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル ★

①各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進めます。
②令和5年度策定の公園等トイレ改修等基本計画に基づき、リニューアルに取り組みます。

No. 16 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①公園等改修計画の策定	―	調査	検討	策定	策定
②公園トイレのリニューアル 公園等トイレ改修等基本計画に基づく修繕 計6か所	策定	2か所	2か所	2か所	6か所
公園改修に伴うリニューアル 計2か所	―	―	2か所	―	2か所

事 業 実 施 課 ： 土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

5 みどりの軸における緑化の推進と維持

国や東京都などの事業主体に働きかけ、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進めます。
また、幹線道路沿道のまちづくりを進める際にも、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図ります。
田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）について、道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい再整備を行います。
大泉学園通りのサクラ並木の健全度を診断し、結果に基づき伐採・植替などを行い健全な樹木を維持します。

No. 16 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
都市インフラの整備にあわせたみどりの創出	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の2　など ・石神井川河川改修
	整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整 ・補助135号線（補助230号線交差部） ・補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）　など
★ 田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）再整備 設計	―	測量	改修方針検討	設計	設計
サクラ並木の維持 全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新　計100本	フォローアップ診断 36本 更新　計85本	― 更新5本	全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新5本	― 更新5本	全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新15本

事 業 実 施 課 ： 都市整備部
土木部　計画課、維持保全担当課

6 重要な樹林地などの保全

①民有の樹林地のうち、みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林 については、保全制度（保護樹林、憩いの森等）の適用や、都市計画緑地の決定に向け、所有者との合意形成を進めます。
②保護樹木などの所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、補助を拡充します。

No. 16 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①樹林地の保全 合意形成活動 都市計画決定 計15か所	合意形成活動 計9か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 6か所
★ ②補助制度の充実	検討	充実	実施	実施	充実

事 業 実 施 課 ： 環境部 みどり推進課

7 地域ぐるみでの沿道緑化の推進 ★

①道路から見えるみどりを増やすため、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。
②住宅事情や区民ニーズを調査し、調査結果を踏まえて、みどりの協定制度の見直しなどを行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討します。

No. 16 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①緑化基準の改正 公共施設の緑化基準の改正 民間施設の緑化基準の条例改正	 検討 検討	 改正 調査	 ― 検討	 ― 改正	 改正 改正
②（仮称）沿道緑化サポートプロジェクトの試行・検証	―	調査	検討 試行	試行 検証	試行 検証

事 業 実 施 課 ： 環境部 みどり推進課

8 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

①区民が気軽に参加できる活動として、ボランティアによる落ち葉清掃を行います。事業の企画や当日の運営など、活動を支えるサポーターを育成します。また、つながるカレッジねりまのみどり分野の実施により、みどりに関する活動の中心的な役割を担える人材を育成します。
②公園や憩いの森の区民管理の拡充に向け、地域の団体へ働きかけを行います。憩いの森が、地域でより親しまれる森となるよう、自然観察会や維持・管理に関わる体験会の開催などを支援し、管理団体と地域住民との交流を促進します。
③みどりを育むムーブメントの輪を広げるため、区民活動や区の取組などを総合的に紹介するイベントを開催し、みどりの魅力を伝える情報発信を強化します。

	No. 16 － 8		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①みどりの活動を支える人材の育成					
	落ち葉清掃活動の実施	本格実施	実施	実施	実施	実施
★	運営サポーターの育成・運営への参加の促進	―	育成・促進	育成・促進	育成・促進	育成・促進
	つながるカレッジ（コミュニティ・ガーデナーコース、ねりまの森維持管理コース）の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②地域に根差した活動の拡充・支援					
	公園・憩いの森の区民管理の拡充	働きかけ（公園） 区民管理9か所（憩いの森）	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ
★	地域住民との交流支援	―	実施	実施	実施	実施
	③みどりの魅力を伝える情報発信の強化					
★	（仮称）ねりまみどりフェスタの開催	―	検討	調整	開催	開催
★	（仮称）憩いの森こどもフェスタの実施・充実	―	実施	充実	充実	充実

事業実施課：　環境部　みどり推進課
　　土木部　道路公園課

戦略計画 17 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

令和６年度～令和８年度の取組

1 住宅等の消費エネルギー削減

①新築住宅の環境性能の向上に向け、国や都と連携して、区民・事業者への周知を図り、新築住宅のZEH※1化を促進します。
②カーボンニュートラル化設備設置等補助金を通じて、既存住宅の省エネ化や再エネ導入を促進します。補助内容は、技術革新の動向や価格の変動等を踏まえて見直します。

No. 17 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①新築住宅の環境性能の向上に向けた啓発・促進	促進	促進	促進	促進	促進
②既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援補助の実施	充実	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 高断熱・高気密化・高効率設備による省エネ化、太陽光発電などの再エネ導入によって正味（ネット）消費エネルギー量をおおむねゼロ以下とした住宅のこと。

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課

2 環境に配慮したライフスタイルの推進

①事業者や環境活動団体等の環境学習プログラムを積極的に活用し、環境について学び、体験する機会の拡充を図ります。
②リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、脱炭素の必要性や対策等に係る情報を発信し、区民・事業者の自主的な行動の支援に取り組みます。
③CO_2吸収量の分かる樹木プレートを活用した環境学習、エコライフチェックのデジタル化、ねりま環境まなびフェスタの本格実施など、子ども向けの環境学習を充実します。

No. 17 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①事業者等の環境学習プログラムの活用	充実	実施	実施	実施	実施
★ ②総合的な環境学習拠点としての事業のモデル実施	検討	方針策定	準備	モデル実施	モデル実施
③子ども向け環境学習の充実	検討	充実	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課、清掃リサイクル課

3 区の率先行動

①区立施設等については、照明のLED化や高効率設備の導入等による省エネ化、太陽光発電設備等の再エネ導入を推進します。新築・改築時は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量の30～50％以上の削減を目指します。
②低炭素電力や再エネ電力など、環境に配慮した電力の調達の検討を進めます。
③公用車を計画的にEV等の電動車※1に切り替えます。

	No. 17 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①区立施設等の省エネ化・再エネ導入					
	区立施設への再エネ導入					
	改修改築に伴う導入					
★	小中学校18か所	16か所	―	1か所	1か所	2か所
★	区立施設14か所	13か所	―	1か所	―	1か所
	PPA※2モデルによる導入	モデル事業着手	モデル事業運用開始	導入準備	導入	導入
★	区役所照明のLED化	設計	設計 工事	工事	工事	工事
	②環境に配慮した電力調達	検討	検討	拡大	拡大	拡大
	③公用車の電動化の拡大	電動車　47台	9台	拡大	拡大	拡大

※1･･･ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）
※2･･･ 発電事業者が電気利用者の建物や敷地などに無償で太陽光発電設備を設置し、電気利用者は発電された電気を使い、電気料金を発電事業者に支払う電力契約のこと。

事業実施課：　環境部　環境課
教育振興部　学校施設課

４ ごみの減量・資源化の推進

①デジタルツールを活用した普及啓発やプラスチックごみ削減の意識向上につながる啓発に取り組み、ごみの発生抑制・適正排出を推進します。
②使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を、事業者と連携して進めます。
③容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの分別回収・資源化を開始します。

	No. 17 － 4		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	①普及啓発の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★	②事業者と連携したボトルtoボトルの取組	協議	実施	実施	実施	実施
	③製品プラスチックの分別回収・資源化の開始	調査	再商品化事業者選定	再商品化計画認定手続	区民周知開始	開始

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課、清掃リサイクル課

施策の柱５

いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画 18 意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

令和６年度～令和８年度の取組

1 企業活動の活性化に向けた支援の充実

①創業セミナーや創業ワンストップ相談、創業支援融資の実施による総合的な支援を行い、区内での創業を促進するとともに、創業した事業者に対して、継続的に経営をサポートします。
②「新規ビジネスチャレンジ補助事業」を実施し、新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、事業計画の策定・実行を支援するとともに、必要な費用の一部を補助します。区内大学等と連携して、商品・サービス等の魅力を発信する企業活動を支援します。
③デジタルを活用した経営の効率化等に取り組む事業者に対して、専門相談や融資、セミナーの実施による総合的な支援を行うとともに、企業活動のデジタル化を試行できるよう、会計ソフト等を設定したタブレット等の無料貸出事業を実施します。
④産業見本市を通じて、優れた技術や特徴ある商品等、区内産業の魅力を多くの区民に周知するとともに、区内事業者が参加する商談交流会を実施し、事業者間の商取引チャンスの拡大につなげます。
⑤区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同説明会を実施するとともに、職場見学ができる機会を設ける等、区内事業者の人材確保を支援します。

	No. 18 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①創業への総合的な支援					
	セミナー、ワンストップ相談、融資の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②積極的な企業活動への支援					
★	新規ビジネスチャレンジ補助事業の実施 採択件数　計75件	―	15件	30件	30件	75件
★	情報発信支援事業の実施	―	検討	開始	実施	実施
	③デジタル化への支援					
	専門相談、融資、セミナーの実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	デジタル化 体験事業の実施	―	開始	実施	実施	実施

No.18－1続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
④販路拡大等に向けた場の提供					
産業見本市の実施	実施	実施	実施	実施	実施
商談交流会の実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施
⑤人材確保に向けた場の提供					
★ 人材確保支援事業の実施	―	開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 経済課

2 商店街や個店の魅力づくり

(1) 商店会や個店の意欲に応える3つのサポート

①個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント事業等に対する補助制度を充実します。
②商店街が、個々の活動の域を超えて商店会同士や民間企業などの多様な主体と連携して取り組む活動を支援します。
③商店街が実施する空き店舗を活用した、魅力的な店舗の誘致活動を支援し、商店街の魅力向上や活性化につなげます。

No. 18 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①意欲的な個店同士が取り組むイベント事業等に対する補助	―	実施	実施	実施	実施
★ ②商店会同士や民間企業等と連携して取り組む活動に対する補助	―	実施	実施	実施	実施
③空き店舗活用商店街支援事業の実施 延べ8商店会	2商店会	2商店会	2商店会	2商店会	延べ6商店会

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

(2)「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開

「スマート商店街プロジェクト」を展開し、商店街の更なるデジタル化を推進します。
①SNS等を活用した魅力発信やデジタルクーポンの配信などを通じて、新たな顧客獲得・リピーター獲得につなげる取組を支援します。
②消費行動の変化に対応するため、商店会が実施するキャッシュレス化の取組を支援します。
③商店街のデジタル化に先駆的に取り組んでいる商店会の取組事例等を紹介する「商店街デジタル化セミナー」を開催し、今後デジタル化を進めていく商店会等の動機づけにつなげます。

No. 18 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①商店街魅力発信支援事業の実施	実施	充実	実施	実施	充実
②商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★ ③商店街デジタル化セミナーの実施	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

戦略計画 19 生きた農と共存するまち練馬

令和６年度～令和８年度の取組

1 区民が農に親しむ取組の充実

①農の風景育成地区の活用に向けた今後の考え方を検討します。農の風景育成地区に指定されている高松一・二・三丁目地区および南大泉三・四丁目地区において、農業者や地域住民等の活動を引き続き支援し、農地保全に取り組みます。
②農業者と区民が触れ合うマルシェの開催を積極的に推進します。新鮮な農作物の収穫体験が楽しめる「果樹あるファーム」や「ベジかるファーム」の開設・拡充・PRを支援します。
③生産緑地の貸借制度等を活用し、土に親しみながら収穫の喜びを味わえる区民農園を整備していきます。

	No.19 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全						
	農の風景育成地区の活用に向けた考え方の策定	検討	検討	策定	―	策定
	取組支援の実施	実施	実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施
②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備						
	マルシェの実施・支援	実施	実施	実施	実施	実施
★	果樹あるファーム、ベジかるファームの開設・拡充支援 計75件	計66件	3件	3件	3件	9件
	PR支援	実施	実施	実施	実施	実施
③区民農園の整備 計6園整備		計3園整備	2園改修 1園設計	1園整備	1園設計	2園改修 1園整備 2園設計

事 業 実 施 課 ： 都市農業担当部 都市農業課

2 個々の営農状況に応じた支援

①農業経営の改善に計画的に取り組む認定農業者および都市型認定農業者に対し、生産性を向上させる農業用機械やハウス設置等の支援を実施します。
②生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。
③JA東京あおばが実施予定の全戸訪問や農業委員会の農地調査と連携し、営農を支援するために必要となる情報を収集します。必要に応じて、個々の営農状況にあわせた支援メニューを作成・提案します。
④障害者施設による農作物の加工・販売や農作業等を行う農福連携の取組を推進し、農業経営を支援します。

No. 19 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①認定農業者・都市型認定農業者への支援 年間20件	22件 （85経営体）	20件	20件	20件	年間20件
②生産緑地貸借制度を活用した農地保全【再掲】※1 計28件	貸借件数 計22件	2件	2件	2件	6件
★ ③情報収集、提案型支援の実施	―	情報収集 支援検討	情報収集 支援検討・実施	情報収集 支援検討・実施	情報収集 支援実施
④農福連携の取組件数【再掲】※2 計46件	計43件	1件	1件	1件	3件

※1･･･　計画19 事業No.19－3の再掲

※2･･･　計画7 事業No.7－9の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市農業担当部　都市農業課
福祉部　障害者施策推進課

3 都市農地の保全に向けた取組の推進

①生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進します。
②特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。
③都市農地保全推進自治体協議会の会長区として国に改善要望をしてきた結果、生産緑地の貸借が可能になるなどの改正が実現しました。引き続き、都市農地の保全に向けた制度改正を実現するため、国に働きかけを行います。
④東京都農業改良普及センターと連携し、営農アドバイスやセミナーを開催するなど、多様な担い手の確保に努めます。また、新規参入を希望する個人・法人等向けに、都事業を活用した農業機械・農地整備に要する経費の支援などを開始します。

No. 19 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①生産緑地貸借制度を活用した農地保全 計28件	貸借件数 計22件	2件	2件	2件	6件
②特定生産緑地の周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定
③制度改正に向けた取組の推進	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動
★ ④新規参入者への支援	―	検討	実施	実施	実施

事業実施課：　都市農業担当部　都市農業課
　　都市整備部　都市計画課

４ 都市農業の振興に向けた農業者と区民の機運醸成

令和元年度に開催した世界都市農業サミットおよび令和5年11月に開催した全国都市農業フェスティバルの成果をふまえ、更なる農業者の意欲向上、区民の理解促進に向け、機運醸成イベントの開催を検討します。

全国都市農業フェスティバルの被招聘都市や参加都市との意見交換を継続し、連携を深めます。

	No. 19 － 4		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	サミット・フェスティバルを踏まえた機運醸成事業の検討	全国都市農業フェスティバルの開催	成果の検証 事業の検討	事業の検討	事業の検討・調整	事業の検討・調整
★	フェスティバル参加都市との連携・交流	全国都市農業フェスティバルの開催	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 都市農業担当部 都市農業課

戦略計画 20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

令和６年度～令和８年度の取組

1　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進

①美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、練馬独自の新しい美術館・図書館を創造します。
②美術館・図書館のリニューアルにあわせて、美術のまち構想に基づき、中村橋駅周辺の街並み整備等に取り組みます。ハード・ソフト両面から「アートを感じられるまち」として、魅力を高めていきます。

No. 20 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計 工事	工事	工事
★ ②中村橋駅周辺の街並み整備(一部)	「美術のまち構想」策定	美術のまち修景イメージ等の作成	調整	整備	整備（一部）

事 業 実 施 課 ：　地域文化部　美術館再整備担当課、美術館再整備まちづくり担当課
教育振興部　光が丘図書館

2「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開　★

美術館リニューアルに向け、「もっともっとアートプロジェクト」を旗印に、新しい発想によるイベントの開催や、文化芸術の魅力を総合的に発信する広報に取り組みます。

No. 20 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開	検討	検討	検討	実施	実施

事 業 実 施 課 ：　地域文化部　文化・生涯学習課

3 文化芸術イベントの充実

「真夏の音楽会」や「みどりの風　練馬薪能」を引き続き実施します。大谷康子さんプロデュースによる、野外の開放的な雰囲気の中で音楽を親しむ「ねりまの森の音楽祭」をはじめ、野村万作さんらの協力により、能楽公演を新たに開催します。

また、子どもや若者たちが文化芸術に触れて楽しめる「こどもアートアドベンチャー」、区民自らが参加して楽しめる「区民文化祭」などの事業を引き続き実施していきます。

	No. 20 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出					
	①真夏の音楽会の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②練馬薪能の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	③ねりまの森の音楽祭の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	④文化センター再開記念公演					
★	野村万作さんによる公演の実施	検討	実施	―	―	実施
	大谷康子さんによる公演の実施	検討	実施	―	―	実施
★	⑤新たな能楽公演の実施	検討	実施	実施	実施	実施
	区民自らが参加して楽しむ事業の実施					
	①郷土芸能ねりま座の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②こどもアートアドベンチャーの実施	実施	実施	実施	実施	実施
	③区民文化祭の実施	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 文化・生涯学習課

４ 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり

「映像∞文化のまち構想」に基づき、映画やアニメなどの映像文化をテーマとした、ソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。
東映やワーナー ブラザースと連携した映画上映会の実施や区ゆかりの漫画家と連携したイベントの開催など、区の映像文化資源を活かした、誰もが気軽に楽しめるイベントを実施します。
映画、アニメ、漫画のコンテンツの活用や、スタジオツアー東京などとの連携により、子どもの頃から映像文化に触れ、興味を持つきっかけとなる体験授業の充実を図ります。
映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち　ねりま」を活用し、オンライン配信事業「ねりま映画サロン」など、幅広い情報発信を行います。

No. 20 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
映画上映イベントの実施	実施	実施	実施	実施	実施
漫画家と連携したイベントの実施	実施	実施	実施	実施	実施
映像文化と教育の連携事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
映像文化ウェブサイトの運用	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 文化・生涯学習課

5 電子図書館の実現に向けた取組の推進 ★

区立図書館の利便性を高めるため、利用登録手続きのオンライン申請、利用カードのデジタル化や電子書籍貸出しサービスを導入します。全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進するほか、文字拡大や音声読み上げ機能などにより障害者や高齢者の読書活動を支援します。また、地域資料のデジタルアーカイブ化に取り組みます。

No. 20 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
新たな図書館情報システムの構築・運用	検討	構築 運用開始	運用	運用	構築・運用
電子書籍の導入	検討	導入	拡充	拡充	導入・拡充
ICタグ※1の拡充準備	検討	検討	準備	準備	検討・準備
地域資料のデジタルアーカイブ※2化	―	検討	検討	モデル実施	モデル実施

※１・・・ 図書資料にICタグを貼り付け図書館情報システムと紐づけるデータ処理を行い管理することで、貸出処理の迅速化、予約資料の受け取りおよび返却手続きのセルフ化が実現します。

※２・・・ 有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

事 業 実 施 課 ： 教育振興部　光が丘図書館

６ 練馬の魅力を効果的に発信

①令和5年度に開始した、野菜・果樹の収穫体験や魅力あるスポット、店舗等を巡る「区内周遊ツアー」を充実し、練馬の魅力を更に発信していきます。
②区の魅力発信の拠点である観光案内所の在り方について、産業振興公社と連携して検討し、方針を定めます。方針に基づき、関係機関との調整を進めます。

	No. 20 － 6		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	①区内周遊ツアーの充実	実施	充実	継続	継続	充実・継続
★	②観光案内所の在り方に関する方針の決定、方針に基づく調整	検討	方針の決定 調整	調整	調整	方針の決定 調整

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

戦略計画 21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

令和６年度～令和８年度の取組

1　誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

①石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボード等ができる広場を整備します。
②総合体育館は、現在地での改築を基本に、求められる機能や効率的に整備するための事業方式等の検討を進めます。

No. 21 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設 開設	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 整備	整備 開設	開設
②総合体育館 改築に向けた検討	検討	検討	検討	基礎調査	基礎調査

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

2 ユニバーサルスポーツの機会の充実

①障害のある方もない方もスポーツを楽しめるよう、パラリンピック種目として注目されているボッチャの交流大会を充実し、ユニバーサルスポーツフェスティバルを地域に展開します。
②障害のある人がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツ指導員の育成に取り組むとともに、指導員資格取得者の活用を図ります。

No. 21 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開					
地域体育館等での開催	実施	実施	実施	実施	実施
★ ボッチャ交流大会の充実	実施	充実	実施	実施	充実
② パラスポーツ指導員の育成・人材活用	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

3 練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上

令和5年5月に新たに開園した練馬城址公園を取り込んだコースを設定するなど、ランナーや沿道で応援する方に更に楽しんでいただけるよう工夫を重ね、魅力ある大会を開催していきます。

No. 21 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こぶしハーフマラソンの実施	充実	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

4 世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組 ★

令和7年に、世界陸上競技選手権大会およびデフリンピックが東京で開催されます。大会の広報に協力するなど、主催団体と連携して大会の機運を醸成していきます。

No. 21 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
世界陸上およびデフリンピックの開催に合わせた機運醸成	―	検討	実施	―	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課
福祉部 障害者施策推進課

施策の柱６

区民とともに区政を進める

戦略計画 22 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

令和６年度～令和８年度の取組

1 町会・自治会活動の支援

①町会・自治会活動内容の周知を図るとともに、「集合住宅における加入促進ハンドブック」などのチラシ・リーフレットを活用し、加入促進に取り組みます。
②課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うための相談体制の強化に取り組みます。
③町会・自治会が、加入案内や広報活動にSNS等を活用できるよう、デジタル活用講習会の実施や、アドバイザーの派遣を行うとともに、モバイルルータ等の回線使用料を補助し、インターネット環境の整備を促進します。また、デジタル活用の事例について、町会・自治会に情報提供を行います。

No. 22 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①町会・自治会の加入促進	実施	実施	実施	実施	実施
★ ②町会・自治会活動コンサルタント派遣	―	検討	実施	実施	実施
③町会・自治会のデジタル活用支援	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 地域振興課、協働推進課

2 地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援

地域活動団体が長期的に事業継続できるよう、クラウドファンディングの活用など資金調達に資する講座や、広報・企画・コミュニケーションのスキルアップの講座を開催するほか、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、事業基盤強化に向けた支援を行います。

No. 22 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域活動団体の事業基盤強化の支援	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

3 「つながるカレッジねりま」の実施

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、福祉・防災・農・みどりの分野からなる「つながるカレッジねりま」を引き続き開講します。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っていきます。

No. 22 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「つながるカレッジねりま」の実施	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

4 「練馬つながるフェスタ」の地域開催

地域活動がより活発に行われるよう、多くの区民に地域活動を知る機会と参加のきっかけを提供するとともに、団体同士による協働の取組を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を区民・産業プラザのほか、区立図書館など区内6か所の地域で開催します。

No. 22 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「練馬つながるフェスタ」の地域開催	実施	実施	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

5 ねりま協働ラボの実施 ★

区民の自由な発想から生まれたアイデアを区と協働して具体化する「地域おこしプロジェクト」を、「ねりま協働ラボ」として新たに展開します。
「ねりま協働ラボ」では、区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会やNPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

No. 22 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ねりま協働ラボの実施	検討	事業募集開始	実施	実施	実施

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

6 外国人に開かれた地域づくり ★

国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた新たな方針を策定します。
日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。

No. 22 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開かれた地域づくりに向けた新たな方針の策定	検討	検討	策定	―	策定
日本語学習の場の充実	実施	充実	実施	実施	充実

事 業 実 施 課 ： 企画部 企画課
地域文化部 地域振興課

戦略計画 23　DXで区民と区政を直につなぐ

令和６年度～令和８年度の取組

1 “行かない・書かない”デジタル区役所の実現

(1) 手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。
利用者からの問い合わせに、AIが対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

No. 23 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
手続きのオンライン化の推進（累計1,700手続き）	500手続き	500手続き	500手続き	200手続き	1,200手続き（累計1,700手続き）

事 業 実 施 課 ： 企画部 情報政策課

No. 23 － 1【再掲事業】	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
★ 生活困窮者への支援体制の強化	生活サポートセンターでオンライン相談を実施	計画8／事業No.8－2
★	AIチャットボットによる情報提供	

(2) 施設利用の利便性向上 ★

施設利用に係る運用を見直し、利用登録がオンラインでできるなど、使いやすい新たな予約システムを構築します。
窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を順次導入し、利便性を高めます。

No. 23 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
新たな区立施設予約システムの構築・運用	検討	構築	構築 運用開始	運用	運用
窓口等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済導入	検討	検討 一部導入 （券売機等）	拡大	拡大	導入・拡大

事 業 実 施 課 ： 区政改革担当部 区政改革担当課
地域文化部 地域振興課

(3) 電子図書館の実現に向けた取組の推進 ★

利用登録のオンライン化や利用カードのデジタル化など、新たな図書館情報システムを構築します。オンラインで閲覧できる電子書籍サービスを導入し、区民の利用を促進するとともに、文字拡大や音声読み上げなどの機能により、障害者や高齢者の読書活動を支援します。また、地域資料のデジタルアーカイブ※1化に取り組みます。

No. 23 － 3	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
電子図書館の実現に向けた取組の推進	新たな図書館情報システムの構築・運用	計画20／事業No.20－５
	電子書籍の導入	
	地域資料のデジタルアーカイブ化	

※１　デジタルアーカイブ・・・　有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

(4) 情報発信手段の充実

SNSやアプリを活用し、一人ひとりのニーズに合わせた情報をプッシュ型で発信します。

	No. 23 － 4	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
★	学童クラブのICT化	学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳でのやりとりをスマートフォン等で行えるようICT化	計画３／事業No.３－３
	区の特色を生かした健康づくり	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」コンテンツの充実	計画11／事業No.11－１
	こころの健康問題を抱える方等への支援	LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	計画11／事業No.11－５
★	区民の行動変容につながる周知・啓発	区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂	計画12／事業No.12－11
★	ねりま防災カレッジ事業の充実	オンデマンド防災学習コンテンツの作成・配信	計画12／事業No.12－13
★	ごみの減量・資源化の推進	デジタルツールを活用し、プラスチックごみ削減の意識向上に繋がる啓発を実施	計画17／事業No.17－４
	練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり	映像文化ウェブサイトの運用	計画20／事業No.20－４

(5) 高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

高齢者等が身近な場所で繰り返しスマホの操作を学べる機会や、一人ひとりのニーズに対応する個別相談会を充実します。障害者の情報取得や意思疎通を助けるツールの相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行います。

障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、電子決済の導入やホームページの作成などを支援します。

	No. 23 － 5	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
★	元気高齢者の活躍の場を拡大	スマホ相談員の養成・派遣の実施	計画6／事業No.6－1
	デジタル格差解消を目指した取組の推進	高齢者向けスマートフォン教室の充実	計画6／事業No.6－5
★		相談窓口の設置	
★	障害者の就労支援の充実	ICTを活用した工賃向上支援の実施	計画7／事業No.7－9
★	障害者の意思疎通支援事業の充実	ICT相談窓口の充実	計画7／事業No.7－10
★		遠隔手話通訳設置場所の拡大	
★		条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	

(6) マイナンバー制度の活用

区民の事務手続きの負担軽減と利便性向上のため、今後もマイナンバーを積極的に活用します。

マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認を活用した申請・手続きを拡大します。

健康保険証機能の登録など、引き続き窓口で適切な支援を実施するとともに、国の施策と連動しながら、カードの普及促進、利便性向上に取り組みます。

No. 23 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
普及促進・利便性の向上	充実	充実	充実	充実	充実

事業実施課：企画部 情報政策課
区民部 戸籍住民課

(7) データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

歩数や睡眠時間などのデータからAIがフレイル※1リスクを点数化し、健康行動等を促すアドバイスを表示するアプリの配信を行います。区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して、健康上に不安を抱える方の支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」に引き続き取り組みます。

	No. 23 － 7	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
★	フレイル予防の充実	フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実	計画6／事業No.6－4
★	「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充	実施体制の強化	計画6／事業No.6－6
		個別訪問事業の充実	
		講座・教室事業の充実	
★		練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施	

※1　フレイル・・・　老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

(8) オープンデータの充実　★

オープンデータ※1を機械判読可能な形式に統一するなど、より使いやすく整備するとともに、データセット（情報量）を拡大し、区民や事業者等の活用促進につなげます。区の保有するデータを視覚的に分かりやすい形で公開するデータダッシュボード※2の取組を進めます。

No. 23 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
オープンデータの充実	データの整備	データの整備	拡大	拡大	データの整備拡大
ダッシュボードの公開	実施	拡大	拡大	拡大	拡大

※1　オープンデータ・・・　区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータのこと

※2　ダッシュボード・・・　オープンデータを活用し、グラフなど直感的で分かりやすい形に可視化した資料

事 業 実 施 課 ： 企画部 情報政策課

(9) 地域社会のデジタル化支援

企業活動のデジタル化への支援やスマート商店街プロジェクトの更なる展開、町会・自治会のデジタル活用支援に取り組みます。

	No. 23 － 9	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
	企業活動の活性化に向けた支援の充実	専門相談、融資、セミナーの実施	計画18／事業No.18－1
★		デジタル化体験事業の実施	
	「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開	商店街魅力発信支援事業の実施	計画18／事業No.18－3
		商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	
★		商店街デジタル化セミナーの実施	
	町会・自治会活動の支援	町会・自治会のデジタル活用支援	計画22／事業No.22－1

2 アナログからデジタルへの業務改革

(1) デジタルツールの活用による業務DX

AIやRPA※1、ノーコードツール※2を活用するとともに、業務フローを可視化した事務処理手順を基に、業務プロセスを見直し、生産性向上と業務効率化を進めます。

施設整備などの業務においても、図面や設計図のペーパーレス化・データ共有に取り組みます。

生成AI※3やメタバースなど、新たなデジタル技術の活用に向けて検討を進めます。

	No. 23 － 10		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	AI・RPA等の活用	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充
★	工事監督業務における情報共有システムの導入	―	検討	導入	運用	導入・運用
★	生成AIの活用	試行	導入	運用	運用	導入・運用

※1 RPA・・・ Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み

※2 ノーコードツール・・・ プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリやWebサービスが開発できるツール

※3 生成AI・・・ 画像、文章、プログラムコードなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能。大量のデータを学習した学習モデルが、人間が作成するような絵や文章を生成することができる。

事 業 実 施 課 ： 企画部、施設管理担当部、土木部

(2) データ利活用の環境整備 ★

根拠に基づく政策立案(EBPM※1)を推進するため、必要なデータを収集・加工・分析できる環境整備についての検討を進めます。

No. 23 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
EBPMを推進するデータ活用基盤の構築	―	検討	検討	検討	検討

※1 EBPM・・・ Evidence Based Policy Makingの略。根拠に基づく政策立案

事 業 実 施 課 ： 企画部 情報政策課

(3) 標準システムによる利便性向上と業務効率化

住民基本台帳や住民税など20業務について、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行するとともに、業務プロセスの見直しを行い、区民サービスの向上と業務効率化に取り組みます。練馬区共通基盤(データセンター)からガバメントクラウドへの移行など、クラウド活用のあり方を検討します。

No. 23 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
標準システムの稼働	検討	移行	実施	運用	移行 実施 運用
★ 次期クラウドの調達方針の策定	検討	検討	検討	策定	策定

事 業 実 施 課 ： 企画部 区民部 福祉部 高齢施策担当部 健康部 教育振興部 こども家庭部 選挙管理委員会事務局

(4) 多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

事務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直し、フリーアドレスやペーパーレス会議、モバイルワークに取り組みます。場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方を実現します。

	No. 23 － 13		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	事務用パソコンの更新	先行稼働	更新	運用	運用	更新・運用
	無線LAN環境の整備	検討	実施	運用	運用	実施・運用
★	執務環境（什器・電話）整備方針の策定	検討	策定	推進	推進	策定・推進

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課
総務部　総務課

(5) DXを進める職員の確保・育成

都が令和5年7月に設立した外部団体「GovTech東京」の人材シェアリングを活用した外部人材の確保や、今後開始される常勤のICT職の採用に向けた検討を進め、DXを推進する体制の強化を図ります。

業務知識とデジタルスキルを兼ね揃え、DXを推進する中心的役割を担う職員を育成するため、業務にデジタルを取り入れるスキルや、データを活用するスキル等の習得に必要な研修を実施していきます。

No. 23 － 14		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ICT人材の活用	検討	活用	活用	活用	活用
デジタル人材の育成	実施	充実	充実	充実	充実

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課
人事戦略担当部　職員課、人材育成課

第３次みどりの風吹くまちビジョン

-アクションプラン〔年度別取組計画〕-

【素案】

令和５年（2023 年）12 月

発行　練馬区　企画部　企画課

所在地 〒176-8501　東京都練馬区豊玉北 6-12-1　練馬区役所　本庁舎６階

電話　03-3993-1111（代表）

FAX　03-3993-1195

練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/

参考資料 5

令和５年 12 月６日
企 画 部 企 画 課
区政改革担当部区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～10 年度）（素案）
および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）について

公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月策定）に基づき、安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和６年度から 10 年度の５か年に取り組む内容を定めた実施計画（素案）を下記のとおり策定する。

また、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和５年 10 月 10 日付総財務第 152 号）等 に基づき、掲載が必要な項目について、追補版（素案）を下記のとおり策定する。

記

１ 「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）」および「公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）」
別添のとおり

２ 区民意見反映制度に基づく意見の募集

（１）周知方法

ア ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、企画課での閲覧

エ 区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

（２）意見の募集期間

令和５年 12 月 11 日（月）から令和６年１月 15 日（月）まで

（３）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

３　オープンハウスの開催

令和５年	12 月 17 日（日）	14:30～16:30	北町第二地区区民館
	12 月 18 日（月）	18:00～20:00	光が丘区民センター
	12 月 23 日（土）	14:30～16:30	勤労福祉会館
	12 月 26 日（火）	18:00～20:00	区民・産業プラザ
令和６年	１月　９日（火）	18:00～20:00	関区民センター
	１月 10 日（水）	18:00～20:00	石神井庁舎

４　今後のスケジュール

令和６年３月　「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（案）」および
「公共施設等総合管理計画〔追補版〕（案）」を報告

３月末　策定

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）の概要

【計画概要】
「公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）に基づき、令和6年度～10年度に具体的に取り組む区立施設の配置の最適化、改修・改築、委託・民営化等の実施計画

1　区立施設改修・改築等実施計画

【施設配置の最適化の推進】

公共施設等総合管理計画に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、必要かどうかを精査した上で、真に必要な機能や規模とするため、つぎの3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の最適化を推進する。

1　機能の転換

・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討
・機能の転換による有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討
・利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能転換

2　統合・再編

・同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、統合・再編を実施
・現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討
・近隣に同種の機能を有する民設民営の施設が立地している場合や、今後設置が見込まれる場合には、区立施設の廃止を含めて検討

3　複合化

・大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討
・まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討
・小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討

【主な取組】

○　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

・美術館・貫井図書館は、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築（令和9年度完成見込み）
・サンライフ練馬は令和7年度に廃止。トレーニング室、会議室等の必要な機能は、中村橋区民センターの大規模改修にあわせて代替を確保

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【美術館・貫井図書館】再整備基本構想に基づく改築	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【サンライフ練馬】廃止	調整	調整	廃止	ー	ー
【中村橋区民センター】大規模改修	実施設計	工事	工事	ー	ー

○　石神井庁舎（石神井公園駅前再開発ビル）

・石神井公園駅南口西地区再開発事業により令和9年度末に整備予定の再開発ビルに、区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新設
・令和6年3月策定予定の（仮称）石神井庁舎跡施設・跡敷地活用基本方針に基づき、機能移転後の石神井庁舎の建物・敷地の有効活用に向けた検討を進め、再開発ビルへの一部機能移転後、速やかに工事に着手できるよう調整

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
再開発ビルの床取得、石神井庁舎の一部機能の移転	設計	設計 工事	設計 工事	工事	工事 （完了） 床取得 一部機能の移転
建物・敷地の有効活用の方針案の検討、着手	基本方針の策定 施設移転・集約の検討	基本構想の検討	基本構想の策定	改修・改築に向けた調整	改修・改築に向けた調整着手

○　総合体育館

・現在地での改築を基本に、求められる機能や効率的に整備するための事業方式等を検討

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
改築に向けた検討	検討	検討	検討	基礎調査	基礎調査 施設機能等の検討 検討組織設置

○　勤労福祉会館

・勤労者福祉施設としての機能を廃止し、大規模改修とあわせて、地域の行政需要に応じて機能転換
・集会室（ホール）を充実するとともに、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を実施
あわせて、子育て支援施設を設置

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
大規模改修に着手	方向性の決定	決定に基づく調整	調整	調整	基本設計 実施設計

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）の概要

○ 区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致

・新たに取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な方の通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致
・新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園を廃止。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けて検討
・関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致
・関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】施設整備工事	用地取得	事業者選定調整	設計	設計	工事（完了）
【大泉学園町福祉園】廃止	方向性の決定	調整	調整	調整	調整廃止
【大泉保健相談所】移転等の検討	検討	検討	検討	検討	検討
現　関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】施設整備設計	方向性の決定	―	事業者選定調整	調整	調整設計
【関町福祉園】除却設計	方向性の決定	―	―	―	除却設計

○ 秩父青少年キャンプ場

・民間キャンプ場等の代替施設が増加し、利用者数が減少。施設の老朽化も進んでいるため廃止

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
廃止	方向性の決定	調整	調整	廃止	―

○ 青少年館

・春日町青少年館は、改築に着手。若者自立支援事業のスペースを拡充。
　春日町地域集会所、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備
・南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業を廃止。レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町青少年館】改築、周辺施設（春日町地域集会所）との複合化	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計工事
【南大泉青少年館】図書館施設へ転換	方向性の決定	調整	調整	調整	調整転換

○ 地区区民館

・大規模改修未実施の施設について、順次改修を実施

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【東大泉地区区民館】大規模改修	工事	工事	―	―	―
【貫井地区区民館】大規模改修、地域集会所への移行	実施設計	工事	工事移行	―	―
【西大泉地区区民館】大規模改修	基本設計	実施設計	工事	工事	―
【関町北地区区民館】大規模改修	―	基本設計	実施設計	工事	工事（完了）
【春日町南地区区民館】大規模改修	方向性の決定	―	基本設計	実施設計	工事（完了）
【立野地区区民館】大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計工事
【南大泉地区区民館】大規模改修に着手	―	―	―	―	基本設計実施設計

○ 石神井松の風文化公園

・公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設（フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場）の整備を実施

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
スポーツ施設の開設	基本設計	基本設計実施設計	実施設計工事	工事開設	―

○ 豊玉リサイクルセンター

・リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、機能の拡充を検討
・豊玉リサイクルセンターは、機能拡充のためのスペースが必要なため、移転に向けて検討。移転後の空きスペースについては、清掃業務の委託拡大のために活用することを検討

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
移転に向けた検討	―	検討	検討	検討	検討

○ 関町特別養護老人ホーム・富士見台特別養護老人ホーム（外郭団体へ貸し付けている施設）

・練馬区社会福祉事業団から、関町特別養護老人ホームの敷地に合築する提案を受け、それぞれの施設を大規模改修した場合と合築した場合について、経費や経営状況の見込みを比較検討した結果、合築の方向で調整

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
合築	方向性の決定	協議・調整	協議・調整設計	工事	工事（完了）

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）の概要

2　委託・民営化実施計画

＜委託化＞

○ 保育園

・令和11年度までの委託化を着実に実施（計40園／60園）

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【高松】 【下石神井第三】 令和6年度業務委託	準備委託	開始	実施	実施	実施
【旭町】 【南田中】 令和7年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始	実施	実施
【貫井】 【上石神井】 令和8年度業務委託	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始	実施
【春日町】 【富士見台こぶし】 令和9年度業務委託	―	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始
【豊玉第三】 【光が丘第十一】 令和10年度業務委託	―	―	保護者説明	事業者選定	準備委託開始
【光が丘第九】 【大泉学園】 令和11年度の業務委託に向けた準備委託	―	―	―	保護者説明	事業者選定準備委託

○ 清掃事務所

・収集作業の業務委託を順次拡大

・練馬清掃事務所に併設する豊玉リサイクルセンターを移転する際には、空きスペースを委託拡大のために活用することを検討

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集作業(35組)委託	3組	3組	2組	拡大

＜指定管理化＞

○ 児童館

・令和10年度までに3館 指定管理化
開館日・開館時間を拡大し、全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
指定管理者制度の拡大	4館	準備	指定管理者選定	拡大（2館）	指定管理者選定 拡大（1館）

＜指定管理化＞

○ 練馬図書館

・必要な改修工事を実施したうえで、令和10年度までに指定管理者制度の導入時期を決定

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
指定管理者制度導入時期の決定	調整	調整	調整	調整	決定

＜民営化＞

○ 保育園

・高野台保育園は令和7年度、東大泉第三保育園は令和10年度に民営化

・向山保育園は民営化に向けた協議を進める

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【高野台】 民営化	協議	協議	開始	―	―
【東大泉第三】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【向山】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議	協議	協議

○ 障害者福祉施設

・北町福祉作業所は令和6年度、白百合福祉作業所は令和7年度に民営化

・貫井福祉園（貫井福祉工房）は令和9年度、大泉町福祉園は令和10年度に民営化

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【北町福祉作業所】 民営化	協議	開始	―	―	―
【白百合福祉作業所】 民営化	運営方法の決定	協議	開始	―	―
【貫井福祉園】 【貫井福祉工房】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【大泉町福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

参考資料	7

練馬区公共施設等総合管理計画
〔実施計画〕

令和６年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

練馬区公共施設等総合管理計画
〔追補版〕

〈素案〉

令和５年（2023 年）12 月

練　　馬　　区

目次

はじめに
１　実施計画の目的、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　実施計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
実施計画の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第１章　施設配置の最適化の推進
１　機能の転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　統合・再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　複合化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　リーディングプロジェクト
１　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約・・・・・・・・・・５
２　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編　・・・６
３　練馬春日町駅周辺施設の再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４　区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致・・・・・・・・・８

第３章　区立施設改修・改築等実施計画
１　施設種別ごとの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(1)　庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(2)　保健相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3)　土木出張所、公園出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4)　文化・生涯学習施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(5)　スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(6)　産業振興・勤労者福祉施設、集会施設　・・・・・・・・・・・・18
(7)　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(8)　高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(9)　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(10) 地域の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(11) リサイクルセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(12) 教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

２　跡施設・跡地の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1)　光が丘第七小学校跡施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(2)　旧 春日町児童館・敬老館・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(3)　旧 光が丘保管所（再利用家具置場）・・・・・・・・・・・・・36
(4)　旧 シルバー人材センター作業所・・・・・・・・・・・・・・・36
(5)　田柄第二ストックヤード跡地移転施設・・・・・・・・・・・・37
(6)　練馬光が丘病院跡施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(7)　旧 石神井町福祉園用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(8)　旧 下田少年自然の家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
３　外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等・・・・・・・・・39
(1)　民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等・・39
(2)　作業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第４章　委託・民営化実施計画
１　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・41
２　施設種別ごとの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(1)　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(2)　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(3)　清掃事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(4)　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
(5)　図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

はじめに

１　実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年３月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

令和４年３月に、令和４年度から５年度までを計画期間として実施計画を策定し、取組を進めてきました。

本実施計画では、安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和６年度から 10 年度に取り組む内容を整理しています。

２　実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラの実施計画は、「第２次みどりの風吹くまちビジョン」の「改定アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。

②　地域集会所

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。＜リーディングプロジェクト３＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町地域集会所】 春日町青少年館に移転し、複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事

事業実施課：地域文化部　地域振興課

令和５年12月１日時点の組織名を記載しています。

第２章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。

第１章　施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの３つの手法を組み合わせることにより、施設配置の最適化を推進します。

１　機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換による有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

２　統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。また、近隣に同種の機能を有する民設民営の施設が立地している場合や、今後設置が見込まれる場合には、区立施設の廃止を含めて検討します。

地域施設（児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所）は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に１か所程度になるよう、再配置を検討します。

３　複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

【令和６～10 年度の取組対象例】

施　設　名	取　組　内　容	ページ
・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館	・新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。	P５
・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） ・勤労福祉会館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、機能を整理します。 ・サンライフ練馬は、令和７年度に廃止し、敷地は美術館・貫井図書館の改築に活用します。引き続き必要な機能については代替を設けます。 ・勤労福祉会館は、勤労者福祉施設としての機能を廃止し、地域の行政需要に応じた機能転換を図ります。機能転換に向け、大規模改修に着手します。	P６ P18
・中村橋区民センター	・トレーニング室や会議室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修を実施します。	P６
・春日町青少年館	・児童館との類似機能を考慮し事業の見直しを行ったうえで、改築に着手します。春日町地域集会所を移転するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。	P７
・石神井庁舎	・まちづくりにあわせて、区民生活に密着した行政サービスを再開発ビルへ移転し、その後の建物・敷地の有効活用を検討します。	P10
・秩父青少年キャンプ場	・民間キャンプ場等の代替施設が増加しており、利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため廃止します。	P23
・高野台敬老館 ・東大泉敬老館 ・上石神井敬老館	・街かどケアカフェ、地域包括支援センター（上石神井敬老館は設置済み）に機能転換します。	P24 P25

第２章　リーディングプロジェクト

１　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を移転・複合化し、児童館は事業の充実を図るとともに、敬老館は街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築	工事	工事	工事	工事	―
【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築	工事	工事	工事	移転	―

事業実施課：教育振興部　教育施策課、学校施設課
こども家庭部　子育て支援課
高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

２　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和７年度に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。

中村橋区民センターは、トレーニング室の移設や会議室の増設など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修工事を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設や光が丘区民センター、サンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【美術館・貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【サンライフ練馬】 廃止	調整	調整	廃止	―	―
【中村橋区民センター】 大規模改修	実施設計	工事	工事	―	―

事業実施課：地域文化部　美術館再整備担当課　　教育振興部　光が丘図書館
産業経済部　経済課　　福祉部　障害者サービス調整担当課

3　練馬春日町駅周辺施設の再編

練馬春日町駅周辺には、春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも老朽化への対応が必要な時期となっています。

春日町青少年館は、改築に着手します。改築にあたっては、必要な機能は維持しつつ、若者自立支援事業のスペースを拡充するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。

春日町南地区区民館は、大規模改修を行います。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町青少年館・春日町地域集会所】 改築、複合化	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
【春日町南地区区民館】 大規模改修	方向性の決定	ー	基本設計	実施設計	工事 （完了）

事業実施課：こども家庭部　青少年課
地域文化部　地域振興課
高齢施策担当部　高齢者支援課

4　区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致

区有地に民設民営の生活介護事業所等を誘致することにより、医療的ケアが必要な方の重症心身障害者通所事業を充実します。

新たに取得した三原台二丁目用地に、通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止します。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。新たな施設を整備する間、関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転して運営します。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】 施設整備工事※1	用地取得	事業者選定 調整	設計	設計	工事 （完了）
【大泉学園町福祉園】 廃止	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 廃止※2
【大泉保健相談所】 移転等の検討	検討	検討	検討	検討	検討
現　関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】 施設整備設計※1	方向性の決定	―	事業者選定 調整	調整	調整 設計
【関町福祉園】 除却設計	方向性の決定	―	―	―	除却設計

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…新たな多機能型施設の開設にあわせて廃止

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

健康部　健康推進課

第３章　区立施設改修・改築等実施計画

１　施設種別ごとの取組

（１）庁舎等

①　練馬区役所

区の行政機能の中枢となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行います。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【本庁舎】 設備等改修	工事	工事	工事	工事	工事
【東庁舎】 設備等改修	工事	工事	工事	―	―
【本庁舎・東庁舎】 改修等の計画検討	検討	検討	検討	検討	検討

事業実施課：総務部　総務課

②　石神井庁舎（石神井公園駅前再開発ビル）

石神井庁舎は、様々な公共サービス機能を備えています。

石神井公園駅南口西地区の再開発事業により令和９年度末に整備される予定の再開発ビルの一部に、区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新たに設置し、区民サービスの向上を図ります。

令和６年３月策定予定の（仮称）石神井庁舎跡施設・跡敷地活用基本方針に基づき、機能移転後の石神井庁舎の建物・敷地の有効活用に向けた検討を進めます。再開発ビルへの一部機能移転後、速やかに工事に着手できるよう調整を進めます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
再開発ビル※1の床取得、石神井庁舎の一部機能の移転	設計	設計 工事	設計 工事	工事	工事 （完了） 床取得 一部機能の移転
建物・敷地の有効活用の方針案の検討、着手	基本方針の策定 施設移転・集約の検討	基本構想の検討	基本構想の策定	改修・改築に向けた調整	改修・改築に向けた調整 着手

※1…設計・工事等は再開発組合が実施

事業実施課：企画部　企画課　　総務部　総務課
区民部　戸籍住民課、区民事務所担当課、国保年金課
福祉部　生活福祉課、石神井総合福祉事務所　　高齢施策担当部　高齢者支援課
こども家庭部　子ども家庭支援センター　　都市整備部　西部地域まちづくり課

③　中村北分館

令和５年度に建物・敷地を区が取得しました。

引き続き区の情報処理センターとして活用するとともに、令和７年度末に予定されている自治体システムの標準化対応後、空いたスペースを事務スペース等として活用するための改修を行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
大規模改修	建物・敷地の取得 方向性の決定	検討	検討	基本設計	実施設計 工事

事業実施課：企画部　企画課、情報政策課

（2）保健相談所

豊玉保健相談所は、施設の老朽化が進んでいることから、必要な改修を順次実施します。併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討します。

大泉保健相談所は、移転先として大泉学園町福祉園跡施設を活用することについて、検討を進めます。＜リーディングプロジェクト４＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
豊玉保健相談所					
改修（空調等）	設計	設計 工事	工事	ー	ー
改修・改築等の方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討
大泉保健相談所					
移転等の検討 [再掲]	検討	検討	検討	検討	検討

事業実施課：健康部　健康推進課

（3）土木出張所、公園出張所

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の建物・敷地の有効活用に向けた検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を定めます。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【西部土木出張所】施設配置の方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	決定に基づく調整	決定に基づく調整
【西部公園出張所】施設配置の方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	決定に基づく調整	決定に基づく調整

事業実施課：土木部　道路公園課、維持保全担当課

（4）文化・生涯学習施設

①　美術館

美術館は、再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトの実現に向け、全面改築します。改築にあわせて、サンライフ練馬の会議室の代替としても活用できる多目的室を設置します。＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
再整備基本構想に基づく改築 [再掲]	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）

事業実施課：地域文化部　美術館再整備担当課

②　生涯学習センター、同分館

生涯学習センター（練馬図書館併設）は、令和７年度から貫井図書館の改築を行うことから、大規模改修は当面延期し、必要な改修を順次実施します。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【生涯学習センター】 改修（空調等）	―	設計	工事	―	―
【生涯学習センター分館】 方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討

事業実施課：地域文化部　文化・生涯学習課

③　図書館

練馬図書館（生涯学習センター併設）は、令和７年度から貫井図書館の改築を行うことから、大規模改修は当面延期し、必要な改修を順次実施します。

貫井図書館は、併設の美術館とあわせて全面改築します。

＜リーディングプロジェクト２＞

南大泉図書館は、併設する南大泉青少年館の事業廃止後、レクリエーションホール等の施設を図書館施設として引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【練馬図書館】 改修（空調等）	―	設計	工事	―	―
【貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築 [再掲]	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【南大泉図書館】 南大泉青少年館の事業廃止に伴い施設を拡充	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 拡充

事業実施課：教育振興部　光が丘図書館

（5）スポーツ施設

①　体育館

総合体育館は、現在地での改築を基本に、求められる機能や効率的に整備するための事業方式等の検討を進めます。

上石神井体育館および平和台体育館は、大規模改修に着手します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【総合体育館】 改築に向けた検討	検討	検討	検討	基礎調査	基礎調査 施設機能等の検討 検討組織設置
【上石神井体育館】 大規模改修に着手	―	―	―	―	基本設計 実施設計
【平和台体育館】 大規模改修に着手	―	―	―	―	基本設計

事業実施課：地域文化部　スポーツ振興課

②　運動場等

石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場の整備を行います。

土支田庭球場は、施設や設備の老朽化が進んでいることから、リニューアルを行います。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の開設	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事 開設	ー
【土支田庭球場】 リニューアル（庭球場改修、管理棟改築）	ー	基本設計	実施設計	工事	ー

事業実施課：地域文化部　スポーツ振興課

（6）産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

①　東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は、令和７年度に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。

＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
廃止 [再掲]	調整	調整	廃止	―	―

事業実施課：産業経済部　経済課

②　勤労福祉会館

勤労福祉会館は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致していないことから、勤労者福祉施設としての機能を廃止し、地域の行政需要に応じた機能転換を図ります。

機能転換に向け、大規模改修に着手します。トレーニング室等の必要な機能は維持しつつ、集会室（ホール）を充実するとともに、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を行います。あわせて、子育て支援施設を設置し、区民サービスの向上を図ります。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
大規模改修に着手	方向性の決定	決定に基づく調整	調整	調整	基本設計 実施設計

事業実施課：企画部　企画課
産業経済部　経済課
こども家庭部　子ども家庭支援センター

（7）子どもと青少年の施設

①　保育園

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

保育サービスの充実を図るため、谷原保育園の近隣に、区有地を活用して民間保育園を整備します。谷原保育園以上の定員とし、障害児保育は定員３名以上とするほか、新たに延長保育や０歳児保育を実施します。谷原保育園は、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。

その他、築50年以上で大規模改修が未実施の保育園については、必要な修繕を行いながら、周辺の保育園の整備状況や保育ニーズなどを勘案し、今後の方向性を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【上石神井第三保育園】 改築※1	工事	工事	工事	ー	ー
【谷原保育園近隣への民間保育園の誘致】 開設	工事※2	開設	ー	ー	ー
【谷原保育園】 閉園	準備	準備	準備	閉園	ー
【築50年以上で大規模改修未実施の保育園】 今後の方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討

※1…都営住宅の建替えに伴う改築　東京都主体で施工

※2…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課、保育課、保育計画調整課

②　学童クラブ

光和小学校および橋戸小学校は、校舎内に学童クラブを設置します。

旭丘小学校および豊溪小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【光和小学校内学童クラブ】開設	設計	工事	開設	―	―
【橋戸小学校内学童クラブ】開設	設計	工事	開設	―	―
【旭丘小学校内学童クラブ】開設	工事（学校改築）	工事（学校改築）	工事（学校改築）	開設	―
【豊溪小学校内学童クラブ】開設	基本設計（学校改築）	実施設計（学校改築）	実施設計 工事（学校改築）	工事（学校改築） 開設（仮設校舎内）	工事（学校改築）

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

③　子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター関分室を新設します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【地域子ども家庭支援センター関分室】 新設※1	工事	工事	工事 開設	―	―

※1…都営住宅の建替えに伴う新築　東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課、子ども家庭支援センター

④　児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて移転・複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。＜リーディングプロジェクト１＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 [再掲]	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	移転	―

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

⑤　青少年館

児童館との類似機能を考慮しながら事業の見直しを行った結果、児童館と重複している小中学生向け事業は廃止します。

春日町青少年館は、改築に着手します。必要な施設機能は維持しつつ、若者自立支援事業のスペースを拡充します。また、春日町地域集会所を移転するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで区民サービスの向上を図ります。＜リーディングプロジェクト３＞

南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業のみを行っています。事業の廃止に伴い、レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換し、引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町青少年館】 改築、周辺施設（春日町地域集会所）との複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
【南大泉青少年館】 図書館施設へ転換	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 転換

事業実施課：こども家庭部　青少年課

⑥　秩父青少年キャンプ場

民間キャンプ場等の代替施設が増加しており、利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため廃止します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
廃止	方向性の決定	調整	調整	廃止	―

事業実施課：こども家庭部　青少年課

（8）高齢者福祉施設

①　敬老館

敬老館は、地域性や施設の状況等を考慮しながら、機能転換を進めます。

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて移転・複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

＜リーディングプロジェクト１＞

高野台敬老館は、高野台デイサービスセンターへ移転・複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

東大泉敬老館は、駅周辺の民間施設へ移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

上石神井敬老館は、街かどケアカフェに機能転換し、併設の地域包括支援センターと一体的に運営します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【栄町敬老館】 小中一貫教育校へ移転・複合化し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換 [再掲]	工事（学校改築）	工事（学校改築）	工事（学校改築）	機能転換	―
【高野台敬老館】 高野台デイサービスセンターへ移転・複合化し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換	設計	工事	機能転換	―	―
【東大泉敬老館】 民間施設へ移転し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換	―	設計 工事・機能転換に向けた調整	工事・機能転換に向けた調整	―	―

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【上石神井敬老館】 街かどケアカフェに機能転換	ー	ー	設計	工事	機能転換

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

② デイサービスセンター

区内では民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。

光が丘デイサービスセンターは、令和７年度に廃止します。跡施設は、はつらつセンター光が丘の拡大等に活用します。

高野台デイサービスセンターは、街かどケアカフェ、地域包括支援センターと複合化します。

その他のデイサービスセンターについては、地域性や施設ニーズ等を考慮しながら、廃止および跡活用、または他のサービスとの複合化の検討を進めます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【光が丘デイサービスセンター】 廃止、活用（はつらつセンター光が丘の拡大等）	方向性の決定	調整	廃止	活用	―
【高野台デイサービスセンター】 街かどケアカフェ、地域包括支援センターと複合化	設計	工事	複合化	―	―
【その他のデイサービスセンター】 廃止、複合化、跡活用の決定	方向性の決定	協議 調整	協議 調整	決定	―

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

（9）障害者福祉施設

①　福祉作業所

かたくり福祉作業所は、大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【かたくり福祉作業所】 大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

②　心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設等を活用します。＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
大規模改修 [再掲]	実施設計	工事	工事	―	―

事業実施課：福祉部　障害者サービス調整担当課

③　福祉園等

大泉町福祉園は大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

新たに取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な方の通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止します。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。新たな施設を整備する間、関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転して運営します。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討します。

＜リーディングプロジェクト４＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【大泉町福祉園】 大規模改修	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】 施設整備工事※1 [再掲]	用地取得	事業者選定 調整	設計	設計	工事 （完了）
【大泉学園町福祉園】 廃止 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 廃止※2
現　関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】 施設整備設計※1 [再掲]	方向性の決定	―	事業者選定 調整	調整	調整 設計
【関町福祉園】 除却設計 [再掲]	方向性の決定	―	―	―	除却設計

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…新たな多機能型施設の開設にあわせて廃止

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（10）地域の施設

①　地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。

貫井地区区民館は、中村橋区民センターの大規模改修にあわせてトレーニング室、会議室を増設し、施設貸出機能を拡充した上で、地域集会所に移行します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【東大泉地区区民館】 大規模改修	工事	工事	―	―	―
【貫井地区区民館】 大規模改修、地域集会所への移行	実施設計	工事	工事 移行	―	―
【西大泉地区区民館】 大規模改修	基本設計	実施設計	工事	工事	―
【関町北地区区民館】 大規模改修	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【春日町南地区区民館】 大規模改修 [再掲]	方向性の決定	―	基本設計	実施設計	工事 （完了）
【立野地区区民館】 大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【南大泉地区区民館】 大規模改修に着手	―	―	―	―	基本設計 実施設計

事業実施課：地域文化部　地域振興課

② 地域集会所

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。＜リーディングプロジェクト３＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町地域集会所】 春日町青少年館に移転し、複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事

事業実施課：地域文化部　地域振興課

(11) リサイクルセンター

リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、機能の拡充を検討します。

豊玉リサイクルセンターは、機能拡充のためのスペースが必要なため、移転に向けて検討を進めます。移転後の空きスペースについては、清掃業務の委託拡大のために活用することを検討します。

関町リサイクルセンターは、老朽化が進んでいることから、大規模改修を行います。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【豊玉リサイクルセンター】 移転に向けた検討	ー	検討	検討	検討	検討
【関町リサイクルセンター】 大規模改修	ー	ー	ー	基本設計	実施設計 工事 （完了）

事業実施課：環境部　清掃リサイクル課

（12）教育施設

①　小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、改築を概ね年間２校ずつ、長寿命化改修を概ね年１～２校ずつ行っていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築し、周辺施設等を複合化します。＜リーディングプロジェクト１＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【上石神井北小学校】 改築工事完了	工事	工事	―	―	―
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事完了 [再掲]	工事	工事	工事	工事	―
【向山小学校】 改築工事完了	実施設計	実施設計	工事	工事	工事 （完了）
【田柄中学校】 改築工事完了	実施設計	実施設計 工事	工事	工事	工事 （完了）
【練馬東小学校】 改築工事完了	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【豊溪小学校】 改築工事	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事

10年度目標	5年度末 （見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【石神井南中学校】 長寿命化改修完了	基本設計	実施設計	工事	工事	―
【立野小学校】 改築工事	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
【上石神井小学校 ・上石神井中学校】 改築工事	―	基本設計	実施設計	実施設計	工事
【開進第一小学校】 長寿命化改修完了	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【開進第二小学校】 長寿命化改修完了	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【大泉学園中学校】 改築工事	―	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【中村西小学校】 改築工事	―	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【豊玉中学校】 長寿命化改修完了	―	―	基本設計	実施設計	工事 （完了）

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【練馬小学校】 改築工事	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【大泉第二小学校】 改築工事	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【大泉第三小学校】 長寿命化改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【石神井西中学校】 長寿命化改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
令和9年度に 改築に着手する学校 （2校程度）	―	―	―	―	基本設計 実施設計
令和9年度に 長寿命化改修に着手する学校 （1～2校程度）	―	―	―	―	基本設計 実施設計
令和10年度に 改築に着手する学校 （2校程度）	―	―	―	―	基本設計
令和10年度に 長寿命化改修に着手する学校 （1～2校程度）	―	―	―	―	基本設計

事業実施課：教育振興部　教育施策課、学校施設課

2　跡施設・跡地の活用

（1）光が丘第七小学校跡施設

障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設として活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
障害者福祉施設等の一時移転施設として活用	活用（北町福祉作業所、心身障害者福祉センター）	活用（心身障害者福祉センター）	活用（心身障害者福祉センター、貫井福祉園・福祉工房）	活用（貫井福祉園・福祉工房、大泉町福祉園）	活用（大泉町福祉園、かたくり福祉作業所）

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（2）旧 春日町児童館・敬老館

「はじめのいっぽ春日町」（児童発達支援、放課後等デイサービス）が活用していましたが、田柄第二ストックヤード跡地に移転しました。

既存建物は、区立施設としての有効活用が望めないため、除却し、用地を売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
建物の除却、売却	方向性の決定	除却設計	建物の除却	売却	ー

事業実施課：企画部　企画課
　　福祉部　障害者施策推進課

（3）旧 光が丘保管所（再利用家具置場）

光が丘保管所（再利用家具置場）は、資源循環センターに移転しました。既存建物は改修し、防災備蓄倉庫として活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
防災備蓄倉庫として活用	方向性の決定	工事 開設	―	―	―

事業実施課：危機管理室　防災計画課

（4）旧 シルバー人材センター作業所

シルバー人材センター作業所は、北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用して移転する予定です。移転後、既存建物は除却し、地域活動倉庫を整備します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
地域活動倉庫を整備	移転工事 移転 除却設計	建物の除却 設計	工事	開設	―

事業実施課：地域文化部　地域振興課

（5）田柄第二ストックヤード跡地移転施設

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付け、こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、旧春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」が移転しました。

旧北保健相談所用地と旧練馬区障害者就労支援室用地は、有効活用が望めないため、売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
旧 北保健相談所用地					
売却	建物の除却	売却	―	―	―
旧 練馬区障害者就労支援室用地					
売却	建物の除却	売却	―	―	―

事業実施課：企画部　企画課

（6）練馬光が丘病院跡施設

練馬光が丘病院は、光が丘第四中学校の跡地に移転しました。既存建物は、民間事業者に貸し付け、医療と介護の複合施設の整備を進めています。整備にあたっては、必要となる改修経費の一部を区が負担します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
複合施設の整備※1	貸付 工事 改修工事費 負担	工事 改修工事費 負担	開設	―	―

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部　医療環境整備課
高齢施策担当部　高齢社会対策課

（7）旧 石神井町福祉園用地

旧石神井町福祉園用地に、重度障害者グループホームを誘致します。誘致するグループホームは、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点とします。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
重度障害者グループホーム誘致、施設整備工事※1	建物の除却 設計	設計 工事	工事 開設	―	―

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（8）旧 下田少年自然の家

下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止しました。区立施設としての有効活用が望めないため、既存建物は除却し、用地を売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
建物の除却、売却	廃止 除却設計	建物の除却	売却	―	―

事業実施課：教育振興部　保健給食課

3　外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等

（1）民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等

区立施設であった４つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。事業団の施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために、令和３年度に建物を事業団へ無償譲渡し、事業団が主体的に改修を行い、区が経費の一部を補助することとし、区と事業団で協定を結びました。

大泉特別養護老人ホームは、大規模改修にあわせて、併設の大泉ケアハウスを区民ニーズの高い特別養護老人ホームへ機能転換することとしました。

関町特別養護老人ホームおよび富士見台特別養護老人ホームについては、事業団から関町特別養護老人ホームの敷地に合築する提案があり、それぞれの施設を大規模改修した場合と合築した場合について、経費や経営状況の見込みを比較検討した結果、合築することとしました。今後、区の財政支援のあり方や富士見台特別養護老人ホーム跡施設の取り扱い等について事業団と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【大泉特別養護老人ホーム・大泉ケアハウス】 大規模改修※1、特別養護老人ホームへの機能転換（大泉ケアハウス）	設計	工事	工事 機能転換	―	―
【関町特別養護老人ホーム・富士見台特別養護老人ホーム】 合築※1	方向性の決定	協議 調整	協議 調整 設計	工事	工事 （完了）

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課

（2）作業所

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または貸付・売却などにより有効活用を図ります。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【旧 豊玉作業所※1・旧 東大泉作業所※2・中村作業所※3】 他施設への移転等について事業者と協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整

※1…ねりま事業所（就労継続支援B型）が活用

※2…ねりま第二事業所（就労継続支援B型）が活用

※3…松の実事業所（生活介護）が活用

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

企画部　企画課

第４章　委託・民営化実施計画

１　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

◆　民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。

◆　今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。

◆　行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

①　直営

法令等に規定がある施設や、随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

②　民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※1 に限る）」から選択します。

※1　「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。
区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③　民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※2 に取り組みます。

※2　区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

２　施設種別ごとの取組

（１）子どもと青少年の施設

①　保育園

区立保育園60園のうち、既に28園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年２園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね３か年をかけます。

令和10年度までに10園を委託します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【高松】 【下石神井第三】 令和６年度業務委託	準備委託	開始	実施	実施	実施
【旭町】 【南田中】 令和７年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始	実施	実施
【貫井】 【上石神井】 令和８年度業務委託	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始	実施
【春日町】 【富士見台こぶし】 令和９年度業務委託	―	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始
【豊玉第三】 【光が丘第十一】 令和10年度業務委託	―	―	保護者説明	事業者選定	準備委託 開始
【光が丘第九】 【大泉学園】 令和11年度の業務委託に向けた準備委託	―	―	―	保護者説明	事業者選定 準備委託

既に委託している28園については、２回まで委託契約を更新できるものとしています。２回の更新後に契約期間満了を迎える園は、民営化するか、再公募して委託を継続するかを検討します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めます。再公募した園も、運営事業者が継続した場合は、運営状況に応じて民営化の協議を随時行います。

当面は、土地・建物を区が所有する園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立保育園として提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡もしくは無償貸付とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化の公表から移行するまでの期間を５年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

高野台保育園は令和７年度に民営化します。

令和６年度に更新後の契約期間満了を迎える園のうち、東大泉第三保育園は令和10年度に民営化します。向山保育園は再公募せず、民営化に向けて運営事業者との協議を継続します。

令和10年度までに更新後の契約期間満了を迎える、石神井町さくら保育園、東大泉第二保育園、光が丘第六保育園、貫井第二保育園、光が丘第十保育園、関町第二保育園、春日町第三保育園は、それぞれ満了の２年前に運営方法を決定します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【高野台】 民営化	協議	協議	開始	―	―
【東大泉第三】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【向山】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議	協議	協議
【石神井町さくら】 【東大泉第二】 【光が丘第六】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の決定	―	―	―
【貫井第二】 【光が丘第十】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	運営方法の決定	―	―
【関町第二】 【春日町第三】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	検討・協議	運営方法の決定	―

事業実施課：こども家庭部　保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ86クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、61クラブを業務委託、５クラブを指定管理により運営しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を、全区立小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和10年度までに７クラブを業務委託します。また、児童館内学童クラブは、令和８年度と10年度に各１クラブで、児童館とあわせて指定管理者制度を導入します。

ねりっこクラブは、小学校52校で業務委託により運営しています。令和６年度に７校で開設し、順次拡大していきます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【学童クラブ】 業務委託・指定管理者制度の拡大	業務委託 61クラブ 指定管理 5クラブ	業務委託 ３クラブ	業務委託 ２クラブ	業務委託 2クラブ 指定管理 1クラブ	指定管理 １クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	52校	７校	拡大	拡大	拡大

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

③　子ども家庭支援センター

直営の子ども家庭支援センターが地域子ども家庭支援センター５か所を統括する体制で運営しています。地域子ども家庭支援センター５か所（うち２か所には分室を設置）は、いずれも業務委託しています。

子ども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、地域子ども家庭支援センターは主に子育て支援サービスや相談支援などを実施しています。

地域子ども家庭支援センター関（以下「本室」という。）は、都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて新たに分室を設置し、業務委託により運営します。現在、本室で実施している子育てのひろば事業は分室へ移転し、本室の乳幼児一時預かり事業を拡充します。

石神井庁舎の子ども家庭支援センターは、石神井公園南口西地区の再開発事業に伴い、駅前の再開発ビルへ移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室を新たに設置し、業務委託により運営します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【地域子ども家庭支援センター関分室】 業務委託（新設）	検討	調整	開始	実施	実施
【石神井公園駅前再開発ビル内乳幼児一時預かり室】 業務委託（新設）	検討	調整	調整	調整	調整 開始

事業実施課：こども家庭部　子ども家庭支援センター

④　児童館

児童館17館のうち、４館は指定管理者が運営しています。

令和10年度までに新たに３館で指定管理者制度を導入します。導入にあたっては、直営館との地域バランスを考慮し対象を選定します。導入後は開館日・開館時間を拡大し、乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
指定管理者制度の拡大	４館	準備	指定管理者選定	拡大（2館）	指定管理者選定 拡大（1館）

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

⑤　青少年館

青少年館２館のうち、春日町青少年館は一部業務委託、南大泉青少年館は全部業務委託で運営しています。事業の見直しを行った結果、児童館と重複している小中学生向け事業は廃止します。

春日町青少年館は、改築とあわせて施設管理等の運営方法を検討し、決定します。また、心身障害者青年学級は業務委託を検討します。

南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業のみを行っています。事業の廃止に伴い、レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換し、引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町青少年館】 改築後の運営方法の決定	事業の見直し	検討	検討	検討	検討 決定
【南大泉青少年館】 図書館施設へ転換	事業の見直し	調整	調整	調整	調整 転換

事業実施課：こども家庭部　青少年課

（2）障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園６園のうち、４園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園、大泉町福祉園は安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

貫井福祉園は改修工事を行ったうえで令和７年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和９年度に民営化します。

大泉町福祉園は令和10年度に民営化します。民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【貫井福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【大泉町福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

②　福祉作業所

区立福祉作業所４所は、すべて指定管理者が運営しています。

いずれの施設も、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

北町福祉作業所は令和６年度に、白百合福祉作業所は令和７年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は併設している貫井福祉園とともに、改修工事を行ったうえで令和７年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和９年度に民営化します。

かたくり福祉作業所は令和11年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【北町福祉作業所】 民営化	協議	開始	―	―	―
【白百合福祉作業所】 民営化	運営方法の決定	協議	開始	―	―
【貫井福祉工房】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【かたくり福祉作業所】 民営化に向けた協議	運営方法の決定	協議	協議	協議	協議

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

③　心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

心身障害者福祉センターは、中途障害者支援事業・生活介護事業等を業務委託しています。令和６年度から７年度に中村橋駅周辺施設の統合・再編の一環として大規模改修を行い、令和８年度から指定管理者制度を導入します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
指定管理者制度の導入	運営方法の決定	調整・準備	指定管理者選定	開始	ー

事業実施課：福祉部　障害者サービス調整担当課

（3）清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。

収集作業の業務委託を順次拡大していきます。練馬清掃事務所に併設する豊玉リサイクルセンターを移転する際には、空きスペースを委託拡大のために活用することを検討します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集作業（35組）委託	3組	3組	2組	拡大

事業実施課：環境部　清掃リサイクル課

（4）教育施設

①　学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、92校で業務委託を行っています。

職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大（学校調理）	92校（直営6校）	1校	1校	調整	拡大

事業実施課：教育振興部　教育総務課、保健給食課

②　学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。

職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大（学校用務）	87校（直営11校）	3校	1校	1校	拡大

事業実施課：教育振興部　教育総務課

（5）図書館

区立図書館12館１分室のうち、10館１分室は指定管理者が運営しています。残る２館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整しています。必要な改修工事を実施したうえで、令和10年度までに指定管理者制度の導入時期を決定します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の決定	調整	調整	調整	調整	決定

事業実施課：教育振興部　光が丘図書館

★　施設の維持管理費と使用料収入の状況について　★

■ 主な集会施設の維持管理費等（令和４年度）

区立施設の維持管理費に対する使用料収入の割合は低く、維持管理費のほとんどは区民全体の税金で賄われています。

単位：千円

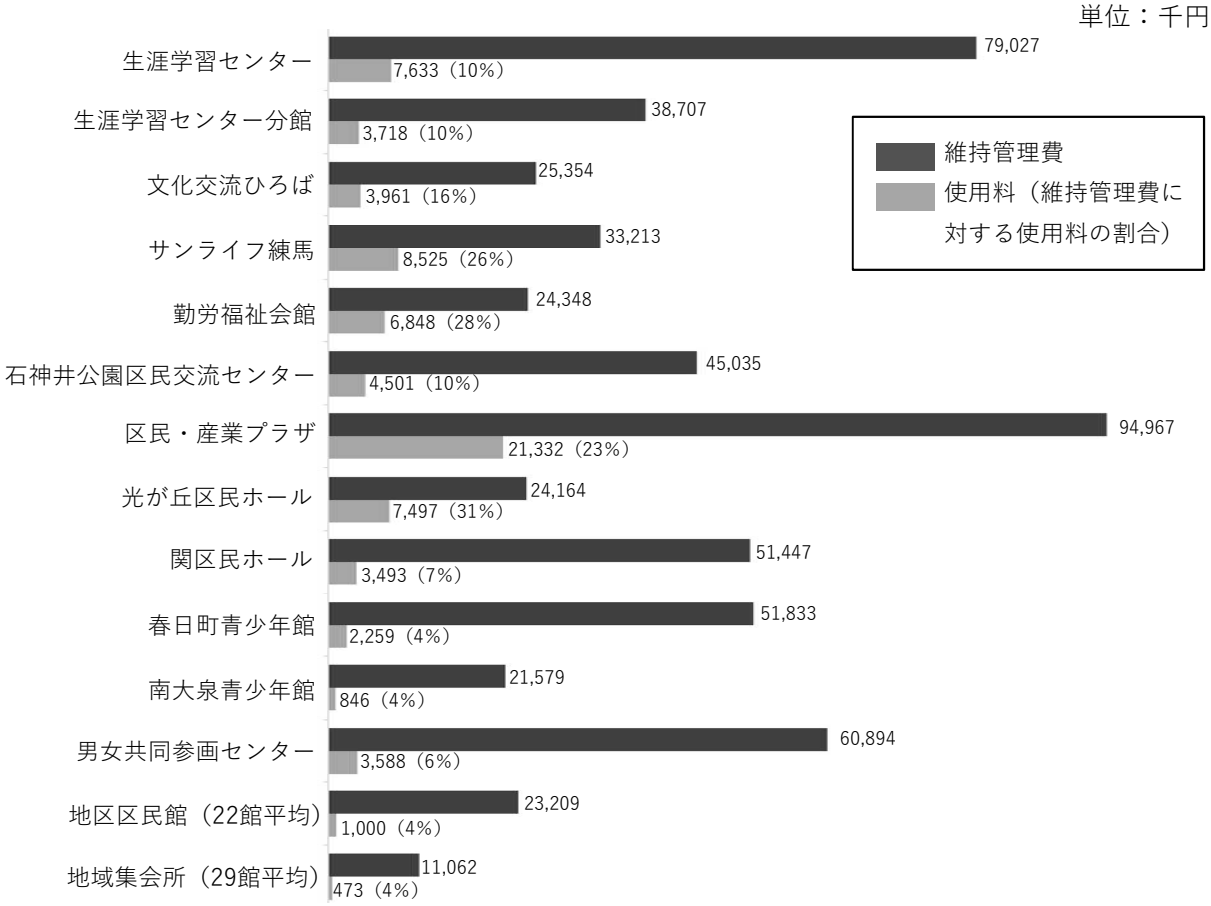

■ 施設使用料の収入状況（令和４年度団体利用分）

施設全体では約５億円分の団体利用がありましたが、減額・免除制度の適用により、実際の収入額は約３億円でした。

また、減額・免除した金額のうち、高齢者団体を対象としたものは約１億１千万円でした。

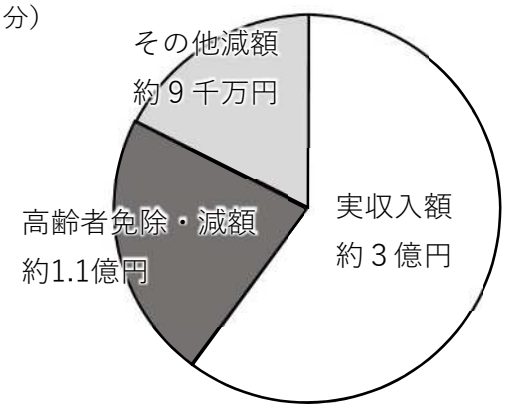

現在の維持管理費と使用料収入の状況は、適正な利用者負担の観点から課題がありますが、近年の物価上昇による影響等を踏まえると、全体的な施設使用料の見直しは困難な状況にあります。

個別施設の使用料の見直しについては、引き続き検討を進めていきます。

練馬区公共施設等総合管理計画
〔追補版〕

〈素案〉

令和５年（2023 年）12 月

練　　馬　　区

はじめに

区は、施設の老朽化が進む中で、維持・更新、管理の総合的マネジメントを進める方針を明らかにするため、平成 29 年３月に公共施設等総合管理計画を策定しました。

この度、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日付総財務第 6 号）および「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和５年 10 月 10 日付総財務第 152 号）に基づき、掲載が必要な項目について、追記を行いました。

目次

【区立施設編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第一章　区立施設の現状と将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.1　練馬区の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1.2　区の施設の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

【今回追加】
1.2.1-2　施設保有量の推移

1.3　維持・更新に係る経費と財政負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

【今回追加】
1.3.3-2　施設の維持・更新費用に充当可能な基金等の財源の見込み
1.3.5　有形固定資産減価償却率の推移

第二章　区立施設マネジメントの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2.1　区立施設マネジメントの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2.2　施設配置の最適化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2.3　維持・更新の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

【今回追加】
2.3.3　留意する事項
(4) 脱炭素

2.4　運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2.5　適正負担の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
2.6　リーディングプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第三章　施設種別ごとの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
１　庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
２　区民事務所、出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
３　総合福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
４　保健相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
５　清掃関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
６　土木出張所、公園出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

７　文化・生涯学習施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
８　スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
９　産業振興・勤労者福祉施設、集会施設・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
10　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
11　高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
12　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
13　地域の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
14　リサイクルセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
15　区営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
16　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
17　防災学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
18　男女共同参画センター　えーる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
19　厚生文化会館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
20　花とみどりの相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
21　区民農園、市民農園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

第四章　区立施設マネジメントを推進するために・・・・・・・・・・・・・・ 99
4.1　安全管理・点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
4.2　区立施設マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

【今回追加】
第五章　過去に行った対策の実績

【都市インフラ編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

第一章　道　路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
1.1　道路の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
1.2　道路整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
1.3　区道の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
1.4　区道の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

第二章　橋　梁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
2.1　橋梁の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
2.2　橋梁整備の現状と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
2.3　練馬区の橋梁の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
2.4　練馬区の橋梁の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121

第三章　公　園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
3.1　公園の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
3.2　区立公園の整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
3.3　区立公園の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
3.4　区立公園の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

第四章　駐 車 場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
4.1　自転車駐車場の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
4.2　自転車駐車場の整備と維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・139
4.3　自動車駐車場の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
4.4　自動車駐車場の整備と維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・144

【今回追加】
施設保有量の推移

【区立施設編】

第一章　区立施設の現状と将来見通し

1.2　区の施設の現況

1.2.1-2　施設保有量の推移

施設保有量は、平成 28 年度時点で約 118 万㎡となっており、民営化に伴う民間団体への特別養護老人ホームの譲渡等により減少し、令和４年度時点では、約 116 万㎡となっています。

図表８－２　施設保有量の推移

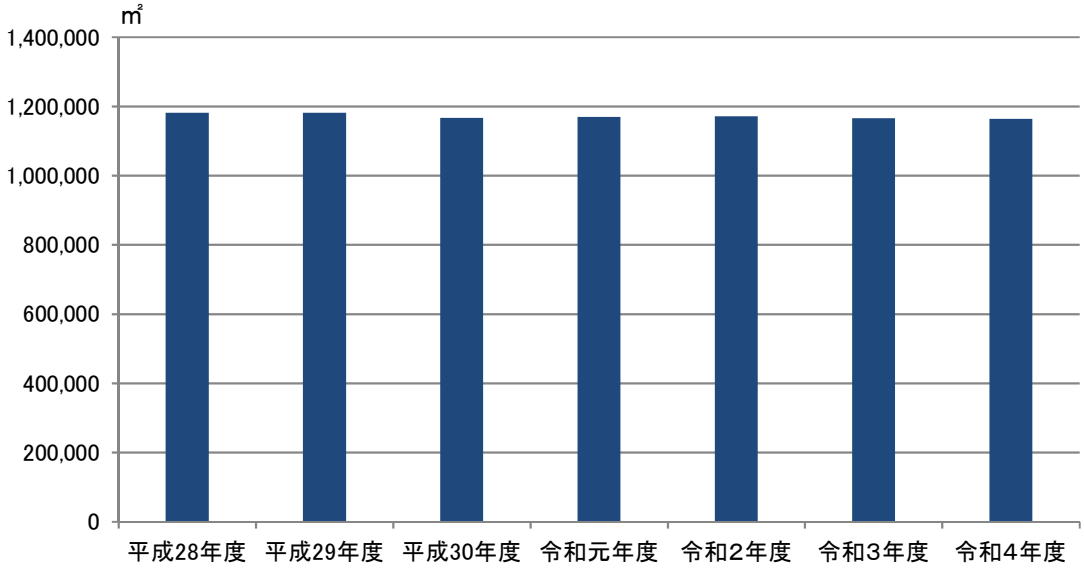

（データの出典）練馬区財産に関する調書より

1.3　維持・更新に係る経費と財政負担

1.3.3-2　施設の維持・更新費用に充当可能な基金等の財源の見込み

学校改築など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、世代間負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用していきます。施設の建設、改修または改築に要する資金に充てるための施設整備基金は、令和４年度末時点で 329 億円となっています。

図表 13-２　施設整備基金　残高の推移

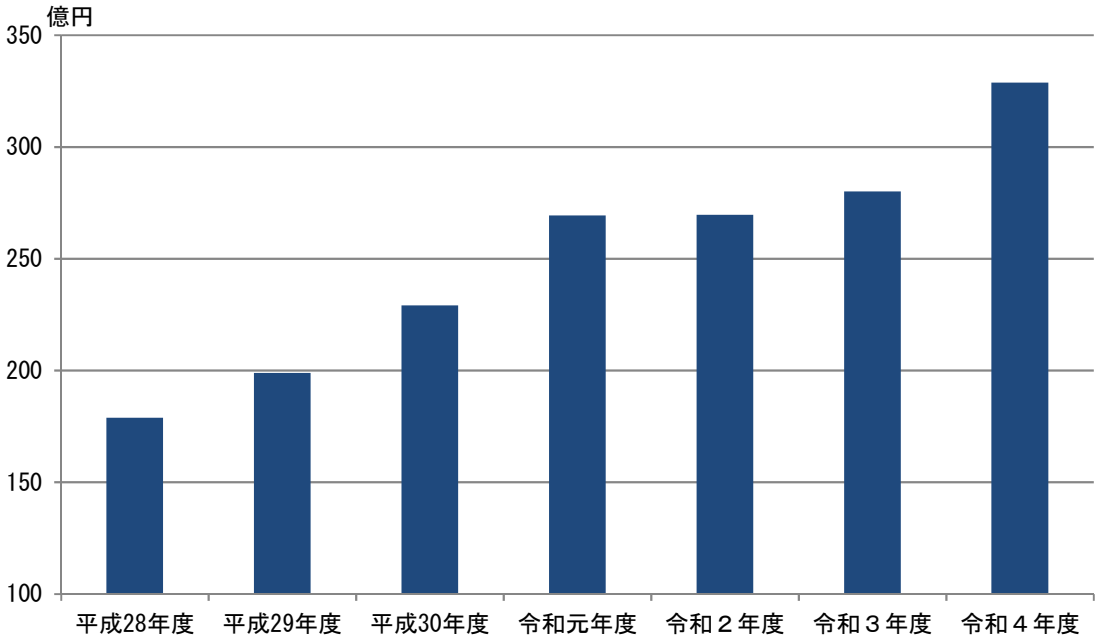

1.3.5　有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率※が上昇傾向で推移していることから、資産の取得から時間が経過し、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

図表 16-２　有形固定資産減価償却率の推移

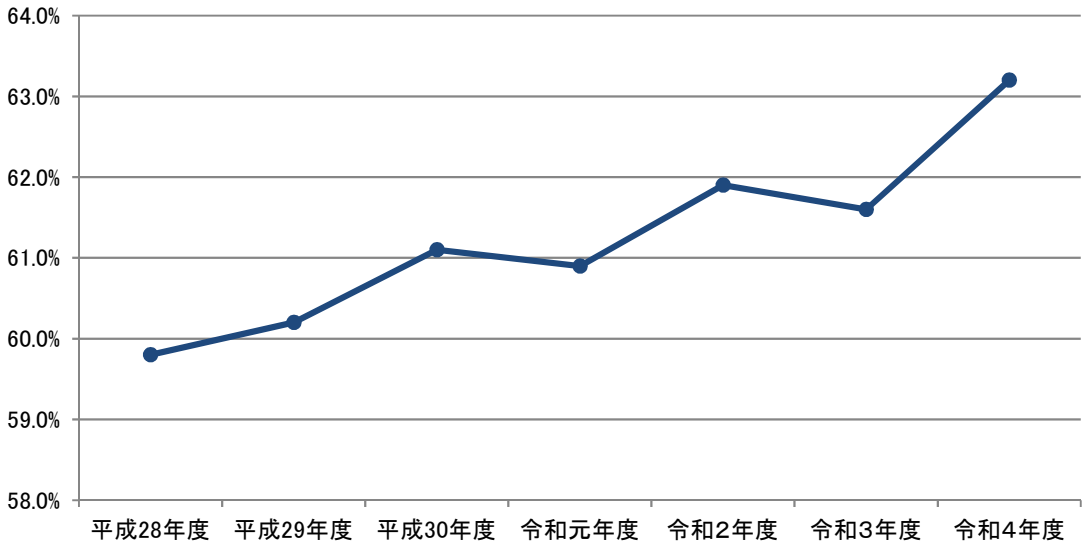

※耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる指標で、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。

[計算式] 有形固定資産減価償却率
＝ 減価償却累計額 ／有形固定資産のうち償却資産の取得価額

第二章　区立施設マネジメントの方針

2.3　維持・更新の方針

2.3.3　留意する事項

⑷　脱炭素

区は、令和４年２月、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

この目標達成に向け、令和５年９月に策定した「練馬区環境基本計画 2023」では、2030 年度までに区内二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標を設定し、事務事業における二酸化炭素排出量についても同様の目標としています。

区立施設等の省エネ化・再エネ導入などの取組を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

〇区立施設等の省エネ化・再エネ導入にあたっての主な取組（例示）

- 新築・改築する区立施設等は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量 を30％～50％（ZEB OrientedやZEB Ready水準相当）以上削減することを目指します。
- 改修時は、建物の規模や工事内容に応じて、照明設備のLED化、高効率空調設備や再エネ設備の導入などにより、エネルギー消費量の削減を進めます。
- 新築・改築時に再エネ導入を進めます。避難拠点となる小中学校には、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池を整備します。
- 発電事業者が建物や敷地などに無償で太陽光発電設備を設置し、需要家が発電された電気を使うことができる電力契約モデル「ＰＰＡモデル」を活用し、一定規模以上の既存施設および新築・改築する施設への再エネの導入の加速化を図ります。
- 区役所は、改修等の機会を捉え、エネルギー管理システムの更新、高効率空調設備の導入、照明設備の100％LED化を目指します。

第五章　過去に行った対策の実績

5.1　出張所の廃止と別機能への転換

出張所窓口で行っていた住民票の写しの交付や税の収納などは、郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納を実施するなど代替方法を導入し、より利便性を高めました。出張所は平成 28 年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域集会所、街かどケアカフェや図書館資料受取窓口等の新しい行政需要へ対応した機能へ転換しました。

5.2　北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所の改築に当たって、より駅の近くに移転し利便性を向上するとともに、周辺の児童館、敬老館を複合化し、敬老館は、新たな区民ニーズに応える街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換しました。

5.3　旧高野台運動場用地における病院と生活介護事業所の整備

高齢化が進むなか増大する医療需要への対応のため、高野台運動場を廃止し、急性期を脱した方を受け入れる回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致して地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、同敷地に民間事業者が整備・運営する生活介護事業所を誘致し、定員を拡大しました。

5.4　敬老館の機能転換

敬老館から街かどケアカフェと地域包括支援センターへの機能転換を進めています。

中村敬老館は、機能転換により、街かどケアカフェとして、より気軽に高齢者をはじめとする地域の方が立ち寄り、活発に交流する場になりました。また、地域包括支援センターとして、福祉・健康・医療など、さまざまな相談について支援することで、高齢者の方が安心して暮らし続けられる体制を強化しました。

【都市インフラ編】

施設保有量の推移

練馬区道

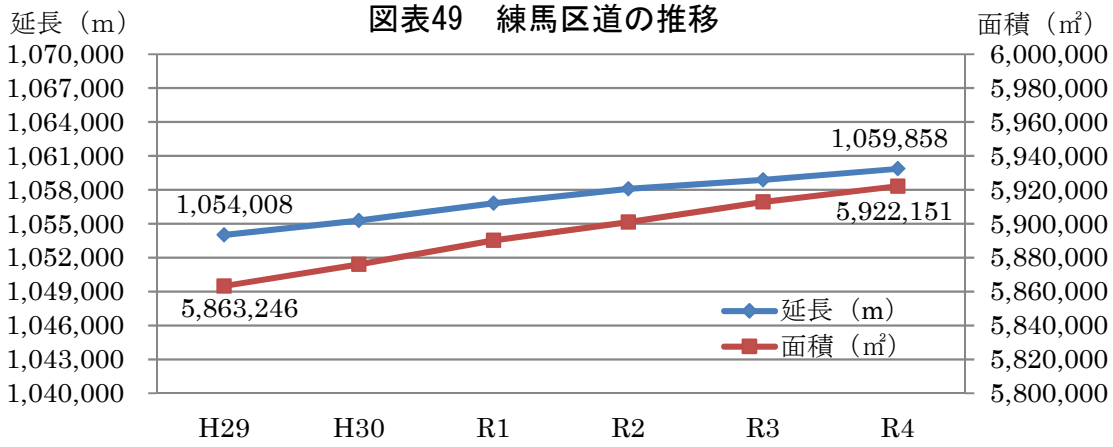

橋梁（区管理）

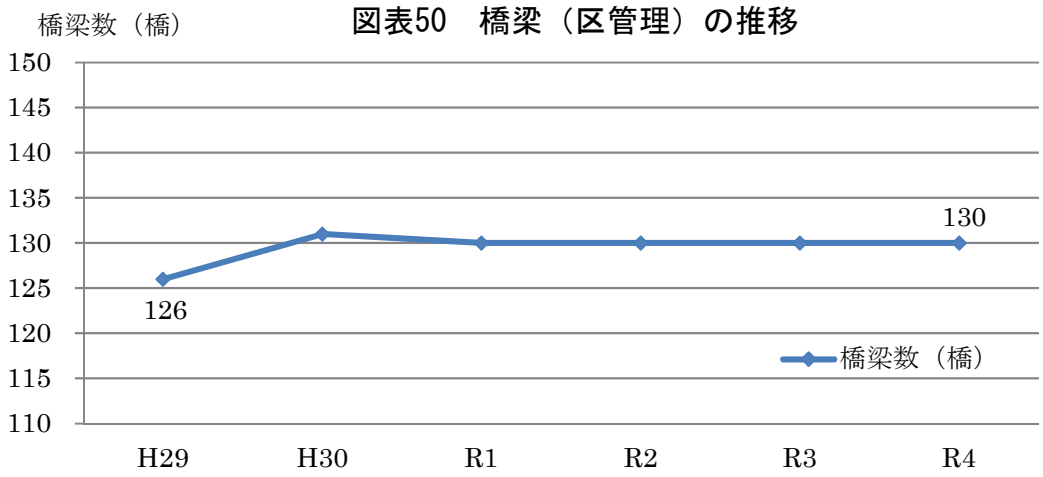

区立公園

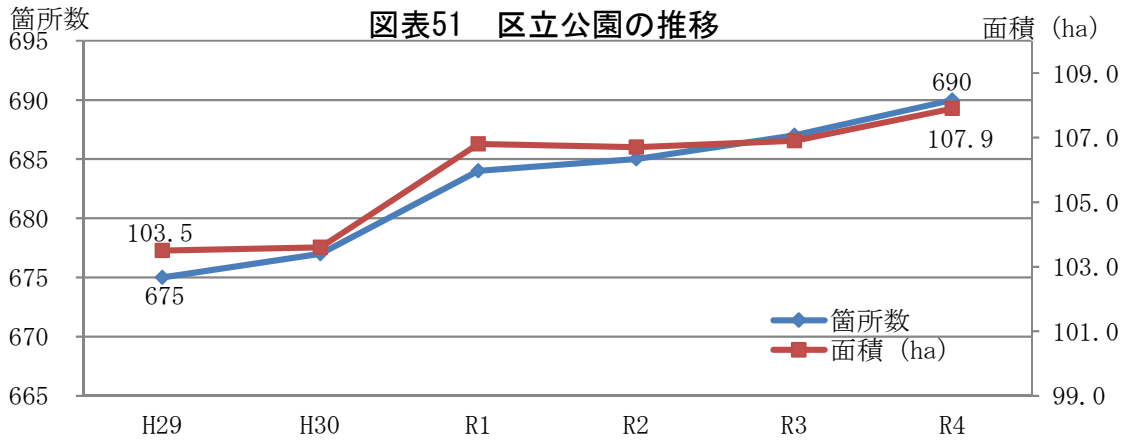

区立自転車駐車場

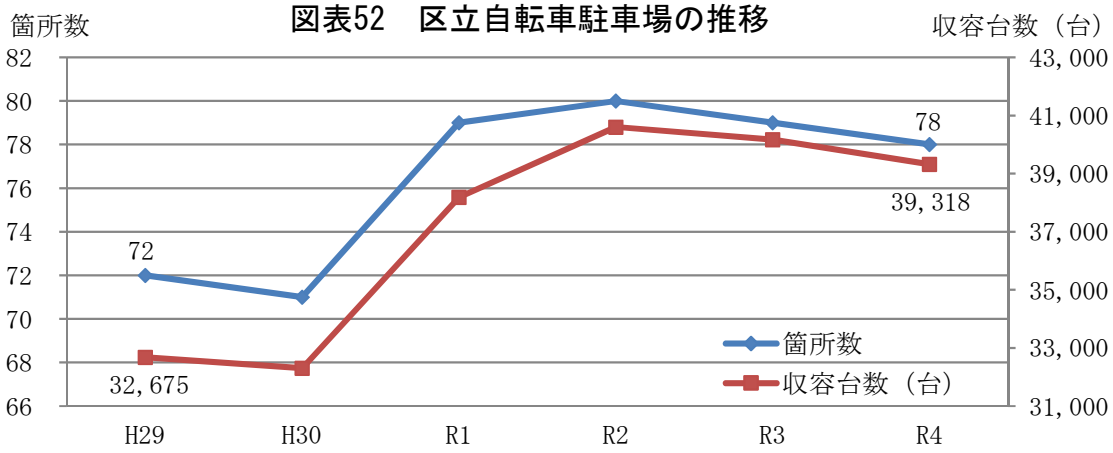

区立自動車駐車場

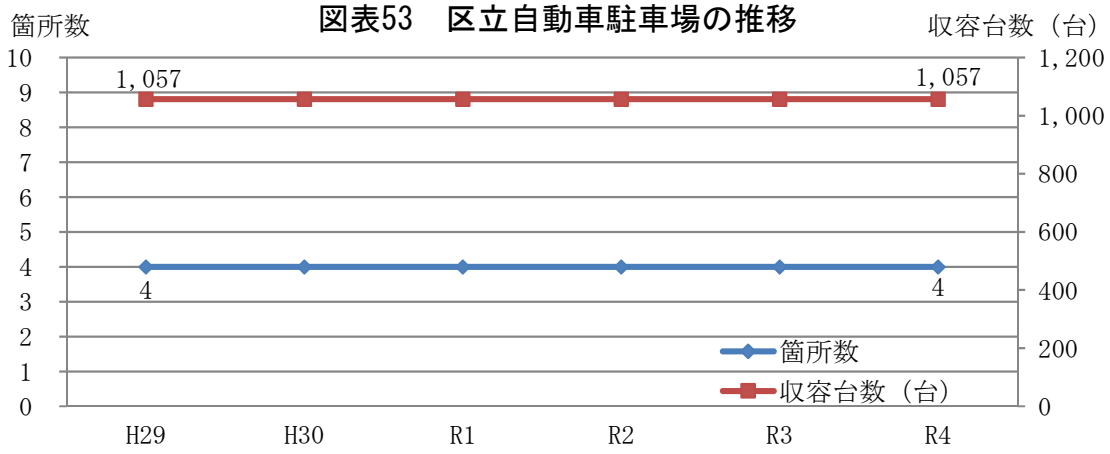

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和６年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

練馬区公共施設等総合管理計画〔追補版〕

＜素案＞

令和５年（2023年）12月

発行　練馬区 企画部 企画課
住所　〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎６階
電話　(03)3993-1111(代表)
ＦＡＸ (03)3993-1195
練馬区ホームページ https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　4	1

令和５年 12 月８日
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部学校施設課

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）について

「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」の策定から約 20 年が経過し、区を取り巻く環境は変化している。区立小・中学校については、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施などの要素を鑑みた適正配置の検討が必要である。また、区立幼稚園についても、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について検討する必要がある。

令和５年 11 月 20 日の「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を踏まえ、「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を下記のとおり策定する。

記

１　「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）」
別添のとおり

２　「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」の答申
参考資料「区立学校の適正配置について（答申）」のとおり

３　区民意見反映制度に基づく意見の募集
（１）周知方法
ア　ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載
イ　区ホームページへの掲載
ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、みどりの風吹くまちビジョンオープンハウス会場、教育施策課での閲覧
エ　区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

（２）意見の募集期間

令和５年 12 月 11 日（月）から令和６年１月 15 日（月）まで

（３）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

４　今後のスケジュール

令和６年３月　　「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」を報告

３月末　策定

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）の概要〔第一章〕

資料 4 2

1　区立小中学校の児童・生徒数の推移

●現在の児童・生徒数はピーク時（昭和50年代）の6割となっている
●学校数は103校→98校（小学校65校、中学校33校）と大きく変わっていない
●区の将来人口推計による年代別人口の推移も減少の見込み

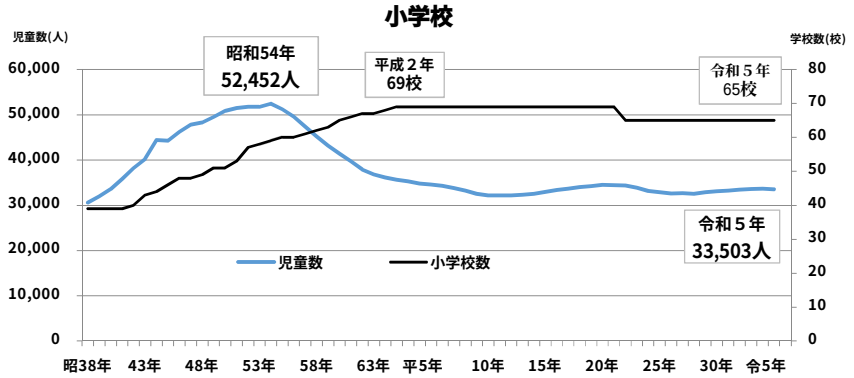

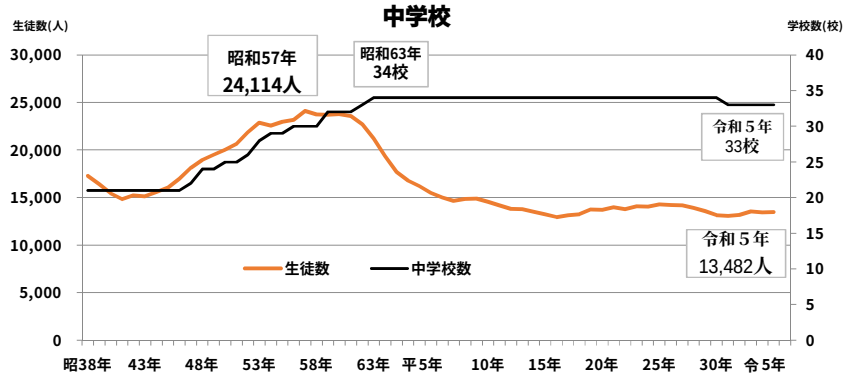

＜第３次ビジョン推計による年代別人口の推移＞

※年齢は１月１日現在

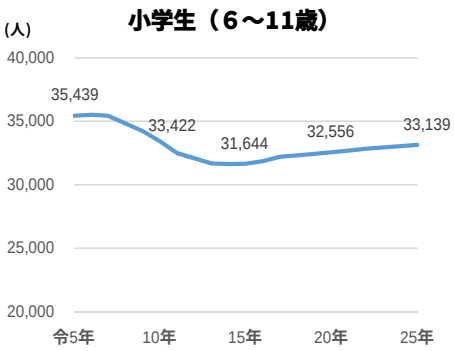

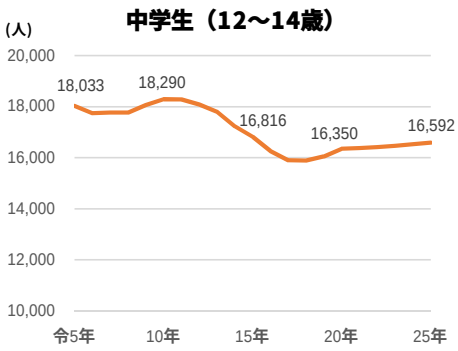

2　適正配置の必要性

● 過小規模校はクラス替えができない、部活動が制限されるなど、教育環境の適正化が必要
● 過大規模校は施設に余裕がない、移動教室の見学場所が制限されるなど、教育環境の適正化が必要
● 改築・改修には多額な費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要
● 築60年を迎える学校が多い中で、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要

⇒ **R5年度に新たな「適正配置基本方針」を定める**

基本方針は、適正規模の視点と改築の視点を用い、適正配置の対象校選定の考え方を整理

R6年度に新たな「適正配置実施計画」を定める

3　適正規模の視点から見る候補校

将来推計によるR25年度の学級数の算出方法

学校別の児童・生徒数に人口増減率を掛け合わせ、20年後の学校規模を算出する。

※小学校19学級～24学級は許容範囲

過小規模、過大規模となる学校について検討を行う

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）の概要〔第一章〕

4　改築の視点から見る候補校

改築に課題のある学校の抽出方法

35人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念がある。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を抽出する。

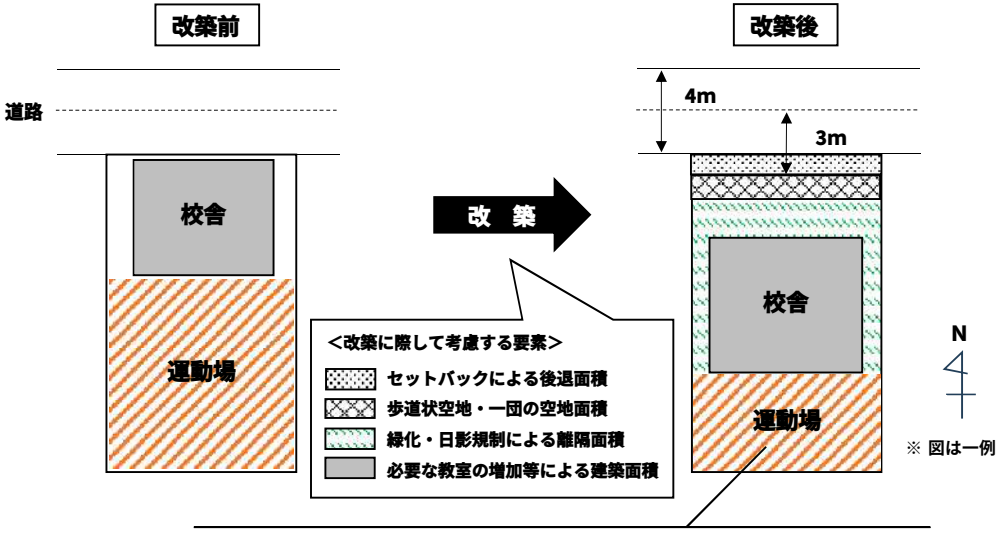

改築に際して考慮する要素を除いた敷地面積を運動場面積として算出

改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を「改築に課題のある学校」として抽出する

（参考）望ましい運動場面積について

小学校

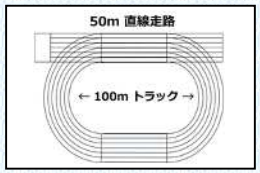

100mトラック、直線走路50m確保

中学校

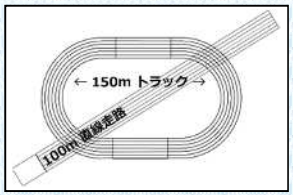

150mトラック、直線走路100m確保

学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定。
統合する場合は、左記の望ましい運動場面積の確保を目指す。

5　適正配置対象校の選定フロー

① 候補校を抽出

（1）3 で算出した20年後の過小規模校・過大規模校
（2）4 で抽出した改築に課題のある学校

② 複数の観点で検討

近隣校の受け入れ可否

隣接する学校で、改築後に
余剰教室があるか
を確認

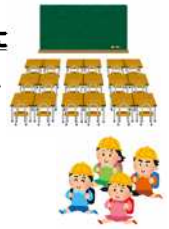

近隣校で受け入れできるか

1対1を原則（最大2校への分散も可）

通学距離

適正配置後の
通学距離の目安
を大きく超えないか確認

通学可能な距離か

適正配置後の学校規模

適正配置後の学校規模が
適正規模(12学級～18学級)
を維持できるか確認

適正配置後、過大規模にならないか

※小学校は24学級まで許容範囲

人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長など
人口が大きく変動する
見込みはないか確認

当該地域の適正配置は慎重に

③ 対象校を決定

適正配置の対象となる学校を決定

過小規模校（統合・再編）　過大規模校（学区域変更）

※「受入先となる学校」「近隣校の統合・再編を優先する学校」「改築時に再検討する学校」を除く

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）の概要〔第二章〕

1 園児数の推移

＜区内園児数の推移＞

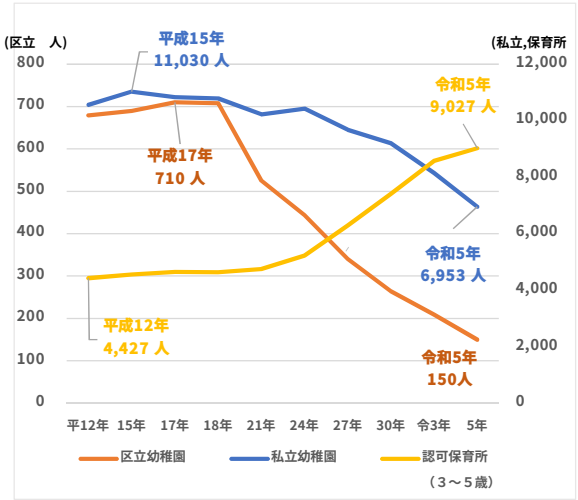

●幼稚園の園児数は区立・私立ともに近年大きく減少

●認可保育所の園児数は近年大きく増加

☞急速な少子化の進行、女性の就業率の増加による保育需要の高まりから、今後もこの傾向が続くことが見込まれる。

2 幼稚園のニーズ

＜保育施設の利用希望比率＞

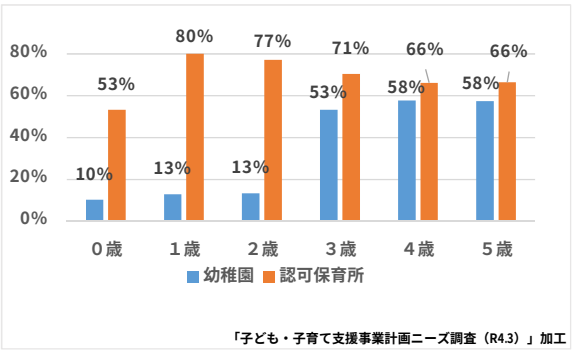

●０歳児保護者に現在と将来１～５歳になった時に利用したい施設を調査

☞０～２歳は保育所の利用希望が多いが、３歳以降になると　幼稚園の利用希望も増加している。

＜適切な保育期間ニーズの割合＞

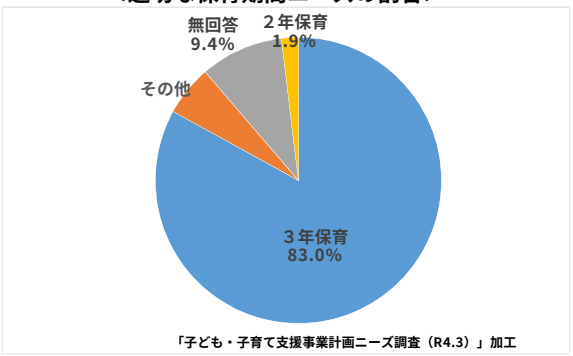

●幼稚園は保育期間が適切であるから通園させたいと回答した保護者へ適切な保育期間を調査

☞３年保育が適切であると回答した保護者が全体の８割を超える。

3 障害児保育

＜区内園児数に占める障害児の割合＞

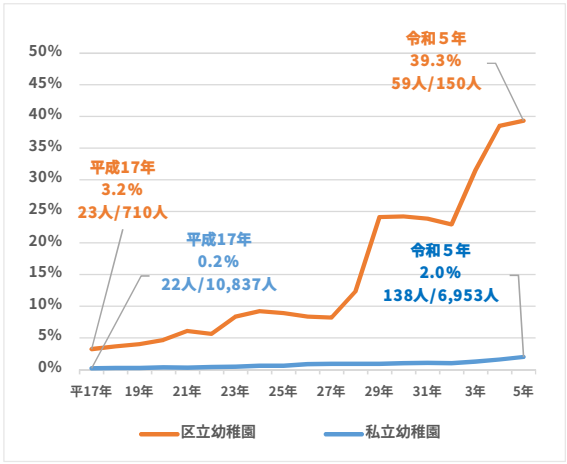

●区立幼稚園は３園全てで障害児保育を実施

●受入数は区立幼稚園、私立幼稚園ともに増加傾向

●園児数における障害児の割合は、私立幼稚園に比べ区立幼稚園の割合が高い。区立幼稚園に通園する園児全体の約40%が障害児

☞区立幼稚園は、重度障害児、医療的ケア児も受け入れ、障害児の就園先となっている。

4 区立幼稚園あり方検討委員会の設置

今後の園児数の推移だけでなく、障害児保育や３年保育への保護者の期待などを踏まえ、今後進展する少子化における区立幼稚園の役割・あり方について改めて検討する必要がある。

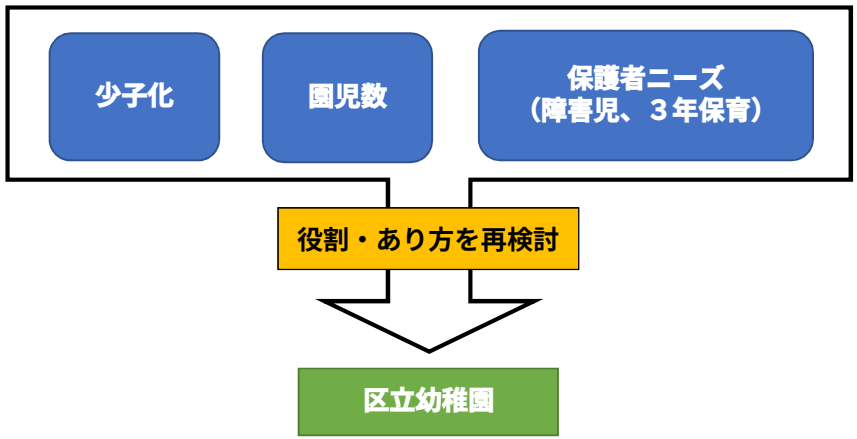

令和６年度に**「区立幼稚園あり方検討委員会」**を設置し、具体的に議論を進める

資　料　4　3

第二次
区立小・中学校および区立幼稚園の
適正配置基本方針

〈素案〉

令和５年（2023 年）12 月

練馬区教育委員会

目　　次

はじめに
１．これまでの適正配置の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．第二次適正配置基本方針（素案）の策定　・・・・・・・・・・・・・２
３．第二次適正配置基本方針の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・３

第１章 区立小・中学校の適正配置
１．区立小・中学校を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）児童・生徒数、学校数の推移
（２）将来の児童・生徒数の推計
（３）校舎の老朽化
（４）改築に伴う課題
２．区立小・中学校の適正規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）学級数の基準
（２）学級規模における課題
３．適正配置の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）今後 20 年程度を見据えた際に直面する課題
（２）適正配置の進め方
（３）適正配置候補校の抽出
（４）適正配置対象校の選定
（５）その他の留意事項
４．適正配置実施計画の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第２章 区立幼稚園の適正配置
１．区立幼稚園を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（１）園児数の推移
（２）幼稚園のニーズ
（３）障害児保育
２．区立幼稚園の教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）生きる力と豊かな心の育成
（２）私立幼稚園との連携
３．区立幼稚園のあり方検討委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・２０

参考資料

はじめに

1. これまでの適正配置の取組

練馬区では、年少人口の減少に伴う区立学校の小規模化や学級規模の格差を解消するため、平成17年４月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「適正配置基本方針」という。）を策定しました。平成29年３月には、区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を策定し、「区立小中学校の適正配置の考え方」の中で、個別の学校についての対応方針などを示しました。

適正配置基本方針に基づく実施計画として、平成20年２月に「区立学校適正配置第一次実施計画」、平成24年３月に「区立幼稚園適正配置実施計画」、平成29年３月に「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」、令和元年８月に「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」をそれぞれ策定しました。

これらの方針・計画等に基づき、これまでに小学校８校を４校に統合・再編し、中学校１校、幼稚園２園を廃止しました。現在は、小学校65校、中学校33校、幼稚園３園を設置・運営しています。

2. 第二次適正配置基本方針（素案）の策定

適正配置基本方針の策定から約 20 年が経過し、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施などの要素を鑑みた検討が必要となります。また、区立幼稚園についても、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について検討する必要があります。

教育委員会は、平成 28 年５月に設置した「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、適正配置の基本方針、具体的な進め方などについて検討してきました。

この度、検討委員会から①区立小・中学校の適正規模に関すること、②適正配置の方針および計画に関すること、③学校施設の改修・改築に関すること、④今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて答申を受けました。教育委員会では答申を踏まえて「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）」（以下「第二次適正配置基本方針」という。）をまとめました。

３．第二次適正配置基本方針の位置付け

第二次適正配置基本方針は、今後 20 年程度を見通したものとします。具体的な適正配置の対象となる学校は、実施計画を策定のうえ、概ね５年ごとに検討を行うものとします。

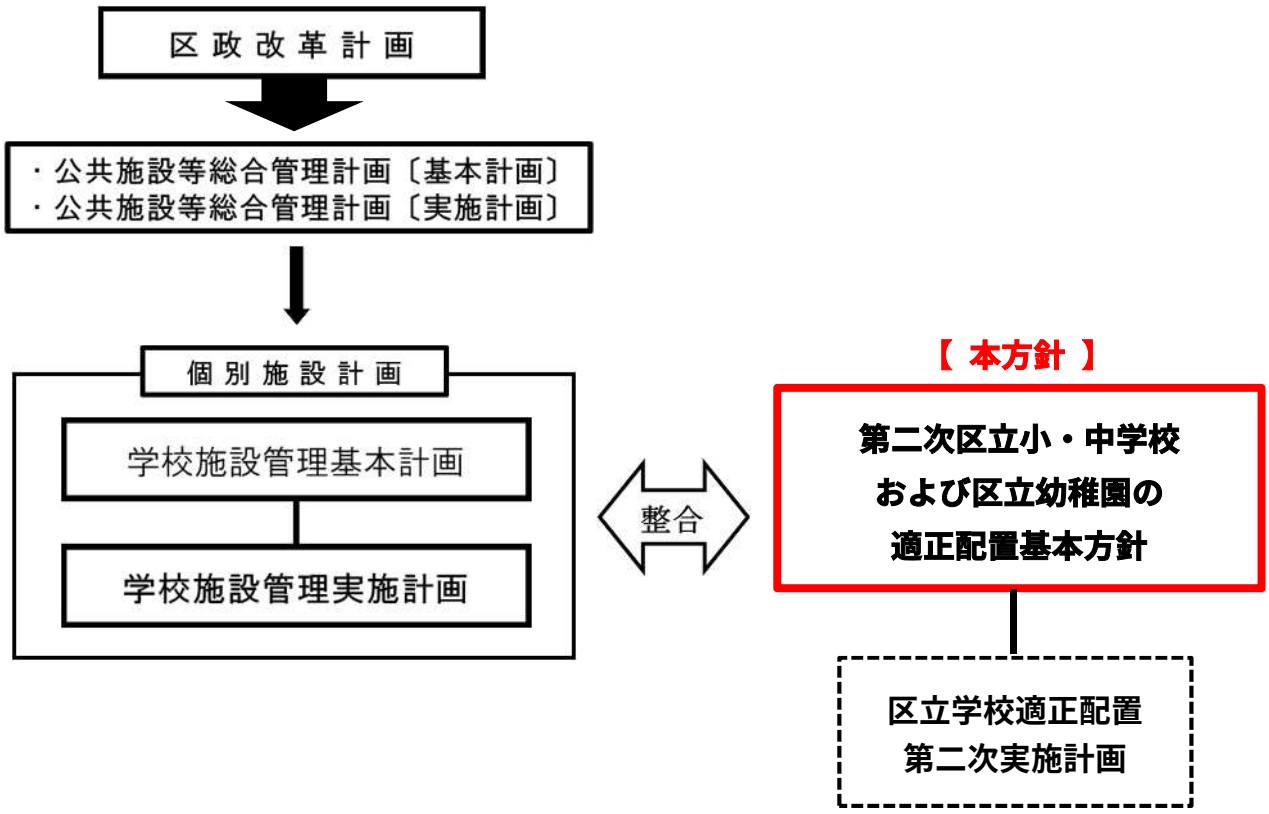

第１章　区立小・中学校の適正配置

1. 区立小・中学校を取り巻く状況

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

また、区の財政状況が厳しさを増す中、これまでにない少子化の局面においては、今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、適正配置を進める必要があります。

（１）児童・生徒数、学校数の推移

国が発表した令和４年（2022 年）の出生数は、約 77 万人と初めて 80 万人を割り込みました。統計を始めた明治 32 年（1899 年）以降、最少を更新し、全国的に少子化が急速に進んでいます。

区立小学校の児童数は、昭和 54 年をピークに減少し、現在、ピーク時の約 64%まで減少しています。また、区立中学校の生徒数は、昭和 57 年をピークに減少し、現在、ピーク時の約 56%となっています。

一方、学校数は、小学校はピーク時の 69 校から 65 校、中学校は 34 校から 33 校となっています。

＜区立小・中学校の児童・生徒数、学校数の推移＞

小学校

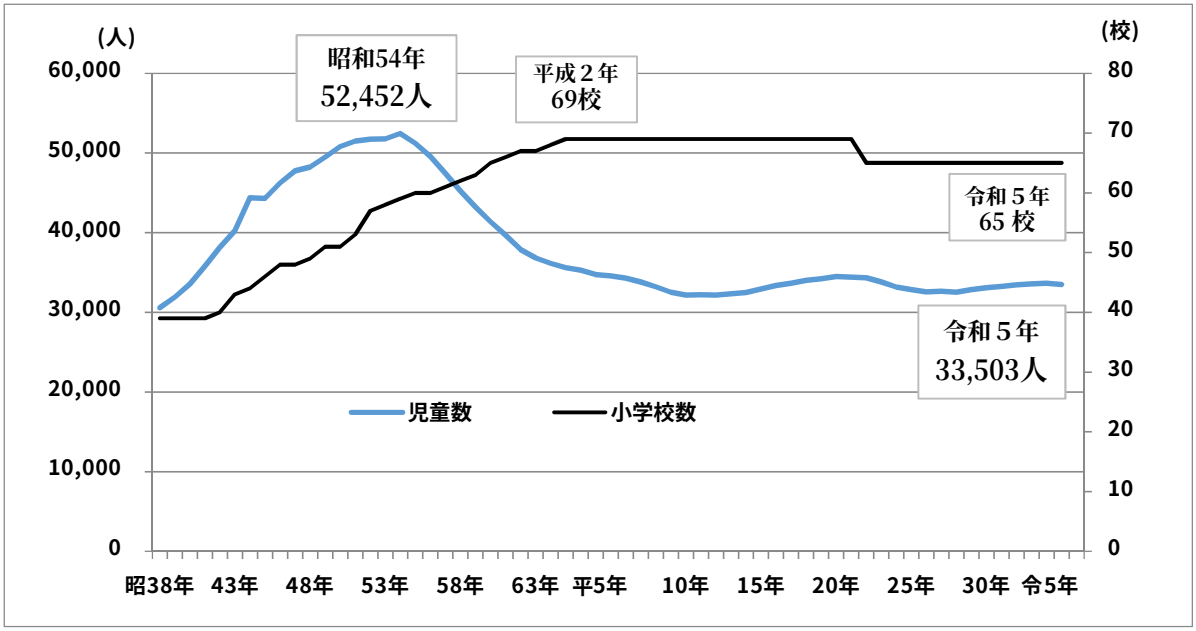

中学校

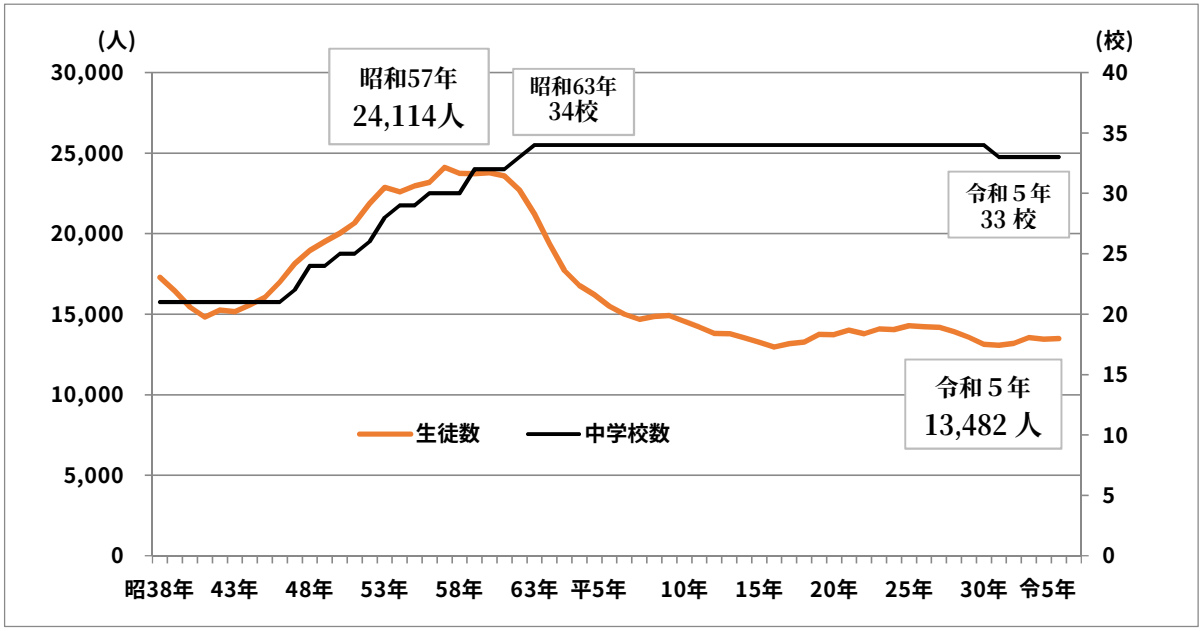

（２）将来の児童・生徒数の推計

東京都が毎年公表している「教育人口等推計報告書」（令和４年 11 月 25 日確定）では、今後 13 年間の児童・生徒数の推計が出されており、東京都全体で小学校（児童数）20.3%、中学校（生徒数）16.3%減少する見込みとなっています。

＜公立小学校児童数・公立中学校生徒数の推移＞

小学校（児童数）

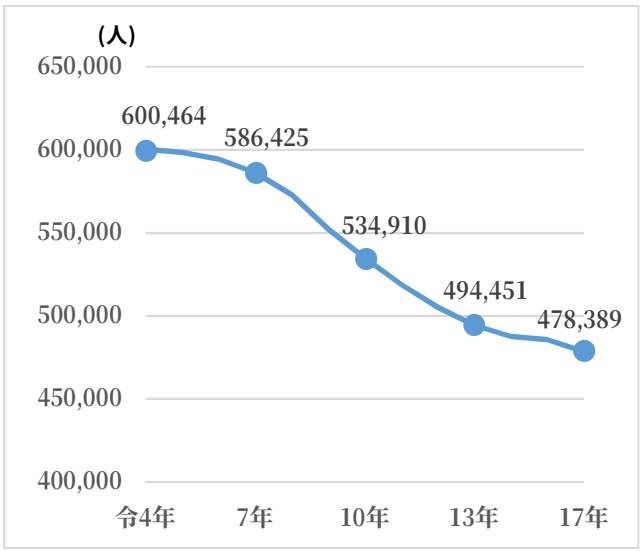

中学校（生徒数）

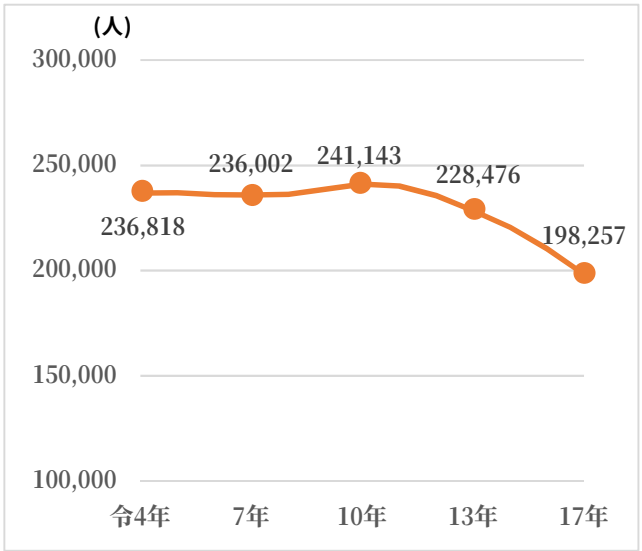

区では、第３次みどりの風吹くまちビジョン（以下、第３次ビジョン）の策定に向け、区の将来人口を推計しました。その結果、今後 20 年間の小・中学生年代は、現在に比べて小学生年代 6.5%、中学生年代 8.0%減少する見込みとなっています。

＜第３次ビジョン推計による年代別人口の推移＞

小学生（６～11 歳）

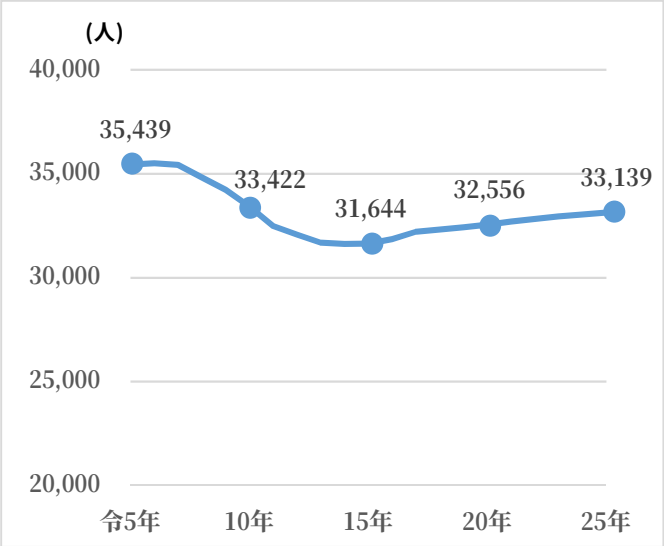

中学生（12～14 歳）

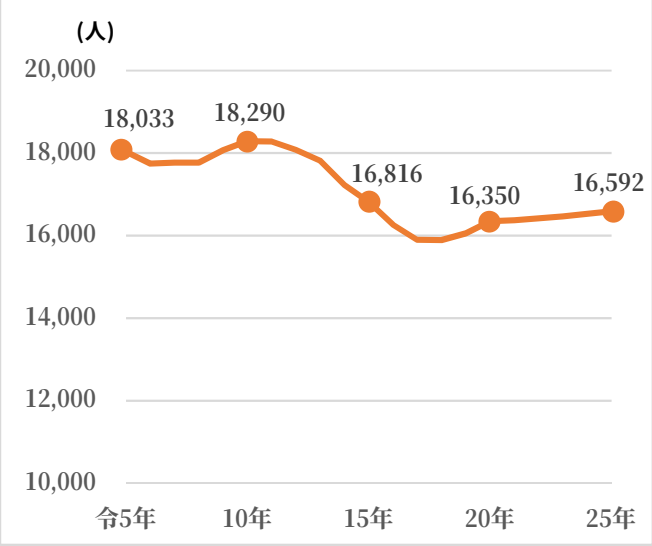

※年齢は１月１日現在

（３）校舎の老朽化

区には、庁舎や学校・保育園・地区区民館など、様々な種類の施設が約 700 施設あり、総延床面積の約半分を小中学校 98 校（学校施設）が占めています。

学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となります。練馬区学校施設管理基本計画において、築 60 年を目途に長寿命化または改築することとしており、それぞれの学校施設について、早急な判断が求められています。改修・改築には多額の費用がかかり、区の財政に大きな影響を与えます。

（４）改築に伴う課題

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念があります。

2. 区立小・中学校の適正規模

（１）学級数の基準

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、交友関係が固定化しやすくなります。また、教員は学級数に応じて配置されるため、教員が少ないことにより授業改善の取組や部活動が制限される場合があります。一方、過大規模校では、教室・体育館・運動場などの施設面に余裕がなく、少人数指導などの学習面や運動会などの行事面で支障が生じることがないよう、配慮する必要があります。

区立小・中学校の適正規模の基準は、以下のとおりとします。

① 小学校　12 学級～18 学級（19 学級～24 学級は許容範囲）

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、１学年２学級～３学級を基本に 12 学級～18 学級とします。

なお、１学年４学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19 学級～24 学級は許容範囲とします。

② 中学校　12 学級～18 学級

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、１学年４学級～６学級を基本に 12 学級～18 学級とします。

③ 小中一貫教育校　18 学級～27 学級

異学年交流や行事などが実施しやすく、１名の校長で運営上支障のない、１学年２学級～３学級を基本に 18 学級～27 学級とします。

※国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小・中学校ともに「12 学級～18 学級」、小中一貫の義務教育学校は「18 学級～27 学級」としています。

適正規模に満たない学校を過小規模校、適正規模（許容範囲）を超える学校を過大規模校とし、今後の児童・生徒数の動向を注視しながら適正規模の確保を目指します。

（２）学級規模における課題

過小規模校や過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

【過小規模校・過大規模校の主な課題】

	主な課題
過小規模校	●単学級（１学年１学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる ●児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい ●教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限される場合がある ●教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある ●教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定になる可能性がある
過大規模校	●集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある ●教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる ●社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある ●運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる ●教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい

3. 適正配置の基本的な考え方

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもあります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童・生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えられます。

学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。

（１）今後 20 年程度を見据えた際に直面する課題

昭和 50 年代と比べると児童・生徒数は約６割に減少し、急速な少子化の進行により今後も長期的に減少していく見込みです。一方、学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となり、改築や長寿命化改修が必要な学校施設は増加していきます。

少人数指導や 35 人学級編制により必要な教室数が増加すること、周辺道路の拡幅による敷地面積の減少や建築基準法等の改正による規制の強化等の様々な制約により改築後に十分な運動場面積を確保できない学校があること、また、学校の改築・改修には多額な費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要です。

（２）適正配置の進め方

● 過小規模校

適正規模を下回る過小規模校は、通学区域の変更、学校の統合・再編を基本に検討します。通学区域の変更は、概ね１年間の準備期間を設けたうえで実施します。統合・再編は、以下のいずれかの方法により行い、概ね２年間の準備期間を設けたうえで実施します。

①統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、

②対象の過小規模校のみを廃止し、近隣校の学区域に編入する方法

● 過大規模校

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更を基本に検討します。概ね１年間の準備期間を設けたうえで実施します。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整します。

なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を確保している学校も通学区域の変更、統合・再編の対象となることがあります。

ただし、地理的条件や周辺校の学校規模により、適正配置が困難な場合は、学校運営に支障がないことを確認した上で、適正規模でなくても学校運営を継続します。

（３）適正配置候補校の抽出

児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた「適正規模の視点」と学校施設の状況を踏まえた「改築の視点」を用いて、適正配置の候補校を抽出します。

① 適正規模の視点から見る候補校

学校別の児童・生徒数に人口増減率を掛け合わせ、20 年後の学校規模を算出します。

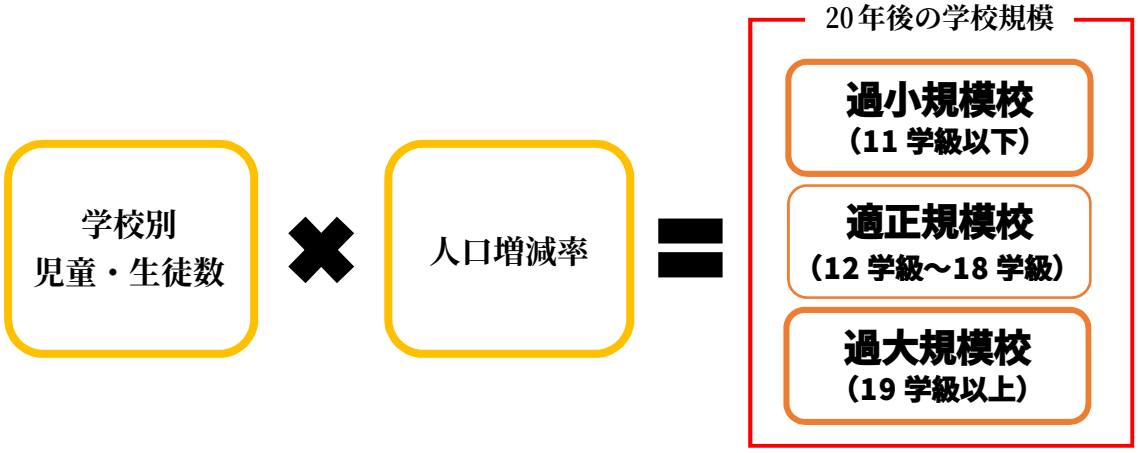

※小学校 19 学級～24 学級は許容範囲

② 改築の視点から見る候補校

敷地面積が狭い学校は、改築を行う際に十分な教育環境を確保できない恐れがあります。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校も、適正配置を検討する必要があります。

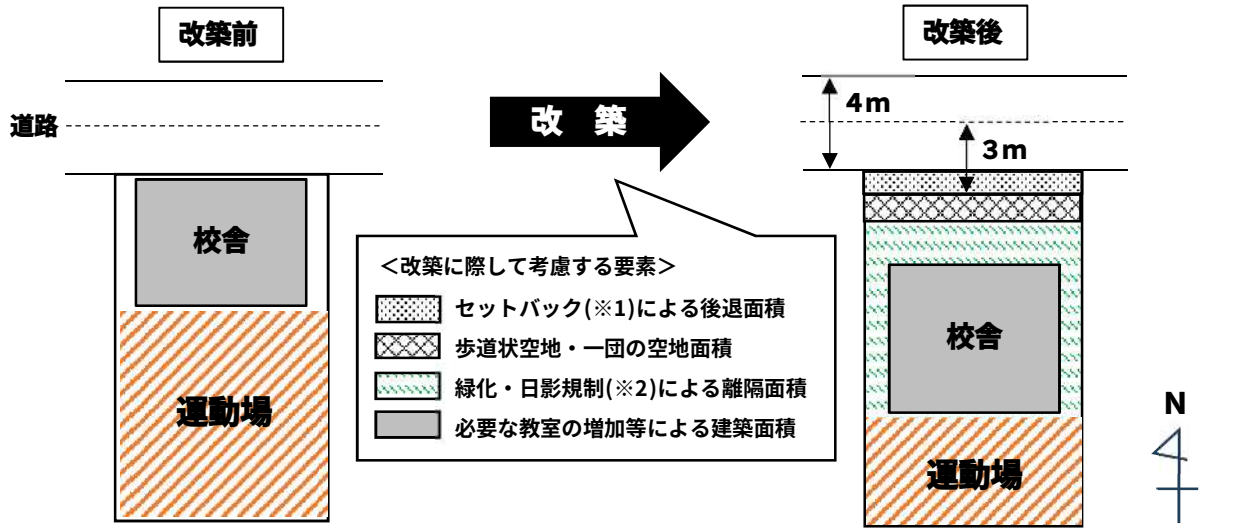

※ 図は一例

※1 セットバック：建物の建設に伴い、道路と土地の境界線を後退させること

※2 日影規制：建築物による影が、近隣にかからないよう、日当たりを確保するための規制

【望ましい運動場面積】

運動場面積は、トラック競技や短距離走ができるような面積の確保が必要です。統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積の確保を目指します。

小学校

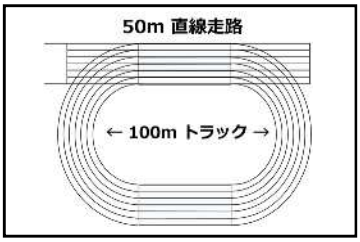

100m トラック、直線走路 50m 確保

中学校

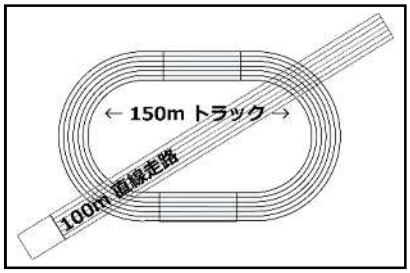

150m トラック、直線走路 100m 確保

（４）適正配置対象校の選定

適正規模の視点と改築の視点から見た適正配置候補校をさらに複数の観点で検討します。

【対象校選定の主な視点】

① 近隣校の受け入れ可否

適正配置を行う場合、対象となる学校の児童・生徒を近隣校で受け入れられなければなりません。近隣校の改築できる規模や改築時期を踏まえ、検討する必要があります。また、児童・生徒の環境の変化を最小限にするため、統合・再編は１対１を原則としつつ、過小規模校については、最大２校への分散も検討することとします。

② 通学距離

適正配置を行う場合、一部の児童・生徒は通学距離がこれまでより延びる可能性があります。これまで、教育委員会では通学距離の目安を小学校１㎞、中学校 1.5㎞ としていましたが、学区域が広い学校では目安の距離を超えて通学しているなど、各校で実態は大きく異なります。今後は、概ね 30 分程度を目安とし、小学校 1.5㎞、中学校２㎞ 程度を目安とします。

適正配置により、通学区域の変更を行う場合は、踏切や危険個所の横断等についても配慮し、通学路の安全確保にも努めていきます。

※国の基準は小学校でおおむね４㎞ 以内、中学校でおおむね６㎞ 以内となっています。また、スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間は概ね１時間以内という目安が示されています。

③ 適正配置後の学校規模

適正配置を行う場合、受け入れた学校が過大規模となる可能性があります。20 年後の学校規模を算出し、改築後でも適正な教育環境を確保できるか検討します。

④ 人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長などにより、人口が大きく変動する場合があります。該当地域の学校の適正配置は慎重に進めます。

【適正配置対象校の選定フロー】

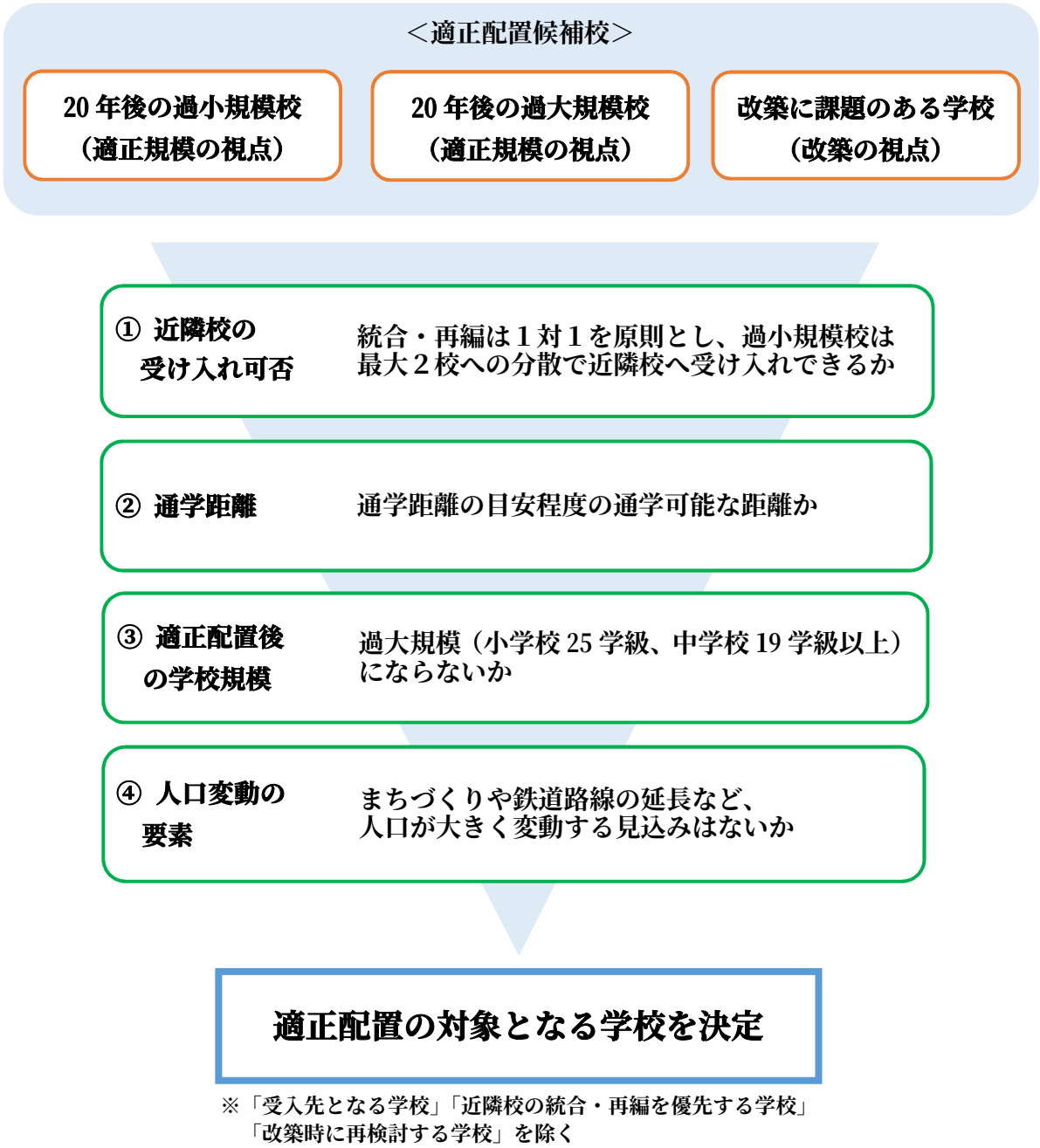

※「受入先となる学校」「近隣校の統合・再編を優先する学校」
「改築時に再検討する学校」を除く

（５）その他の留意事項

学校の適正配置を検討する際は、以下の事項について留意します。

● 設置場所

新校の設置場所は、統合・再編となる学校のいずれかの校地を活用します。また、必要に応じて改築・改修工事を行います。設置場所は校地面積、建築年度、施設内容や教室数、周辺環境、隣接校との位置関係などを勘案し決定します。

● 小中一貫教育

区では、平成 23 年から施設が離れた小中学校における小中一貫教育の研究を開始し、授業改善による学力・体力の向上や連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、滑らかな接続による安定した学校生活などの成果が確認されています。

今後は、引き続き全ての小中学校において小中一貫教育の取組を継続するとともに、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、敷地の状況や児童・生徒数、施設規模などを勘案し検討することとします。

● 特別支援学級

統合・再編の対象校に特別支援学級が設置されている場合は、原則として、新校に特別支援学級を設置します。ただし、新校を設置しない場合や、教室数など施設の状況等により対象校への設置が困難な場合、周辺校に移設することがあります。

● ねりっこクラブ

各小学校では、放課後の児童の居場所として、ねりっこクラブを実施しています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、必要なスペースの確保に努めます。

● 地域コミュニティ・避難拠点

学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持っており、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、地域の皆さまと教育上の課題などを共有し、理解と協力を得られるよう努めていきます。

● 跡地・跡施設の活用

統合・再編によって生じる跡地・跡施設は、改築中の仮設校舎としての活用や、新たな区民ニーズに応える機能への転換などを検討します。

● 協議会の設置

校名・標準服などの選定、交流事業の実施、対象校の歴史や伝統の保存については、統合・再編のための協議会を設置し、関係者の意見を聞きながら進めます。

4. 適正配置実施計画の策定

区立小・中学校の適正配置は、実施計画を策定のうえ進めていきます。実施計画は、「適正配置対象校の選定フロー（P14）」に基づき検討し、令和６年度に令和 10 年度までの計画を策定する予定です。

また、その後も児童・生徒数や改築校の状況も踏まえ、練馬区学校施設管理実施計画と整合を図りながら、概ね５年ごとに見直しを行います。

【実施計画の策定スケジュール（予定）】

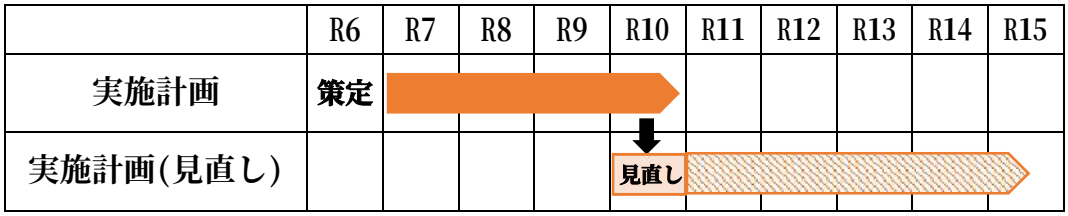

第２章　区立幼稚園の適正配置

１.区立幼稚園を取り巻く状況

（１）園児数の推移

幼稚園の園児数は、近年大きく減少しているのに対し、保育所の園児数は、増加傾向です。急速な少子化の進行、女性の就業率の増加による保育需要の高まりから、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

＜区内園児数の推移＞

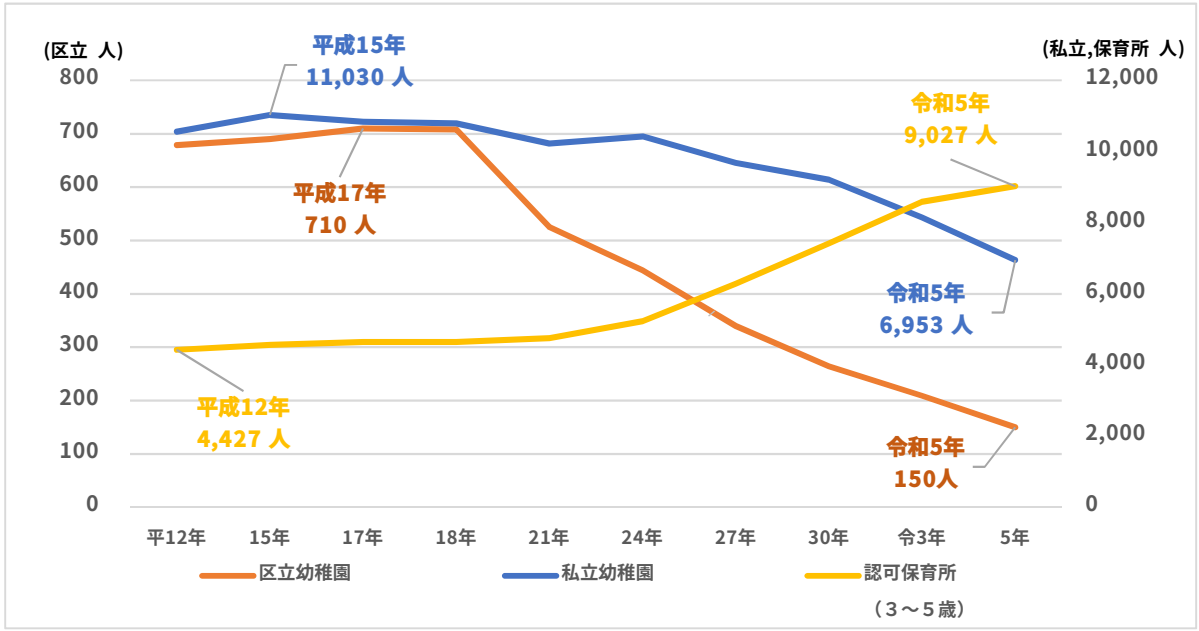

（２）幼稚園のニーズ

０歳児の子どもの保護者に、現在と将来１～５歳になった時に利用したい施設を調査しました。０～２歳は保育所の利用希望が高いですが、３歳以降になると幼稚園の利用希望も増加しています。

＜保育施設の利用希望比率＞

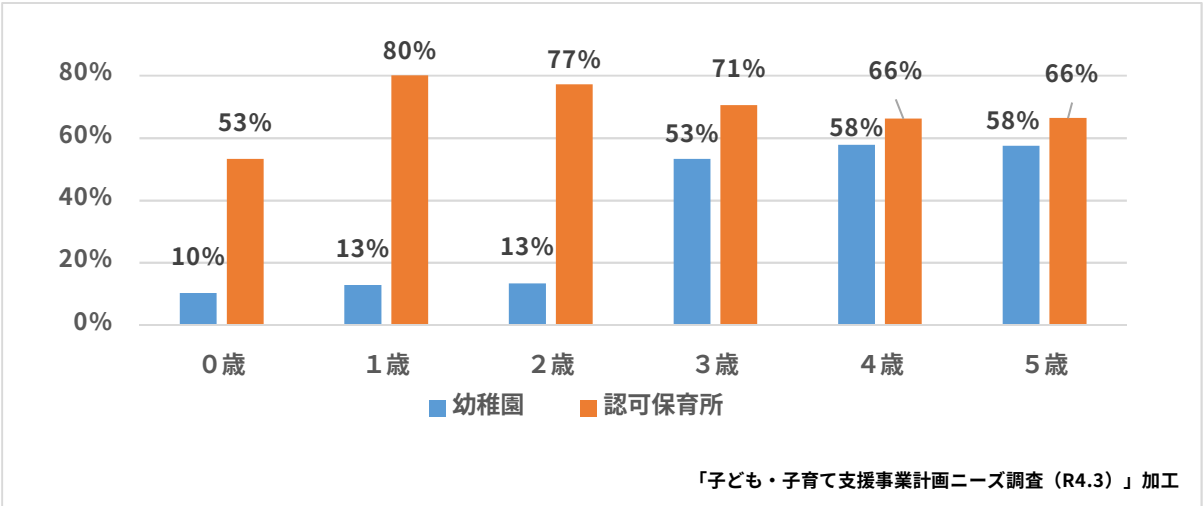

「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（R4.3）」加工

また、幼稚園に通園させたい理由で「保育期間が適切である」と回答した方に保育期間について再度質問したところ、「３年保育が適切である」と回答した方が全体の８割を超えました。

＜適切な保育期間ニーズの割合＞

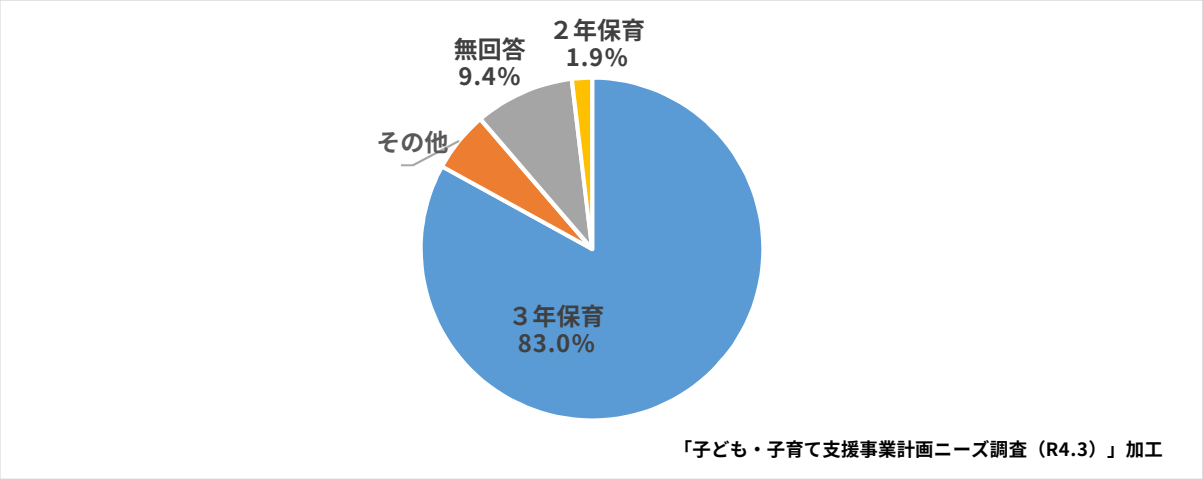

「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（R4.3）」加工

（３）障害児保育

区立幼稚園では３園全てで障害児保育を実施しています。区立幼稚園、私立幼稚園ともに受け入れ数は増加傾向です。園児数における障害児数の割合は、私立幼稚園に比べ区立幼稚園の割合が高く、区立幼稚園に通園する園児全体の約 40%が障害児となっています。区立幼稚園では、重度障害児、医療的ケア児も受け入れており、障害児の就園先となっています。

＜区内園児数に占める障害児の割合＞

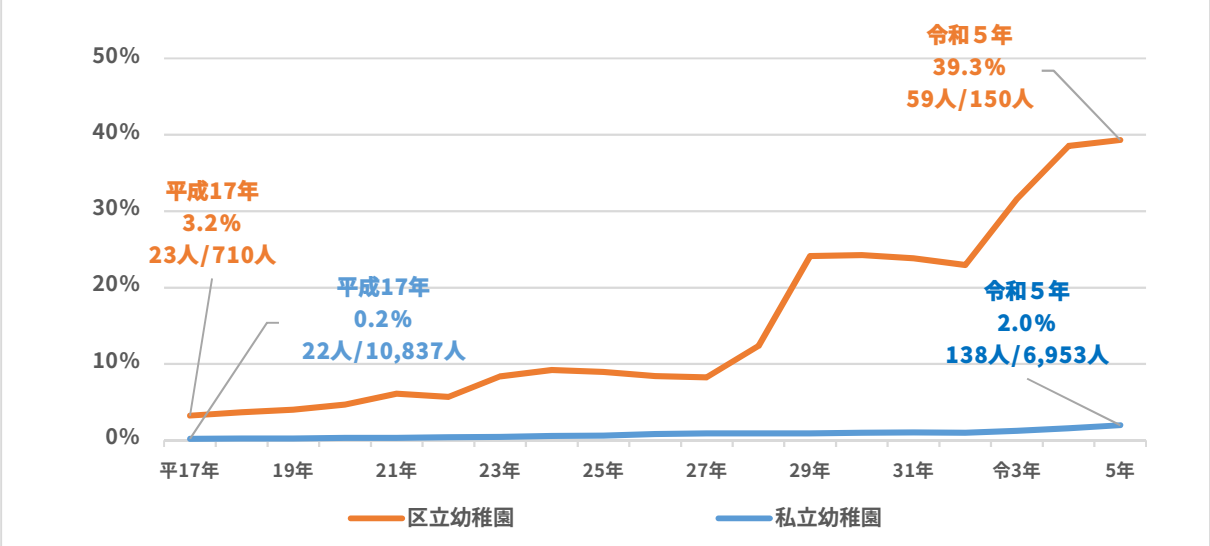

２．区立幼稚園の教育

（１）生きる力と豊かな心の育成

幼稚園は、小・中学校と同様に学校教育法に基づく学校であり、子どもが初めて出会う学校です。区立幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を通して、基本的な生活習慣を身に付け、思いやりのある心を育てるなど、幼児期にふさわしい教育を行っています。また、「遊び」を心身の調和のとれた発達の基礎となる重要な学習と位置付け、幼児の感性や思考力、創造力をはぐくむことができる教育活動を展開しています。

（２）私立幼稚園との連携

区全体の幼児教育の充実・発展のため、私立幼稚園と協力して研究や研修を行うなど連携した取組を実施しています。

３．区立幼稚園のあり方検討委員会の設置

区立幼稚園は、女性の就業率の増加による保育需要の高まりや急速な少子化により園児数が減少している一方、障害児保育や３歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について令和６年度に検討委員会を設置し議論していきます。

参考資料

●小学校

	学校名	児童数(人)	学級数(学級)	築年数(年)	校地面積(㎡)
1	旭丘	164[16]	6[2]	改築中	15,902
2	小竹	332	12	65	13,774
3	豊玉	491	17	52	11,459
4	豊玉第二	239[44]	10[6]	60	7,552
5	豊玉東	382	13	59	10,514
6	豊玉南	559	19	13	11,468
7	中村	926	28	59	13,881
8	中村西	408	13	61	14,095
9	早宮	502	17	47	12,565
10	開進第一	636	20	61	14,318
11	開進第二	478[23]	16[3]	61	10,470
12	開進第三	721	23	42	8,394
13	開進第四	562	18	52	13,248
14	仲町	787	24	56	12,412
15	南町	378	13	53	11,564
16	北町	728[28]	22[4]	59	13,579
17	北町西	438	16	57	14,557
18	練馬	436	15	61	12,243
19	練馬第二	375	14	60	9,075
20	練馬第三	510[45]	17[6]	48	9,106
21	練馬東	522[20]	17[3]	改築中	11,471
22	田柄	529	17	58	15,836
23	田柄第二	506	17	54	12,638
24	向山	482	17	改築中	10,796
25	豊溪	477	16	改築中	15,310
26	旭町	319	12	59	12,716
27	高松	681	21	56	11,067
28	春日	295	11	42	10,705
29	光が丘四季の香	451	14	41	14,110
30	光が丘春の風	591[27]	19[4]	40	12,001
31	光が丘夏の雲	500	17	34	12,001
32	光が丘秋の陽	331	12	47	11,992
33	光が丘第八	197[39]	7[5]	35	13,000
34	石神井	563	18	3	12,814
35	石神井東	413	14	58	12,455
36	石神井西	451[21]	15[3]	54	9,530
37	石神井台	507	18	47	9,846
38	上石神井	755	24	56	11,662
39	上石神井北	691[37]	22[7]	改築中	13,757
40	下石神井	852	26	3	9,247
41	光和	796	24	20	16,210
42	谷原	717[38]	22[5]	11	14,197
43	北原	667	22	45	12,412
44	立野	535	18	62	13,211
45	関町	684	22	59	13,460
46	関町北	598	19	1	14,037
47	大泉	557[14]	18[2]	60	14,460
48	大泉第一	245	10	59	11,547
49	大泉第二	747	24	60	12,229
50	大泉第三	492[30]	16[4]	59	14,425
51	大泉第四	545	18	57	15,393
52	大泉第六	360	12	54	9,905
53	大泉東	747[28]	24[4]	5	14,918
54	大泉西	394	13	50	12,171
55	大泉南	612	20	58	12,403
56	大泉北	552	18	50	12,683
57	大泉学園	327[22]	12[3]	56	9,210
58	大泉学園緑	498	17	46	11,104
59	大泉学園桜	347	12	43	16,076
60	泉新	515	18	55	9,376
61	橋戸	259	11	47	10,129
62	南田中	346[28]	13[4]	56	14,278
63	南が丘	363	12	48	9,894
64	富士見台	576	20	51	9,453
65	八坂	399	14	53	10,111

※児童数、学級数、校地面積は令和５年５月１日現在

※築年数は令和６年３月末現在

※[　]は特別支援学級の児童数・学級数でいずれも外数

●中学校

	学校名	生徒数（人）	学級数（学級）	築年数（年）	校地面積（㎡）
1	旭丘	137[6]	6[1]	改築中	12,417
2	豊玉	271	9	59	15,463
3	豊玉第二	225	7	9	11,373
4	中村	548[17]	15[3]	53	24,378
5	開進第一	428	12	56	24,736
6	開進第二	416	12	58	25,889
7	開進第三	394	12	52	16,499
8	開進第四	438	13	7	14,491
9	北町	365	11	52	15,086
10	練馬	481[33]	13[5]	54	19,968
11	練馬東	269	9	50	15,999
12	貫井	413	12	61	13,910
13	田柄	418	13	改築中	18,363
14	豊渓	137	5	58	10,818
15	光が丘第一	266	8	40	14,999
16	光が丘第二	329	9	37	14,957
17	光が丘第三	381[44]	12[6]	36	17,977
18	石神井	583[52]	17[7]	58	16,874
19	石神井東	556	16	45	11,105
20	石神井西	674	18	59	15,920
21	石神井南	350	10	改修中	11,296
22	上石神井	373	10	62	13,559
23	南が丘	278[15]	9[2]	44	19,065
24	谷原	501[21]	14[3]	47	14,650
25	三原台	554	16	46	13,057
26	大泉	707[51]	19[7]	60	16,732
27	大泉第二	542	15	52	18,919
28	大泉西	529	16	3	13,868
29	大泉北	315	10	46	14,598
30	大泉学園	470	13	62	14,693
31	大泉学園桜	202	7	43	15,958
32	関	483	14	49	12,686
33	八坂	210	7	52	17,924

※生徒数、学級数、校地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

※築年数は令和 6 年 3 月末現在

※[　]は特別支援学級の生徒数・学級数でいずれも外数

●幼稚園

	幼稚園名	園児数（人）	学級数（学級）	築年数（年）	敷地面積（㎡）
1	北大泉	21[20]	4	49	2,308
2	光が丘むらさき	41[13]	4	38	2,131
3	光が丘さくら	29[26]	4	35	2,312

※園児数、学級数、敷地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

※築年数は令和 6 年 3 月末現在

※[　]は心身障害児数で外数

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(素案)

令和５年（2023 年）12 月

発　行　練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課
住　所　〒176-8501　練馬区豊玉北 6-12-1
電　話　（03）3993-1111（代表）
ＦＡＸ　（03）5984-1221
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

参考資料

区立学校の適正配置について（答申）

平成28年６月10日付け28練教教教第10095号および令和５年７月31日付け５練教教教第10170号により、諮問のあった「区立学校の適正配置」について、「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」を開催し、区立小・中学校の適正規模に関すること、適正配置の方針および計画に関すること、学校施設の改修・改築に関すること、今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて、これまで審議を重ねてきたところです。

検討の結果、下記のとおり答申します。

令和５年11月20日

練馬区教育委員会
教 育 長　堀　和夫　様

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会

委 員 長　三浦　康彰
副委員長　枝村　　聡
委　　員　和田　清美
委　　員　小林　三保
委　　員　石神　　徹
委　　員　関根　幸男
委　　員　田邊　克宣
委　　員　木原　賢三
委　　員　篠原　直子
委　　員　櫻井　和之
委　　員　杉山　賢司
委　　員　柴宮　　深
委　　員　山本　浩司
委　　員　風間　浩也

１　審議スケジュール

	開催日	主な議題
1	平成 28 年６月 10 日	○練馬区政の方向性 ○練馬区におけるこれまでの適正配置の取組 ○練馬区における適正配置等に関する課題の確認
2	平成 28 年６月 17 日	○適正規模のあり方の検討 ○過大規模校の対応の検討
3	平成 28 年７月１日	○過大規模校の対応の検討 ○過小規模校の対応の検討
4	平成 28 年７月７日	○過小規模校の対応の検討 ○過小規模校および過大規模校に関する中間提言
5	平成 28 年７月 22 日	○過小規模校の対応の検討 ○新たな適正規模のあり方、適正配置の進め方
6	平成 28 年８月４日	○過小規模校および過大規模校の今後の対応 ○区立学校の適正配置の具体的な進め方の検討
7	平成 28 年９月 20 日	○(仮称)練馬区学校管理基本計画（素案）について ○光が丘第四中学校の課題への対応について ○旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の課題への対応について
8	平成 28 年 10 月 24 日	○練馬区学校施設管理基本計画（素案）について ○光が丘第四中学校の対応について
9	平成 28 年 11 月 14 日	○練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画 ○旭丘・小竹地域における保護者および地域説明会等で寄せられた主な意見等に対する区の考え方
10	平成 28 年 12 月 20 日	○今後10年間の改築対象校の表し方 ○学校施設管理実施計画の計画期間の考え方 ○改築順序の基本的な考え方
11	平成 29 年１月 30 日	○新たな区立学校の適正配置基本方針
12	平成 30 年８月 23 日	○これまでの検討内容および今後の検討事項 ○過大規模校および過小規模校の対応経過（報告）
13	平成 30 年 11 月７日	○学校施設の改築について ○旭丘・小竹地域の課題への対応について
14	平成 30 年 12 月 21 日	○学校施設管理実施計画（素案）について ○旭丘・小竹地域の課題への対応について
15	令和元年７月８日	○区の適正配置および学校施設管理の考え方・取組について ○今後の学校改築の考え方について
16	令和元年８月５日	○今後の児童・生徒数等の推移、望ましい学校規模の考え方 ○小中一貫教育の取組について

17	令和元年８月 30 日	○旭丘・小竹地区における（仮称）小中一貫教育校推進委員会の設置について ○２校目の小中一貫教育校の施設について
18	令和元年 11 月 20 日	○新たな小中一貫教育校の設置に向けた取組について ○学校施設の長寿命化について
19	令和元年 12 月 16 日	○練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画](素案)について ○新たな小中一貫教育校の開校に向けた今後の検討事項について
20	令和２年３月 12 日	○公共施設等総合管理計画[実施計画](案)について ○旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会について
21	令和２年 12 月 15 日	○これからの学校施設の維持管理について
22	令和３年３月 （書面開催）	○これからの学校施設の維持管理について ○旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校について
23	令和４年 10 月 24 日	○これまでの検討経過と今後の流れ ○練馬区の状況（児童・生徒数の推移、学級数の推移等） ○練馬区の学校改築状況
24	令和５年３月 13 日	○練馬区の現状と適正配置の必要性 ○適正配置の考え方（案）
25	令和５年６月 29 日	○適正規模・適正配置検討委員会の説明と検討経過 ○新たな適正規模・適正配置の考え方について
26	令和５年８月 30 日	○区立小・中学校の適正規模の考え方について ○区立小・中学校の通学距離の延長について ○今後の区立幼稚園について
27	令和５年 10 月 31 日	○区立学校の適正配置（答申）（案）について ○適正配置基本方針（素案）について ○学校施設管理実施計画（素案）について

2　小・中学校の適正規模に関すること

⑴　小学校

国の標準規模を踏まえ、単学級（１学年あたり１学級）を回避し、全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、これまでどおり１学年２～３学級を基本とする12～18学級とすることが適当である。また、学校施設状況（教室数の確保、運動場・体育館の面積など）を勘案し、引き続き19～24学級は許容範囲とすることが適当である。

⑵　中学校

国の標準規模と整合性を図るとともに、生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、これまでどおり１学年４～６学級を基本とする12～18学級とすることが適当である。

⑶　小中一貫教育校

練馬区小中一貫教育推進方針（平成28年６月）により、引き続き各学年２～３学級程度を基本とする18～27学級とすることが適当である。

※国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則第41条および第79条により、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」としている。また、同第79条の３により、義務教育学校の学級数は「18学級以上27学級以下」としている。

3　小・中学校の適正配置の方針および計画に関すること

⑴　方針および計画の策定について

現在の「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」は平成17年に作成されたものであり、急速な少子化の進行など、当時とは社会や学校を取り巻く環境は大きく変化している。今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、早急に新たな方針を策定し、具体的な実施計画を定めていくことが必要である。

また、上記に加え、適正配置を行った際の通学距離の延長や、通学区域の変更について、子どもたちの環境の変化を最小限に留め、安全面に配慮した内容にすることが必要である。

なお、方針・計画の策定にあたっては、大江戸線延伸等による一部地域の児童・生徒数の増加を注視するとともに、後述する小・中学校の学校施設の改修・改築と整合の取れた、概ね20年程度を見据えたものとすることが適当である。必要に応じて改築計画と合わせた見直しを概ね５年ごとに検討することが望ましい。

⑵　適正配置の方法

ア　過小規模校の適正配置の方法

適正規模を下回る過小規模校は、通学区域の変更、学校の統合・再編

のいずれかの方法により適正規模を確保することが適当である。

統合・再編は、①統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、②対象の過小規模校のみを廃止し、近接校の学区域に編入する方法のいずれかの方法が考えられる。

イ　過大規模校の適正配置の方法

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更により適正規模を確保することが適当である。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整することも必要である。

なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を維持している学校も統合・再編の対象となることも考えられる。

ただし、地理的条件や周辺校の学校規模により、適正配置が困難な場合は、学校運営に支障がないことを確認した上で、適正規模でなくても学校運営を継続することが必要である。

4　小・中学校の学校施設の改修・改築に関すること

練馬区の学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となる。教育委員会は練馬区学校施設管理基本計画において、築 60 年を目途に長寿命化または改築することとしており、それぞれの学校施設について、早急な判断が求められている。

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や、建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念がある。

運動場面積が縮小し、望ましい教育環境の維持に課題がある学校についても、適正配置の方針および計画の中で検討することが必要である。

5　今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関すること

区立幼稚園は、女性の就業率増加に伴う保育園利用の需要の増加や急速な少子化により園児数が大きく減少している。一方で、障害児の受入れや３歳児以降の預け先など一定のニーズも存在している。

今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について検討することが必要である。

28練教教教第10095号
平成２８年６月１０日

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年５月教規則第17号）第２条の規定にもとづき、下記のとおり諮問する。

平成２８年６月１０日

練馬区教育委員会
教 育 長　　河口　浩

記

区立学校の適正配置について貴会の意見を求めます。

（説明）

教育委員会では、児童生徒の教育環境の充実を図り、良好な学習環境を均等に提供するため、平成17年４月に「区立小中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、平成20年２月に「区立学校適正配置第一次実施計画」を、平成24年３月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を策定し、区立学校の適正配置を進め、その結果、現在は小学校65校、中学校34校、幼稚園３園を設置しています。

また、練馬区では、平成28年２月に、総合教育会議での協議を経て、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育および子育て施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。大綱では、重点施策の一つに学校の教育環境の整備を位置づけており、その中で、学校の建物や設備の改修改築を計画的に進めるとともに、区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにするなど、子どもたちの学ぶ環境を整えることとしています。

この間、区立学校の児童生徒数は、区の総人口が増加している一方、少子高齢化の影響により減少しています。その結果、いわゆる「過小規模」に分類される学校が小学校で６校、中学校で13校生じており、教育環境への配慮が必要となっています。また、練馬区では地域によって年少人口の変化に大きな差があり、「過大規模」に分類される学校も生じています。

さらに、練馬区の学校施設は築30年以上経過しているものが約９割、築50年以上経過しているものが約４割に達しています。

現在の厳しい区の財政状況を考えると、教育環境の充実、学校規模の適正化、

学校施設の計画的な改修・改築の推進という複合的な課題に対応するためには、小・中学校の現在の数を、今後も維持していくことは大変難しいと考えています。

以上のことから、教育委員会では児童生徒の教育環境のより一層充実を図るため、小・中学校の更なる統合再編と計画的な学校施設の改修・改築対策を組み合わせた総合的な取組みを進めていくことを検討しています。そこで、つぎに掲げる事項についてご提言をお願いいたします。

⑴　小・中学校の適正規模に関すること。

⑵　小・中学校の適正配置の方針および計画に関すること。

⑶　小・中学校の学校施設の改修・改築に関すること。

なお、ご提言にあたり、急いで対応すべきものの方向性については平成28年８月中旬に中間提言として、最終的なまとめの提言については平成29年５月中旬を目途に答申をいただければ幸いです。

５練教教教第10170号
令 和 ５ 年 ７ 月 31日

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年５月教規則第17号）第２条の規定にもとづき、下記のとおり諮問する。

令和５年７月 31日

練馬区教育委員会
教 育 長　　堀　和夫

記

区立学校の適正配置について貴会の意見を求めます。

（説明）

教育委員会では、児童生徒の教育環境の充実を図り、良好な学習環境を均等に提供するため、平成17年４月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、平成20年２月に「区立学校適正配置第一次実施計画」を、平成24年３月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を、平成29年３月に「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」を策定し、区立学校の適正配置を進め、その結果、現在は小学校65校、中学校33校、幼稚園３園を設置しています。

また、練馬区では、令和３年３月に、総合教育会議での協議を経て、「練馬区教育・子育て大綱」を改定しました。「第２次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育および子育て施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。大綱では、重点施策の一つに学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実を位置付けており、区立幼稚園においては、多様な園児や教員等とのふれあいを通じて、豊かな心、思いやりのある心を育む教育に取り組んでいます。

近年の少子化や共働き世帯の増加などの影響により、区立幼稚園の園児数は減少しています。令和４年度には、200人を下回り（179人）、令和５年度においても150人と減少傾向が続いています。一方で、発達障害など支援を必要とする園児は増加傾向にあり、その割合は約４割に達しています。

また、昨年の国の出生数が初めて80万人を下回るなど、国の想定よりも早く少子化が進行しています。区においても出生率は1.06まで下がっており、少子化が幼稚園運営にもたらす影響は大きくなると考えられます。

以上のことから、教育委員会では、少子化や園児数減少、障害児受入数増など、区立幼稚園を取り巻く現状や社会的役割を踏まえ、今後の区立幼稚園のあり方について、検討する必要があると考えています。そこで、つぎに掲げる事項についてご提言をお願いします。

(1)　今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関すること。

なお、ご提言については、先に行っている小・中学校に係る諮問と合わせて答申をいただければ幸いです。

資　料　5	1

令和５年 12 月８日
教育振興部教育施策課
教育振興部学校施設課

学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）について

学校施設は、半数以上が築50年を経過し老朽化が進んでいるため、今後、改修・改築による施設の更新が必要となる。また、施設の取扱いについては、施設の建築年数だけでなく機能面や財政面等を踏まえた総合的な検討が必要となる。

平成31年３月の「学校施設管理実施計画」の策定後４年が経過し、この間、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある２階以上に設置した体育館を１階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）を下記のとおり策定する。

記

１　学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）
　別添のとおり

２　区民意見反映制度に基づく意見の募集
（１）周知方法
　ア　ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載
　イ　区ホームページへの掲載
　ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、みどりの風吹くまちビジョンオープンハウス会場、学校施設課での閲覧
　エ　区立小中学生用タブレットの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧
（２）意見の募集期間
　令和５年 12 月 11 日（月）から令和６年１月 15 日（月）まで
（３）意見の提出方法
　持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

３　今後のスケジュール
　令和６年　３月　　「学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）」を報告
　　３月末　策定

学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）の概要

資　料　5　2

1　概　要

○ 学校施設管理実施計画の中間見直しにあたり、主な内容として記載する以下の項目について、課題の整理と具体的な対応策の検討を行った。

○ 様々な条件を総合的に考慮し、令和６年度以降の改築・長寿命化実施校の選定を行う。
➡ 改築は概ね年２校ずつ、長寿命化は概ね年１～２校ずつ実施校を選定していく。

2　改築の整備方針

（１）学校施設の標準化

■　課 題

○ 区立小中学校の半数以上が築50年を経過しており、改築により今後の学校施設に求められる機能を整備し、教育環境を確保していく必要がある。

➡ **建築費用の高騰や大江戸線延伸による児童・生徒数の増加、35人学級編制による教室不足への対応**が必要である。

■　対応策

○ 標準的な仕様を設定し、シンプルかつコンパクトな校舎を整備する。

➡ **児童・生徒数に応じて必要な校舎の規模や教室数**を確保し、どの学校も同程度の教育環境となるよう整備を進め、**改築費用を抑制**する。

▲ 授業でのタブレット使用により机が大きくなったため、それに合わせて教室も大きくする。

（２）体育館が２階以上にある学校の取扱い

■　課 題

○ 区立の小中学校は全て災害時の避難拠点であり、主に体育館が避難場所として指定されている。

➡ 体育館が２階以上にある学校（11校）は、**エレベーターやスロープ等のバリアフリー対応がなされておらず**改善が求められている。

■　対応策

○ 昨年度、改築により**体育館を１階に配置するシミュレーションを行った**ところ、**全校１階に配置可能**であることが分かった。しかし、**運動場面積・形状に工夫が必要**な学校がある。

➡ 築年数が古い順から個別に検討し、対応方針を決定していく。

▲ ２階に体育館がある学校

（３）運動場の広さ

■　課 題

○ 改築を行う際には、35人学級編制による学級数の増加等に伴う**校舎の建築面積の拡大**に加え、**周辺道路の拡幅**や、**建築基準法等の改正による規制の強化等**により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念がある。

➡ **どのように運動場面積を確保していくか**検討が必要である。

■　対応策

○ 学習指導要領にある「トラック競技や短距離走、鉄棒運動、走り幅跳び」等ができる運動場面積の確保を目指す。

➡ 一方で、**学校ごとに敷地面積や形状が様々なため 設計で個別に検討**を行う。

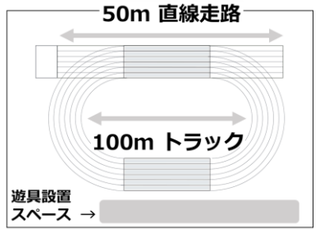

▲ トラックと直線走路・遊具の設置場所等を確保した運動場のイメージ（小学校）

（４）学校プールの取扱い

■　課 題

○ 学校プールの老朽化による**改修・改築費用の高騰や改築時の運動場面積の縮小など、学校改築におけるプールのあり方が課題**となっている。

➡ 練馬区では多くのプールが更新の時期となっており、今後の取扱いについて検討する必要がある。

■　対応策

○ １校１プールの設置を見直す。

➡ 近隣校同士での**共同利用を行う**ほか、**区立・民間プールの活用に向けてモデル事業を実施し、実現に向けた検証**を進める。

▲ 屋外に設置されているため、天候によっては授業が実施できないこともある。

3　改築・長寿命化実施校の選定

○ 改築・長寿命化実施校の順序を定めるにあたり、従来どおり以下の項目を考慮する。

【 考慮する項目 】

○ 建築年数
○ 学校の適正配置
○ 小中一貫校の設置
○ 近隣校の改築時期
○ 体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上での課題の有無
○ 複合化の対象施設の有無
○ その他、特に配慮を要する事項

○ 見直し後の計画では、「２ 改築の整備方針」についても考慮したうえで令和６～８年度に改築・長寿命化を実施する学校を明示する。

※ 改　　築 ：概ね年２校ずつ実施校を選定
※長寿命化：概ね年１～２校ずつ 実施校を選定

資　料　5　3

練馬区学校施設管理実施計画

〔中間見直し〕

令和６年度～10年度

〈素案〉

令和５年（2023年）12月

練馬区教育委員会

目　　次

はじめに
１　実施計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　中間見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１章　改築・長寿命化
１　改築・長寿命化についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１．１　施設の長寿命化に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１．２　改築・長寿命化の順序について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　改築の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２．１　改築の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２．２　改築の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３　長寿命化の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３．１　長寿命化の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３．２　長寿命化の改修方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　改築・長寿命化実施校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４．１　改築・長寿命化実施校の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４．２　令和６年度から８年度の改築・長寿命化実施校・・・・・・・・・・・・14
　４．３　令和９・10年度の改築・長寿命化実施校 ・・・・・・・・・・・・・・16

２章　改修
１　改修の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１．１　改修の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１．２　今後の改修予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

はじめに

１　実施計画の目的

平成 29 年３月に「練馬区学校施設管理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、区立学校施設の今後の管理方針を示しました。

「練馬区学校施設管理実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画に基づき、年度別計画等を明らかにし、具体的な取組を定めるものです。

２　中間見直しについて

平成31年３月の実施計画の策定後４年が経過し、この間、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある２階以上に設置した体育館を１階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、実施計画の中間見直しを行います。

３　計画の位置付け

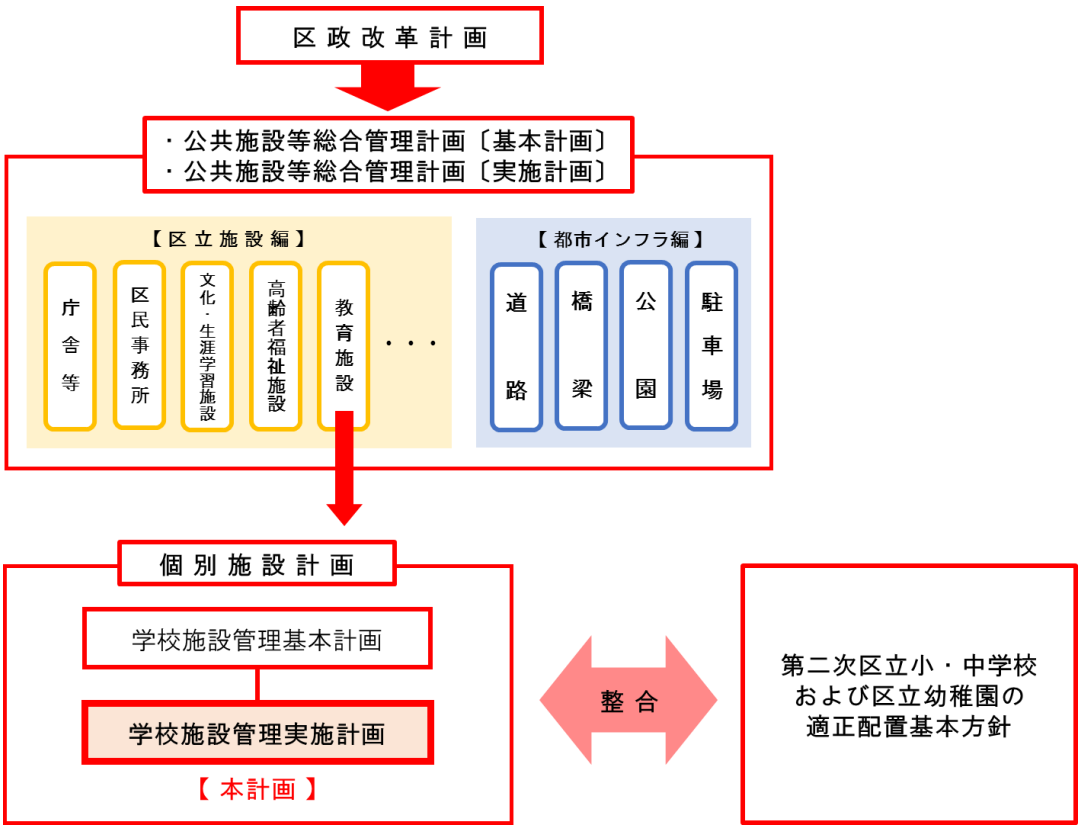

４　計画期間

実施計画の計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間としています。中間見直し後は、令和６年度から10年度までの後半５年間についてお示しします。

１章　改築・長寿命化

１　改築・長寿命化についての考え方

学校施設は、半数以上が築50年を経過し老朽化が進んでいるため、今後、改修・改築による施設の更新が必要となります。しかし、学校施設は区立施設全体の延床面積の半数以上を占め、改修・改築に多額の費用が必要となることから、施設の建築年数だけでなく施設の機能面や財政面等を踏まえた総合的な検討が必要となります。

基本計画では、施設の目標使用年数について、長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する施設は80年とし、長寿命化に適さない施設は築60年を目途に改築することとしています。

１．１　施設の長寿命化に向けた取組

施設の長寿命化に向けて計画的に取り組むため、築50年を超えた学校施設については順次、長寿命化の適否を調査し、次の基準に基づいて判断していきます。

判断にあたっては、使用部材の違いに応じた長寿命化の判断基準をそれぞれ定め、調査を行います。

【 長寿命化の判断基準 】

■ 鉄筋コンクリート造（以下、「ＲＣ造」）

基本的に以下の２つの基準を満たす建物を長寿命化検討対象施設とします。

調査項目	判断基準
⑴ コンクリート圧縮強度 ※1	13.5Ｎ/㎟を超える建物 （文部科学省が発行した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年３月）より）
⑵ コンクリートの中性化の進行状況 ※2	中性化の深さが30㎜未満の建物、または、中性化の深さが30㎜以上ではあるが、鉄筋の状態が良好な建物 （建築基準法により、躯体のコンクリートは表面から鉄筋までの距離が30㎜以上と定められているため、中性化の深さが30㎜未満のものは鉄筋まで中性化が進んでいない）

※１：コンクリートがどれだけの力（重さ）に耐えられるかを示したものです。

※２：建設当初は高アルカリ性であるコンクリートに、大気中の二酸化炭素が侵入し、表面から徐々に中性に近づく現象です。中性化によって直接コンクリートの物理的な劣化が進むことはありませんが、鉄筋の周囲が中性化することで、鉄筋が腐食する可能性が生じます。

■ 鉄骨造（以下、「Ｓ造」）

基本的に以下の２つの基準を満たす建物を長寿命化検討対象施設とします。

調査項目	判断基準
⑶ 鉄骨の腐食状況	鉄骨に断面欠損を伴う腐食が発生していない建物
⑷ 筋交いのたわみ	筋交いにたわみが生じていない建物

上記の躯体状況の判断基準を踏まえ、ＲＣ造の学校については、圧縮強度が13.5Ｎ/㎟を超えているかを確認しました。

13.5Ｎ/㎟を超えている施設は、中性化の深さが30㎜未満かを確認し、30㎜以上の施設は鉄筋の腐食状況を調査しました。Ｓ造の建物は、専門家が目視により調査しました（調査結果は「表１　令和５年度までに調査が完了した学校」を参照）。

１．２　改築・長寿命化の順序について

「改築」と「長寿命化」に振り分けられた学校は、下記の項目を総合的に考慮して順序を定め、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ進めることとしています。

【考慮する項目】

○　学校の適正配置 ※1
○　小中一貫教育校の設置
○　建築年数
○　施設の老朽化の程度
○　近隣校の改築時期 ※2
○　体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上での課題の有無
○　複合化の対象区立施設の有無
○　その他特に配慮を要する事項

※１　学校の適正配置

「第二次 区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案)」を定め、その中で以下の２つの視点で適正配置の候補校を抽出し、検討を行うこととします。

（１）適正規模の視点

児童・生徒数の規模が過大・過小となる場合には、適正配置の候補校として検討する。

（２）改築の視点

改築後に望ましい運動場面積の確保が難しい場合には、適正配置の候補校として検討する。

※２　近隣校の改築時期

学区域が重なる小中学校を改築する際、同じ子どもについて小中９年間全てが改築工事期間（仮設校舎）とならないよう、双方の工事期間を一定程度空けるか、連続する場合は中学校→小学校の順序で改築工事を行うこととします。

〔 表１ 〕令和５年度までに調査が完了した学校

圧縮強度が13.5N/㎟を超え、中性化の深さが30㎜未満の建物、または、圧縮強度が13.5N/㎟を超え、中性化の深さが30㎜以上であるが、鉄筋の状態が良好な建物を長寿命化検討対象施設とします。

《ＲＣ造》　　築年数：令和６年３月31日現在

		施設名		建築年月	建築年数	圧縮強度（N/㎟）	中性化深さ（㎜）	鉄筋の状態	調査年度
長寿命化「不適」（築60年を目途に改築）	1	立野小学校	校舎	S37.3	62	10.3	31.0		令和元年度
	2	上石神井中学校	校舎	S37.3	62	9.4	10.2		
	3	練馬小学校	校舎	S38.3	61	12.4	36.7		
	4	貫井中学校	校舎	S38.3	61	11.1	21.0		
	5	大泉中学校	校舎	S39.3	60	13.4	28.4		
	6	石神井東小学校	校舎	S41.3	58	9.3	13.8		令和２年度
	7	豊渓中学校	校舎	S41.3	58	12.2	26.1		
	8	泉新小学校	校舎	S44.3	55	10.6	17.1		
	9	田柄第二小学校	校舎	S45.3	54	11.3	19.8		
	10	練馬中学校	校舎	S45.3	54	12.7	36.0		
	11	開進第四小学校	校舎	S47.3	52	11.8	47.0		令和４年度
	12	北町中学校	校舎	S47.3	52	12.3	8.0		
	13	八坂中学校	校舎	S47.3	52	12.1	11.0		
長寿命化または改築を検討（長寿命化「適」）	1	小竹小学校	校舎	S34.3	65	14.9	34.4	良 好	令和元年度
	2	大泉学園中学校	校舎	S37.3	62	14.4	24.9		
	3	中村西小学校※1	校舎	S38.2	61	15.0	26.3		
	4	開進第一小学校	校舎	S38.3	61	16.5	20.7		
	5	開進第二小学校	校舎	S38.3	61	14.3	19.2		
	6	豊玉第二小学校※1	校舎	S39.3	60	16.2	38.8	良 好	
	7	練馬第二小学校※1	校舎	S39.3	60	17.3	24.3		
	8	大泉小学校	校舎	S39.3	60	15.0	27.1		
	9	大泉第二小学校※1	校舎	S39.3	60	14.6	13.6		
	10	豊玉東小学校	校舎	S40.3	59	14.4	28.6		令和２年度
	11	中村小学校※1	校舎	S40.3	59	17.2	34.5	良 好	
	12	北町小学校※1	校舎	S40.3	59	16.7	24.1		
	13	旭町小学校※1	校舎	S40.3	59	15.4	23.1		
	14	関町小学校	校舎	S40.3	59	16.2	16.2		
	15	大泉第一小学校	校舎	S40.3	59	14.8	19.4		
	16	大泉第三小学校	校舎	S40.3	59	13.7	50.1	良 好	
	17	豊玉中学校	校舎	S40.3	59	16.9	32.8	良 好	
	18	石神井西中学校	校舎	S40.3	59	15.1	26.4		
	19	田柄小学校	校舎	S41.3	58	13.9	14.1		
	20	大泉南小学校	校舎	S41.3	58	17.6	28.8		
	21	開進第二中学校	校舎	S41.3	58	15.2	23.3		
	22	石神井中学校	校舎	S41.3	58	14.4	22.7		
	23	北町西小学校	校舎	S42.3	57	16.7	42.4	良 好	
	24	大泉第四小学校	校舎	S42.3	57	15.3	18.7		
	25	仲町小学校	校舎	S43.3	56	14.5	13.0		
	26	高松小学校	校舎	S43.3	56	18.6	10.9		
	27	上石神井小学校※1	校舎	S43.3	56	15.9	27.3		
	28	大泉学園小学校	校舎	S43.3	56	16.9	19.4		
	29	南田中小学校	校舎	S43.3	56	13.8	26.1		
	30	開進第一中学校	校舎	S43.3	56	16.4	22.9		
	31	石神井西小学校	校舎	S45.3	54	20.4	30.1	良 好	
	32	大泉第六小学校	校舎	S45.3	54	22.7	13.7		
	33	開進第三小学校※1※2	校舎	S57.3	42	19.0	33.4	良 好	
	34	南町小学校※1	校舎	S46.3	53	17.5	37.7	良 好	令和４年度
	35	八坂小学校※1	校舎	S46.3	53	15.8	35.8	良 好	
	36	中村中学校	校舎	S46.3	53	17.0	33.3	良 好	
	37	豊玉小学校	校舎	S47.2	52	13.6	19.0		
	38	開進第三中学校	校舎	S47.3	52	18.9	32.4	良 好	
	39	大泉第二中学校	校舎	S47.3	52	15.7	23.7		

※1 校舎と体育館（２階）が合築になっており、避難拠点の運営上、課題がある施設

※2 校舎と合築になっている体育館（２階）が築50年を超えているため、適否の判断を実施

《Ｓ造》　　築年数：令和６年３月31日現在

	施設名			建築年月	築年数	鉄骨の腐食の有無	筋かいのたわみの有無	調査年度
長寿命化「適」（長寿命化または改築を検討）	0	上石神井中学校	体育館	S37.10	61	無	無	令和元年度
	1	豊玉第二中学校	体育館	S38.3	61	無	無	
	2	石神井南中学校	体育館	S38.3	61	無	無	
	3	大泉学園中学校	体育館	S38.3	61	無	無	
	4	大泉第二中学校	体育館	S37.6	61	無	無	令和２年度
	5	開進第三小学校※1	体育館	S43.3	56	無	無	
	6	大泉学園小学校	体育館	S44.1	55	無	無	
	7	泉新小学校	体育館	S44.11	54	無	無	
	8	八坂中学校	体育館	S47.12	51	無	無	令和４年度
	9	開進第四小学校	体育館	S50.10	48	無	無	
	10	南町小学校※1	体育館	S56.3	43	無	無	

※1 校舎と体育館（２階）が合築になっており、避難拠点の運営上、課題がある施設

２　改築の進め方

２．１　改築の流れ

学校施設の改築の流れは、概ね下記のとおりです。

【 改築の流れ 】

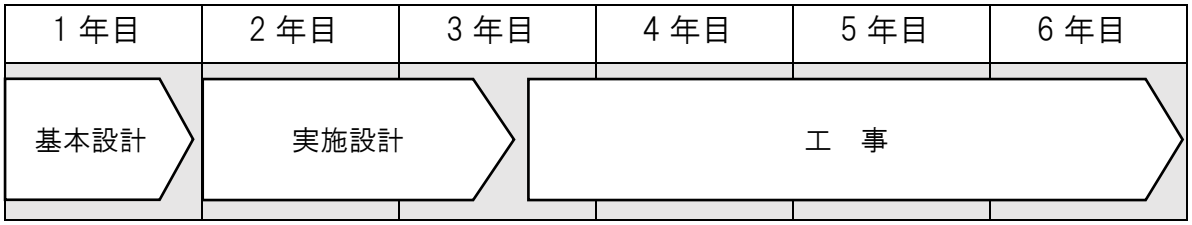

基本設計から実施設計までは２年半程度、工事は３年半程度の期間が必要です（施設の立地状況や規模等によって、より長い期間を要する場合があります。）。

改築にあたっては、保護者説明会や住民説明会等を開催し、設計の段階からご意見やご要望を広く伺いながら進めます。また、工事期間中は、児童・生徒と工事関係者の動線を分ける等、児童・生徒の安全を充分に確保しながら工事を進めます。

２．２　改築の整備方針

学校を改築する際には、以下の点を考慮し整備を進めていきます。

（１）改築の範囲

学校施設は、児童・生徒数の増加等に応じて増築してきたことから、校舎、体育館、プール等が複数の棟に分かれており、建築された時期が異なります。そのため、改築する範囲については、各棟の建築年数や改築実施時における児童・生徒の教育環境、工事計画への影響等を総合的に考慮して判断します。

（２）学校施設の標準化

区立小中学校の半数以上が築 50 年を経過しているため、改築により今後の学校施設に求められる機能を整備し、教育環境を確保していく必要があります。また、建築費用の高騰や大江戸線延伸による児童・生徒数の増加、35 人学級編制による教室不足への対応をしなければなりません。そこで、コンストラクションマネジメントの手法を導入し、発注者側視点での設計内容の確認、スケジュール、コスト、品質管理等のマネジメントを通じ、標準的な仕様を設定しました。

標準化にあたっては、「シンプルかつコンパクト」を基本とし、どの改築校でも同程度の教育環境を確保できるような教室数、各室の広さや仕様を設定しています。また、地域で最も身近な公共施設として、避難拠点の機能の確保や、地域住民の利用にも適した施設配置・建築設備などを考慮しています。加えて、バリアフリー化や ICT 化、環境への配慮など、時代による変化にも対応するものとしています。具体的な内容は、別途、標準仕様書を定めて進めていきます。

（３）２階以上に体育館がある学校

区立小中学校は全て災害時の避難拠点であり、主に体育館が避難場所として指定されています。このうち、体育館が２階以上にある学校（小学校 11 校）については、エレベーターやスロープ等のバリアフリー対応がされておらず、避難拠点の運営上の課題があります。

そこで、令和４年度に体育館を１階に配置可能かどうか確かめるため、以下の２つのシミュレーションを行いました。今後はシミュレーションの結果をもとに、築年数が古い順から個別に検討し対応方針を決定します。

シミュレーションの内容について

【 シミュレーション1 】　校舎･体育館棟の全てを改築する

- ☐ 諸条件整理 … 敷地の条件（面積･用途地域･緑化面積 等）の整理
- ☐ 校舎の配置検討 … 敷地内のどの位置に建て替えを行うか
- ☐ 工事工程の検討 … 上記の条件や校舎配置をもとにどのように工事を進めるか

敷地内の全ての建物を改築し、体育館を１階に配置した校舎を建設可能か

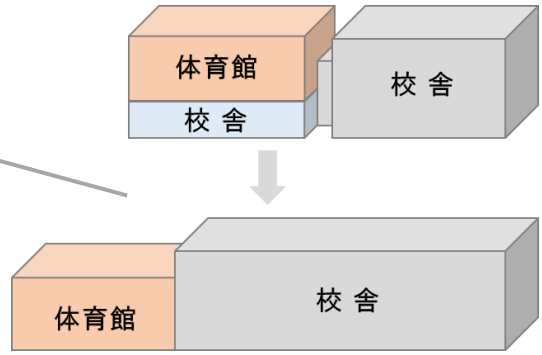

シミュレーション１の前提条件

【 児 童 数 】令和８年度時点での児童推計数に基づく。
【 教 室 数 】上記児童数に応じた必要教室数を設置し、35人学級編制とする。
【建 物 構 造】鉄筋コンクリート造とする。
【　階　数　】３階建てを基本とする。
【プール設置】運動場へのプール設置を前提とするが、困難な場合には出来る限りプールを継続的に利用できるよう工事工程を検討し、校舎屋上に設置する計画とする。
【 運 動 場 】100ｍトラック・50ｍ直線走路を確保できる広さとする。
【仮 設 校 舎】鉄骨造３階建てとする。
【緑 化 計 画】東京都の条例における計算方法に基づき、緑化面積を敷地面積の 25%・30%をそれぞれ確保した場合について計画する。

【 シミュレーション2 】　校舎を長寿命化し、体育館棟のみ改築を行う

☐ 法令上の確認 …　長寿命化を行う校舎が現行の法令に適合するかどうか
☐ 校舎の配置検討 …　敷地内のどの位置に建て替えを行うか

２階以上に体育館がある棟のみを改築し、１階に体育館を配置できるか

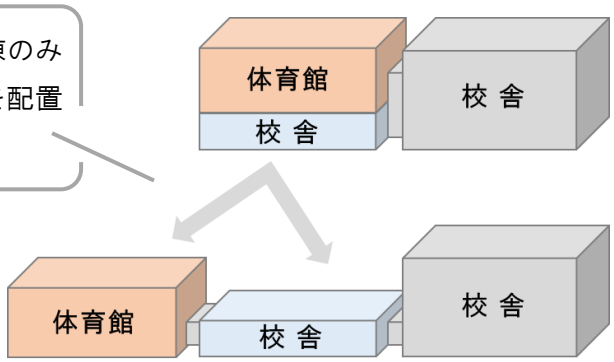

〔 表２ 〕２階以上に体育館がある学校の配置シミュレーション結果

学校		シミュレーション１	シミュレーション２
		校舎棟・体育館棟全てを改築	体育館棟のみを改築
1	中村西小学校	○	×
2	豊玉第二小学校	○	×
3	練馬第二小学校	○	×
4	大泉第二小学校	○	×
5	中村小学校	○	×
6	北町小学校	○	×
7	旭町小学校	○	×
8	上石神井小学校	○	×
9	南町小学校	○	×
10	八坂小学校	○	×
11	開進第三小学校	○	×
評　価		全校で１階に体育館を配置することは可能だが、運動場面積・形状については工夫が必要な学校がある。	体育館棟のみの改築を実施する場合、運動場面積が小さくなり、形状に課題がある。

（４）運動場の整備

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や、建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念があります。

今後の改築では、「小学校：100ｍトラック・50ｍ直線走路」「中学校：150ｍトラック・100ｍ直線走路」の確保を目指し、整備を進めますが、敷地面積や敷地の形状は学校ごとに様々であるため、改築時に個別に検討を行い、方針を決定していきます。

【トラックと直線走路のイメージ】

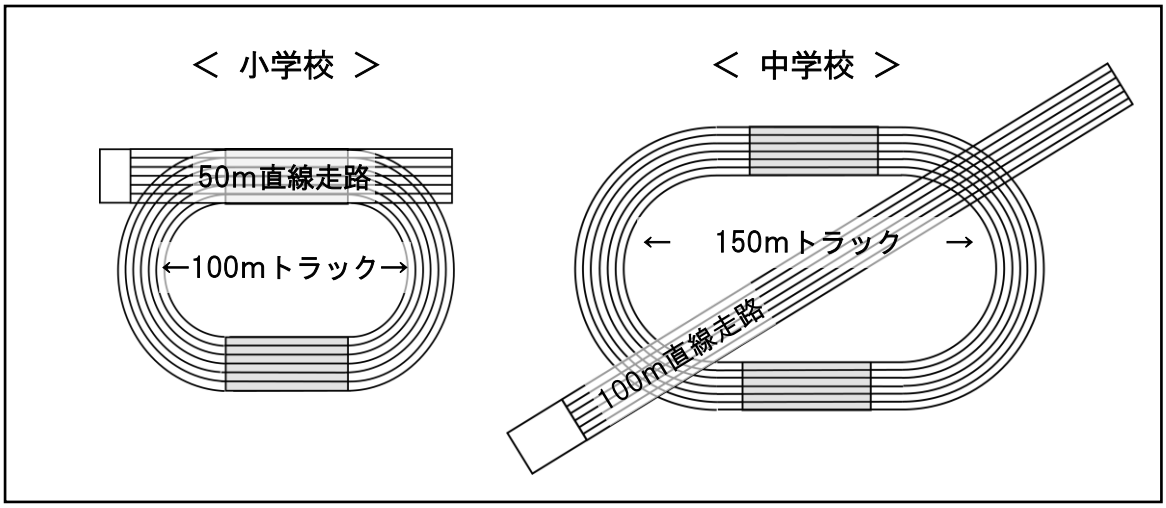

（５）学校プールのあり方

区では、多くの学校プールで老朽化が進んでおり、更新の時期となっています。改修・改築費用の高騰や改築時の運動場面積の縮小など様々な課題があり、学校改築におけるプールのあり方を検討する必要があります。

今後の学校においては、１校１プールの設置を見直し、近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けてモデル事業を実施し、実現に向けた検証を進めていきます。

（６）複合化

改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

３　長寿命化の進め方

３．１　長寿命化の流れ

学校施設の長寿命化の流れは、概ね下記のとおりです。

【 長寿命化の流れ 】

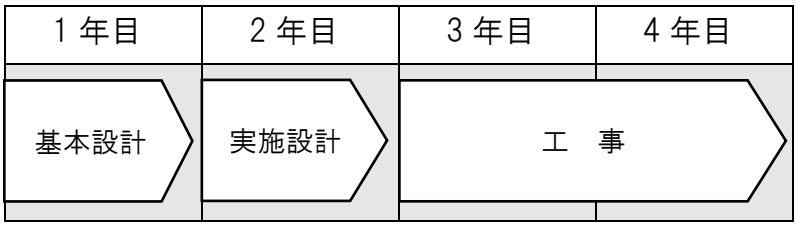

基本設計から実施設計までは２年程度、工事は２年程度の期間が必要です（改築同様、施設の立地状況や規模等によって、より長い期間を要する場合があります）。

工事期間中は、校庭に仮設校舎を建設し、引越しを複数回に分けて行いながら校舎の改修を少しずつ進めていきます。

３．２　長寿命化の改修方針

学校の長寿命化を行う際には、過去に実施した改修内容を確認し、耐用年数が経過しているものを中心に改修項目を検討します。その上で、建物の現況を調査し、状態が悪いものは優先的に改修項目として選定します。その際、過去に更新をしており、耐用年数が経過していなくても状態が良くないものは改修対象として検討します。

４　改築・長寿命化実施校

４．１　改築・長寿命化実施校の選定

学校施設の改築については、長寿命化の適否を判断した上で、「築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）を迎える学校」を基本とします。

具体的な学校の選定は、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から改めて判断をした上で、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ行っていきます。

また、選定において、建築年数が同一の学校が複数ある場合等については、「１．２　改築・長寿命化の順序について」で示した項目を考慮し、順序を決定します。改築までの間については、各施設の状況に応じた適切な点検と必要な改修を行います。

【 改築実施校選定の基本 】
築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）を迎える学校

《 選定の基本にかかわらず改築を実施する学校 》

ア　学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等に合わせて改築が必要な学校
イ　児童・生徒数の急増等に伴い、教室確保のために改築が必要な学校
ウ　まちづくり事業等に合わせて改築が必要な学校
エ　体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題がある学校
オ　隣接する２校を同時に改築した方が利点が多いと見込まれる場合の築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）に達していない学校
カ　改修だけでは今後必要とされる教育環境が確保できない学校

４．２　令和６年度から８年度の改築・長寿命化実施校

令和６年度から８年度までの３か年における改築・長寿命化実施校は「４．１　改築・長寿命化実施校の選定」の考え方に基づき、下表のとおりとします。

また、令和９年度・10年度の改築・長寿命化実施校については、後述する、検討を行う学校（以下「検討候補校」という。）の中から、様々な条件を総合的に考慮し、順次、選定していきます。

【 改 築 】

学校名	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度
立野小学校	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事
上石神井小学校 上石神井中学校	基本設計	実施設計	実施設計	工事	工事
大泉学園中学校	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
中村西小学校	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
練馬小学校	－	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事
大泉第二小学校	－	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事
令和９年度に 改築に着手する学校 （２校程度）	－	－	－	基本設計	実施設計
令和10年度に 改築に着手する学校 （２校程度）	－	－	－	－	基本設計

※ 事業期間は変更となる可能性があります。

【 長寿命化 】

学校名	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度
開進第一小学校	基本設計	実施設計	工事	工事	－
開進第二小学校	基本設計	実施設計	工事	工事	－
豊玉中学校	－	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
大泉第三小学校	－	－	基本設計	実施設計	工事
石神井西中学校	－	－	基本設計	実施設計	工事
令和９年度に 長寿命化に着手する 学校（１～２校程度）	－	－	－	基本設計	実施設計
令和10年度に 長寿命化に着手する 学校（１～２校程度）	－	－	－	－	基本設計

※ 事業期間は変更となる可能性があります。

４．３　令和９・10 年度の改築・長寿命化実施校

令和９・10 年度の改築・長寿命化実施校については、昭和 37 年度から 40 年度に建築された学校を検討候補校とし、「学校の適正配置」「小中一貫教育校の設置」「児童・生徒数の急増等に伴う教室確保」「まちづくり事業」等の状況を踏まえ検討を行い、令和７年度から８年度に、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ、順次、選定・公表していきます。

なお、検討状況等を踏まえ、検討候補校にあがっている学校を選定の対象としない場合、また検討候補校にあがっていない学校を早期の改築が必要な学校として選定の対象とする場合があります。

【 検討候補校（昭和 37 年度から 40 年度に建築された学校） 】

（築 61 年）貫井中学校
（築 60 年）豊玉第二小学校、練馬第二小学校、大泉小学校、大泉中学校
（築 59 年）豊玉東小学校、中村小学校、北町小学校、旭町小学校、
関町小学校、大泉第一小学校
（築 58 年）田柄小学校、石神井東小学校、大泉南小学校、開進第二中学校
豊渓中学校、石神井中学校

※ 建築年数は令和６年３月 31 日時点

２章　改修

１　改修の進め方

１．１　改修の基本的な考え方

学校施設の改修は、基本計画で示したとおり、施設の状況について日常点検、法定点検により不具合の兆候を確実に把握し、随時、必要な改修を行っていきます。その上で、築20年を目途に、外壁・屋上防水および電気・機械設備等の改修を実施します。また、築40年を目途に、それらの改修に加えて、電気配線、空調の配管、給排水の配管等の改修を行います。目標使用年数を80年とする長寿命化に適する施設については、築60年を目途に改修を行います。

【 主な改修内容 】

■ 築20年を目途に行う改修（一般改修）

【 建　築 】外壁・屋上防水、プール改修
【機械設備】空調・換気設備(機器)、給排水(機器)、トイレ設備、プールろ過機
【電気設備】変電設備、電灯設備・動力設備、照明器具・防災設備

■ 築40年を目途に行う改修（大規模改修）

【 建　築 】外部建具
【機械設備】空調（配管）、換気設備（ダクト）、給排水（配管）、校庭散水設備
【電気設備】配線

■ 築60年を目途に行う改修（長寿命化改修）

【 建　築 】外壁・屋上防水、プール改修
【機械設備】空調・換気設備(機器)、給排水(機器)、トイレ設備、プールろ過機
【電気設備】変電設備、電灯設備・動力設備、照明器具・防災設備

１．２　今後の改修予定

今後、５年間に改修を予定している基本的な改修項目と学校数は下表のとおりです。改修対象校については、設備の劣化状況等を踏まえ、決定していきます。

改修項目	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度
外壁・屋上防水改修	年間　５校程度				
受変電設備改修	年間　５校程度				
給水設備改修	年間　３校程度				
トイレ改修	年間　５校程度				
プール改修	年間　５校程度 ※ 対象校は、近隣校同士でのプールの共同利用や、区立・民間プールの活用の検討を行ったうえで選定します。				
非常放送設備改修	年間　３校程度				
体育館照明改修	年間　４校程度				

〔 参考資料 〕 区立小中学校校舎の建築年月等（令和６年３月31日時点）

学校名	建築年月	建築年数
小竹小学校	S34,3	65
立野小学校	S37,3	62
上石神井中学校		
大泉学園中学校		
中村西小学校	S38,2	61
開進第一小学校	S38,3	
開進第二小学校		
練馬小学校		
貫井中学校		
豊玉第二小学校	S39,3	60
練馬第二小学校		
大泉小学校		
大泉第二小学校		
大泉中学校		
豊玉東小学校	S40,3	59
中村小学校		
北町小学校		
旭町小学校		
関町小学校		
大泉第一小学校		
大泉第三小学校		
豊玉中学校		
石神井西中学校		
田柄小学校	S41,3	58
石神井東小学校		
大泉南小学校		
開進第二中学校		
豊渓中学校		
石神井中学校		
北町西小学校	S42,3	57
大泉第四小学校		

学校名	建築年月	建築年数
仲町小学校	S43,3	56
高松小学校		
上石神井小学校		
大泉学園小学校		
南田中小学校		
開進第一中学校		
泉新小学校	S44,3	55
田柄第二小学校	S45,3	54
石神井西小学校		
大泉第六小学校		
練馬中学校		
南町小学校	S46,3	53
八坂小学校		
中村中学校		
豊玉小学校	S47,2	52
開進第四小学校	S47,3	
開進第三中学校		
北町中学校		
大泉第二中学校		
八坂中学校		
富士見台小学校	S48,3	51
練馬東中学校	S48,8	50
大泉西小学校	S49,3	
大泉北小学校		
関中学校	S50,3	49
練馬第三小学校	S51,3	48
南が丘小学校		
早宮小学校	S52,3	47
光が丘秋の陽小学校		
石神井台小学校		
橋戸小学校		
谷原中学校		
大泉学園緑小学校	S53,3	46
三原台中学校		
大泉北中学校		

学校名	建築年月	建築年数
石神井東中学校	S53,7	45
北原小学校	S54,3	
南が丘中学校	S54,4	44
大泉学園桜小学校	S55,8	43
大泉学園桜中学校	S56,3	
春日小学校	S56,12	42
開進第三小学校	S57,3	
光が丘四季の香小学校	S58,3	41
光が丘春の風小学校	S59,3	40
光が丘第一中学校		
光が丘第二中学校	S62,3	37
光が丘第三中学校	S63,3	36
光が丘第八小学校	H1,3	35
光が丘夏の雲小学校	H2,3	34
光和小学校	H16,2	20
豊玉南小学校	H23,2	13
谷原小学校	H24.11	11
豊玉第二中学校	H26,11	9
開進第四中学校	H28,7	7
大泉東小学校	H31.3	5
下石神井小学校	R2.7	3
大泉西中学校	R2.11	
石神井小学校	R2.12	
関町北小学校	R4.12	1
上石神井北小学校	改築中	―
新しい小中一貫教育校（旭丘小・旭丘中）	改築中	―
向山小学校	改築中	―
田柄中学校	改築中	―
練馬東小学校	改築中	―
豊渓小学校	改築中	―
石神井南中学校（長寿命化）	改修中	―

※ 建築年月が複数年度に分かれている学校については、最も古いものを記載しています。

練馬区学校施設管理実施計画

〔中間見直し〕

令和５年(2023 年)12 月

〈素案〉

発行　練馬区　教育委員会事務局　教育振興部　学校施設課
住所　〒176-8501　練馬区豊玉北 6-12-1
電話　　(03) 3993-1111（代表）
ＦＡＸ　(03) 5984-1221
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　6

令 和 5 年 12月 8 日
教育振興部教育指導課

教職員による児童生徒への性暴力等の防止に向けた取組について

練馬区立学校における教職員による児童生徒への性暴力等の防止に向け、下記の取組を行う。

記

1　児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会の設置

⑴　目的

練馬区立学校の教職員による児童生徒への性暴力等の防止に向け、児童生徒を守る視点から、未然防止、早期発見、初期対応等の具体策を提言する。

⑵　委員の構成

ア　学識経験者　　１名
イ　弁護士　　１名
ウ　心理に識見を有する者　１名
エ　医師　　１名

⑶　設置時期

令和５年12月（予定）

2　第三者相談窓口の設置

⑴　目的

教職員による児童生徒への性暴力等を早期に発見するため、心理に識見を有する者を相談員として、相談や通報を受け付ける第三者相談窓口を設置する。

⑵　相談の方法

ア　電話
イ　メール
ウ　相談フォーム

⑶　相談受付日

ア　電話による相談

水曜日と金曜日の午後３時から午後６時まで

イ　メールおよび相談フォームによる相談

随時受付

⑷　相談開始時期

電話による相談受付は12月中に開始予定。
メールおよび相談フォームによる相談は12月４日から開始済み。